

に貯へ置んことを請しに、不使得許之、但銃炮の鉛丸のみ船中に置くへしと也、

都府より命令下らざるの間は、日本人の中一人も我使節と接語するものなし、最も使節居館の戸外には、晝夜警固の監人二人を置いてこれを守らしむ、十一月十一日、都府より使節甲必丹と共に出府すへきの命下れりと報す、自注、按するに、彼月日也、以下條十月の間、是に由て同月廿五日、我同勢都て廿四人、ともに長崎を發途す、其内十六人は使節の從屬、八人は甲必丹の從者也、

十二月三十一日、自注、按するに、我慶安二年十二月の内、當るへし、定例の旅館に宿す、但隨從の日本人は、吾輩和同の支障も有へしとて、別居すへしとの命有しとぞ、

千六百五十年十一月十八日、自注、按するに、我慶安二年十二月の内、當るへし、使節甲必丹とともに、一官府の第宅に召され、近頃來りしホルトガル使節の言上せしこと、およひ吉利斯督宗法の事等查檢の事あり、同月廿日また其官府にめされ尋問ありしは、曾て二ヶ年以前、使者コンサルホデイシケラテソ自注、按するに、ホルトガル使者の事、後に辨證者來津す、其者いはく、某年某月、我船バタ

齋し來る方物を呈上せり、但爾後儲君に禮拜す、同月八日、再び營中に召れ、國王より左の品を使節に賜はる、

銀五百枚 阿蘭陀國王
銀二百枚、衣服十 使 節 ね
衣服三十 甲 必 丹 ね
但、拜禮するときのことく、一人毎に召出されて是を賜はる、
儲君より拜賜、

衣服三十 使 節 ね
衣服二十 甲 必 丹 ね
同十一日、貴官諸公よりも拜賜の物あり、同十六日、彼南部漂着せし者等の、こゝに滞留するコーブマン、ツイルレム、ベイレヘルト、火術師ユリヤーン、シグーデル、外科カスバル、シカムヘルゲン、水夫隊長ヤン、スミットを伴す、自注云、此等してに滞留せしは、火術に呈すへき、皆一同に之を發途す、其往返滞留の日數、總て五ヶ月と二十有七日にして、再び長岬に歸着す、最我輩に之を發途するとき、長岬の鎮臺より屬官二人を差添らる、是道中において聊遲滞なから

ビヤより亞媽港に涉るとき、和蘭の夥長およひ水夫を借りしこと有と、また支那人も其事をもつて上稟せし由、自注、按するに、支那人上稟せしこと、これに依て國王大に我か印度の互市場をうたかひ、憤怒言語にあらはれて、嚴にこれを許したまひ、最も以後かならずこれを慎へきの諭告あり、このとき國王の不例故に禮拜することを得ず、自注、按するに、歐蘭御不豫の御さきに見えたり、故に彼尊貴諸官、日々入朝有之、其疾を奉侍したまひし由也、我同勢二十四名、其他從屬の日本人七十三人、こゝへく皆國王より懸念有て、其滞留中無益の雜費は、務てこれを厭はしむへしと、我居亭の主人に命令有しとぞ、三月廿一日、閣老より我使節に命していはく、今汝遠く來て朝謁拜禮を請、時に國王不豫常ならず、故にこれを謝したまふと也、使節これに答ふるに、我輩絶海萬里を航してここに來る、直に國王の尊顔を拜し奉らんか爲也、然とも不幸にして其不豫の時に遇しはやむことを得ざる所以也、遂に朝見を得ず、其四月七日に入朝して閣老に拜謁し、すなはち曾て我邦人の南部に漂着せし十人等、長く恩恵を蒙りしを厚く禮謝して、

しめんか爲也、北海島船記載雜體、諸國野作雜記譯說、寛永四丁卯年九月、先に平戸入津の阿蘭陀船より出す所の呈書、およひ土井大炊頭利勝に贈る書簡、ともに松浦肥前守隆信より江戸に達す、其書瓜哇人の書する所にして、文意また不敬なるにより、老中晉議してこれを却く、

寛永四丁卯年九月十七日之晩、大炊殿雅樂殿、按するに、老中酒井和泉殿、この頃の職役詳ならず、おのゝ振舞の御出也、右は御三人、永喜、按するに、永喜は林信證、道春の弟なり、道春加り、阿蘭陀より書を上候、これは松浦肥前守取次、其書ジャワのまた内のもの、書たる書にて、文言以下假名まじりに書候、ジャワは阿蘭陀等輩の國なれども、阿蘭陀には文字なき故、ジャワへあつらへ書せ候由也、阿蘭陀よりも直に日本國主へ書は有ましき事也、況やジャワのまた内のもの、書を上候ことは不聞事也、色々不審候處に、御内のものと書候は、日本國之内のものぞ存知書候など、色色申候へども、兎角書無禮、其上盗人國にて、諸事不聞事候て、松浦とも間不可然由にて、取次なく被追戻也、日本口口の志あらは、重て松浦取次にて可

來朝由、可被仰渡に談合相究也、上様に上候書簡は、二覽以後、永喜懷中被歸候故、留書ならず候、大炊殿へ上候書、其翌日借に遣し左に寫置、本文は則返すなり、上様に上候書も、大形この文言也、日本の下に御内のもとの書候か替なり、雅樂頭殿へ上候書簡、猶以此文言同前也、

一書令啓上候、從先年不相替懸意之段忝次第に候、然はおらんだ人日本罷渡事廿八年餘、大御所様、左大將様、將軍様以來、御かげを以御懸之御誼無相替儀通、不淺存候、爲御禮兩上様へ、此使者おこなかしらビイトル、ヌイツゴヘルナトフル、下使かびたんイトルムフツフ兩人のもの差渡申候、このもの手前より兩上様へ狀さし上可申候條、是又可然様に奉願上候、

一貴殿様御かげならては、此使者罷成間布候條、乍恐御手前より萬端下知を以て、おらんだ人外開能様に奉頼候、如此中於先様も被加御不便可被下候、重恩之所は、何事にても被仰付候は、不嫌時日御奉公可仕候、
一今日までは、オランダ人ためには、乍緩息親のご

とくに御下知を以、何事もけん法になし被下候、猶上様は無御相違、偏に貴殿様奉頼上候、以來またほるときすなばん人異國人の類、如何體之儀申上候由、被開召分、兩上様御前にて、おらんだ人外開能様に被仰分候て可被下候、

一此狀に相添、貴殿様御目をかけられ候しに、おらんだ國の金のくさり一、并細物相添進上申候、少分之儀に候へとも、御請取可被下候、委くは使者可申上候、恐惶謹言、
じやわの島の内ばたあびやの城也、
年號千六百廿年五月十日
ひいさるからへんでいる

高佐人首土井大炊頭様

右之本文、則大炊殿へ返りをするや、異國日記、

同十七庚辰年、かの國より石火矢を獻す、則大坂より便船にて江戸に來る、同二十癸未年十一月五日、日光山御宮に獻する所の火燈を彼地に遣はさる、銘文には、
年四月十七日あり、こは同年獻すへきを延滞して、こまに及へるにより、猶はしめの年月を記せしにや、猶後證を俟つ、慶安元戊子年、ちやん綱獻上、寛文十一辛亥年六月十七日、獻上の籠甲燈籠等六種を日光山御宮に備へらる、

これより後、鳥獸器物を獻せし事數度、文化九年六月、入津の船小衆を奉渡りて獻せんとす、長崎奉行遠山左衛門尉上命を傳へてこれを却、
寛永十七庚辰年四月廿六日

一筆令啓候、公方様彌御機嫌能成御座候間、可被御心易候、去十九日之書狀令披見候、示給之趣得其意候、將又馬場三郎左衛門方より、唐船荷物之目錄相届候、次におらんだ人差上候石火矢、公儀之船便宜無之故、今度米積廻し候船にて可被差越之由、尤に候、恐々謹言、

四月廿六日

阿部豊後守忠秋判
松平伊豆守信綱判

阿部 備中守殿
稻垣 攝津守殿
曾我又左衛門殿

古記録○按するに、備中守は大坂御城代、攝津守は同御城番、又左衛門は町奉行なり、

寛永二十癸未年十一月五日、オランダ人日光山へ奉寄進之火燈、今日彼地に被遣之、爲宰領御徒目付兩人被仰付之、猷廟日記、
阿蘭陀獻備釣燭臺銘
阿蘭陀國遙聞日光山東照大權現大社御造替、貢使

初獻三十枝缸之燈臺壹基、因置于日光山之寶庫者也、

寛永十三年二月十七日

上屋は朝鮮獻備の洪鐘、并輪燈等と同じ、枝缸も形は相同しく、唯枝缸の數の多少有のみ、圖は次に出せしに准し知へし、覆屋八角にて、細き鐵網をはれり、日光山志、

阿蘭陀釣燭之圖○圖省略

慶安元戊子年、紅毛人ちやん綱獻上、長崎集、

寛文十一辛亥年六月十七日、籠甲の燈籠二つ、岩着の珊瑚樹二枝、阿蘭陀箱一個、文字眼鏡二つ、一角一個、白檀一個、日光御堂へ被獻、目付甲斐庄喜右衛門持參、人見私記、

延寶八庚申年二月、阿蘭陀人獻上之土圭二尺四方程あり、一度しかけて置と、三年其分にてよきとなり、是長崎にて少し損す、阿蘭陀人難儀す、長崎の土圭屋是をなほす、印子にてつがい／＼に牡丹の花かたの釘二百程あり、此真くきにてとり置也、これを扱てなほす、紅毛もきもを潰すと也、神樂圖筆、
享保十二丁未年九月、頃日阿蘭陀より黒毛鷄五羽

渡來、御普請奉行稻葉多宮へ御預被仰付候、享保十二年、先達而長崎奉行獻上候、阿蘭陀獸ムスクリアトカツトウ、隅田村關屋里へ御放し在之、云云、面犬のこどく、形猫のこどく、尻尾并身のしなひは鮎のこどく、立歩行人のこどく、大さ猫に似たり、よく鼠と蛇とを取食と也、柳營日録、

享保十四己酉年、阿蘭陀人留宇布流と云器一員を獻す、其形チャルメルのことし、鐵をのへて薄く張り、長さ六尺にして、吹所の口に手掛りの小き鑿り、金を以一面に龍形を模様とせり、此留宇布流より、音語を高聲に通するときは、其響き三里に達して、言語しかも分明にきこゆと云へり、就中海上別して響甚た宜し、若途中に山林人家の障あれば通せず、故に海上之通音陸よりは各別に宜しと也、將軍様奈良某に達時計師なり、命して、其器を作らしむ、日を経て成就せり、時に奈良氏此器を制して曰く、諸家の重寶ならんことを欲して、公命あらんことを願ふこと數月にして、遂に恩免を蒙り、此器を制して、未代寶器たらしむ、かつ一軸にして圖を造て、貴人高家の便覽に備ふ、こゝにおいて予其始に

序作してこれを與ふ、

瑠宇普流記

享保年中、阿蘭陀人以瑠宇普流之器一員獻大樹、爲此器之德也、以之通言語、則不勞人力、不震聲音、而響徹三里、且千章萬句、其應對恰如同席而語、凡無山嶺森林之凝滯、則其應猶以手取物、故上殊得其功、實所妙工之製作、而可謂奇器也、蓋中國未聞有此器、然則爲阿蘭陀一州之製器也乎、大樹命倭工、令製此器、而於江城之西駒ヶ原、隔十有五町、而試令聞聲音、響徹空中、連綿而如裂布、言詞之明、不可得言焉、一瞬息之間、而辨其要領、武門軍用之一助、不可有無此器也、於是博欲傳之天下、而普顯其德於永世、然鈞命未蒙其恩許、故先命之、倭工願以此器流於四方、幸大樹以寬仁之德垂恩免、速達其望、實萬世之規模也、其以來忘寢食、而雖製此器、其功有玄微之妙、而纒遠則有千里之過、是故經數十日、而漸終一員之功、且連年而欲爲國家之寶器、作之而以及武人、雷同而冀稱此器之德而已矣、嗚呼爲此器也、居而通急於一時、雖千言萬辭、亦普告而不洩、可謂古今之珍器、國家治平之具也、明君良將、豈可忽

此器乎矣、

享保十四己酉歲孟夏上浣、雜話筆記、

享保十九甲寅年、紅毛より虎一疋來る、長崎集、

享保年中、按するに、原書何年といふことな、阿蘭陀より獻上之時計、六月二日御有合之衆中、三御番頭中、芙蓉之間御役人中見物候様にと、大御目付有馬出羽守殿被仰遣候、望之御衆中御見物之由、右時計一度仕掛候儘にて、晝夜の時をうち申候由、世説海談、文化九壬申年六月廿八日、阿蘭陀船二艘、長崎に入津して、小象を獻す、長崎奉行遠山左衛門尉、上命を傳へて本國にもごす、片山兵筆記、

通航一覽卷之二百四十一

阿蘭陀國部三

○拜禮獻上

慶長年中より阿蘭陀船、肥前國平戸に入津貿易す、其甲必丹參府の事、領主松浦氏の家人通詞護衛して、毎年冬其地を發し、明年正月登營、物を獻して拜禮せしか、寛永十八年以前參府の事、今所見なし、こゝに記載の圖、寛永十八年、辛巳年、同國長崎に移されしより以來は、奉行より與力同心等附添下る、其時節前、寛永元年辛丑年より、正月十五日長崎を發し、登城は二月の末三月となる、長崎記に三年より、今、明和元年甲申年參府隔年となり、休年の時は獻物進物とも、長崎奉行役所に納むべき旨命せらる、かれ辭して猶舊に因しか、寛政二庚戌年、商賣高減せられしより、參府は五年目、獻品は半は減せられ、休年の獻上は、觸頭役所附通詞等持下りて奉る事となれり、同十戌午三月、文政元戊寅年三月、かれ登城の時、殿上の間に立留り見物いたすまじき旨命せらる、獻上及び進物の銀額、ならびに長崎出立前後の規定あり、長崎記、長崎奉行勅方留、國人雜記載る所、逐年少しく沿革

通航一覽卷之二百四十終

あり、煩はしけれとも姑く全文を存す、併せ考ふへし、

從平戸毎年江戸の年頭之御祝儀、カピタン致參上、色々獻上、并御役人に進物止る、松浦壹岐守方より爲檢使、馬廻り侍一人、歩行之者一人、通詞一人差添候、長崎御用書物古集記

一阿蘭陀人平戸着船之内、松浦家より馬廻侍一人、徒歩一人、通詞其外人數相添、前年冬中平戸より出立し、翌年正月御禮相勤る、寛永十八辛巳、長崎に引移以後、御奉行所より爲檢使、與力、同心、町使、通詞以下數十人相添、前年冬長崎出立し江戸に着、翌年正月御禮相勤る、

一寛永十九壬午年より、阿蘭陀人江戸拜禮參上の節、町使二人宛道中警固出勤被仰付候、

一明曆三丁酉年、萬治元戊戌年、同三庚子年正月之内、江戸火災有之、阿蘭陀人在留之旅宿、打續三度類焼せり、依之、向後正月中長崎より出立し、二月之内江戸に可令參着旨被仰付、翌寛文元辛丑年より、正月十五日長崎出立す、以後定例と成、以上、長崎志、萬治三庚子年二月三日、阿蘭陀人御暇之節、自今カピタン事、三月中に參府仕度旨願之通被仰付之、御日記

寛文元年より毎年正月十五日長崎を發し、登營二月の末三月となり、

萬治二亥年迄者、阿蘭陀人江戸參府極月に發足致候處、翌萬治三子年より正月十五日と相究發足仕る、長崎記、

一明和元甲申年、毎年江戸拜禮之儀、向後隔年に相勤、出府無之年者於長崎御禮申上、獻上物等之品當表御役所に可相納、是又來年請取書可差出旨被仰付、

一同二乙酉年、當年入津之阿蘭陀人、去申秋被仰出趣、早速御請無之付御察度有之處、新古兩甲必丹横文字之書付を以、格別之儀を以、江戸參府隔年に可被仰付旨難有奉存候得共、尊敬を表す之儀に付、是迄之通、明春新カピタン參府仕、獻上其外御進物差上拜禮仕度旨、向後之儀者年々參府仕共、又者隔年參府仕共、否之儀者明年相決可申上旨申出之、翌三年、例年之通正月出立す、

一同三丙戌年、當秋來津之阿蘭陀人參府之事、隔年雖被仰出、尊敬を表す之儀に付、聊雜費等に拘りなく、來春も不相替參府仕、拜禮相勤度旨、以後年々

之儀者、頭役共治定難仕候に付、來秋入津之節御答可申上旨書付差出之、

一同四丁亥年、當秋入津之阿蘭陀人、明年も參府拜禮相勤度旨御請申上る、江戸拜禮之事、頭分合評議可申上由、是迄雖及三年否之儀無之、隔年々可勤乎、隔年可勤乎、來年決定之節可申旨被仰付之、以上、長崎志○按するに、この書明年の御請を載せされども、明和年録等によるに、猶年毎に參府せしなり、
寛政二庚戌年七月九日、越中守中松平定信、渡、

御奏者番 大目付 御目付

阿蘭陀人商賣高減し之儀被仰付候に付、江戸參上之儀も、御用捨を以五ヶ年目に參上、并獻上物も是迄之半減たるへき旨申渡候、且又、長崎町年寄并宿老年頭御禮之儀、隔年に出席いたし、町年寄獻上物も只今迄之半減たるへき旨申渡候間、可被得其意候、

七月 寛政年録

寛政二年七月、老中若年寄申合之書付、

申合之覺

阿蘭陀人以來五ヶ年目に參上いたし、進物之儀者是迄之半減に相贈候、尤參上休年者、通詞并長崎之

地役人進物持參之等之事、

一右之通に付、年々遣候ものも是迄之半減たるへ候、參上休年には、通詞等遺物持參之節、在府之長崎奉行宅まで爲持遣候而可相渡候、參上者、御取扱仕來之通に可致事、
右之通申合置候、尤此段長崎奉行水野相摸守に申達相極、

戊七月 靈數類典

寛政二年

一近來諸山出銅不進に因て、當年半減商賣被仰出、自今年々一艘宛渡來可致、尤銅之儀者六十萬斤宛可被相渡旨被命之、且半減商賣に付ては、向後江戸拜禮之事も、五個年に一度出府可致、獻上物并諸御進物等も半之積りに可心得旨、九月六日甲必丹へ被諭之、且參府休年之節の獻上物、并諸御進物も半減にて、御役所附觸頭、御役所附大小通詞等附添出府可致旨被命之、

同三辛亥年

一當春甲必丹參府休年に付、御役所附觸頭一人、御役所附一人、大通詞一人、獻上物に附添出府致す、

同四壬子年

一去亥年入津無之に付、當春江府獻上物無之、
同五癸丑年

一獻上物附添出府、當年より小通詞一人相増、以上長崎志續編、

寛政十戊午年三月十三日、詰御番坂部善次郎廻狀留、阿蘭陀人登城之節、殿上之間に立止り申間敷旨、井伊兵部少輔殿按ずるに、若年寄直朝、被仰渡候段、御目付松平田宮被申開候、

文政元戊寅年三月十四日、御目付達、

阿蘭陀人登城之節、殿上之間控所前通掛り、不行儀無之見候儀者格別、立留見候儀者致間敷候旨、周防守殿按ずるに、若年寄高久、被仰渡候、

但、御組御支配有之分者、其向々に御達可被置候、以上、御徒方萬年記、

阿蘭陀人江戸に參上之節進物銀高

一獻上銀四十三貫目 古來より如斯、

御老中 銀五貫目餘分○若御老中 同二貫目餘分○寺社御奉行 同一貫百目餘分○御支配方

同二貫三百目餘分○江戸町奉行 同一貫目餘分

○京都諸司代 同一貫七百目餘分○京都町御奉行同七百目餘分○大坂町奉行同四百目餘分○百人御番頭衆 同六十目餘分○御歩行目付衆 同卅目餘分○御坊主頭 同百目餘分○大坂町御奉行家老衆 同二十目餘分○御坊主衆 同五十目餘分○秋鹿長兵衛 同六十目餘分○御給人 二貫六百目餘分○御下役 同一貫百目餘分○町使二人 同二百五十目程宛○筆者二人 同二百三十目餘分○料理人二人 同百三十目餘分○長崎散使三人、荷掌領一人、同二十目程宛○江戸長崎屋源右衛門 同一貫二百目餘分 但、外源右衛門家來わ 銀二十目宛○京海老屋與右衛門 同一貫百目○大坂長崎屋五郎右衛門 同一貫百目○下關宿 同四十目○小倉宿 同四十目

寛文七未年より天和二亥年迄十七年之間、少々増減有之、貞享元子年より右大略之定數なり、長崎集書、

阿蘭陀人江戸に罷上候前後覺

一江戸に罷登候阿蘭陀人之儀、カピタン一人、ヘトル一人、外科一人、筆者一人、以上四人、此外通事二人、町使二人遣之候、奉行所よりは與力一人、同心

一人差添遣之事、但、通事町使者順番に遣之事、

一阿蘭陀人長崎發足之前廉、外儀に差上候品々書付、通事共持參申候、右之差上物奉行所に而令見分、則出島に返遣候事、

一阿蘭陀人荷物仕廻候節者、出島に爲檢使與力一人、歩行者一人、同心一人遣之、又出島より船に積候時も、右之ものとも遣之候、但、與力と同心者、阿蘭陀人に差添江戸に遣候ものとも遣之事、

一江戸に罷越候阿蘭陀人共、發足一兩日前奉行所に罷出候、勿論あひ候而則返し候、

一阿蘭陀人小倉迄は陸を相越、夫より大坂迄は海候事、

一大坂に到着候而以後、町奉行に罷出候事、

一京都に而者、所司代并町奉行にも禮に罷出候事、

一阿蘭陀人江戸到着之日、在府之長崎奉行并吉利支丹奉行にも、警固之與力罷越、到着之趣申届候事、

一在府之奉行人より警固之與力に、火之元以下不法法無之様に可申付旨、折々申遣候事、

一阿蘭陀人御禮申上候日者、下馬迄歩行者一人遣

上、長崎記、

之、所々張番所に而相斷之、百人番所にも如何阿蘭陀人御番所に御入置候様に申遣之候、其以後御立關迄歩行者相添罷越、從其歩行者は罷歸候事、

一阿蘭陀人御禮仕候而、直に御老中其外所々に如何罷越候、此節者奉行人より檢使之者は不遣候事、

一阿蘭陀外科望之方有之候得は、在府之奉行人より阿蘭陀宿に居候與力方に申遣之候、此節者通事一人召連參候事、

一ちんた酒望之方、是又奉行人に申來候、是も與力方に相渡させ候様に申遣候事、

一阿蘭陀人御暇被下候節者、下馬迄案内之者遣し候儀、右同斷之事、

一阿蘭陀人江戸發足前、長崎より相添參候與力同心者、江戸に残り候與力同心に引渡し候、然共發足之朝迄者、彼宿に一所有之事、

一阿蘭陀人罷歸候時分も、京都に立寄候、逗留中清水大佛など令見物候事、

一阿蘭陀人江戸より罷歸候も、奉行所に罷出候、此節之檢使歩行同心一人充、并通事差添遣之事、以上、長崎記、

阿蘭陀人江戸行之事

一十二月七日之頃、其年之大通詞小通詞、翌年正月阿蘭陀人に附添參候に付、右廣間を呼出し、順番之通明年阿蘭陀人江戸行に被差添候間、支度可仕旨被仰付候由申渡之事、

一十二月朔日二日頃にも、町使觸頭廣間を呼出し、阿蘭陀人江戸行に被差副候町使兩人、順番之通書出し、尤人柄途吟味候様に、取次を以申渡させ、書付差出申候間、十二月七日通詞共々申渡候序に呼出し、同前に申渡候事、

一其頃宗門役之給人も被仰付候段申渡し候、其後追而勤方伺書差出候得者、入御覽、御差圖之趣書付入させ、追而相渡候、何も古案有之候事、

江戸行阿蘭陀人御暇之事

一正月六日江戸行之通詞を召出、明七日阿蘭陀人御暇被仰渡候間、召連可罷出候旨申渡之、當日警固之足輕爲迎、積古通詞罷出候間、出島に罷越、阿蘭陀人召連候、其節之作法其外役人とも罷出候儀、入朔歸國御暇之節のごとく候事、
但、此節年始之内に候得共御羽織御袴、家老用人

宗門役者裏付上下着之、廣間當番之外加番差出候事、

カピタン口上

一年始之御慶目出度奉存候、彌御機嫌能成御越年、目出度御儀奉存候、然者、江戸參上之儀支度等も出來仕候間、御暇被成下候は、近日出立仕度奉存候之由申上之、

御返答

一カピタン無事越年一段に思召候、然者、江戸參上之儀、例之通來る十五日發足可仕候、道中爲警固何之何某被差添候間、諸事差圖を請、作法宜敷旅行尤に思召候、江戸においては御同役様萬端御差圖可被成候間、例之通入念相務可申候、且又於留守阿蘭陀人之儀、諸事相慎、火之用心等も入念可申旨申合可差置候、へトルも右に准し可申由、御意被成候事、

又カピタン口上

一江戸參上之儀支度相調候付、御暇之儀奉願候處、御暇被仰出難有仕合奉存候、且又何之何某と申仁御差添被成候に付、萬事差圖を請、作法宜相勤可申

物被仰付、御蔭故と難有奉存候、隨而江戸御留守も參上仕候處、御馳走被成下、御在府御同役様も伺候仕候處、右同前御饗應共々に而、難有仕合奉存候由申上之、

御返答

一カピタン并今度江戸に參向いたし、拜禮首尾能相濟、其上例之通、拜領物被仰付難有奉存候由尤に思召候、江戸に而被仰渡候御法度之趣、彌急度相守、當地在留中作法能可申合候、無程阿蘭陀船來朝之節近寄候間、兼而其心得可存旨御意被成候事、

又カピタン口上

一今度於江戸被仰渡候趣彌堅相守、在留中作法宜可仕旨奉畏候、且又、來朝之節も近寄候間、其心得可仕旨是又奉畏候、不相替御用被仰付被下候様に奉願候旨由上候、右相濟阿蘭陀人爲立、出島役人共々御言葉被爲掛候、其外前條と同前之事、以上、長崎奉行勤方留、

カピタン江戸參上に付御暇被下候事

一前以江戸行通詞日限御覽申上置、相極り候當日、御足輕乘兩人御出に付、爲御迎稽古通詞參上仕候、

旨、奉畏候旨申上之、右相濟、阿蘭陀人爲立、出立役人共に御挨拶相濟被爲入候得者、取次之家老宗門役兩人立合、使者之間に罷出、通詞を以申候者、今日首尾能御暇被下、重疊之事に候、只今被仰渡候通、爲警固何之何某被仰付候、道中、船中、江戸逗留中萬事差圖を請、作法宜可相勤候、尤警固何之何某通詞共に諸事可申付候、通詞共々存寄候儀者、警固之者にも申達候様に被仰付置候、且又、道中遣用金勘定之儀可申達候間、無違背様に可相心得旨申渡之、相濟立せ申候事、

阿蘭陀人江戸歸御禮之事

一阿蘭陀人江戸罷歸、十日も過候得者、江戸歸之御禮相勤申度旨、年番之通詞を以相願候に付、追而可被仰付候由被仰聞、前日年番之通詞呼出し、明何日カピタン、へトル差出可申旨申付之候事、其外作法前條のごとく、此節尤御羽織御袴、家老用人其外共に羽織袴也、

カピタン口上

一益御機嫌能成御座、乍憚目出度御儀奉存候、然者、今度江戸參上仕首尾能拜禮申上之、不相替拜領

御役所附 出役 出島乙名 通詞目付 大
小通詞 カピタン 留守居阿蘭陀

江戸行阿蘭陀人附に誓紙之事
一年番町年寄方に而誓紙請狀爲仕候、
但、筆者三人、料理人三人、雇之者三人、日雇頭三
人、非番定年行司小使五人、

通詞目付 江戸番通詞

江戸行阿蘭陀人荷作り仕候事
一前以年番通詞日限相伺、御檢使爲御迎稽古通詞
差出、乘り下其外道中遣道具、御改之上御封被成候、
荷作之目録後日御役所へ差上申候、

御檢使附 御役所附 唐人番 船番
町使 散使 出島乙名 通詞目付 大
小通詞 稽古通詞 右之外 通詞筆者 同
小使 日雇頭 阿蘭陀人雇之者

阿蘭陀人江戸に發足仕候事
一御警固御檢使爲御迎、江戸行大小通詞罷出御供
仕、出島に參り、阿蘭陀人召連罷立申候、
但、江戸行御足輕衆、町使、通詞立合、荷物御封切
上、出島門出し申候、

阿蘭陀人出立御見届跡御改之事

一前日年番通詞罷出、御檢使御出之儀申上置、御迎
なしに御出御改有之候、御役人付差上申候、
御檢使附 御役所附 船番 町使 出
島乙名 出島組頭 年番小通詞 右之外
通詞附筆者

阿蘭陀人櫻馬場出立之事

一出立早速、御役所へ御届に參上仕候、
出島乙名 通詞目付 年番小通詞

出島藏見分之事 按ずるに、此事及ひ下のだんべい見
分、同修履等の事、皆毎年カピタン
江戸發途の後恒例たり、だんべいこは、かの荷漕船をいふ
なり、

一前以年番通詞罷出日限相伺、御檢使爲御迎稽古
通詞差出、阿蘭陀人立合見分仕候、相濟候上、藏書上
一通御役人付差申候、

御檢使附 御役所附 唐人番 船番
町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞
目付 大小通詞 右之外 乙名附筆者 通
詞附筆者 だんべい見分之事

一前以年番通詞罷出御願申上置、御足輕爲御迎稽

古通詞差出、阿蘭陀人罷出候、尤年により右之序

に、寺社見物仕候儀も御座候、此儀前以年番通詞御
窺申上置候、相濟候上、御役人付差上申候、

御役所附 出役 船番 町使 出島乙名
同組頭 通詞目付 大小通詞 稽古通詞
内通詞小頭 乙名附筆者 通詞附筆者
小使 杖突 船頭

だんべい修履之事

一修履出來次第年番通詞相伺、御檢使爲御迎稽古
通詞差出、馬込水卸し仕候、相濟候上、御役人付差
上申候、

御役所附 出役 船番 町使 通詞目付
年番通詞 稽古通詞 右之外 通詞附筆者
小使 杖突 だんべい船頭

カピタン江戸より歸宿之事

一小倉より先達而御注進申來候に付、櫻馬場迄當
日出迎申候、尤出島持入之荷物書付、出島乙名年番
通詞御役所へ持參、御裏判申請持入申候、
一着爲御見届、出島に御檢使御出被成候、
但、御迎無之、

御役所附 船番 町使 出島乙名

同組頭 通詞目付 大小通詞 稽古通詞
内通詞小頭 右之外 通詞附筆者 小使

日吉丸廻着荷役被仰付候事

一前以江戸行通詞日限相伺、御檢使爲御迎稽古通
詞差出候、尤御進物残り端物有之節者、御改を請御
封之、藏に入申候、

御役所附 唐人番 船番 町使 散使
出島乙名 同組頭 通詞目付 大小通詞
稽古通詞 内通詞小頭 右之外 乙名附筆
者 通詞附筆者 小使 日雇頭 高口太治助

カピタン江戸相仕舞候御禮之事

一前以江戸行通詞御伺申上置、御差圖之上御足輕
爲御迎稽古通詞差出、カピタン并留守居阿蘭陀人
御役所へ參上仕候、相濟候上、御役人付差上申候、
御役所附 出島乙名 通詞目付 大小通
詞 稽古通詞

翌春江戸行阿蘭陀人名歳書付之事
一右書付二通相認、御役所へ差上申候、
持參 年番 通詞

獻上御試珍葡萄酒之事

一出島門持出之御裏判申請、御役所差上申候、

持參 年番 通詞

翌春江戸參上之儀カビタンに被仰渡候事

一御役所の通詞目付、年番通詞被召出被仰付候、早速出島に參、カビタンに申渡、御禮御請申上候、

獻上物御進物反物、カビタン預り之事

一前以年番通詞御申上置、御檢使申請御封之二階藏より卸し、カビタンに相渡申候、右反數員數書上仕候、

御檢使附 出役 役所附 唐人番 船番

町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞

目付 大小通詞 稽古通詞 内通詞小頭

之内兩人 右之外 通詞附筆者 日雇頭

江戸參上路料支度料荷渡之事

一前以年番町年寄迄願出、御赦免之上於會所入札披相濟候上、日限相極め、御檢使爲御迎稽古通詞差出し、荷渡仕候、

但、路料荷物荷渡之節者、町年寄出島に罷出、商賣荷物之通裏書を以、出島門出し申候、支度料計

之節者、御檢使御裏書にて出し申候、

御檢使附 御役所附 唐人番 出役 船番

町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞

目付 大小通詞 稽古通詞 内通詞小頭

糸宿老 長崎會所請拂 右之外 乙名附筆者 通詞附筆者 會所筆者 杖突 日雇頭 藏藏探 水門探

獻上反物御手本御覽之事

一前以高木作左衛門殿迄、江戸行通詞より相伺、日限相極り候上、反物品々出島出入之御裏判申請、御役所に持參御覽相濟候上、出島に持入申候、尤途中爲御警固御足輕御出被成候、御迎ひには稽古通詞罷出候、

御役所附 出役 船番 町使 出島乙名

同組頭 通詞目付 大小通詞 稽古通詞

右之外 通詞附筆者 杖突 日雇頭

獻上御進物反物荷作り之事

一江戸行通詞より前日御伺申上置、御檢使申請、於出島荷作り仕候、

御檢使附 御役所附 唐人番 船番

町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞

目付 大小通詞 稽古通詞 右之外 通詞附筆者 乙名附筆者 小使 日雇頭 荷宰領

阿蘭陀人乗船荷積之事

一前日江戸行通詞より御伺申上置、御檢使爲御迎稽古通詞差出し、御出之上、酒食類其外手廻等船積仕候、但、積荷物目録差出し申候、

御檢使附 出役 御役所附 唐人番 船番

町使 散使 出島乙名 同組頭 通詞

目付 大小通詞 稽古通詞 右之外

高口太治助 乙名附筆者 通詞附筆者 水門探 日雇頭

阿蘭陀人諸拂銀之事

一江戸行阿蘭陀人爲遣銀、殘銀之内并路料元代内拂代銀之内より請取候事、

一江戸行通詞書付を以、年番町年寄方に願出、會所より請取申候、以上、蘭人雜記、

明曆三丁酉年、かれ參府中正月十八日大火にて、其旅宿長崎屋敷右衛門なり、燒失せしにより、御扶持を賜はる、萬治元甲戌年正月、同三庚子年正月燒失の時もま

た同し、近年正月申、三たび類焼せしにより、向後正月長崎を發し、天和三癸亥年、去冬その旅宿また類焼にて、淺草藤屋といふ町人の宅を假宿とす、

一明曆正月十八日、江戸火災有之、阿蘭陀旅宿類焼す、仍而滞留中五十人扶持下し給る、

一萬治元戊戌年正月十四日、江戸火災有て同く旅宿又類焼す、前年之通五十人扶持下し給る、同三庚子年正月十日同斷、

一天和三癸亥年、去冬江戸火災有而、例年之阿蘭陀宿類焼せしゆゑ、當春參府之節、淺草藤屋某宅を旅宿とす、以上、長崎實錄大成

萬治二己亥年、これより先、參府の阿蘭陀人平戸を廻り、筑前の海上を乗船せしか、ことしより豊前國小倉まで、金敷郡、陸地、長門國下の關より、豊前郡、大坂まで乗船の例となる、大坂に着岸して逗留せる事五日、京着してまた四日滞留し、所司代及び町奉行所等にいたる、進物あり、元祿二己巳年、參府蘭人の檢使たりし奉行宮城主殿家人、肥前國田代驛にて、基津郡、亂心し大通詞を害す、享保四己亥年、また檢使石河土佐守家人、駿河國島田驛にて、益頭郡、發狂し刃傷に及へり、

萬治二己亥年、歸府之阿蘭陀乘船、筑前鐘ヶ崎海上にて難風に逢、陸路より歸る、是迄往來共に毎年平戸を廻り、筑前海上乗船せし處、其翌年より長崎より上下小倉まで陸路にて、下の關より大坂迄乗船するの例となる、長崎實錄大成

阿蘭陀人登り候事

一阿蘭陀人長崎表出立之儀者、例年正月十五日に罷立、大坂着岸者海上之儀ゆゑ、正月末二月初頃に罷成候、大坂逗留は出入五日罷在、大坂へ到着候へ者、早速京都定宿川原町通三條下る町海老屋與右衛門方へ申越候由、與右衛門方より所司代并兩奉行所へ相届け候、與右衛門儀、大坂へ罷下り京着之日限承合、先達而罷登り、月番之奉行所へ京都着之日限申參候、所司代へ月番之役所より使差添、與右衛門同道に而日限之事相届申候、

一阿蘭陀人京着致候へ者、大通詞一人召連、所司代兩奉行所へ到着之段、晝夜にかぎらず相届申候、其上にて御禮之日限之儀申渡候、當日阿蘭陀人、大通詞小通詞召連、所司代兩奉行へ罷出候、一所司代へ持參物、一皿砂羅紗二間、一黒襦子一

一阿蘭陀人江戸より登り候儀者、大方例年三月廿日前後、京着之日限相知候得者、其通與右衛門申出候、尤唯今着致し候由、大通詞召連罷出候、京都逗留之儀者四日罷在候、

一右逗留之内、所司代より御使者に而、カピタンに時服五、大通詞へ時服二つ、小通詞へ同一つ被下之候、

一兩奉行より使者にて、カピタンに銀子十五枚つ被下候、右之御禮としてカピタンより、名代人通詞一人參り候、出立之前日、明日發足致候段、與右衛門申出候、其上にて例年之通、明日知恩院、祇園、清水見物に召連候段申聞候、京鑑抜書

元祿二己巳年閏正月七日、當春參上之阿蘭陀人、去月十五日長崎出船し、同十九日之晚、宗對馬守領分田代といふ所に旅宿す、夜四ツ時大通辭加福吉左衛門と、宰領宮城主殿家來豊田五左衛門と問答に及ひて、吉左衛門を即座に切殺し、一座に有合し下宰領水野與右衛門にも數多手負せ、其儘庭上へ飛出自滅す、依之、阿蘭陀人暫彼地に逗留之由、甘露叢元祿二年、江府參上之阿蘭陀人、爲檢使宮城主殿内

卷、一尺長大海黃三反、一尺長京あれしや島二反、一珍陀酒五升、一赤へるへとわん一反、一尺長べんがら島三反、一尺長類違島海黃三反、一尺長こんてれき島二反、

一兩奉行所へ持參物、一尺長辨柄島三反つ、一尺長島海黃二反つ、一上田小金巾二反つ、一尺長大海黃二反つ、一尺長きかん島一反つ、一珍陀酒五升つ、

右之通、年により進物數少つ、相違有之候得共、大方例年此格を以持參申候、

一阿蘭陀人大方四人罷登り候得共、當酉年は三人罷登候、年により人數之儀者不相知候、

一長崎奉行所より、與力一人、同心一人、町役二人、大通詞一人、小通詞一人罷登候、

一於所司代阿蘭陀人、菓子御茶被下之、其上に而道中人馬船川渡之御證文御渡候、

一於兩奉行所、吸物酒菓子出る、京都滞留は出入四日罷在、發足之前日、明日出立致候と、所司代并兩奉行所へ與右衛門申出候、出立之節與右衛門蹴上ヶ迄見送、夫より直に發足致候趣、役所へ申來候、

豊田五左衛門、下役水野與右衛門、大通詞加福吉左衛門、小通詞横山與三右衛門附添、正月十八日肥前田代に一宿、其夜亥刻檢使五左衛門亂心に而、吉左衛門を切害し即時に切腹せり、與右衛門四ヶ所手負、此旨同廿一日田代より當表に注進有之、仍而即日家老用人田代に被差越、替り檢使下役并替り通詞本木庄大夫、中山六左衛門、町使兩人、其外悉く新に被差替江戸參上す、

享保四己亥年、今年江府拜禮之阿蘭陀人、檢使石河土佐守内井上平馬、通詞檜林量右衛門、名村五兵衛、其外例之人數附添參上せし處、駿州島田之宿に而、檢使平馬亂心に而料理人に手負せ、即時切腹せり、この旨江戸表に注進有之、早速替り檢使井上平藏、島田に被差越、阿蘭陀人警固有而江府參着し、定式之通拜禮相勤、長崎歸着迄聊相滞無之、以上長崎實錄大成享保四年正月、阿蘭陀人江戸に參府、御押へ井上平馬殿、御下役野中林藏殿、町使吉村郷右衛門、高橋三太平、通詞檜林量右衛門、名村五兵衛、同三月四日道中島田より飛脚來る、平馬殿は亂心に而、料理人近山彌助少々手負、其外者別條無之由、平馬殿者於島

田切腹、家來者島田の御預り、阿蘭陀人者出足、長崎享保四年二月、阿蘭陀人下り候節、石河土佐守家來宗門役人井上平馬と申者附添參候處、島田宿にて右平馬亂心いたし、輕き役人を切殺、若黨と一所に取籠候處、土佐守家來共も手に餘り藤枝へ頼、土岐丹後守物頭一人、町奉行一人、目付一人、足輕等遣し捕候由、土佐守家來野中林藏と申ものに相渡す、阿蘭陀人無何事、承寬雜錄、

參府道中にて、かれもし死去すれば其所に埋葬す、往年江戸にて死せし時は淺草穢多村、明和五戊子年、京にて病死の時は東陽院、寛政十戊午年、遠江國懸川驛にて佐野郡、病死の時は、同驛天龍寺に葬れり、

阿蘭陀人自然道中に而相果候者、其所之守護代官へ相知せ、則其所に死骸埋置、所之もの方より手形取之候、此以前於江戸相果候節は、淺草穢多村へ埋之候、其節は與力同心遣之由、長崎記、

明和五戊子年、當春江戸參上之外科紅毛人、四月三日於京都病死、同五日眞如堂寺中東陽院に葬理之、長崎志、

寛政十戊午年、當春參府之甲必丹ゲイズベルトへ

通航一覽卷之二百四十二

阿蘭陀國部四

○拜禮獻上

按するに、前冊には此規定を載せ、こゝは寛永十八年以後の獻品等を記す、其品數商賣高の變率によりて、かならず増減ありしなるへけれども、詳にしりかたし、恒例の獻物は、大抵二十品の内外にして、端物及び葡萄酒、珍陀酒の類なり、悉くこれを擧るべきは煩はしきにより、いま武器器物藥種等、例年の獻物と異なるものを抄出して、其他はこれを略す、

寛永十八辛巳年十二月廿一日、同十九壬午年十一月十五日、阿蘭陀甲必丹登城拜禮して數品を獻す、柳登によるに、甲必丹の外、役人外科筆者等も登城せしが、皆殿上の間に留りて御前に出ず、其人數承應二年には六人あり、自後四人三人となり、此兩年及び正徳二年冬、自後毎年年頭の御禮獻物あり、其御式御羽織御袴をめさせられ、大廣間上段に立御、甲必丹落縁に於て拜禮す、宗門奉行大目付御作事奉行兼勤す、及ひ在府の長崎奉行これを指揮し、通詞も隨從せり、元祿年中には拜禮畢て後、御座の間に召て、再ひかれを御覽の事あり、御暇賜物并御法令の條、併せ見るべし、

寛永十八辛巳年十二月廿一日午刻、阿蘭陀三人之内、カビタン一人爲御禮登城、

ンミイ拜禮畢て、四月二日江戸出足後、病氣漸々に不勝、駿州島田驛に滞留保養いたし、同廿一日遠州掛川驛迄到りし處、翌朝より發熱甚た募り、同廿四日於同驛死亡す、依之、警固檢使福村直右衛門取計を以て領主へ掛合、同所淨土宗天龍寺へ翌廿五日葬理す、長崎志續編、

通航一覽卷之二百四十一終

一御具足一領、一御甲一つ、一御立物一つ、一鳥羽、一遠目鏡、一びいごろ大鏡、一金入十端、一狸々耕三端、一黒羅紗三端、一門やふり一、一金鶏二羽、一しほり金鶏一羽、一はるせ鳥三羽、一いんこ二羽、一猪鶴二羽、右大廣間御縁類にて進上之、
 一唐金石火矢二挺、小道具入、一火矢石火矢二挺、小道具入、右者、於大坂獻上之、按するに、大坂に於てせしは、運漕等の事によりてなるべし、
 一金笛、一花毛氈、一珊瑚珠、一さらさ、一金入縹珍十端、右五色者、若君様は進上之、
 同十九壬午年十一月十五日、於大廣間阿蘭陀人四人謁、并牧野内匠頭所獻之品々、一ヘイタラバサル、一珊瑚珠、一遠眼鏡、一龍瑙、一ハルセ金入、一縮緬、一縹珍、一棧留島、一小羅紗、一狸々耕、一黒羅紗、一花色羅紗、
 若君様は所獻之品、一枝珊瑚珠、一大花毛氈、一紋天鵝絨、一琥珀盃同香合、一作物品々、一曲鏡之繪、一曲遠眼鏡、以上、獻廟日記、
 正保二乙酉年十二月廿八日、御禮有之、阿蘭陀人も御目見、色々石鉢上る、御徒頭無名氏之記、
 承應二癸巳年正月十五日、阿蘭陀人六人御目見有

之、所謂、メストロアン、コシツアヒタレ、モシチヨ、シルセロトロ、タヒアレ、キリントシ

右献上物者、一狸々緋三端、一黒羅紗三端、一浮羅紗三端、一白縮緬二十卷、一紋墨子三端、一猪鬃絹三端、一さへい、甘筋、一うにかうる一本、一花色毛氈一端、カネテ金手猪鬃絹三端、一あめんどうす三十斤、一阿蘭陀あいん三端、一紗羅詫筋縞珍、十端、一糸紗羅詫島二十端、一木綿紗羅詫島二十端、一琥珀砂時計一つ、一ちんた酒一桶、一蒲萄酒一桶、以上、明暦元乙未年正月十五日、阿蘭陀人御禮進物、一鐵砲二挺、一大花毛氈一枚、一狸々緋三端、一色羅紗三端、一小羅紗三端、一色純子三端、一すためんど二端、一奥島さんくづし十端、一奥島三十端、一かなきん木綿三十端、一霜ふりさらさ甘端、一あれしや島三十端、一さらさ三十端、一毛天鷲絨十端、一色天鷲絨十端、一本糸綸子二十端、一阿蘭陀黒皮七枚、一もうるふとん一つ、一へいたらばさる十、一ちんた酒一樽、一ぶどう酒一樽、一あめんどうす二十斤、以上、寛明日記、
明暦三丁酉年正月十五日

一阿蘭陀人大廣間於板縁進物並置御禮、水野備後守按するに、披露之、献上二十二品之内、一天之圖、一地之圖、一劔一振、一鐵砲二挺、一琥珀五連、一石割鳥一羽、一作花一折

萬治元戊戌年正月十五日、御禮後御肩衣被爲脱御羽折に而、阿蘭陀かびたん御禮申上げ、進物品々あり、人見私記、

萬治二己亥年二月廿八日

一如例月御禮有之、右過而大廣間出御、半袴御常服被爲召、上段に立御、此時阿蘭陀人御禮類落縁にて御目見、進物御縁類並置之、

カピタン サウリヤスワフケハル

献上二十一品之内、一うにかうる一本、一めんがら牛二疋、但、車道具共、一びいごろ大鏡二面、一天地之圖二つ、一阿蘭陀劔二腰、但、劔懸共、一阿蘭陀人形造物色々一折、一阿蘭陀さつへい一筋、一犀角一本、一べつかう火燈三つ、

同三庚子年正月廿八日

一如例月御禮有之、大廣間出御、御羽織御長袴、阿蘭陀カピタン板縁伺公、以進物御禮申上、立合甲斐庄

右衛門、献上十五品之内、一爐蒲團一枚、一鳥羽立物二つ、一色鳥羽白黒十枚、一びいごろ作物色々十五、

寛文元辛丑年三月三日

一上巳之御禮相濟、重而大廣間出御、自注、御羽織御長袴、御上段御着座、

阿蘭陀

カピタン

右品々献上之、御奏者番披露之、但、御書院番所落縁通より罷出る、黒川與兵衛長時奉行に、并通事導之、御向之落縁において御禮申上之、畢而退去之時、又同前入御、進物者出御以前御目通之板縁に並置之、一珊瑚珠但、玉數百、一連、一枝珊瑚珠五本、一大鏡一面、一珀琥玉但、六十九、一連、一小土圭一つ、一狸猩緋三反、一小羅紗三反、一色ころふくりん三端、一ぬめ金入三反、一銀ちよろけん二端、一奥島十端、一更紗十端、一糸さんくづし十反、一べつこう火ともし二、一阿蘭陀箱一つ、一からくりびいごろ二、以上、

一阿蘭陀人御禮之内、西板縁に保科肥後守伺候、同二千寅年三月朔日、カピタン御目見、献上十四品

之内、文字目金三つ、ほろうさすてん一つ、同三癸卯年三月朔日、カピタン御禮、献上十八品之内、阿蘭陀繪大小二十一枚、阿蘭陀本草一冊、作花二折、びいごろ鏡五面、同繪板五十枚、砂時計一つ、入子皿一つ、

同四甲辰年三月廿八日、カピタン御禮、献上十六品之内、琥珀箱一つ、縫蒲團二つ、作花一折、昇降之圖二枚、びいごろ鏡五面、

同五乙巳年三月朔日

一大廣間出御上段立御、此時阿蘭陀カピタン御禮申上、松平備前守御奏者番に、披露之、即時入御、但、御書院番所落縁通、北條安房守、保田若狹守、按するに、大目付、若狹守は御作事奉行に、并通事導之、上段より向之板縁に而御禮、退去之時前に同、進物者出御以前より御目通落縁に並置之、

献上十五品之内、びいごろ大鏡一面、同盃十二、阿蘭陀國繪圖一冊、鼈甲火ともし二つ、白鳥毛皮二十枚、
同六丙午年三月十五日
一月並之御禮相濟、重而御納戸構に入御、御羽織御

袴御着替有而大廣間出御、上段立御、御刀三枝市正、此時阿蘭陀カビタン以進物御禮、即刻入御、但、御書院番所落縁通、北條安房守、保田若狭守、島田久太郎、按ずるに、在府長崎奉行并通詞導之、上段御向之板縁に而御禮申上、進物者出御以前、御目通板縁並置之、獻上二十二品之内、枝珊瑚珠五つ、丁子百斤、阿蘭陀楯一枚、同甲一匁、

同七丁未年閏二月十五日、カビタン御禮、獻上十九品之内、珊瑚珠一連、數百三、へいたらばさる三つ、へいごろほろむ一つ、昇降之圖一つ、鳥之羽三、牛黄三斤一箱、

同八戊申年二月廿八日、カビタン御禮、獻上十七品之内、びいごろ大鏡一面、枝珊瑚珠五つ、水ほう一つ、水玉七つ、金獅子香爐一つ、うにかゝる一本、同九己酉年三月朔日、カビタン御禮、獻上十六品之内、文字目金五つ、

同十庚戌年三月朔日、カビタン御禮、獻上二十五品之内、丁子五十斤、牛黄三斤、あめんごす三十斤、なさらし二本、びいごろ大鏡二面、遠目金六本、同十一年辛亥年三月朔日、カビタン、マルイハヌス

セサル御禮、獻上二十品之内、かなのふる血留石一つ、柄鮫五本、

同十二壬子三月三日、上巳御禮畢而後、カビタン、ヨハノスカムフイン年始之御禮有之、獻上二十品之内、血留石大小六つ、丁子五十斤、遠眼鏡三本、びいごろ大鏡二面、世界圖二つ、外に金道具一箱、

延寶二甲寅年三月十五日、カビタン御禮、獻上二十品之内、大鏡二面、青磁花入一つ、同鉢一つ、堆朱大香合二つ、同硯屏一つ、丁子百斤、

同三乙卯年三月朔日、カビタン御禮、獻上二十六品之内、堆朱御香臺一つ、金鴨御香爐一つ、金獅子香爐一つ、縫蒲團五つ、琥珀一つ、玉作物一つ、以上、御禮日記延寶四丙辰年三月十五日、カビタン御目見、定例獻上の外、驢馬二疋獻之、承寛雜錄

延寶五丁巳年二月十五日、カビタン、テンキンアヌ御禮獻上物、一青磁香爐一、一大鏡二面、うにかゝる一本、一狸々皮一反、一黒羅紗一反、一紫羅紗一反、一絹中三反、一羅背板七反、一黒ごろ五反、一筋天鵝絨十反、一金入十反、一奥島五十反、一かせきあれしや島六十反、一たびい一反、一さん崩五十

反、一辨がら七十反、一花さらさ五十反、一東金縷子百反、一大金巾六十反、一小金巾五十反、一しもふりさらさ五十反、一かいき六十反、一丁子三斤、一丁子油一箱、一染物一枚、一ちんた酒一壺、一ぶごう酒一壺、

同六戊午二月十五日、カビタン御禮、獻上物之内去春無之品、一金大鹿香爐一つ、一きりん蓋香爐、一金泥大鏡一つ、一時計一つ、一へいかうおき島五十反、一風鳥三羽、以上、三才雜錄

延寶五丁巳年二月十五日、阿蘭陀人四人御禮申上、同日井上玄徹被遣、黄金五枚被下、同廿八日針立山本祐仙被遣、金五枚被下、慶延略記

延寶七己未年三月朔日、カビタン、テレキテハアヌ御禮、獻上十五品之内、大鶴香爐二つ、時計一つ、丁子油一箱、

同八庚申年三月三日、獻上二十一品之内、大卓二つ、唐銅獅子香爐二つ、堆朱御刀箱一つ、鼈甲燈籠二つ、丁子油一箱、但、ふらす、こ二十八、

天和元辛酉年二月廿八日、一大廣間出御、御羽織、阿蘭陀カビタン御目見、獻上物、一銅大鶴香爐二

つ、一銅龍馬香爐一つ、一青貝丸卓二つ、一金入紗十卷、一紋じりやう三十卷、一阿蘭陀たびい二反、一はな毛氈一枚、一金入島三反、一色羅紗一反、一卷綸子百反、一かせれあれしや島五十反、一紗綾五十反、一辨がら奥島五十反、一大かなきん五十反、一白縮縮七十卷、一おく島百反、一筭崩島百反、一海黄百反、一小かなきん百反、一丁子油一箱、小ふら入、一ちんた酒一壺、一ぶごう酒一壺、

若君様は、一琥珀作物一箱、一堆朱長箱一、一色羅紗一反、一金入紗五反、一海黄十五反、一東京綸子二十反、一白縮縮二十卷、一おく島二十反、一小かなきん二十反、一ちんた酒五升、一ぶごう酒五升、以上、

天和二壬戌年二月廿八日、カビタン、ヘンデレキセス御禮、獻上二十品之内、びいごろ大鏡二面、金獅子御香爐一つ、青貝御卓一つ、丁子油一箱、西丸同十二品之内、唐銅白獅子御香爐一つ、堆朱御卓一つ、

同三癸亥年二月廿八日、獻上二十五品之内、堆朱卓一つ、青磁牛老子香爐一つ、銅鴨香爐一つ、うにかゝる長八寸六分、一本、一丁子油、ふらす、共、一箱、

貞享元年甲子年二月廿八日、カビタン御禮、献上二十
七品之内、沈香一本、香敷三枚、びいごろ大鏡二面、
丁子油一箱、但、小ふうすこ十に入、
同二乙丑年三月三日、カビタン、ヘンテレキハンブ
イトノム御禮、献上二十三品之内、びいごろ大鏡一
面、丁子油一箱、但、小ふうすこ二十に入、
同三丙寅年二月廿八日、カビタン、アンテネイスケ
レイル御禮、献上二十品之内、珊瑚珠三十五、六、
五、五、五、六、、
にかうる御杖一本、びいごろ道具色々大小三十二、
丁子油一箱、但、ふらすこ十に入、
同四丁卯年二月廿八日、カビタン、コンスタンテン
ス御禮、献上二十二品之内、御緒留五十九、但、こじ
ゆ五十一、南京
めのお玉八つ、丁子油一箱、但、小ふうすこ十五に入、
元禄元戊辰年二月十五日、カビタン、ヘンテレキハ
ンブイトノム御禮、献上十九品之内、珊瑚珠五百、
青びいごろ十、水精ふらすこ一対、
同二己巳年二月十五日、献上物十九品之内、目鏡二
つ、琥珀玉大小五十、青珊瑚珠八つ、同石一つ、阿蘭
陀石之玉十三、丁子油一壺、
一於御座之間、阿蘭陀人四人共暫上覽有之、以上柳營
日次記

同三庚午年二月廿八日、カビタン御表御禮之後、於
御座之間、阿蘭陀人四人共暫上覽有之、御日記
同四辛酉年二月晦日、カビタン、ヘンテレキハンブイ
トノム御禮、献上二十三品之内、金銀御根付五つ、
金三、
銀三、御伽羅九百目、一木、龍腦一斤、
一蘭人四人御座之間召之、上覽有之、
同五壬申年三月六日、カビタン御禮、献上二十一品
之内、大鏡びいごろ一面、御香敷五枚一箱、
同六癸酉年二月廿八日、カビタン、ヘンテレキチン
フヒトノム御禮、献上二十五品之内、青貝食籠盃
共、堆朱沈香箱盆共、麝香一箱、二斤入、龍腦一箱、一
斤入、
同七甲戌年三月朔日、献上二十三品之内、御伽羅一
木、琥珀玉八十目三十、同根付七十目十、珊瑚珠玉
三十、沈香十三斤、
同八乙亥年二月廿八日、カビタン、ヘンテレキデイ
キマン御禮、献上二十二品之内、枝珊瑚珠三本、琥
珀緒百三十、
同九丙子年二月廿八日、カビタン、コルネレスハン
ナトウレン御禮、献上十八品之内、琥珀緒留三十

五、
同十丁丑年二月廿八日、カビタン御禮、献上二十品
之内、琥珀玉五十、
同十二己卯年二月廿八日、カビタン、ヘンテレキデ
イキマン御禮、献上二十二品之内、枝珊瑚珠二本、
琥珀玉五十、うにかうる一本、
同十三庚辰年二月廿八日、カビタン御禮、献上二十
三品之内、枝珊瑚珠三本、金琥珀玉五十粒、
同十四辛巳年二月廿八日、カビタン、ヘンテレキテ
イト御禮、又御座之間に蘭人上覽、献上十九品、
同十五壬午年二月廿八日、カビタン御禮、献上十九
品之内、琥珀玉一箱、二百粒、
一於御座之間阿蘭陀人上覽、已上、柳營
日次記
元禄十六癸未年二月廿八日、カビタン御禮、献上十
七品之内、珊瑚珠五百、
寶永元甲申年二月廿八日、カビタン、キリヨムタン
ト御禮、献上十八品之内、珊瑚珠五十粒、金琥珀百
粒、
同三丙戌年二月廿八日、カビタン御禮、献上二十品
之内、珊瑚珠二十粒、

同四丁亥年二月廿八日、カビタン、ハナデナントス
デザロウト御禮、献上十六品之内、珊瑚珠二十粒、
同五戊子年閏正月廿八日、カビタン、ハママウノス
メンセン御禮、献上二十一品之内、珊瑚珠百、
同六己丑年三月朔日、カビタン、ヤスフルハンマン
スタアル御禮、献上十六品之内、珊瑚珠百粒、金琥
珀十七粒、切子金琥珀百五十粒、
同七庚寅年三月朔日、カビタン御禮、献上二十品
之内、珊瑚珠百粒、金琥珀十七粒、切子金琥珀百
粒、
正徳元辛卯年三月朔日、カビタン御禮、献上十八品
之内、珊瑚珠百五十粒、
同二壬辰年三月朔日、カビタン、コルネレスラケン
御禮、大廣間今度始而御籠懸之、献上二十品之内、
珊瑚珠百粒、
同五己未年二月廿八日、カビタン御禮、献上物十六
品、御目見者無之、按ずるに、有草院殿御
幼雅によりてなり、立合大
目付横田備中守、御作事奉行駒木根肥後守、
享保二丁酉年二月廿八日、一、大廣間出御、阿蘭陀カ
ビタン御禮、献上物有之、自注、カビタン名
ヨランチカウ、於御帳臺御

上下被召放之、御上段前御簾從今年不掛之、大目付横田備中守、御作事奉行駒木根肥後守、長崎奉行大岡備前守令差圖、備中守、肥後守儀、宗門改加役付而勤之、

同三戊戌年二月廿八日、カビタン、キルスチャンプレイハルコ御禮、献上二十一品之内、阿蘭陀甲一勿、阿蘭陀鏡一面、

同六辛丑年二月廿八日、カビタン、ルフロフテヨズアテ御禮、献上二十品之内、馬具但、鐵砲、二挺添、一通、阿蘭陀小刀十二本、

同十五庚戌年二月廿八日、カビタン、アクフランシントン、トニコ御禮、献上二十四品之内、車石火矢一挺、さとう鳥二羽、

献上物西丸も同前、以上、柳營、日次記、一

享保四己亥年、當年阿蘭陀船入津無之に付、來春拜禮に不及旨御下知有之、同七辛寅年、甲必丹船入津無之に付、古甲必丹長崎に在留せしめ、來春江府拜禮可相勤旨被仰渡相勤、同九甲辰年、二艘仕出之内、一艘入津に付拜禮之事、如前例去卯年之甲必丹在留に而可相勤旨被仰渡、同十六辛亥年、同二十乙卯年、一艘入津之時もまた同し、長崎志、

通航一覽卷之二百四十二終

通航一覽卷之二百四十三

阿蘭陀國部五

○拜禮献上

享保十八癸丑年、西國凶荒によて、例年參府の期を延られ、六月十三日登營拜禮す、寛保元辛酉年三月十五日、安永八己亥年三月六日は、御中陰により老中に謁して退去す、文化十一甲戌年、文政元戊寅年、同五壬午年には添献上あり、文化十一年、文政五年御禮の時、別に賜物あり、彼條併せ見るへし、

享保十八癸丑年三月

松平 筑前守

阿蘭陀人例年春江戸に參上候處、九州邊去秋虫附損毛に付而、阿蘭陀人通候道筋、飢人等多く取みたり候躰にて、見分も如何可有之儀故被差延候、四月中旬頃長崎表發足爲致、出府候積りにも可相成候、就右其頃者、最早領分見苦體者有之間敷哉、且又、阿蘭陀人往來候て、差て難儀之品者無之候哉、右之趣領分承に遣候ては、間も可有之候間、申越候には不及、只今迄領分より申越候趣を以、相考可被申

聞候、

別紙同文言

同斷

同斷

同斷

同斷

大成令○按するに、命令のこころ御請書出せしなるへけれし、今所見なし、

享保十八年、前年西國筋蝗入饑饉にて、道中人馬等不便あるへしとて、四月十五日阿蘭陀人長崎出立し、五月中江府に參着し御禮相勤、七月當表に歸着せり、長崎實錄大成、

享保十八年六月十三日、カビタン、ヘンデルキハン

デンバル御禮、献上二十六品之内、阿蘭陀具足二

領、

同二十乙卯年閏三月朔日、カビタン、タアヘットテ

レンキマン御禮、献上二十三品之内、さうくわん鳥

一羽、以上、柳營、日次記、

元文二丁巳年二月廿八日、カビタン、ヤンハンデン

コロイツ御禮、献上三十一品之内、珊瑚珠玉二十

六、同大玉一つ、香敷一枚、硝子蓋物一對、さうくわ

ん鳥二羽、狩犬二疋、以上、柳營

寛保元辛酉年三月十五日、阿蘭陀人登城有之候得共、御中陰に付、按ずるに、二月廿八日、天英院殿裏去なり、御目見無之、御老中御出席謁相濟、御徒方萬年記、

寛延元戊辰年三月二日

一御表の出御無之、於大廣間御老中方御出席、阿蘭陀人謁相濟、寛延年録、

安永八己亥年三月六日

阿蘭陀

カビ タン

右御中陰に付、按ずるに、二月廿四日、孝養院殿裏御なり、御目通に罷出、老中出席、大廣間東線類に罷出、御禮申上之、安永年録、

天明三癸卯年

去寅年入津無之に付、當春甲必丹參府御免之儀、願之通御下知有て、當年出府拜禮無之、長崎志續編、

寛政三辛亥年五月六日

一阿蘭陀人例年令登城、献上物雖有之、去年被仰出當年不罷出、按ずるに、向後參府五年目と去年仰出さる、依て献上物長崎奉行永井筑前守を以、左之通相納之、

献上物、 猩々緋一種、一大羅紗七種、緋へるへとわん三端、萌黄へるへとわん三端、金さらさ三

端、海黄十端、縞海黄十端、たあれす縞十端、しゆりしや十端、奥島二十端、辨柄島三十五端、皿紗六十端、金唐革五枚、酒二種、御日記、

寛政六甲寅年

一當春甲必丹江府參上之、公儀御差支有之由にて延引に及び、三月十五日當地出足致し、六月に至て歸著す、

寛政九丁巳年

一去辰年入津無之に付、當春江府献上物無之、以上志續編、

文化十一甲戌年八月廿八日

阿蘭陀人献上物、一猩々緋二端、一黒大羅紗一端、一萌黄大羅紗二端、一紫大羅紗一端、一緋小羅紗一端、一萌黄小羅紗一端、一緋羅脊板三端、一黒羅脊板三端、一緋色羅脊板五端、一緋へるへとわん三端、一緋色へるへとわん五端、一紫へるへとわん三端、一青茶へるへとわん五端、一尺長上皿紗十五端、一並皿紗八十八端、

添献上 一類遠猩々緋二端、一黒大羅紗二端、一緋花色兩面羅紗二端、一小形鐵砲二挺、一花席一枚、

一鏡十二面、一銀線硝子盆一組、但、七一ヲルゴル

一、一星目鏡大小四本、

大納言様の献上物 一猩々緋一端、一黒大羅紗二端、一藍海松茶大羅紗一端、一緋小羅紗一端、一緋羅脊板二端、一黒羅脊板二端、一花色羅脊板二端、一緋へるへとわん二端、一花色へるへとわん二端、一紫へるへとわん二端、一青茶色へるへとわん二端、一尺長上皿紗十端、一並皿紗三十五端、以上、

かびたん へんでれきけらるゝとんねん^{年二十二}

役人 へんひいごるほらけつと四十八

外科 けりりつとれえんでるこはあけん^{年十二}

大通詞 馬場爲八郎

小通詞 加福新右衛門

文政元戊寅年三月十五日、阿蘭陀人献上物

一猩々緋二端、一黒大羅紗二端、一萌黄大羅紗二端、一花色大羅紗一端、一黄大羅紗一端、一茶色大羅紗一端、一紫大羅紗一端、一緋小羅紗一端、一黒小羅紗一端、一花色ころふくれん一端、一桔梗ころふくれん一端、一飛色ころふくれん一端、蠟引尺長上皿紗十端、一皿紗三十八端、

添献上 一ヲルゴル附金細工香箱

西丸に献上 一猩々緋一端、一黒大羅紗一端、一黄萌大羅紗一端、一紫大羅紗一端、一黄大羅紗一端、一緋ころふくれん一端、一黒ころふくれん一端、一蠟引尺長上皿紗九端、一皿紗二十二端、以上、

かびたん へんこつくふろむほ^{年三十九}

役人 へんでれきけらるゝとんねん^{年二十二}

外科 けりりつとれえんでるこはあけん^{年十二}

大通詞 馬場爲八郎

小通詞 加福新右衛門

文政五壬午年二月十五日、阿蘭陀人御禮、カビタン、ヤンココクフロンボフ^{四十三歳} 役人、ヤンフレン

イデンキヒツスル^{四十二歳} 外科、ニコラアスヒユル^{三十九歳}

献上物 一猩々緋二端、一黒大羅紗同、一薄萌黄大羅紗同、一藍海松茶大羅紗同、一花色大羅紗同、一茶色大羅紗同、一白大羅紗同、一黄大羅紗同、一黒飛色大羅紗同、一同小羅紗同、一花色同同、一緋ころふくれん三端、一萌黄同二端、一花色同同、一白

同三端、一尺長上更紗二十端、一更紗百五十五端、添獻上 一ラルゴル附置時計、一形附ごろふくれん三端、

西丸の之獻上者半減、内置時計有之、以上、文政年録、文政十三庚寅年三月十五日、阿蘭陀人二人御禮、此度者故有て醫師參上被止之、竹尾筆記、

○御暇賜并御法令

按するに、御暇賜物の事、明暦元年以前乃記載詳ならず、同年より以後や、沿革ありし事のみをのせ、其他はこれを略す、御法令の事は御奉公筋の條收る所の風説書とあはせ見るべし、
明暦元乙未年正月廿日阿蘭陀人御暇、カビタンに時服三十、通詞に同一これを賜はる、カビタン賜物の員數自は天和三年銀十枚、貞享二年同五枚を、後これに同じ、通詞に賜はり、これより五枚を例せらる、萬治二己亥年三月八日御暇の時より、御法令讀聞しめらる、事始る、寛文元年、其文中に新文を加へらる、同六丙午年四月五日、例文の外別の條約一章を渡さる、延寶元癸丑年三月十三日、また新加の文あり、これより永くこれを用ひらる、天和元辛酉年三月二日、先に淨徳院殿にも獻物せしにより、時服二十を賜ふ、これを若君より賜延享四丁卯年には、有徳院殿も時服二十を賜はる、また大御所は、文化十一甲戌年三月二日御暇の時、恆例賜物の

外銀百枚、文政五年壬午年二月十八日同七十枚、西丸よりも同五十枚を賜はる、これみな添獻上せしによりてなり、

明暦元乙未年正月廿日

一阿蘭陀人今日御暇、小袖三十被下、通詞之者に小袖二被下之、御日記、寛明日記、但し、寛明日記には廿八日とす、

萬治二己亥年三月八日

一阿蘭陀カビタン、サカリヤテワアケナル御暇、小袖三十被下、通事石橋助左衛門同一被下、カビタン登城、於殿上間上意之趣、雅樂頭、按するに、大北條安房守に、按するに、申渡、柳營日記、

萬治二年三月八日、阿蘭陀人御暇、同日殿中日記留、

一阿蘭陀カビタン今日御暇、依之、被仰出之儀有之、付而登城、殿上之間次之席着座、此時雅樂頭、伊豆守、豊後守、美濃守、按するに、伊豆守は松平信綱、豊後守は阿な、大廣間三間の出席列席、時にカビタン殿上間より、黒川與兵衛并御目付兩人令案内、板縁之内、杉戸際に被候、此節上意之趣、北條安房守に老中含之、安房守通事に傳達之、然而カビタンに通事傳達

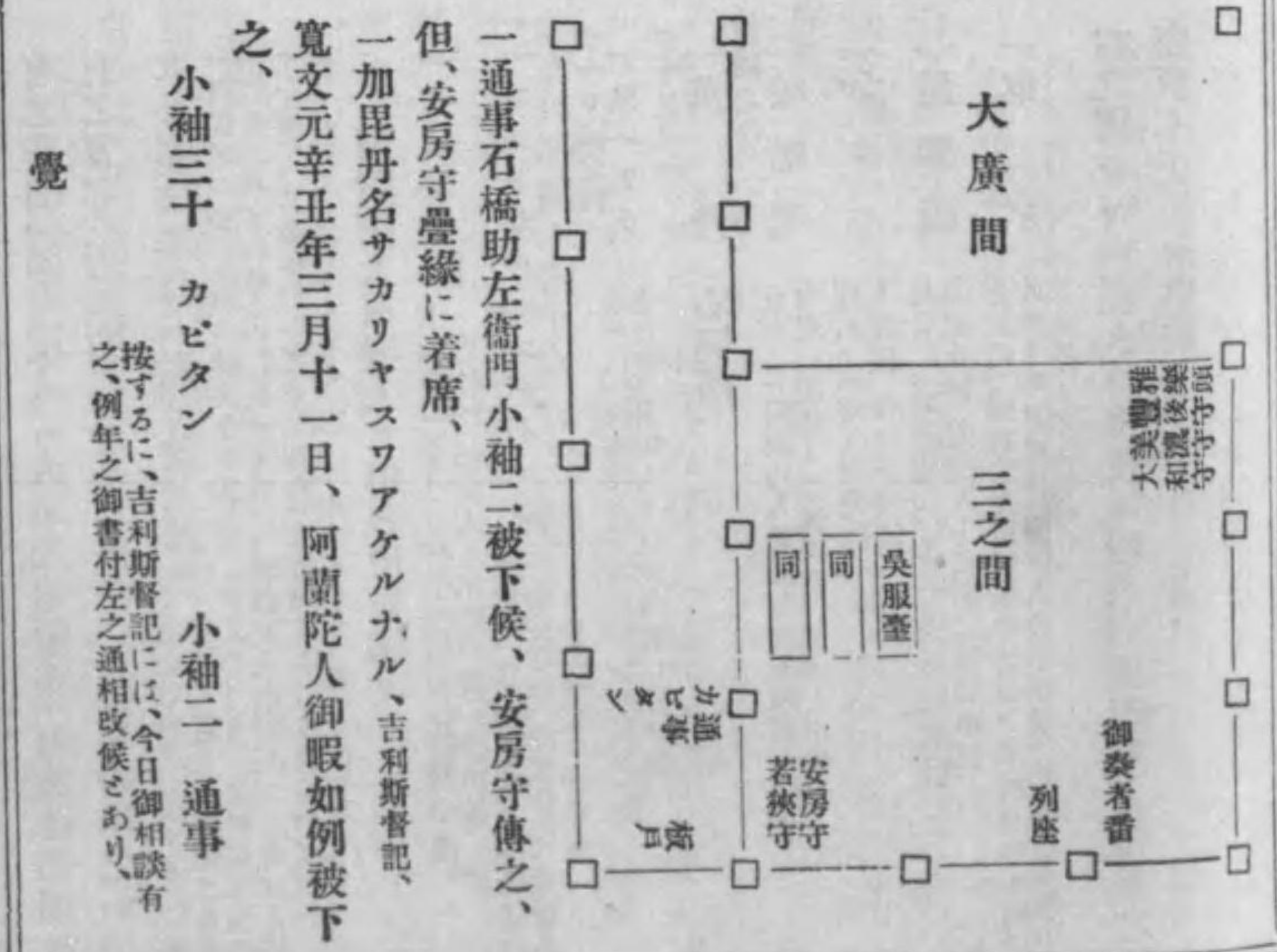
之所謂、

覺

一阿蘭陀事者、御代々日本致商賣候様に被仰付之、毎年長崎の着船仕候、自此以前如被仰付之、キリシタン宗門と通用仕間敷候、若致入魂之由、何れの國より申上候共、日本渡海可被成御停止候、勿論彼宗門之族、船にのせ來り申間敷事、

一不相替日本爲商賣渡海仕度奉存候は、キリシタン宗門之儀に付而、被聞召可然儀於有之者、毎年阿蘭陀船渡海之事候間、急度長崎奉行人迄可申上事、一日本渡海之唐船、バハン仕間敷事、以上、

右之趣、以通事カビタンに相達之、御請申上候旨事、又安房守へ演達之、事終而カビタン殿上間へ退去、其以後綿衣三十臺載之、進物番持出之、三間敷居際に並置之、重而カビタン殿上間より、黒川與兵衛、御目付兩人案内有之而、最前席に罷出祇候、御暇付而綿衣被下候旨、安房守通事に達之、其旨カビタンに通事傳之、則カビタン敷居際まで出座頂戴之、老中一禮いたし退去、進物は坊主入之、右被仰渡之席并進物置所等、左に圖之、



覺

按するに、吉利斯督記には、今日御相談有之、例年之御書付左之通相改候とあり、

一 おらんだ事者、御代々日本商賣候様に被仰付、毎年長崎の着船仕候段、此以前如被仰出候、きりしたん宗門と通用仕間鋪候、若致入魂之由何れ之國より申上候共、日本渡海可被成御停止候、勿論彼宗門之族、船にのせ來るましく候事、

一 不相替日本爲商賣渡海仕度奉存候は、きりしたん宗門之儀に付而、被開召可然儀於有之者、毎年おらんだ船渡海之事候間可申上候、あたらしく南蠻人手に入、きりしたん宗門に成候國も有之候哉、渡海道筋之儀者可承候間、見及聞及候は、長崎奉行人迄可申上候事、

一 日本渡海之唐船に、ばはん仕間敷候事、以上、右之書付、北條安房守通詞を以、かびたんに含之、但、從跡々被仰出御書付之通別條無之、然者三ヶ條之内、中之箇條、あたらしく有之より以下、今般新加之文言也、其餘者前々之通也、柳營日記、寛文六丙午年四月五日

一 例年條約之外、一通初而申渡之、
覺

阿蘭陀人往來之國々之内、南蠻人に出合候國も可

一 先年南蠻人來朝之刻、持渡り申候貨物之品々、是又會而不奉存候、長崎開書、鎮西要略、

延寶元癸丑年三月十三日、阿蘭陀に渡る書付之附録に曰、
琉球國は日本の附屬之國に候間、何方にて見合候共、彼船ははん仕へからさる事、人見私記、
延寶五丁巳年二月廿五日

一 阿蘭陀事者、御代々日本商賣可仕旨渡仰付之、毎年長崎令着岸候、從此以前如被仰出、奥南蠻と吉利支丹宗門之通用彌不可仕、若入魂之由、何れ之國より相聞候といふ共、日本渡海可爲停止候間、彼宗門より日本に之通事一切不可仕、勿論宗門之者、船にのせ來る間敷事、

一 不相替日本爲商賣渡海仕度存において、吉利支丹宗門之儀に付て、被開召可然儀於有之者可申上之、南蠻人宗門之儀に付て、新規に手に入候所々有之哉、渡海之道筋之儀も可存候間、見及聞及候段、長崎奉行人迄可申上事、

一 日本渡海之唐船不可奪取之、阿蘭陀往來之國々之内、奥南蠻人と出合候國可有之候間、彌南蠻人と

有之候間、彌南蠻人と通用仕間敷候、若出合候國於有之者、其國其所之名具に書注之、毎年着岸之かびたん、長崎奉行人迄可差上者也、寛文年誌、○按するに、御一日御暇の條に、例の御法令の外此一條を載て、右の去年改て被仰出候書なりとあり、また長崎開書に、阿蘭陀人南蠻人に出合せし國々を載す、其書年代を記さ、れ共、此開書によりて考ふれば、此頃長崎より書上しものにてあるへきか、姑く左に出す、

阿蘭陀人南蠻人と出合申候國々

一 ベンガラ國 此所に、オランダ不斷居所を捨居申、商賣仕候、南蠻人も不斷商賣に參申候、

一 コストカルモンドイル國 此所に、阿蘭陀人不斷居所を捨居申、商賣仕候、南蠻人も不斷商賣に參申候、

一 ヤハアラ 此所に、阿蘭陀人不斷居所を捨居申、商賣仕候、南蠻人も不斷商賣に參申候、

一 ヤハアラ 此所に、阿蘭陀人不斷居所を捨居申、商賣仕候、南蠻人も不斷商賣に參申候、

一 萬丹 右同斷、

一 咬囉吧 此所に、阿蘭陀人居所を捨居申、商賣仕候、南蠻人も不斷商賣に參申候、

一 バタニ 此所、以前は阿蘭陀人居所、今は不參候、

一 暹羅國 此所に、阿蘭陀人居所を捨居申、不斷商賣仕候、南蠻人も此所に罷居申候、

一 東京 此所に、阿蘭陀人居所を捨居申、不斷商賣仕候、南蠻人も此所十年以來、南蠻人參不申候、前座は參候由及承候、

右之國々の南蠻人往來仕候得共、阿蘭陀人相對之商賣不仕候由申候、

一 南蠻人商賣之貨物品々、阿蘭陀會て不奉存候、

通用不可仕、若出合候國於有之者、其所之名具に書注之、毎年着岸之かびたん長崎奉行人に可差上事、附、琉球國者日本に相從ふ國に候間、何方にて見合候共、奪取へからさる事、
延寶五丁巳年二月廿五日

天和元辛酉年三月二日

右之御書付者、唯今以阿蘭陀人參着之節御暇之時、切支丹奉行兼帶之大目付、讀爲聞之御條目也、御書付、寫、御

天和元辛酉年三月二日

一 阿蘭陀かびたん御暇、時服三十被下之、若君様より時服二十被下之、按するに、若君より賜物の長敷、永通事、此例多ければ、下これを略す、

之者、時服二被下之、柳營日記、

天和元年三月二日、阿蘭陀カピタン御暇に付、御小袖二十大臺二つに積之被下、人見私記載二田錄、

天和三癸亥年三月五日

一 阿蘭陀人御暇に付、時服三十被下、通詞名村八左衛門に銀十枚被下之、申渡林信濃守、田中孫十郎、

宮城監物、萬天日錄○按するに、信濃守は大目付、孫十郎は御作事奉行、監物は在府長崎奉行なり、

貞享二乙丑年三月十日

一 阿蘭陀人御暇に付時服三十、同通事に銀五枚宛

被下之、柳營日記、

貞享三丙寅年三月五日

一阿蘭陀人御暇時服三十、通事の銀五枚被下之、御書付并被仰付節、列座老中牧野備後守、松平伊賀守、太田攝津守、喜多見若狹守、備後守成貞、伊賀守重政、ともに御列座にて被仰付之、林信濃守、戸田又兵衛、御用人なり、又兵衛、申渡、通事本木庄太夫の銀五枚被下之、柳營日記、

元祿四辛未年三月四日

阿蘭陀人御暇に付時服三十、自注、内六騎斗目、小袖、十二島紅裏、通詞横山與三右衛門の銀五枚被下之、柳營日記、甘露殿○按日御暇の時、御法令の外別紙を以て、去年の秋歸國の船、長崎海上にて私販せしむるも、百餘年來御國法を諱守せるを以て、たゞは御免なり、自後不法のものあらは、ゆるされざる旨嚴令あり、安永四年三月十七日御暇の時、また別紙にて私販の事國禁ありしに、近年の抜荷多くは蘭物の由なるにより、自後カビタンにせしめ乗組のもの、悉くこれを改め、もしあやしき事あらは、銅高野減等の國法申付へし旨命せらる、其證ともに、御誓筋の條にあり、これより先正徳五年三月五日、御暇の時仰渡されしは、こたび長崎表に上使を遣はされ、異國船商賣方御改正、當秋甲必丹交替の時、長崎奉行より達すへきにより、歸航の甲必丹必丹交替の時、長崎港異國通商總括の部、商法正徳新令の條に出す、

延享四丁卯年三月九日

大廣間

染時服三十

阿蘭陀 カビタン

大御所様より同二十、大納言様より同二十、

銀五枚 大通詞 加 福 喜 藏

右之通、御暇に付被下之、延享年録、

寛延元戊辰年三月五日

一阿蘭陀カビタン御暇に付登城之處に、今日は御暇不被下候に付相歸す、寛延年録○按するに、同月十日八日再び登城御暇賜物あり、寶曆十三癸未年三月六日、阿蘭陀人御暇被下物有之、老中列座カビタン板縁迄召出、被仰出之趣覺書、大目付稻垣出羽守、御作事奉行山名伊豆守、長崎奉行正木志摩守に、右京大夫中松平輝高渡之、覺書御作事奉行山名伊豆守讀聞之、一ヶ條毎にカビタンに通詞之者申含之、カビタン板縁迄罷出御禮申上之、御日記、

文化十一甲戌年三月二日

時服三十

阿蘭陀 カビタン

添献上物仕候に付銀百枚、大納言様より時服二十、右御暇に付、於大廣間四之間老中列座、御法度書之

趣、大目付水野若狹守讀聞之、過て拜領物被仰付、別段に拜領物被仰付、從大納言様も拜領物被仰付旨、備前守牧野忠綱、申達、右之趣、若狹守達之、

但、能登守按するに、西丸、不快に付無列座、

大通詞 石橋助次右衛門

銀五枚

右御暇に付被下旨、於同所北縁類、水野若狹守申渡、文化年録、

文政五壬午年二月十八日

時服三十

阿蘭陀 カビタン

別段銀七十枚、右大將様より時服二十、別段銀五十枚、

右御暇に付被下旨、於大廣間四之間御老中御列座、阿部備中守殿被仰渡之、且御法度書之趣、大目付水野主殿頭讀聞之、

大通詞 末 永 甚左衛門

銀五枚

右同斷に付、於同席北御縁類、同人申渡之、同日西丸御沙汰

時服二十

阿蘭陀 カビタン

右御暇に付、於御本丸拜領物仕、右大將様よりも拜領物仕候、爲御禮罷出、於大廣間四之間板縁謁、御奏者番松平丹波守、但、拜領物者於御本丸大廣間、若狹守殿按するに、西丸老中酒井忠被仰渡之、御徒方萬年記、

通航一覽卷之二百四十四

阿蘭陀國部六

○平戸商館并出島館附鹽硝石藏井
按するに、出島館は、寛永十三年長崎の町人二十五人にて造營し、
 總辦及び門橋は官より造らしめられ、則南蠻人を置れし所なり、
 て地子銀は、彼町人配分す、爾南蠻總括之
 部、入津通商并扱方の條併せ見るべし。

慶長十三戊申年より、阿蘭陀人肥前國平戸に渡來商賣して、日本人を妻女とし恣に市中を徘徊す、其商館は石造にして最堅牢なりしか、寛永十五戊寅年、老中松平伊豆守信綱これを見分し、同十七庚辰年、上使大目付宗門奉行兼勤井上筑後守政重、長崎奉行柘植平右衛門、其地にいたりて商館を毀ち、明年より長崎に移して出島館に置く、自後その館しばし修造あり、正保二乙酉年より、其願により甲必丹參府の後、役附の蘭人館内に留守せり、寛文二壬寅年、館内に小屋を建て、伊萬里瓷器を伊萬里は、肥前國松浦郡の村名にして、瓷器名産なり。賣事をする、また寶曆二壬申年より寛政十戊午年にいたりて、館内出火せし事三度なり、
 慶長十三戊申年より寛永十八辛巳年迄、三十三四

年の間、阿蘭陀人肥前の内平戸に渡海して、相對次第商賣次第にいたし、逗留之儀も己が心儘にして、妻等を持、町屋に自由徘徊し、家居杯は不相應に要害らしく見ゆる、然る處、寛永十五戊寅年島原歸陣之砌、松平伊豆守平戸順見の節、阿蘭陀人居所見分いたされ、不相應なる所を取崩されて歸府有之、按するに、伊豆守信綱直に毀らし、かく記せば罷なり、下の長崎覺書合考すべし。同十八巳年よりオランダ人平戸渡海御停止になり、長崎出島に被押籠、其節之カピタン、マクスルメリヤアンマイラ、奉行馬場三郎左衛門、柘植平右衛門、長崎御用書物、寛永十八年、奉行馬場三郎左衛門、柘植平右衛門支配之節、阿蘭陀人平戸より御移被成候、其節出島町人共と宿賃之儀究候は、先年南蠻人渡海の時、宿賃三年平均候處、一ヶ年八十貫目餘取之間、此通可差出と申掛る、阿蘭陀方より五十貫目可出と願、于時奉行馬場三郎左衛門、柘植平右衛門、雙方に被申付候は、以來阿蘭陀船多少の入津に不依、毎年一ヶ年五十貫目按するに、諸船みな五十五貫目あり、恐ら爲宿賃可出之由被相究、毎年右之通差出し、町人家々表口間數に割配分之、

出島間數并家數地子銀

一 竪百十八間二尺七寸 一 横三十五間三尺八寸
 坪數三千九百二十四坪一步、軒數四十四、出島乙名并町人廿四人家藏、軒數十九、出島ヶ所外之家藏并番所小屋、軒數二ツ、脇荷藏、六十五軒、一出島地子銀一貫七十三匁一分二厘二毛四弗上納一出島總廻堀間數二百八十六間二尺九寸、(南百十八間二尺七寸、北九十六間四尺九寸、東三十五間四尺五寸、西三十五間三尺八寸、内、十一間公儀門堀、)

西方荷役場堀内外、竪十五間、横六間、○已上古集記、長崎紀事、長崎雜話、長崎事始細見録、寛永十八年、馬場三郎左衛門様、柘植平右衛門様御代、阿蘭陀人平戸より來出島に被召置、家賃銀に付雙方及論難極、然共漸事相濟、一ヶ年に五十五貫目つゝ、阿蘭陀人出之、町人中配分せり、
 總間數二百四間六尺二寸に割付、一間に付二百六十八匁三分餘、但、阿蘭陀平戸に入津之始は、慶長十六亥年より三十年程之間なり、自注、寛永慶長十三戊辰、十六亥年より三十年程之間なり、然處、寛永十七辰年九月、御上使井上筑後守様、柘植平右衛門様長崎の御下向、十月平戸に御越被成、

阿蘭陀人之石之家を崩さるゝ、向後は長崎計にて令入津旨被仰付、同十一月に御登被成候也、依之、

翌巳年より長崎の参り候、
間數、竪南方百十八間二尺七寸 北方九十六間四尺九寸
 横東方三十五間三尺八寸 西方三十五間一尺八寸
 水門之外、竪十五間、横三間、但、荷役場、總折廻し堀二百八十六間二尺九寸、但、此内十一間、荷役場水門、御公儀普請也、此内町人中より仕候所も有之由、
 總坪數三千九百二十四坪一步、總軒數六十五軒、火消道具小屋修理御用藏、三間、但、乙名預り番所三ヶ所、但、延寶六年市法浮銀にて建被中候、大門、入口二間五尺、石橋、横二間一尺、外廻り海傍示木十二本、御公儀普請、但、入口之門番所石橋は、缺所銀を以御公儀より被成候、總堀は同行使仕候、長崎覺書、出島坪數三千八百八十五坪四分四毛、按するに、此坪數前記と異なるべし、此地主廿五人、但、阿蘭陀人居住に付て、阿蘭陀人より、爲地代毎年銀子五十五貫目充出之、此銀二十五人にて配割取之、右之者共入津より出船迄、出島之自身番相勤之、荷役荷積之節は、四番にして罷出候、その外門開候ては、毎日罷出候事、
長崎記、一話一書、

阿蘭陀屋敷は、扇の地紙の形なり、上官を總名カビタンと云、下官をヘトルといふ、カビタンの席一段屋根も高く、屋根ちやんにて塗、棟數六十五軒、土藏共に坪數三千九百二十四坪一步、長崎案内略、

一寛永十八年、平戸より阿蘭陀人を長崎に移されしに付、去寛永十五年御制禁に成候南蠻人、其節迄住せし出島の地明き屋敷となりしを、此時より阿蘭陀人住館に被仰付也、大門に定番之者二人充相詰、蠻船入津中は町使二人充加番相勤しむ、

出島屋敷總坪數三千九百六十九坪一分、地子銀一貫六百七十三匁一分三厘充年々上納す、總廻り堀三百八十六間二尺九寸、南側百十八間二尺七寸、北側九十六間四尺九寸、

出島屋鋪圖◎省略之

東側三十五間四尺五寸、西側三十五間三尺八寸、町筋長百一十一間、幅一間半、西方荷役場水門築出し、堅十五間、横六間、箇所間數二百四間九合二三、乙名屋鋪共に、軒數四十四、乙名并町人家藏、内藏數三十、軒數二十一箇所、外家藏并番所小屋共に、公班衙藏、脇荷藏、御用藏、水門御檢使場、

一右同年同時に、出島御用物藏無之に付藏一軒建、出島乙名預り、并火消道具置所、是又同前出來、右之通、市法之浮銀を以作事也、

一貞享二丑年、總堀及大破候に付、奉行宮城監物、川口源左衛門支配之節、以浮銀作事有之、

一荷役場に檢使居所、阿蘭陀方より作事仕來る、然共、阿蘭陀改檢使場を彼者方より作事之儀、不相應成儀により、元祿七戌年出島町人中より願を申、奉行山岡對馬守、宮城越前守赦免して町人より作事、一脇荷物置所無之、脇阿蘭陀部屋々々に入置、數年亂ヶ間敷、折節は不作法有之に付、元祿九子年奉行宮城越前守、近藤備中守、丹羽遠江守支配之節、脇荷藏三間に八間之二軒立之、支配所迄出來す、次に辻番所狭く役人居所無之に付、是又同前に作事あり、

一元祿十丑年、札場に檢使居所無之に付、札場南の方に檢使場一軒作事、次に御用藏之修覆同前に有之、奉行丹羽遠江守、諏訪下總守支配、右入目銀、高木彦右衛門方に在之浮銀を以立之、長崎御用書物古集記、長崎雜話、

札場、札場御檢使場、乙名部屋、通詞部屋、町人番所、阿蘭陀産所、花島涼所、本門番所、辻番所、火消道具置所、不寐番所、伊萬里見世小屋道具、入風呂屋、鳩小屋

宿賃銀五十五貫目、阿蘭陀人年々差出之、但、一間に付平均二百六十八匁三分充、軒數二十五ヶ所、町人二十五人配分之、

一正保元甲申年、是迄甲必丹江戸參府の跡、出島一人も在住之者無之、仍之、此後役懸り阿蘭陀人出島に殘置度旨、願之通り御免有、同二乙酉年より參府之跡に、役懸り之阿蘭陀人出島に在留す、

一寛文二壬寅年より伊萬里瓷器商賣之者、出島之内に小屋を立て、店を出す事御免有之、

一延寶六戊午年、出島大門前之板橋、今年石橋に造替、以上長崎志、

出島作事

一總堀門橋大破に及候故、延寶六年奉行牛込忠左衛門、岡野孫九郎支配之節、出島乙名方より窺に付、門作事、橋は前廣板橋にて有之、折々修覆出來に付石橋に成、總堀同前に懸替る、

享保三戊戌年出島新番所建、八月五日に成就、長崎一寶曆二壬申年四月廿五日、出島之内東番所一軒燒失、

一寶曆六丙子年正月晦日戌刻、出島内小屋一ヶ所失火、以上、長崎實錄大成

寛政十戊午年三月六日夜子中刻、出島縫物師紅毛人部屋より出火、翌七日巳上刻火鎮る、尤類燒乙名部屋、通詞部屋、甲必丹部屋、紅毛人部屋十軒、土藏三軒燒失、其外檢使場、火消道具置所、伊萬里店通り水入口、并柵門、竹垣、練堀等所々取崩す、依之、紅毛人共不殘西御役所へ被遣、翌七日出島へ歸る、右燒失に付、同箇所所持町人へ拜借銀免許有て、燒失場之内紅毛人部屋、二階下荷物藏之分、當八月迄に造營成就す、且又、同所本所本町幅元二間半有之處、此節一間通り廣めて三間半となる、

寛政十一己未年、出島乙名部屋新に建、六月十六日より修造取懸り、十月十五日成就す、以上、長崎志續編、一阿蘭陀屋敷は長崎出島に在り、常に高き旗を立て目印とせり、門内へ入れは、家猪、野牛、羊の類をはなちて飼置たり、また阿蘭陀犬あり、その形する

ごく見え、耳たれ、多くは白にて黒點なり、その毛至て細く奇麗なり、蠻人の主長をカピタンといふ、此部屋へ入たるに、みな二階住居なり、先初め入るに、二丈程もある段はしごありて、登るに五十疊敷程の堂なり、額大さ六尺四尺計なるを五つ掛たり、此圖は昔時阿蘭陀、日本より彼地に歸るに、大風に逢ひ船破れたる模様を畫きたり、その一つは空かき曇り風催する圖、其二つは、風既に吹起り天象只ならぬ圖、その三つは、風波ます／＼高く船動揺する圖、其四つは、船損して難苦する圖、其五つは、船破れながら本國へ歸る圖なり、彼地の風俗にて、大變大難に逢たる事は忘失せざるため、畫して後戒とする事となん、扱其次の間に入るに、凡五六十疊敷の所なり、其左の方には曲籐七八箇も置たり、其右の方に大きな佛間の様なる所あり、この上に硝子鏡、長六尺横四尺程なるを掛たり、此中壇に四季の人形木にてよき細工に刻て、長一尺五寸程なるあり、みな婦人の形にて裸體なり、春は大根を持、夏は枇杷を持、秋は稻を持、冬は火にあたる圖なり、此下壇には硝子の燭臺長五尺計なるを二つ

置たり、扱次の間に入るに、三十疊敷の所にて、右の方五間程雨障子あり、此障子硝子板にて張たり、此所にも曲籐七八箇も置たり、又長八尺程もあり、横六尺程、高さ二尺計の床あり、四方のふちうるし塗の皮にてかざり、其内はばんやの入たる蒲團を敷、一方は皮の枕、一方は足もたしあり、みな其床に造り附たるものなり、又次の間に二十疊程の所にて、二方は雨戸障子、頃しも夏月にて、其障子は取放して幕を張たり、海面一望に盡て涼風不斷なり、曲籐三箇、一人はカピタン、一人は醫師、一人は侍者なり、始終曲籐によりて應接する、彼地蜜漬の蜜柑をいだす、その味ひ殊に美なり、又蜜漬の生姜あり、此生姜最大にてさらに柔和なり、又ばんといへる物をいだす、是は麥麴にて製したるものにて、よく脾胃を消和す、味ひ淡なり、又酒を出す、ちんだ酒は尤氣味烈なり、又きんあらかきは金海鼠酒中であり、味ひ少しく和せり、又茴香酒は茴香の匂ひありて、味や、和せり、又葡萄酒は、少し醋味ありて酒和かなり、扱これより花園に行に、多くは日本の花を植て賞翫する事なり、蠻地の葵あり、此花至

て大輪なり、此花園の傍に亭あり、のほるに種々の小鳥を飼置たり、又席上に長さ二間に、横一間半程、高さ二三尺計なる臺あり、總て羅紗を敷たり、裏に瑪瑙の玉二つあり、大さ桃の實の如く、玉突の遊戯とて兩方より相向ひ、各棒を以て互に向ふの玉を目當に、此方の玉を突く、玉あたれば轉動して臺の左右に空穴ありて、其穴の底に網の袋あり、彼玉此袋に入たるを勝にするなり、扱又是より廚屋に行、この所は堂の下傍にあり、真中には十四五箇も煮焼の大なる竈を連ねたり、その竈の四面環行すへきやうにしたる也、家猪など丸焼する事なり、口より尻まで鐵の棒を刺通して、その棒自然と轉還するやうにしたるものにて、むらなく焼る事なり、扱是より牛牢に行に、蠻牛十餘頭あり、その形輕拳に見えて、毛至て細く奇麗なり、此地の牛とは雲泥の違ひにて、いかにも食料に饜すへき者のやうに見ゆるなり、其脊上に高き肉ありて異様に見ゆ、此肉至て賞翫の所なりといふ、皆そのあたりを袋をかけたなり、是鹽なり、時にふれて舐しむる爲なり、長崎の人いふ、蠻牛は瘦たるものなり、この

地の草を食すれば、忽に肉生するなりと、然れども左にはあらず、彼數ヶ月船中においてつかれ瘦たるを、地上に揚れば其勞瘦のもとに復するなるへし、扱又外諸役人の詰所、クロスマトロスの部屋部屋、諸荷物藏悉く枚擧すへからず、蠻人の裝束至て美麗なり、尤衣服は夏冬とも異なる事はなきなり、夏といへども熱する氣色なく、冬といへども寒たる體もなきなり、但、冬は炭の半俵も入へき大きな火鉢に、火を貯へて席の傍に置事なり、阿蘭陀人もごより髪あり、若きものは髪も白粉を打飾るなり、さま／＼髪を剃たるもあり、是は逆上の患あるを以てなり、

一カピタンの居所、硝子額人物、山水、花鳥の類を畫く、妙にして動くかことし、また椅子を數々ならへて、いろ／＼の飾り多し、一カピタンとは、阿蘭陀王の諸國賣船の奉行役にて、日本に比していは、御旗本の如きものなり、船頭にはあらず、船頭は別にありて、船中の事のみを司る、長崎へ船掛りの間は、船頭時々出島阿蘭陀館へも揚れども、多くは船住居なり、カピタンは

始終出島館内に居るなり、カピタンとは、日本にて呼つたへたる名なり、彼國にては、ヲツブルホウフトといふ、是則頭といへる言葉なり、以上、官中要録、阿蘭陀人座列の事、出島にては甲必丹、ヘトル以下、藏役、筆者等、商賣勘定方のものを次第せり、出島にて座列 ヲツブルホウフト(甲必丹)、テウエーデヘルワーン(ヘトル)、デスベンセイル(臺所役)、ハツクホイスメーステル(藏役)、ヲツブルメーステル(上外科)、ランドルメーステル(下外科)、ジャカターリス(上筆者)、アシステント(下筆者)、ディンムルマン(大工)、スミツテ(鍛冶)、コイフル(桶屋)、スワルトヨンゴ(黒坊)、以上、長崎志、寛文六丙午年及び正徳元年辛卯年、出島に制札を建しめらる、寛文以前出されしものありしを、寛文六丙午年、出島町

禁制

- 一 傾城之外、女入事、
- 一 高野聖之外、出家山伏入事、
- 一 諸勸進之者并乞食入事、
- 一 出島廻ぼうじより内、船乗入事、

附、ちんだ酒、ぶどう酒、無差圖て出す間敷事、
 一 日本之武道具并武者繪、出島へ不可入事、
 一 奉行人之外刀差候ともがら、出島へ不可入事、
 右之旨、堅可相守もの也、

月日

- 一 出島鑑板出候日、門番にて一人充相改出入可爲仕事、
- 一 一番所にて不見知者、つれ無之者不可入候、不審成者候は、留置穿鑿可仕事、
- 一 かんばん出候次之座敷、町使其外家持歟、通事歟相添罷在、不審成者候は、可相改事、
- 一 かんばん出候日、いまり物賣せ申間敷候、小屋番置候は、二人充差置、人多置間敷事、
- 一 かんばん出候日、入札に加り不申候者、一切出島へ參間敷候、若通事家持わ用向有之候て使越候は、門番に斷出入可仕事、
- 一 入札に加り申候者にて、仲々間五三人充申合、八ッ前可參候、八ッ過候て出島へ參間敷事、
- 一 かんばんに參候者、賣物見申候は、直に可罷歸

附、橋之下船乗入事、
 一 斷なくして、阿蘭陀人出島より外へ出事、
 右條々堅可相守者也、
 午八月日 權右衛門 甚三郎

定

日本人異國人御法度背き、不依何事惡事をたくみ、禮物を出し頼者有之は、急度申出へし、たとへ同類たりといふとも咎をゆるし、其禮物之一倍御ほうび被下へし、若隱置訴人於有之は可處罪科もの也、
 午八月日 權右衛門 甚三郎

按するに、正徳元年十月の高札、皆これと同じければ、略す、河野權右衛門、松平甚三郎ともに長崎奉行なり、左之三申は、阿蘭陀船入津以後、跡々より出島に立來候由、按するに、此三申は年代を記さず、長崎記は延寶の初年の頃より建來りしなるへし、
 覺

- 一 阿蘭陀人無差圖て、出島之外へ出す間敷事、
- 一 商賣不始以前、定之外之者出島へ入間敷事、
- 一 諸商賣不始以前、荷物出島之外へ出す間敷事、

候、出島見物仕間敷事、

以上

某年

覺

- 一 出島へ出入之商賣人誰によらず、せり賣被仕間敷事、
- 一 餘人仕か、り候商賣事に、脇よりさ、わり、依怙最負有間敷事、
- 一 賣買事、兼日より約束いたし、手付之銀取替し有間敷事、
- 一 阿蘭陀口、南疊口存之地下、他所のかた、商事無之に、阿蘭陀人居所に引籠、密談有間敷事、
- 一 阿蘭陀人之諸色御買候は、代銀多少によらず、阿蘭陀人々直に無御渡、銀場にて其時々御濟可有之事、
- 一 阿蘭陀人々代物御賣候は、代銀早々御請取あるへし、後日に出入承間敷事、
- 一 阿蘭陀人出船に持渡諸色御賣候は、賣手形通事おこな所にて可被成候、無左候は、出船に積渡不申、賣主へもごし可申事、

一何色によらず、珍敷物小間物之類にても隠買被仕、銀場に無御届持出被申、後日に當町并何國にても相知及承申候は、我々従手前御奉行所様へ可申上候事、

一御公儀御法度之諸色、隠候て阿蘭陀の賣渡、船にても見出、又は以後及承相知申候は、不隠置、我々手前より御奉行所様の可申上候事、
此等之趣、能々御守有へし、若相背人有之候は、おこな通事迄可被申來候、

月日 通事 中

おらんだ
出島町

右之趣、從御公儀銘々に可申渡旨、我々ごもに被爲仰付候得共、數人之儀に候故、如此書付召置申候、出入之衆能御覽候て、萬事可被入御念者也、
寛文十一辛亥年二月十七日、末次平藏支配所より出、御用木請取候時、手形裏書、

一丸木 三本、但、長さ二間半、末口にて一尺二寸廻、
右者、出島ぼうじ木御入用御座候間、切出させ可被

下候、爲其如斯御座候、以上、

寛文十一年亥一月十七日 年行事荒木傳兵衛印

末次平藏殿

表書之通、ぼうじ木三本切らせ可被相渡候、斷は本文在之候、以上、

亥二月十七日 河權右衛門印

末次平藏殿以上、長崎記、

正徳元辛卯年十月

榜示木

出島南方塙外海中に建之、

從是内わ一切船不可乗入者也、令條録、長崎實錄大成○奉行より丸山町寄合町への觸書あり、因に左に出す、

正徳五乙未年七月、長崎奉行大岡備前守よりの觸書
丸山町寄合町に條々

一出島唐人屋敷の遣候遊女之儀、先格のことくたるべく候事、

一阿蘭陀人唐人より、何事によらず、遊女を頼候事有之候は、遊女の主人或は兩町之乙名、又は出島唐人屋敷之乙名、早速可申達之旨、常々遊女共

人兩乙名共迄、急度可爲曲事候事、

附、本條のことく、唐人阿蘭陀人の子を懐妊し候遊女も可有之事に候、此儀少も不苦事に候條、吟味之上申付候趣も可有之候、且又、遊女懐妊の中、其父唐人、又は父阿蘭陀人歸帆仕る事も可有之候條、其節は出島唐人屋敷乙名、并年番大小通詞の右之趣申談し、其子出生候以後之儀、其父と領掌仕置へし、その父領掌之上は、その子出生し候は、其父重て渡り來候迄之間、養育之儀疎略すへからず候、尤阿蘭陀人、唐人逗留中に出生し候は、是又其父之存念に任せ可申付之候、都て此等之趣有體に申出、可任差圖候、但、唐人、阿蘭陀人之子本國に連行度旨、その父相願候共、其段は停止之事に候條、兼て可得其意候事、
右之條々、急度相守へきもの也、

正徳五年七月長崎書付、

阿蘭陀出島屋敷へ御免にて、遊女三十五人つゝ、入るなり、居續に日數居る事はならず、毎朝門外へ出、直に引かへし入てもくるしからず、出入に役人さぐりと名付、衣服内へ手を入れさぐるなり、是は

堅申聞置へし、向後若阿蘭陀人、唐人に頼まれ、隠し商ひ物之取次、或は抜買のいひ合せ并票、其外書付等之取次致し候遊女於有之は、不及申主人、兩町之乙名共迄急度可爲曲事候事、

附、やりて禿に至る迄、右之趣委く申合置へく候、若於相背は本條同前たるべく事、

一遊女、阿蘭陀人唐人より與へ候品有之候は、其品何品なりとも毛頭隠し置ず、出島唐人屋敷乙名迄申出之、於左在に縦ひ金銀たりといふことも阿蘭陀人、唐人よりくれ候に事極り候は、其遊女に與へ候儀勿論たるへし、申出ず、探之節改出し候品は、一切に取上之、其上途吟味、子細によりて可申付之候事、

一遊女、出島唐人屋敷へ持行候品々之儀、何によらず一切之物共、銘々主人の方にて相改之、若金銀等於有之は、取上候上訴出へし、出島唐人屋敷において改之節、右之品々之内より金銀出候は、其遊女の主人可爲曲事候事、

一遊女、阿蘭陀人唐人の子を懐妊し候は、早速これを申出へし、隠し置後日に令露顯ば、其遊女并主

外よりは隠して、何品にても持入事を禁じ、内よりは阿蘭陀人より貰ひ候品など持出候事、改候役なり、右之様に嚴敷改候ても、小き品はかくし出候よし也、扱右之遊女阿蘭陀館にて不義ある時は、その遊女を丸裸にして、身體を殘る所なく、墨を以て塗りて門より追出す事なり、五年か十年の内には、是非追出さるゝ事ありといふ、落穂雜談、一言集、

往年より稻佐村に、長崎奉行役所附の鹽硝藏ありて、阿蘭陀船在津中、其玉藥をも入置れしか、元祿三庚午年穴藏になり、明和二乙酉年御船藏構内に移され、また石造になる、長崎年表要記には、元祿三年唐船、阿蘭陀船在留藏と記して、此時はじめて玉藥を入置へきたため、稻佐村に鹽硝藏と然らず、證は附録海防之部、御備場長崎の條にあり、

寛永十八辛巳年、阿蘭陀人平戸より長崎に移りし時、附來る通詞五人あり、其後通詞並一人加はる、寛文十庚戌年、内通詞百六人を置れ、内十二人を小頭とせらる、寛永四年、元祿八乙亥年通詞目付を置る、寛政八丙辰年二月、小通詞助以下のもの、小通詞の事、詳ならず、奉行役所において家業直試の事始る、同九丁巳年九月廿三日、もと通詞たりしもの三人に、蠻學指南を命せられ、月俸を賜ふ、

通航一覽卷之二百四十五

阿蘭陀國部七

○商賣規定并御用物等

昔年より阿蘭陀人入津ごとに、檢使を出し海上にて旗合等の事あり、此事の初年、今詳ならず、出島館において荷役の時も、また檢使あり、其改畢りて後、商賣等の事を命す、其在留中、武器玉藥等は稻佐御藏に預り置、かれら外出等にも毎度檢使を出す、また歸帆荷役の規定あり、船拂の後黒田、鍋島兩氏、及び長崎御用を奉はりし近國の大名、來津して巡視せり、證は、長崎港異國通商總括の歸帆荷役等の條にあり、

寛永十癸酉年、老中より貨物賣買等の事、及び其着津より在留は五十日、歸帆は九月廿日に限るへき旨の下知狀を、長崎奉行に達す、同十一年、同十二年、同十三年、其後、また商賣方の事によりて、數通の御書付を出さる、寛文八戊申年、武器、武者繪、其外かれに渡すまじき品を定められ、同年彼國より持渡るまじき品々をも定められしが、後復御免のものあり、證は、同貨物賣買、并停止の條にあり、

寛永以來出島乙名一人なりしか、元祿九丙子年より二人となる、同所門番所二ヶ所あり、一は定番二人勤番し、在津中は町使二人加番す、寛文六年定番を罷て、町使一人加番せしむ、同十一年町使を除て、船番二人に勤番せしむ、加番は舊のこみし、元祿元年より唐人番二人加番す、一は町番所にて、割賦糸の番として五ヶ所より勤番す、かつ下番四人ありて、出入の者の懷中を改む、貞享二乙丑年、口錢銀及び懸り物役一人を置る、元祿三年三人、同七年五人になる、た金場のもの四十三人ありしか、元祿十丁丑年金場吟味役二人を定めらる、以上證は、長崎港異國通商總括の部、諸通事及び地役人の條にあり、

通航一覽卷之二百四十四終

寛永十八辛巳年、かれ平戸より長崎に移りし時、持渡の糸、阿媽港船のこごとく、五ヶ所割符商人に買せらるへき旨命せらる、阿媽港船は、去々年、時に平戸にも、其糸十九割符の事を御免あり、これ其地異船の入津やみて、地人困窮すへきによりてなり、明暦元未乙酉年割符を罷られ、すへて相對商賣となる、然るに、かれら其利を得る事夥しきにより、奉行牛込忠左衛門、地役人等と議して、物價入札をもて買せらせ、同十二壬子年より市法商賣となす、貞享二乙丑年、再び割符御免あり、證は、同糸割符及び市法商賣の條にあり、往年より其代物の事、灰吹銀及び鉛等は制禁にて、丁銀を渡されしか、寛文四甲辰年、かれら願によりてはじめて金子を交へ渡され、同八戊申年より、すへて金商賣となる、其利銀を間金と名つけ、長崎地下人等に配分せしめらる、同十二壬子年、唐船の例に准して口錢銀をも出さしむ、同年市法商賣となり、間金は官に收められしか、貞享二乙丑年、市法を廢して再び地下人に賜はれり、また賣物の内より懸り物銀を取て、出島通詞地役人等の役料に充らる、これを花銀といふ、證は、同貨物賣買、口錢銀并間金の條にあり、

正保三丙戌年、かれか願によりて始て銅を渡さる、萬治二己亥年、また新鑄の銅錢を願ひて持歸る、寛永新鑄り、貞享二年より辭して買はず、明和二年は、禁制な再ひ渡されし、同五年より終にやむ、はじめ其商賣高及び入津の船額等、定限なかりしか、貞享二乙丑年より一歳の銀額三千貫目、即金五萬兩なり、元祿十四辛巳年より、船額四五艘と命せらる、元祿八乙亥年より、其殘荷物代物替の事始る、正徳五乙未年、商法改正ありて、歳船は二艘銀額は舊のこどくにして、内銅百五十萬斤交へ渡さる、時に甲必丹に、此歳船額減少の事、漢文をもて論されし付らる、御請は明年まで猶豫せられ、現船の商賣例のこどく仰の代物替は止め、爾後減銅あり、享保五庚子年百萬斤となり、寛保三癸亥年五十萬斤と命せられしか、強訴の事ありて延享三丙寅年より、百十萬斤に金千兩を添らる、寶曆十三癸未年、明和元甲申年兩年は、願によりて金の代り銅七萬斤増渡さる、同二乙酉年八十萬斤、同五戊子年九十萬斤、山本氏筆記によれば、此後百萬斤に所見、寛政二庚戌年より半減商賣となり、銅六十萬斤船額一艘と定めらる、證は、同歳額船隻并金銀銅錢、及び貨物代物替并運上金、正徳御改正等の條にあり、かれら商賣終り、後八朔禮を勤め、奉行はしめ地役人にも禮物を贈れり、此事寛永十八年より始る、平戸入津中、今詳な寛文丙午年、奉行の禮物を停められしか、同

十二壬子年より其高を減して、またこれを受しめらる、貞享二乙丑年商賣高を定められ、其禮物大略復古す、寛政二庚戌年半減商賣仰出され、明年より禮物もまた半減となれり、證は、同八朔禮物の條にあり、慶長十九甲寅年十二月、阿蘭陀國より大石火矢御取寄あり、爾來御用によりて鳥獸を載渡りし事はしはしはなり、就中、享保十乙巳年、國産の馬五疋取者とも載渡り、これより安永七戊戌年にいたり、瓜哇、伯兒是亞等の馬をも牽渡る、よて甲必丹に御褒美あり、また象、駱駝等をも牽渡れり、虎象等は、御用物といふ事を載せされとも、奇禽異獸は禁制なれば、私に載渡るべきや、故にこゝに收む、慶長十九甲寅年十一月廿七日、長谷川左兵衛、按する時奉行、自長崎參申、阿蘭陀大石火矢十二挺、近日可到來云々、大坂冬陣記、大三川志、慶長十九年十二月、阿蘭陀より四貫目五貫目の大石火矢被召寄、官本當代記、享保八癸卯年、御用に付阿蘭陀國の馬、四寸五分より六寸迄の牡馬三匹、同尺の牝馬二疋、尤馬數五六匹より十匹迄可牽渡旨、漢字の御注文を以て被仰付之、長崎志

享保八年卯九月、阿蘭陀の馬牽渡候様被仰渡候御書付、

著甲比丹採辦馬匹事

一馬式自蹄底至脊梁、其高四尺五寸至六寸者、雄三匹雌二匹、此上之所需也、汝其果能載來、則爲酬費賞勞、除定額之外另許銀額八萬兩使貿易、是非永爲加額例、乃一時之恩舉也、以其估算載貨可也、其載馬之船、船額之外可另備一艘、但其馬越妙、若不合式不高大者非所用也、乃至馬數則多帶不妨、若能辦得、或五六匹或至十匹亦可、將此意告於喇業喇兒、俟明年來販及進港之日、期必牽付勿誤、

九月

右和解

一 地より鞍下迄四尺五寸より六寸迄之男馬三疋
 一 右同尺之女馬 二疋
 右御用に候間可牽渡候、左あるにおいては、爲御褒美御定銀高之外に、八百貫目分之臨時商賣可差免候間、其積りを以荷物可積來候、尤御定船數之外に馬船一艘可乘渡候、右寸尺より大長成馬程は宜候、小長成馬は御用に無之候、且亦馬數之儀も餘計牽

渡候分は不苦候間、才覺相調候は、五六疋より十疋迄は可乘渡候、右之趣せねらるへ申達、來年入津之時分必可牽渡候、

卯九月

右、蹄帆のかびたんの御渡被遣候、和漢寄文、享保十乙巳年、御用の馬七寸五分より四寸五分餘之牡馬五匹牽渡る、此節馬乘阿蘭陀ケイヅル始て日本渡海す、長崎志、享保十年六月十三日、阿蘭陀船二艘入津、御用之南蠻草具足馬具并馬五疋載來る、皆駒なり、馬添二人來る、七月廿三日諏訪之馬場に而、阿蘭陀ケイヅル責之内、一疋足痛故不牽之、同九月五日馬三疋江戸へ登る、長崎覺書、

享保十年八月四日、按するに、長崎覺書に、此月日誤りなり、阿蘭陀馬三疋、孔雀二羽、鷺二羽、小之青音呼鳥、紅音呼鳥一羽宛、紅雀四羽、文鳥七羽、狎一疋、中犬三疋、狩犬一疋、長崎來る、如官日簿抄、御營年表秘錄、享保十年十月、長崎より御用之品々江戸に到着、一阿蘭陀馬三匹之内、一匹は茸毛、六歳、長け八寸五分、名アンス、一匹はぶち毛、四歳、長け六寸三

分、名トコム、一匹は葦毛、六歳、長け四寸五分、名
 ミキル 一孔雀二羽 一鷲二羽 一青いんこ一羽
 一紅いんこ一羽 一紅雀四羽 一文鳥七羽 一狎
 一疋 一中犬二匹 一狩犬之子一匹、以上渡り物
 右附添頭役福井哲助始上下十九人云々、享保十年
 享保十年

一當年阿蘭陀より御馬五疋献上、馬之長四尺五寸
 餘、是は去年の誤りに、去年阿蘭陀歸國之節、被仰付
 候に依てなり、月堂見聞集○按ずるに、明年例のこまく甲必丹
 上覽あり、同五日御暇の時、ケイヅルに銀三十枚、甲必丹は去年
 馬牽渡り、取者も運來り、こたび乗馬をも動めしめて、同五十枚を賜
 はれり、其證は、衛技
 井上覽の條にあり

享保十二丁未年七月、阿蘭陀馬爲仕入、江戸より富
 田又左衛門殿按ずるに、御馬
 乘なるへし、下向、上下四人出島に御
 出、同馬八月朔日江戸へ登る、同月出島札場之後に
 既立、九月六日成就、二階に馬乘阿蘭陀ケイヅル住
 す、長崎覺書、

享保十二年、八寸三分の牡馬一疋、六寸三分の牡馬
 一疋牽渡る、長崎誌、
 享保十四己酉年、阿蘭陀より御取寄被遊候もの、孔
 雀二羽、唐犬一疋、阿蘭陀犬一疋、同馬二疋、享保年
 錄世説

海談

享保十四年、四寸五分、四寸の牡馬二疋牽渡る、
 同十五庚戌年、七寸五分の牡馬一疋、三寸五分の牡
 馬一疋牽渡る、
 同十八癸丑年、於江府甲必丹、是迄數年御用之馬牽
 渡りし御褒美として、銅十萬斤拜領仰付らる、
 同十九甲寅年、六寸五分、六寸三分、三寸五分、三寸
 の牡馬六疋牽渡之、已上、長崎實錄大成、
 元文元丙辰年、八寸の牡馬一疋、四寸の牡馬二疋牽
 渡る、
 同二丁巳年、八寸の牡馬一疋、七寸の牡馬一疋牽渡
 る、但、去る享保十年より當年迄、合て馬二十七疋
 牽渡る、
 寶曆十二壬午年、當年入津の船より、瓜哇國出產の
 牡馬二疋牽渡、翌未二月江戸に差上らる、
 明和五戊子年、入津の船より、伯兒是亞國出產七歳
 の牡馬一疋、黒鹿毛、丈紅毛尺にて五尺七寸、日本
 曲尺にて四尺八寸餘なるを牽渡り御用に相成、九
 月廿六日江戸に被差立、
 明和六己丑年、當秋阿蘭陀船乗せ渡りたる馬、

伯爾是亞國出產の牡馬一疋、内一疋六歳、毛色葦
 毛、丈日本曲尺にて五尺程、一疋八歳、毛色鹿毛、丈
 日本曲尺にて四尺八寸程、已上、長崎誌、
 同七庚寅年、當年入津の船より、伯兒是亞國出產之
 牡馬一疋牽渡り、御用に相成り、十月三日江戸へ被
 差立之、
 同八辛卯年、一當年入津之船より、伯兒是亞國出產
 之牡馬一疋牽渡る、
 安永七戊戌年、一當年伯兒是亞國出產之牡馬二疋
 牽渡る、
 但、明和五年以來、伯兒是亞馬并紅毛馬具等、追々
 持渡るに付、爲御褒美當秋歸帆之船へ、銅五萬斤
 被下之、
 阿蘭陀より持渡る罫龍の子、長さ一尺計りなるを
 薬水に漬して、四角なるふらすこに入れて渡し來
 るなり、繪がける龍の如し、五六年前、自注、享和年
 中の事なり、長
 崎阿蘭陀通事吉雄幸左衛門、阿蘭陀より罫龍の長
 さ四尺計にて、活たるを取寄せたり、甚勇猛にして
 人を見れば、食んとするの氣色あり、久敷かひ置し
 か、養ひ行と、かさりしにや死せしとなり、又薩州

硫黄ヶ島に時々罫龍出つ、其形繪にかけ龍の如
 く、大き一丈二尺のものもあり、甚猛烈なる物にし
 て、人を見れば則食ふとなり、落穂雜談、一言集、
 當年按ずるに、原書年代を詳にせず、持渡り之活物、
 想ふに、文化年中なるへし、持渡り之活物、
 一小形之鹿一疋、是は、至て小形にて、猫、
 ト一疋、是は性其大體なる物にて、而前に食物を置候ても食ふ事
 不知、口の中へ入て遣し候得は、始て給候標なる罫龍に
 御座候、大さは猫程有之、而、猫のこまく、手、一麝香猫五匹
 足は獲の如く、御座候、追々江戸へも可參候、
 一音呼鳥十羽 一十姉妹六籠 一鳩二籠 一エイ
 キホ一疋 一黒猿二疋 一山猫之類一疋 一鸚鵡
 類八羽 一文鳥四籠 一猿六匹 一九官之類、已上、
 祝儀草、

文化十癸酉年七月、西洋人按ずるに、即阿
 蘭陀人なり、牝象一疋を
 齎來れり、セイロン國の産にして、按ずるに、文字には
 齊猿とも、錫猿とも書
 す、南天竺の南にあ
 る島國なり、年五歳、其高さ六尺五寸許、頭より
 尾際にいたりて長さ七尺許、前足高さ三尺許、後足
 高さ二尺五寸許、足廻二尺五寸許、鼻長さ三尺五寸
 許、尾長さ四尺五寸許ありといへり、屋代氏筆記、
 文政七甲申年、駱駝長崎より江戸に來れり、兩國橋
 向の廣地に見せものにして、人群湊して觀る、此獸
 去四辛巳年六月に、阿蘭陀の舶來にして、ハルシヤ

國の産といへり、甲子夜話、
 氣砲といふ物は、西洋にて造り始め、又風砲ともいふ、昔年蘭人持渡りしよし聞たりしか、文化年中國友能當自注、藤兵衛といふ、江州の人なり、今江戸に在り、といふ鐵砲鍛冶、かの蘭人か持來りし氣砲にならひて新に製造したり、かなりや鳥は、カナアリヤ國の産にて、蘭人持來りしゆゑ、省語してかなりやと稱せるなり、此鳥寛政のはしめ、たゞ二番阿蘭陀より舶來ありしが、追々數多になりしといふ、已上、六十化話○按ずるに、長崎開港の爲また、蘭人積渡りし諸島の産物等を載す、参考に出す、

明和二乙酉年以降、年毎に金銀錢を持渡れり、

金錢トカアト

右は、明和二酉年石谷備後守様御在勤之節、西阿蘭陀船より爲御請始而持渡、但、一つ付掛目凡一匁

此桁、明和二酉年持渡、同年不殘出方相濟申候、圖鑑之儀は、按ずるに、錢圖は今、明和四亥年仕立方被仰付、其後持渡無御座候、

一明和二酉年、阿蘭陀船持渡高九匁三分、

銀錢デカトン

陀船より爲御請始而持渡、但、一つ付掛目凡四匁三分程、

一明和二酉年、持渡高九十九匁四分、一同三戌年、持渡高六十八匁五分、一同五子年、持渡高二十一匁五分、一同六丑年、持渡高十六匁八分三十八匁二分、一同八卯年、持渡高四十九匁五分、一安永元年、持渡高百四匁、一同二巳年、持渡高七百八十二匁七分、一同三年、持渡高二百二十二匁六分、一同六酉年、持渡高三十一匁六分七十匁、一同七戌年、持渡高三十九匁九分十一匁八分、

銀錢ロヘイ

右は、明和二酉年、石谷備後守様御在勤之節、西阿蘭陀船より爲御請始而持渡、但、一つ付掛目凡三匁二分程、

一明和二酉年、持渡高二百四匁二分、一同三戌年、持渡高一貫百十六匁五分、一同子年、持渡高三匁二分、一同六丑年、年持渡高六十九匁、

銀錢咬啗吧ロヘイ

右は、明和二酉年、石谷備後守様御在勤之節、西阿蘭陀船より爲御請始而持渡、但、一つ付掛目凡三匁四分

右は、明和二酉年、石谷備後守様御在勤之節、西阿蘭陀船より爲御請始而船渡、但、一つ付掛目凡八匁程、

一明和二酉年、持渡高十六匁、一同三戌年、持渡高八百二十一匁五分、一同四亥年、持渡高十四匁百二十三匁八分、一同五子年、持渡高二百九十四匁五分、一同六丑年、持渡高二百二十九匁六分二分六分、一同七寅年、持渡高六十八匁七二分六分一分、一同八卯年、持渡高八十六匁二百八十一匁八分、一安永元年、持渡高七十三匁八分八分、一同二巳年、持渡高百三十一匁六百四匁八分、一同三年、持渡高百四十三匁九百八十八匁九分、一同四未年、持渡高九匁九百一十二匁三分、一同五申年、持渡高百四十七匁百四匁一分、一同六酉年、持渡高八十二匁九匁四分、一同七戌年、持渡高四十一匁六百六十四匁八分、一同八亥年、持渡高三十七匁七百三十一匁三分、一同九子年、持渡高百二十一匁四百八十一匁三分、

銀錢ハロフデカトン

右は、明和二酉年、石谷備後守様御在勤之節、西阿蘭

分程、

此桁、明和二酉年持渡、同年不殘出方相濟申候、圖鑑之儀は、明和四亥年仕立方被仰付、其後持渡無御座候、

一明和二酉年、阿蘭陀船持渡高十匁二分五厘、

銀錢スハンスマワト

右は、明和二酉年、石谷備後守様御在勤之節、西阿蘭陀船より爲御請始而持渡、但、一つ付掛目凡七匁一分程、

此桁、明和二酉年持渡、同年不殘出方相濟申候、圖鑑之儀は、明和四亥年仕立方被仰付、其後持渡無御座候、

一明和二酉年、持渡高六十三匁八分五厘、唐、阿蘭陀船持渡金銀錢圖鑑、

錢圖鑑、

明和二乙酉年、一當秋入津の阿蘭陀船より、金錢九匁三分并銀錢五種にて、三百九十三匁七分持渡、一同三丙戌年、入津の船より、銀錢三種にて二貫六匁五分持渡、同六己丑年、一當秋阿蘭陀船持渡銀錢如左、

銀錢、内デカトン數二萬六千三百九十八、此懸改、

二百二十九貫六十二分、但、一懸目八分六分七厘七毛二弗餘宛、ハロフデカトン數三千八百七十九、此懸改、十六貫八百三十八分、但、一懸目四分三分四厘八弗餘宛、ロヘイ數二十、此懸改、六十九分、但、一懸目三分四分五厘宛、已上長崎志、

明和七庚寅年、一當年銀錢デカトン六十八貫四百二十六分一分持渡之、

同八辛卯年、一當年入津の船より、銀錢二種にて八十六貫七百七十三分九厘持渡之、安永元壬辰年、一當年銀錢二種にて、七十一貫九百四十八分持渡之、同二癸巳年、一當年銀錢二種にて、百三十二貫三百八十七分五厘持渡之、同三甲午年、一當年銀錢二種にて、百四十四貫三十一分五厘持渡之、同四乙未年、一當年銀錢デカトン九貫九百二十二分三分持渡之、同五丙申年、一當年銀錢デカトン百四十七貫九十六分七分七厘四毛二弗持渡之、同六丁酉年、一當年銀錢デカトン百二十二貫三百八十八分三分五厘持渡之、安永七戊戌年、一當年銀錢二種にて、八十一貫五百七十六分七分持渡之、同八己

亥年、一當年銀錢デカトン三十七貫七百三十一分三分持渡之、同九庚子年、一當年銀錢百二十一貫四百八十一分三分持渡之、天明元辛丑年、一當年銀錢デカトン百三十八貫七百七十七分五厘持渡之、同四甲辰年、一當年銀錢二種にて、五十一貫九百九十四分四分持渡之、天明五乙巳年、一當年銀錢二種にて、百三十八貫八百三十四分三分持渡之、同六丙午年、一當年銀錢二種にて、百七十四貫九百二十三分六分持渡之、同七丁未年、一當年銀錢デカトン百九十貫九百二十五分八分持渡之、同八戊申年、一當年銀錢六種にて、九十四貫七百六十分二分持渡之、寛政元己酉年、一當年十種にて、五十貫百七十二分六分五厘持渡之、同二庚戌年、一當年銀錢二種にて、六十五貫四十一分二分持渡之、寛政四壬子年、一當年銀錢デカトン十七貫三百四十三分持渡之、同五癸丑年、一當年銀錢デカトン十七貫三百六十五分持渡之、同六甲寅年、一當年銀錢デカトン十七貫三百四十九分九厘持渡之、同七乙卯年、一當年銀錢デカトン二十六貫二十八分八分持渡之、同九丁巳年、一當年銀錢五十七貫八百十

通航一覽卷之二百四十六

阿蘭陀國部八

○御奉公筋

慶長十九甲寅年十二月、大坂の役に、東照宮阿蘭陀人を召て、城中に石火矢を打しめ給ふ、寛永十五戊寅年、肥前國島原の賊征討の時も、松平伊豆守信綱が指揮によて、平戸よりまたかれを招き、海上より賊城に有馬原、石火矢を打しむ、時に賊兵城中より火炮を放ち、かれ二人これかために殺されしかは、自餘のもの愁訴して平戸に歸る、

慶長十九甲寅年十二月、オランダより四貫目五貫目の大石火矢召寄、則打之者一兩日中可持來云云、官本當代記、

慶長十九年十二月、オランダより大石火矢參、城中

へ按ずるに、大坂打入、慶長見聞書、

慶長十九年十二月七日、堺の津にの誤りなるへし、逗留せし阿蘭陀人を召て、石火矢を城内へ放し入らる、武徳編年集成、

三多九分九厘持渡之、寛政十一己未年、一當年銀錢二種にて、三貫二百二十二分持渡之、已上長崎志續
編○按ずるに、是より後、持渡りの員數いまだ記載を得ず、
阿蘭陀にては皆銀錢なり、其國法の定めは、東印度に至ては、銀錢四十八文を其處の相場にて十文に替ふ、西印度に至ては、銀錢三十六文を其處の相場にて十文に替るなり、又阿蘭陀にても銅錢を行ふ事、日本の錢のこと、少し疆しと云、日本より小き故なるへし、中陸漫錄、

通航一覽卷之二百四十五終

慶長十九年十二月七日、堺の津に滞留する阿蘭陀人をめし、嚮に獻する所の石火矢を放たしめんご、四貫文目五貫文目の二筒を運はしめ給ふ、大三川志、寛永十五戌寅年二月、島原陣のとき、寄手の陣より晝夜大筒を打掛、黒田、細川番船よりも、稠しく鐵砲を打掛しむ、又平戸より阿蘭陀船を呼寄、海手より大石火矢を仕懸しむれども、城高くして業成らず、城中よりは見下して、蘭人二人討落す故、頓て平戸に歸らしむ、長崎志、

寛永十五年二月二日、去比松平伊豆守爲下知、長崎より阿蘭陀船一艘、日本船三艘を召、海上より原の城中へ大筒を令放、然處從城内以調略、唐人二人を鐵砲にて討落す、因て殘の唐人共甚恐怖して乞暇故、今日歸遣于長崎、寛明日記、元延寶錄、

元和三丁巳年、和泉國堺の商人常陳といふ者、云宋國より歸帆の時、洋中にて阿蘭陀人に行逢たり、蘭人其船中を覗ひ視るに、伴天連三人居たりしかば、即平戸に引來てこれを訴ふ、よて長崎に告ぐ、奉行長谷川權六平戸に至て鞫問し、彼者とも悉刑に行ひ、蘭人には御褒美あり、寛永十五戌寅年、甲必丹及び火業人兩人

より、平戸領主松浦壹岐守隆信に、奉公立の事三箇條を望みしかども、隆信肯はず、文化十二乙亥年、去る寛政年中より甲必丹ヘンデレキドゥフ御奉公筋有しをもて、長崎にて出生せしかれか子を、新に地役人に召抱へらる、

元和三丁巳年、阿蘭陀船洋中にて、唐船造の船に行逢しに、船中に伴天連と思しきもの數人見掛し故、其比は、阿蘭陀船平戸着船の砌なれば、彼船を引來、松浦壹岐守に此旨訴出たり、壹岐守より長崎御奉行所に申越さる、即刻長谷川權六平戸に行向ひ、委細穿鑿を遂られしに、此船泉州堺常陳といふ者、呂宋に爲商賣相渡る船なるよし、船中より蠻國文字の書翰數通搜し出す、平戸通詞森助右衛門に和解被仰付之處、蠻國より日本に隠し置る伴天連方に遣はす書狀にて、日本において、切支丹宗門に傾く者過半有之は、即刻注進すへし、軍船數多可差越ご、書述たり、依之、船中の伴天連并常陳を長崎に搦來り火焙、其外一船のもの不殘斬罪せらる、此節阿蘭陀人に忠功の御褒美成下さる、長崎志、元和年中に、堺の常陳といふ者呂宋に渡り、日本へ

歸帆の時、阿蘭陀人沖にて是を見つけ、不審におもひ、右の船にのり移り船中を見れば、伴天連三人あり、其上南蠻書簡等數通有之に付、則平戸へ引來り、右の趣申上る、依て、松浦壹岐守詮議致され、長崎御奉行長谷川權六に告來るにより、早速平戸へ越され、詮議に及びしに陳して白狀せず、爰に南蠻種子御免の者に、森助右衛門といひし者、詞も通し文字も讀しゆゑ、數通を讀せしに、日本に隠れ居る宗門の者共に、内通の文ともなり、依て、三人の伴天連常陳は火焙りに行ひ、水主其外乗組之者どもは、長崎にて死罪に行れけり、是大きに阿蘭陀人の忠節なり、此已後猶又右體の事、随分心掛注進致せとの御意ともなり、長崎記、
寛永十五戌寅年迄、肥前之國平戸に居住の阿蘭陀人、

カピタン ブランスタブルナトフス
火業人 ヘイトル カラス

一松浦壹岐守隆信平戸領主之時、右之阿蘭陀人、三度に三ヶ條之願有之、
一初之願、平戸城下之町通りせまく候間、白狐山を

半腹より切くずし城下新町之海をうづめ城下之町家を不殘年々に立直可申願候得共、隆信承引なし、一又龜岡之城炎上ありしを、元のことく普請可仕之由願候得とも、隆信承引無之、一又平戸侍軍役之下人數、三ヶ年之御覺悟ほど、御用銀可指上由願候得とも、隆信承引無之、此時タブルナトフス申候、扱々心外千萬に候、日本より阿蘭陀國を狗國と申、我々を犬同然に有之由内々承及候、仍之我等品をかへ三度迄之願を無御承引事は、畜生の申事故不叶と存候、扱々無是非次第にて候と涙を流し候事、紅毛火術錄、

道富丈吉由緒書

本國阿蘭陀國アマステルダム
生國肥前國長崎

道富 丈吉
ヘンデレキドゥフ

一父
右ドゥフ儀は、阿蘭陀國之都アマステルダム住居、先ヘンデレキドゥフ倅にて、父存生之間はユルヲルと稱し、父死後之名を繼罷在候處、寛政十年年、於本國オンデルユウフマンと申官を請、同十一年未年之夏、咬啗吧表わ出役仕、夫より無程御當地通商之

船に乗組、筆者頭勘定役相勤、六月十六日始而御當地着仕、諸用向相仕舞、同年秋歸帆仕、翌申年夏再渡仕、五月廿日御當地着仕、引續在留仕候處、翌西夏へトル役申付候旨、入津之船より申越、へトル役三ヶ年相勤候處、享和三亥年夏、甲比丹職申付候旨申越、當年迄十三ヶ年加比丹職相勤罷在候、右ドウフ儀、加比丹職相勤候内、江府拜禮并御用向相勤候折之儀、左之通御座候、

一文化元子年、魯西亞船御當地に渡來仕候節、御用向首尾能相勤申候、

一文化三寅年、拜府拜禮首尾相勤申候、

一文化四卯年、魯西亞船松前表に乘渡り、フランス語にて認候書物を殘し置、江府より御當地に御差越被爲成、和解仕差上候様被仰付候に付、阿蘭陀語に而和解仕差上申候、然處、翌辰年春、右之爲御褒美、脇荷銀六貫目被下置候、

一文化四卯年秋、御注文通荷繰等出精仕候爲御褒美、脇荷銀六貫目被下置候、

一文化五辰年、エゲレス船御當地に渡來仕候節、諸御用向相勤申候、

一文化七年、江府拜禮首尾能相勤申候、右之節、於御殿中ドウフ儀、兼々實體相勤、昨年從江府御尋事之御用、骨折相勤候に付、御褒美詞被爲成下候旨、大御目付中川飛驒守様御立合、長崎御奉行曲淵甲斐守様、御書而被爲成御讀渡候、

一文化十一戌年、江府拜禮首尾能相勤申候、

一 某 道 富 丈 吉

私儀、右ドウフ忝に而、文化五辰年於御當地出生仕、御免之上新橋町人別に相加り、當時新大工町人別に而罷在候處、父ドウフ依願、文化十二年九月三日、遠山左衛門尉様御在勤之節被召出、新規御抱入被仰付、右受用銀之儀は、父ドウフより別段差出候白砂糖代銀御貸付之利銀を以、一ヶ年銀四貫目宛被下置候、役向之儀は、追而相應之人柄年輩に相成候節、可被爲及御沙汰旨被仰渡、扱又父願之通、御役儀被仰付節に至り、右御貸附之利銀而已之受用に而は、不本意之筋も可有之候に付、格別之御役を以、其節は別段相應之御役料をも御加へ可被下置、右之趣は於江府表も、御沙汰之次第も有之、被仰渡候條難有可奉存、右は牧野備前守様御伺之

上被仰渡候旨、父ドウフに被仰渡、尙又父ドウフ儀、再渡以來引續在留仕、江府拜禮三度相勤、其外魯西亞船、エゲレス船等乘渡候時は、御用骨折相勤候處、無程交代歸國之上は、再渡之程も無覺束候は、私身分片付法見届安氣仕、歸國仕度旨を以、扶持爲手當別段渡候白砂糖、三百籠拂代銀相借置、右を以年々銀四貫目宛、私儀に被下置、藥種目利或は端物目利、又は阿蘭陀人に交り通詞共へも引口候節に、新規御抱入被爲成下候様奉願候趣、無餘儀事に被聞召上、乍然、右體之儀は、先例も無之容易に難被及御沙汰筋に候得共、父ドウフ是迄御用筋時々骨折相勤、外加比丹とは譯違候者に付、格別之御儀を以御伺之上、前文通被仰渡候、然上は向後私儀、諸事地役人一同之御取扱に御座候、尤追々御役儀被仰付候上は、新大工町に罷在候祖母方に而、身寄之者申談養育仕候様、父ドウフ并祖母其外地役人一統に被仰渡、古今無比類奉蒙御仁惠候、

父方
一祖父 阿蘭陀國アムス 先ヘンデレキドウフ死
テラダム住居

一祖母 右同斷、アレンキ スエンキ死振
サンデルネ マルカレツタネスシンキ

一父 ヘンデレキドウフ

寛政十一未年始而渡來仕、翌申年再渡以來在留仕、加比丹職相勤罷在候、

一母 長崎新橋町住居 土井徳兵衛死 5
よ

一伯母 阿蘭陀國アムス 父ドウフ姉
テラダム住居 イルレムヤコフヘツテ妻

一同 右同斷 同 イルヘルミイナドウフ妻

一同 右同斷 同 ヘンヤメンケイセルマン死妻

一同 右同斷 同 イルヘルミイナドウフ妻

一同 右同斷 同 同妹
マルガレツタドウフ 罷在候

母方

一祖父 新橋町當所持人 土井徳兵衛死
野母村峯仁平娘 す 5

一祖母 土井 瀧 藏

一伯父 同斷 母よう妹作次郎妻 こ 5

一伯母 新大工町住居 土井瀧藏子 國太郎

一徒弟 土井瀧藏子 作次郎子 文次郎 雜事

一同 寛永の頃、甲必丹ヤンヤウスなるもの、自後御制禁の

黒船、及び諸外國變亂の異説等見聞の事、年毎に入津の時、告訴すべき旨言上す、爾來入津の船よりその書付を出すこと、恆例となれり、これを風説書といふ、歴年の多かり、其主意も南蠻邪宗門の事よりあり、佛蘭西、イギリス等の西夷もまた其宗門にして、これらの事も捨つたにきり、煩はしけれども大抵これを列載す、しかれども、彼此斟酌して後證に益なきは省く、但し、延寶三年以前のもの、今所見なし、

寛永の比、ヤンチャウスと申加比丹、段々我邦へ御忠節の事申上、我船年々渡海洋中、御制禁の黒船見懸しことある時は、速に注進申上へし、又諸國變亂の異説等承札し、年々告訴致すべき旨、御約定申上し由なり、此事然るにや、於今年々入津の即刻、風説書といふものを差出す事恆例なりとこそ、二百年來かくの通りにて、最初の御申し合せに相違なく、此國のみ我邦へ對し奉り、異議ある事を聞ず、其以來その人々の話説により、その持渡の書によりては、滿世界萬國の治亂、興廢、風俗、事情をも、しらしめし給ふの益少からずと覺ゆ、國初より此國のみ渡海を許し給ひ、江戸拜禮、献上物、拜領物等被仰付も故ある事と思はる、彼また、ひとり渡來免許の事は、他の諸國へ對し、外聞實儀も宜き事と聞ゆ

るなり、是まで外國の異變等申し上し事多かるへき中にも、近來彼魯西亞より我東北蝦夷の奥地蠶食の事等、既に安永の比より加比丹ウィルシムヘイトといふもの、耳うちせしこともありと聞り、

萬治二己亥年三月八日、參府の甲必丹御暇の時、始めて御法令の事仰出さる、此事自後參府の毎度永式となり、宗門奉行大目付、御作事奉、これを讀聞す、其文に吉利支丹宗門の事により、聞召れ然るべき事あるに於いては、見聞の趣毎年入津の時、長崎奉行まで言上すへしとなり、寛文元辛丑年より、新に南蠻に屬せし國あらは、其旨言上すへしこの新文を加へらる、證は、御御法令の條にあり、これもまた風説書の由て來りし所なれば、ここに記す、暇賜物并全冊に載るもの、これより天和三年に至る、

延寶三乙卯年七月五日、入津の甲必丹風説書を奉る、當年罷渡申候阿蘭陀新カピタン口上書

一四年以前フランス人より、阿蘭陀本國七箇國之内、三箇國被討捕申候處に、去年正月比取返し申候、其三ヶ國之内、マスタレキと申所一在所には、

フランス人未持こたへ居申候、是も兵糧攻に仕候間、頼而取返し可申と奉存候、

先年オランダ三ヶ國、フランス方へ被討捕申候、其節エグレス人、ヘスコッフ人は、フランス人方に加勢仕候、

一去年二月比、阿蘭陀隣國ヘスコッフと申所に、オランダ人方より、大勢に而軍を仕懸申候處に、此ヘスコッフの内五在所、オランダ方に討捕申候子細は、四年已前にフランス人と一味致し、オランダ國に軍仕掛申候に付而、如此御座候、

ヘスコッフ宗旨、南蠻人同前に而御座候、併所によりオランダ同宗も御座候、又ヘスコッフ人、オランダ國に參住居仕候ものも御座候、是はオランダ同宗にて御座候、

一其後オランダ國之總大將、フランス國に軍仕懸、野陣をとり居申候處に、フランス人数萬人出合戦ひ申候、然處にフランス人六千人程討捕申候、此内にフランス人大將分之者數多討死仕候、オランダ人も二千人程討れ申候、相殘フランス人悉く敗軍仕候、オランダ人儀は、彼所にいまた野陣を取居

申候由申來候、

フランス國の宗旨、南蠻人同前に而御座候、併所によりオランダ同宗も御座候、又フランス人オランダ國に參、住居仕候者も御座候、是はオランダ同宗にて御座候、

一オランダ國より兵船を出し、フランス國之船路より攻掛申候而、ハリイラと申島、またアルメンテイナと申島、此二島を討捕申候、

一ベンガラ國之近所、コストコロモンデル之内サントメと申所に、フランス人住所仕居申候を、オランダ方より軍仕掛、フランス人を追拂、只今はオランダ人取居申候、

一ベンガラ國、方々國々賣商に參申候、フランス船數艘方々に而見合次第に、オランダ方に討捕申候故、殘フランス人之船ども、本國に罷歸り申候、

一オランダ國之内ニウエイトランと申所、數年エグレス人にとられ居申候を、今度オランダ方に取返し申候、

一エグレス國とオランダと和談仕候、然處にエグレス國中に南蠻人之法をひろめ申出家共數人居申

候を、今度悉く追拂ひ申候に付、其エゲレス國中のもの共大將に申候は、逆之儀に南蠻國とエゲレス國との縁邊もきられ候へかしと、訴訟申候よし承及申候、

エゲレス人とオランダ和睦の子細は、數年合戦仕大勢討死仕候、和睦仕度よしエゲレス軍大將より、オランダ軍大將方の申候に付、オランダ國守護に申聞せ候處に、和睦之儀實正爲可承、オランダ方よりエゲレス國の使者差越申候得は、彌相違無御座と申候に付、去年正月比和睦仕候、エゲレス國に居申候南蠻出家追拂ひ申候子細は、エゲレス國之守護、南蠻國之守護の聲に而御座候故、南蠻國の出家共、其後數多エゲレス國の參、寺など立、法をひろめ可申と仕候に付、エゲレス國中のものとも、箇様に候は、以後は南蠻國の手下に可成歟と存、國中のもの共エゲレス守護に申、出家共追拂申候、
去々年來朝のエゲレス船、本國にいまた歸國不仕、何方に居申候も不奉存候、
一オランダ隣國、デイネマルカと中國の大將より、

先年日本に渡海仕候オウゴノクと申オランダ人を雇、此者を頭分に申付、日本之商賣を望爲可申、ジヤガタラ近國バンタンと申所まで、當四月に右のオウゴノ乗船一艘に而參申候、それより福州に參、彼地より日本に可參由承申候、
デイネマルカ國の宗旨は、オランダ宗旨同前にて御座候、又デイネマルカ人、オランダ國に參り住居仕候ものも御座候、
デイネマルカ國より、先年日本に渡海仕候儀承及不申候、
オウゴノク事、デイネマルカに雇はれ申候儀、オランダ守護存知不申候、總而オランダ國の町人は、彼國に引越申候儀も、オランダ守護かまひ不申候、相對に而雇はれ引越申候と奉存候、
一ベンガラ國之隣國アラアビと申國に、南蠻人方より軍爲可仕候船を遣し候處に、アラアビ國よりも兵船を出し戦申候處に、南蠻人共大勢討殺され、相殘者追散され、ゴワ國に逃參申候、右之段ゴワに居申候南蠻人之頭承、兵船數艘仕立、自身アラアビ國に參候とて、海上に而大風に逢、ゴワへ罷歸申候

候、以上、

阿蘭陀 中山 作左衛門 同 中島 清左衛門
通稱 同 名村 八左衛門 同 檜林 新右衛門
同 横山 與三右衛門 同 富永 市郎兵衛
同 本木 庄大夫 同 加福 吉左衛門
同四丙辰年六月十二日、當年罷渡申候新カピタン口上書、
一マステレキと申所、オランダ國之内に而御座候を、數年フランス人にとられ、彼地のフランス人住宅仕罷在候得共、年々フランス人もへり申候に付、以後はオランダ國に取返し可申由、本國より申來候、
一オランダ方よりフランス國へ軍を仕掛、節々戦申候共、度々阿蘭陀方よりフランス人三萬人程討捕、フランス國之内フラアバンと申所に、今に陣を取罷在申候、
一オランダ人と、フランス人と今度軍仕候事、ドイツランドと申國之守護承り、オランダ方へ加勢を遣し申候處に、加勢之者ともオランダ陣所へ加り、オランダ人と一身仕、フランス人と軍可仕と存候

由承及申候、

一南蠻國、阿蘭陀國唯今は矢留仕居申候、
南蠻人とオランダ矢留仕候子細は、數年軍を仕大勢討死仕候故、南蠻方より矢留仕くれ候様にと理り申候に付、十二年以前より矢留仕候、併於只今通路不仕候、

一當春日本よりジャガタラに參申候唐船に乗參候唐人之内二人、ジャガタラにてゼネラルに申候は、當年よりオランダ心次第に、福州にオランダ船を指越商賣仕候へこのよし申來候、就夫福州より其儀爲可申に、唐船一艘ジャガタラへ指越可申候よし申候へとも、其唐船我々出船仕候迄に參不申候に付、無心元存、先當年コンバニヤよりの商賣船遣し不申分に而御座候、

右之外、異國筋南蠻人之儀、相替沙汰承知不仕候、以上、

卯七月五日

オランダ新カピタン
ヨワノスカンフィン
同カピタン
マルテイヌスセイザル
右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和解仕差上申

得共、中々フランス人陣取罷在申候故、加勢之ドイ
チランド之勢通り申事不能成候故、ドイチランド
之加勢之者、オランダ人ごわかれ候而、フランス人
ご軍仕候處に、フランス人之大將分之者大勢、并雜
兵三萬人程、ドイチランド人討捕、フランス人を追
拂申候、フランス人ごドイチランド人ご軍仕候子
細は、去々年フランス國よりオランダ國へ軍仕掛
申候刻、フランス人彼ドイチランド之國內を通り、
オランダ國へ參候、其刻フランス人ドイチランド
の國にて亂妨仕、剩ドイチランドの國所々に火を
かけ、如此亂妨を仕候に付、其段ドイチランドの守
護承届、兼而意趣を合罷有候故、今度オランダ人方
に加勢を遣し、フランス人と軍を仕申候段、本國よ
りジャガタラに申越候、

一エゲレス國とオランダ國と只今和睦仕申候、其
子細は、去々年エゲレス人とオランダ人と船軍仕
候處に、オランダ方へエゲレス兵船數艘雜兵大勢
討捕申候故、自然エゲレス方より軍をやめ申候、
一東寧に居申候錦舍手下之唐人、シヤムに參り、シ
ヤムに住宅仕候オランダ人共を、妨可申企申候由、

タラにて風聞仕候、

一ヨウタご申國より出申候人、ホルトガルご申南
蠻國に年々參、數人住宅仕候而、南蠻人手下に罷成
居申候、然處に、ホルトガル國漸々困窮仕候に付、
右之ヨウタ國之者共、ホルトガル國の守護に斷候
而、商賣船を大小十艘程拵、ベンガラ國、ハルシャ
國、サラタ國、呂宋、其外方々へ參申候由、ジャガタ
ラにて風聞仕候、
一マサンビイキご申所に、南蠻人住宅仕罷在申候、
然處に、此處近くに銀山を見出し候、此銀山をほら
せ爲可申、南蠻人住宅之ゴワご申國より、彼銀山之
所へ船三艘數人乗せ遣し、銀山を取立申用意仕候
由、ジャガタラにて風聞仕候、以上、

辰六月十二日

古カヒタン
ヨワノスカンフィン
新カヒタン
デレキデハアス

右之趣、二人之カピタン立合申聞候通、和解差上申
候、以上、

阿蘭陀通詞 中島 清左衛門 名村 八左衛門
檜 林 新右衛門 本木 庄 大夫

シヤムの地之者オランダ方へ察通を致候由、オラ
ンダ方にも覺悟仕居申候、然處に、シヤムの地之者
ごも唐人方を押留申候故、オランダ人方ご妨をな
し不申候、此段去年霜月比、シヤムよりジャガタラ
へ申越候、
一右之錦舍軍可仕ため、雜兵數人召連廣東に參申
候由、ジャガタラにて風聞仕候、
一エゲレス人船一艘、爲商賣去年東寧へ參處に、商
賣事不仕合に而損仕罷歸り申候由、ジャガタラに
て風聞仕候、

一去年申上候、ダイネマルカご申國より仕出し商賣
船、日本へ參上仕可申之風聞承り申候、然處、彼船
頭先年日本へ參申候オラゴノクご申オランダ人、
ジャガタラの近所、パンタンご申所に、當年相果
申候、此船其已後福州へ參申候由、ジャガタラにて
風聞仕候、日本へ渡海可仕段は不定に奉存候、
一エゲレス人之船二艘、當四月中旬比ジャガタラ
の近所、パンタンご申所に參申候、二艘之内一艘
は、早速ベンガラ國之近所コストご申國へ參り申
候、今一艘も跡より彼コストへ參り可申由、ジャガ

加福 吉左衛門

同五戊午年六月廿二日、當年罷渡申候新カピタン
口上書

一フランス國阿蘭陀今に軍最中仕候、オランダ方
よりフランス人を大勢討捕申候、其以後も軍仕候
由、本國より申越候、
一ダイネマルカ國とオランダ國は一味に而御座
候、スオイテ國とフランス國は一味に而御座候、
然處に、軍仕ダイネマルカ討勝、スオイテ國を半分
程討捕、ダイネマルカの手下に仕候由、本國より申
越候、
一フランス國より、オランダ國に和睦可仕由、使者
を立申候得共承引不仕候處に、スオイテ國、エゲレ
ス國、ダイネマルカ國、イスパンヤ國、此四ヶ國之
大將共、オランダに和睦可仕由尊申候得共、只今迄
は承引不仕候由、本國より申越候、
一ホルトガル國に大船數艘拵申候由承及申候、此
儀は商賣船に而御座候哉、兵船に而御座候哉、其子
細如何様共承不申候由、本國より申越候、
一ベンガラ國オランダ商賣之出入、去年申上候ご

とく、今に埒明不申候、
 一 サラタコスとコルモンデイル、此兩國は、スワア
 ゼと申國之海賊人共軍を仕掛申候、就夫右之兩所
 亂國故、オランダ人彼地にて商賣不自由に罷成申
 候、

一 去年福州へ商賣之儀申遣し候處に、福州頭分之
 もの方より、オランダ人心次第に商賣可仕之書狀
 を、ジャガタラへ差越申候、就夫前廉日本へ參申
 候セイザルと申カビタンに申付、オランダ船四艘
 爲商賣、福州へ遣し申筈に御座候、

一 マタラン國之守護相果申候、此子供二人并第一
 人御座候、右三人之者共跡をあらそひ軍仕候、此總
 領オランダを頼申候に付加勢仕候、
 一 バンタンと申所とオランダと、數年商賣仕候得
 共、只今は中惡敷罷成申候、

一 マロカと申所よりオランダ人船を仕立、唐へ商
 賣に參候とて、天川近所之島にて破損仕候、其荷物
 を島にあげ置、右之オランダ人之内、七人はし船に
 のり船を買ひ陸に參り小船を調、其島に歸見申候
 へは、錦舍方之唐人共、オランダ人を不殘打殺し、

荷物皆々取申候、七人之オランダ人共は、此小船よ
 り遁、マロカに歸申候、

一 去年十月、オランダ之大將、エゲルス國之大將之
 姪に罷成申候由申越候、

一 ジャガタラゼネラル去十二月に病死仕候、則其
 跡目をレキロフハングウンスと申者、ゼネラル役
 に罷成申候、以上、

午六月廿二日

古カビタン
 アルブルブレイベン判
 新カビタン
 デレキデハアス判

右之趣、二人之カビタン立合申聞せ候通、和解差上
 申候、

阿蘭陀通詞 中山 六左衛門 中島 安左衛門
 名村 八左衛門 榎林 新右衛門
 横山 與三右衛門 富永 市郎兵衛
 本木 庄大夫 加福 吉左衛門

右、七月十三日十屋但馬守より按ずるに、來る、
 同年七月六日、當年罷渡申候新カビタン口上書、

一 ドイチランドと申國とオランダ國と申合、フラ
 ンス國と軍仕候、然所に、フランス方より此兩國の

和陸可仕由申候得共、ドイチランド、オランダ兩國
 共に合點不仕、於于今軍仕候、

一 ベンガラ國は、オランダ人數年住宅仕商賣仕來
 申候、就夫商賣物例年より下直に賣可申手立仕候
 得共、辨柄國之もの共腹立仕、出入に罷成申候故、
 サラタ國と申所に、辨柄國之守護居申候に付、サラ
 タにもオランダ人住居仕居申候而、此儀を承に付、
 守護に其理り申候得は、守護よりベンガラ國之頭
 分之ものに、右之段オランダ申分聞え申候間、所の
 者に申付候様に申聞候へは、其通申付候處に、ベ
 ンガラ人共申候、オランダ人申分計を聞届、我々申
 儀偽と被存候事きこえ不申候と申、彌腹立仕、出入
 に罷成、オランダ人をベンガラ國を迫出し可申候
 と申候由に御座候、

一 カアフト國之近所に、デモウルと申島御座候、此
 所に人多く御座候、南蠻人も住所仕居申候、然所
 に、島人と南蠻人と軍を仕候由承及申候、
 一 廣東に去年霜月比、ジャガタラ爲商賣、オランダ
 船二艘遣し申候へども、軍最中に而商賣不仕罷歸
 申候、内一艘は福州に參り申候、

一 去年十月比、ジャガタラより爲商賣、オランダ船
 三艘福州へ遣し申候、賣物之分それ〱に直段仕、
 福州之守護に賣渡申候、然共、其後軍最中故歟、代
 銀相濟不申候に付、其様子爲可申遣、三艘之内一艘
 はジャガタラへ十一月比罷歸申候、其以後年明候
 而、代物之代とて銀子少々、并銅鐵に而少々相渡申
 候に付、當二月比ジャガタラへ又一艘罷歸申候、然
 共、大分銀子残り御座候に付、今一艘福州に残り居
 申候所に、福州之守護靖南王申候は、軍も治り候
 は、望之儘に商賣爲仕可申候、錦舍方より福州之
 川口に軍船大分仕掛居候間、ジャガタラへ船を遣
 し、オランダ軍船十艘ほど、加勢いたしく候様に
 と、靖南王方オランダに申候に付、頭分之オランダ
 人は福州に残し置、船はジャガタラへ當四月初比
 歸り申候、尤靖南王よりもジャガタラ方へ、其通書
 狀遣し申候、廣東へ二艘參申候船之内、一艘當三月
 比福州に參申候、此船は于今福州に居申候、ジャガ
 タラへ遣申候返事無之間は、此一艘船は戻し申間
 敷由申候、ジャガタラより福州加勢船之儀は、如何
 様とも不申來候、

一 デイネマルカ國之船も一艘、爲商賣福州に參居申候處に、于今ごめ置歸し不申候、

一 東京國にフランス人のバテレン、南蠻人のバテレン罷居申候而、國中之者をもすめ、きりしたん宗旨に仕由東京守護承付、きりしたん宗旨に成申候もの共二三人捕へ穿鑿仕候得は、我ご切支丹に罷成申候由申候に付、其者ごも曲事に申付、其跡段段に穿鑿仕候よし、東京に居申候オランダ人方よりジャガタラへ申越候、バテレン儀は如何體に仕候ごも不申來候、以上、

巳七月六日

古カピタン
デレキデハアス判

右之趣、二人之カピタン立合申聞せ候通、和解差上申候、以上、

新カピタン
アルブルブレイベン判

阿蘭陀通詞
中山作左衛門判 中島清左衛門判
名村八左衛門判 榎林新右衛門判
横山與三右衛門判 富永市郎兵衛判
本木庄大夫判 加福吉左衛門判
右一通、七月廿三日從美濃守按ずるに、老中稻葉正則、來る、

同七己未年七月十一日、當年罷渡申候新カピタン口上書

一 フランス人と阿蘭陀人と近年軍仕候處に、去年十二月に和睦仕候、就夫先年フランス方より差返し申候マステレキと申所、フランス方より差返し申候、

一 去年マルバアルと申國の、南蠻人方より兵船を遣し軍仕候得共、互に勝負無御座、只今は和睦仕、則マルバアル國に居所を拵、南蠻人罷在申候由、當奉承申候、

一 スワアゼと申國のもの、ゴワ國を取可申と企、六七萬人催、ゴワ國に取掛申候處に、ゴワ國之者堅く用心仕罷在候に付、右スワアゼ國之者共申候は、我きりしたん宗旨に罷成可申候間、國中に入れ申候に謀り申候處、ゴワ國之者申候は、十人二十人之事に候は、國中に入りしたん宗旨になし可申候ごも、大勢之事に候間、國に入申儀罷成候と申候よし、當春風聞御座候、其後は軍仕候哉、又は國に罷歸申候哉、何之沙汰も承不申候、

一 ジャワ國之大将相果申候、其子共三人御座候、跡

阿蘭陀通詞 石橋庄九郎 中山六左衛門

榎林新右衛門 名村八左衛門

横山與三右衛門 本木庄大夫

加福吉左衛門

天和元辛酉年六月廿三日、當年渡申候新カピタン口上書

一 阿蘭陀本國とフランス國、エグレス國、デイネマルカ國、ドイツ國、ホルトガル國、イスパニヤ國、ホウル國、此國々々年々軍仕候得共、唯今は何れの國も矢留仕候事、

一 ベンガラ國、サラタ國、コストコロモンデイル國、此三箇國を取居申候守護、世々に國を譲り候事及延引候ゆる、世倅方より親を殺し國を取申手立にて、親子最中軍仕申し候御事、

一 ジャガタラ近所パンタンと申所之守護と、オランダ人と數年中惡敷御座候て、折々軍仕候得共、唯今は和睦仕候御事、

一 ジャガタラ近所に、ハルムハンと申所の守護と、ヤンへと申所の守護と、互に國を奪ひ、去十月時分より軍仕候處に、ヤンへの守護軍に打勝申候、此兩

式之儀總領に申付候處に、其二人之弟共國を争ひ、近年軍仕、兄討負申候處に、今度オランダ人兄方に加勢仕、弟共居申候カデルと申所を追拂申候、併軍は于今止不申候、

一 ジャガタラよりオランダ人所用に付、近所小船舶并獵船など遣し申候へは、パンタンの者共罷出、小船共を取妨申候、此意趣はジャワ國之大將之弟兩人より申付致させ申候、

一 當二月にベンガラ國之近所、コストコロモンデイルと申國のもの共、反軍仕申候様子は、如何様之儀共不奉存候、

一 於東京エグレス人居所を拵申度よし訴訟申候處に、東京屋形より勝手次第に拵可申由免し申候得共、其後如何様に存候哉、居所拵申事無用之由申渡し、拵させ不申候、

未七月十一日

古カピタン
デレキデハアス判
新カピタン
アルブルブレイベン判

右之趣、二人之カピタン立合申聞せ候通、和解差上申候、以上、

國より胡椒出申候、右之胡椒オランダ方に數年買來申候に付、雙方和睦のため、オランダ方より使者を遣し扱申候御事、

一 去秋バタン人六人被爲成御言傳候、無事にジャガタラへ連越申候處に、右之内二人ジャガタラにて抱瘡仕相果申候、殘四人は堅固に居申候、唐人船に言傳遣し申候而は、船中之儀も無心元御座候間、オランダ方より小船にて送り遣し申候に御座候、此もの共、彌呂宋の近所バタンと申島之者に而御座候に、相究り申候御事、

一 ジャガタラにおいて、オランダ人之總頭ゼネラル役仕候レキロウハンタウンスと申者、歳寄申候に付て、コルネレススホウルマンと申ものに、ゼネラル役を代り申候、右之レキロウハンタウンスは、本年に罷歸申候筈に御座候御事、

酉六月廿三日

古カピタン
イ、サキハンスケイナ
新カピタン
ヘンデレキカンセス

右之條々、ジャガタラより申越候由に而、二人之カピタン申聞せ、和解差上申候、以上、

阿蘭陀通詞 本木太郎右衛門 石橋庄九郎
中山六左衛門 榎林新右衛門
名村八左衛門 横山與三右衛門
本木庄大夫 加福吉左衛門

右、酉之七月十三日、板倉内膳正より按ずるに、老中並通、來る、同二壬戌年七月八日、當年罷渡候新カピタン口上書

一 去年申上候通り、オランダ本國何國とも彌矢留仕、只今は靜謐に御座候由、ジャガタラに申越し候御事、

一 天川住宅之南蠻人共、近年不仕合にて商賣仕手立も不成成、困窮仕罷在候由、承及申候御事、

一 ジャガタラ近所バタンと申所之守護、總領に國を譲り申候を取返し、其弟にござらせ可申由申候に付、總領承引不仕互に軍に罷成、總領方より阿蘭陀に加勢を頼申候故、オランダ人加勢仕軍に討勝、右之總領バタンの守護に罷成居申候御事、

一 去々年ジャガタラへ、被爲成御言傳候、バタン人六人之内、去年二人抱瘡仕相果申候、又當年病死仕候、殘三人居申候、然處、バタン詞能存候着他

本木庄大夫 加福吉左衛門

同三癸亥年六月廿二日、當年罷渡申候新カピタン口上書

所より參、右之者に相尋させ申候得は、呂宋之近所ラダロンと申島の者に相究り申候に付、送り遣し申候に御座候御事、

一 ジャワ人去々年より同士軍仕候得共、只今は和睦仕候御事、

一 ジャガタラ近所に、ハルムバンと申所之守護と、ヤンベと申所之守護と軍仕候へとも、今程は和睦仕候御事、

一 去年霜月比、ジャガタラよりオランダ船二艘、爲商賣福州へ差遣し申候處、内一艘は福州へ着仕候、今一艘は大風に逢ひ、霜月時分廣東へ參り少商賣仕、當春二艘共にジャガタラへ歸帆仕候御事、

戊七月八日

右カピタン
ヘンデレキカンセス 判
新カピタン
アンデレイスゲレイル 判

右之趣、二人之カピタン立合申聞せ候通、和解差上申候、已上、

阿蘭陀通詞 本木太郎右衛門 石橋助左衛門
中山六左衛門 榎林新右衛門
名村八左衛門 横山與三右衛門

を責落し、總領方へ國を不殘渡し申候、親降參申候
ゆる、右之親を總領城中に圍み召置、只今はバンタ
ン静り申候、

一當五月爲商賣、阿蘭陀船三艘福州廣東に心懸遣
し申候、

一オランダ本國相替儀無御座候、唯今は近國軍不
仕、しつまり申候、

亥六月廿二日

古カピタン
アンデレイスグレイル

新カピタン
コンスタンテンランス

右之通り、二人之カピタン立合申聞せ候通り、和解
差上申候、已上、

右、七月九日大加賀守より

阿蘭陀通詞
按ずるに、老中、以上華夷
大久保忠朝、來、變態、

通航一覽卷之二百四十六終

右、寅年七月廿七日、阿部豊後守より按ずるに、來る、
老中正武、

同四丁卯年七月廿日、カピタン風説書

一去年モウル國の將軍より、コストの國へ大軍を
遣し、城を取まき申候處に、コストの守護より、モウ
ル國の守護へ金銀を出し致降參候に付、和睦仕候、
一當年シヤムの近所アラカンと申所の守護、不行
儀に御座候に付、家老共相談之上を以殺し、其弟十
四歳に罷成候を守護に取立申候、

一去年十二月頃エゲレス人共、ワスコスと申國に
守護に參候而申候者、近所之國々より、此國を奪捕
可申手立仕候よし及承申候、又阿蘭陀方よりも心
懸申候やうに及承候と議奏申、エゲレス一手にて、
ワスコスと商賣可仕手立仕候よし、ジャガタラへ
申來候、

一當年正月頃より、コストの國大旱にて、青草もは
へ不申、數萬人飢死候よし、ジャガタラへ申來候、
一去年南蠻人船に、シヤム屋形より使者を三人乗
せ、一人はフランス國へ、一人はエゲレス國へ、一
人はホルトガル國へ遣し申由にて、ゴワ國へよせ、
夫より出船カアウと申近所、アンゴウラと申所に

通航一覽卷之二百四十七

阿蘭陀國部九

○御奉公筋

貞享三丙寅年七月入津の阿蘭陀人より、例のごとく
風説書を奉る、全冊元禄十六年
までこれを載す、

貞享三丙寅年七月十二日

一エゲレス人は、總而阿蘭陀同宗に而御座候處に、
今度守護に立申候弟の妻は、イスバンヤ國之守護
之娘に而、數年嫁仕罷在候故、女房のすゝめにて、
ばてれん宗門に罷成申候に付、所之者共も同宗門
に可仕と申候得共、國中之者承引不仕候由、本國よ
り申來候、

寅七月十二日

阿蘭陀古カピタン
アンデレイスグレイル

同新カピタン
コンスタンテンランス

右之趣、二人之カピタン立合申聞せ候通、和け差上
申候、以上、

阿蘭陀通詞共

て破損仕候、人は大形助り申候よし、カアウよりジ
ヤガタラへ申越候、

一去年十一月頃、ハルムバンと申所の守護、兵船百
艘程造り、武道具を用意仕、近國ヤンベと申所へ軍
に參る覺悟仕候よし、ジャガタラに申來候、取掛け
申儀はいまだ知れ不申候、此ハルムバンにも、阿蘭
陀人為商賣居所御座候、

一去年よりモウル國の掛りの川筋の浦々々、エゲ
レス船乗入、浦々に居申候商賣船を數艘取申候よ
し、ベンガラ國よりジャガタラへ申來候、子細はベ
ンガラ國并近所の國へ、商賣の訴訟仕候得共免し
不申候ゆる、右之通に仕候よし申來候、

一當年二月ジャガタラ近所の在々々、山賊ども數
度押懸、百姓共を大勢打殺し、財寶を取申候に付、
阿蘭陀人方より多勢を出し、山狩を仕り、盗人共二
百人餘打殺し申候、残り之者方々へ逃申候、

一去年北京帝王へ、ジャガタラ阿蘭陀人より爲商
賣使者を遣し、北京に少々阿蘭陀人召置申候所を
望申候得共、居所の儀は免し不申、使者に馳走仕
り、其上商賣致させ歸し申候、以上、

阿蘭陀古カビタン
コンスタンテンランス
同新カビタン
ヘンデレキハンブイトノム

右之趣、二人之カビタン申聞候通、和解差上申候、以上、

卯七月廿日

通詞 共

朱書
右一通、八月五日大加賀守より按ずるに、老中來る、大久保忠朝、
同年七月廿二日、風説

一去年五月頃、ジャガタラより、北京に使者を遣し願申候は、阿蘭陀人彼地にて年々商事仕度存候、尤北京之内に住所をも望申候處、居室之儀は不相叶、商事は免し申候而、使者を致馳走、ジャガタラへ差戻し申候、

一北京に差遣候使者に、小頭役之オランダ人相添申候、此小頭一人、并同下人十二人は、使者北京に罷歸候刻、彼地へ殘し置申候、然處、南蠻國より北京に罷在申バテレン共、遣申候書狀、其紙面には、其方共事、北京之首尾次第に日本に可參候、勿論衣類體も、唐人之下人之形にまなび可能渡候、日本之様子潛に見計、委曲可申越候、依其返事、南蠻國よ

り日本の船を可差越候、且又此南蠻書狀は、右北京に殘し置候オランダ小頭才覺を以、紙面を書寫し、右之使者北京を罷立候跡より、追掛差遣候由にて、使者ジャガタラに持參、ゼネラルに見せ申候、右バテレンども、若日本に渡り居申儀も可有御座哉と、早々申上候様に、ゼネラル申付候事、

一右之バテレン共、第一天文學、并諸國之口、又日本言葉も能存知候由、北京より申來候事、

右之通、實不實之儀は不奉存候へとも、早々可申上之旨、ゼネラル申付候之故、書付指上申候、以上、

卯七月廿二日

名宛 同前

右之趣、二人之カビタン密に申上候に付、我々和け差上申候、

朱書
本木庄大夫 横山與三右衛門 加福吉左衛門
右三通、八月十五日、大久保加賀守より來、

元祿元戊辰年七月、風説書
一エゲレス國より、兵船を四十艘程、武具、并石火矢數多用意仕、サラタ國、ベンガラ國へ差遣し申候、軍初り申儀は未承不申候、

一ジャガタラ近所タルナアタと申所は、阿蘭陀船

爲商賣罷越居申候、然處にエゲレス國之海賊船一艘に百人程乗組、同所に參り、右之オランダ船海賊共取可申と仕候得共、阿蘭陀人強く手むかひ仕、海賊共を追出し申候、

一エゲレス國之海賊船、廣東之近所の船をかけ置、唐船を待請唐船荷物を奪取、船人は差免し申由に御座候、

一エゲレス國、并フランス國にも、兵船を數艘用意仕申候由、阿蘭陀國に相聞え申に付、若右兩國より、オランダ國に軍を仕掛申儀も可有御座歟と存、阿蘭陀國にも兵船數艘用意仕置申候、右之通、阿蘭陀本國よりジャガタラの申來候、

一ベンガラ國、コストコロ、ンデイルと申所之者共反軍仕候、國中兵亂故、耕作等も罷不成、大形及飢死申體に御座候、

一シヤム國之近所に、エゲレス國之海賊共、唐船を相待荷物を奪取申候上、唐人船頭を捕へ、銀子可有之候間出し可申之由申掛、打擲いたし、銀子無之由申候處に船頭を殺し申候、乗合之唐人共は不殘陸に揚り、唐船は則焼わり申由に御座候、

一マロカと申所より、唐船シヤムへ參申候處に、エゲレス人、海上にてうばひ取申由に御座候、

一ジャガタラ隣國バンタンと申所之國主、去冬相果申候、本腹之子下腹之子、國を争ひ申候、然る處に、國中之者共下腹之方は、相續可仕と致し候故、本腹方より阿蘭陀人を頼み申候に付、オランダ人中に入立、扱を以本腹方に相續仕候、

一ジャガタラ近所ヤンベと申所へ、同近所マネカアブと申所より軍を仕掛申候、然處に阿蘭陀方のヤンベより加勢を乞申候に付、阿蘭陀人一身仕、マネカアブの者共追拂ひ、ヤンベ國之利運に罷成申候、

一當年阿蘭陀、ジャガタラより二艘、并シヤムより一艘、都合三艘參申等之内、ジャガタラ出しは、二艘ともに入津仕候、シヤム出し一艘は、風不順故おくれ申候、以上、

辰七月

阿蘭陀古カビタン
ヘンデレキハンブイトノム
同 新カビタン
コルネレスハンフアウトホウルン

右之趣、二人之カビタン申聞せ候通、和け差上申

候、以上、

阿蘭陀通詞共

朱書

右、辰八月九日於營中、阿部豊後守渡之、

同年八月二日、風説書

一エゲレス國之頭役之者共方より、シヤム之守護
に使者を以申遣候は、數年シヤム國とエゲレス國
と互に商賣仕候處に、下々共於其地不法成儀仕出
し、今更行當り申候、今度稠敷申渡、以後諸事無禮
不仕、堅く相守候様に申付候間、向後如前々商賣
を仕候様に申、大分之進物を差遣し申候、又且、
此書狀一通、其許より日本之上様に被差上被下候
様に、右之使者持參仕候由、書面之儀如何様とも
承り及不申候、尤エゲレス文字か、又は唐文字に而
相認申候哉、此段も相知れ不申候、當三月頃シヤガ
タラにて風聞承及ひ申候よし、シヤガタラより申
來候、以上、

辰八月二日

名宛 同 前

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和け差上申
候、以上、

通詞 共

朱
右、辰九月七日於營中、老中渡之、

同二己巳年七月廿六日、風説書

一去年エゲレス國并フランス國に、兵船大分造り
申候、何之用とも不存候得共、若此兩國より阿蘭陀
方にも取掛可申哉と、兵船五十餘艘用意仕置申候、
一阿蘭陀國より商賣大小三百艘程、フランス國に
參り居申候處に船留仕、阿蘭陀國に返し不申候、
一エゲレス國之守護、ホルトガル國之聲に而御座
候、然處に、三年以前守護相果申候、其節弟守護に
罷成候刻、國中之者とも申候は、バテレン宗旨に成
候は、相續難成之由申候處に、其時弟申候は、守護
を持候てもバテレン宗旨に罷成間敷候、殊に家老と
も先規之仕置之様に可致と、國中之者共に契約
仕守護に罷成候、其後其身もバテレン宗旨に罷成、バ
テレン共を家老に取立、古來之家老并役人共を追
下け申候、夫に付、國中之者とも、バテレン宗旨に罷
成申候様に申付候得共、承引不仕、段々他國に落
行申候、然處に殘國中之者共より、阿蘭陀國に申
越候は、總國中バテレン宗旨に不罷成候は、悉く打
殺し可申と申候間、阿蘭陀國より加勢被成、此儀し

つめ被成候様に申來候、子細はオランダ、エゲレ
スは同宗にて、古來より互に和順、何國より軍仕掛
候共、加勢可仕との約束仕、其上オランダ人と、南
蠻人と數年軍仕候折節、エゲレス國之大將之婦は、
本よりオランダ國の智勇之好身を以、阿蘭陀方に
加勢仕候、右之入魂之筋目に付而、今度エゲレス國
之騒動をしつめ申ために、去年十月時分、阿蘭陀國
之大將フレンス、兵船六百艘餘、軍勢三萬人程、騎
馬五千騎餘に而、エゲレス國に自身打向ひ候處に、
エゲレス國之大名共十七人、早速オランダ大將の
手に付、屋形を責申に付、屋形手向に不及奥之國に
引籠申候、オランダ國より參候船とも、エゲレス國
の浦浦に兵船掛置候故、フランス國より、エゲレス
國に加勢參候儀も不罷成候由、オランダ國よりシ
ヤガタラの申來候、
一阿蘭陀國之大將、エゲレス國に罷越候に付、隣國
より妨申儀も可有御座哉と、爲用心兵船を浦々之
沖に掛置申候、
一阿蘭陀國よりシヤガタラの、商賣船二艘差越申
候を、フランス國の前に而、二艘ともにフランス人

共より申候、人之儀は手かせ足沓を入召置申候、右
之仕合故、フランス人之船見合次第に、オランダ人
方わうばひとり可申候、尤船中之者糾明可仕候、因
茲此オランダ船大風に逢、萬一日本之御地にも、
漂着可仕儀も可有御座かと奉存、乍憚前に申上置
候、
一ドイチ國とトロコノ國と軍仕、トロコノ國の内
を、ドイチ國の守護の方の數箇所取申候得共、トロ
コ方より降參仕、只今矢留仕候、然處に此ドイチ國
の勢共、只今はフランス國と軍仕候由申來候、勝負
はいまた相知れ不申候、
一フランス國より大勢を催し、オランダ國近所に
コラブレと申所、又コラロと申所は、ドイチ國の
内に而御座候を、フランス國の總領軍仕掛申候、夫
に就、阿蘭陀國よりドイチ國の加勢に、大將を申付
候處に、フランス國の總領此由を承付、本國の勢を
引取申候、
一ヒニチャン國より兵船數艘出し、トロコノ國に仕
掛軍仕候由、本國より申來候、此ヒニチャン國之者
共、バテレン宗旨に而御座候、

一モゴル國の大將より、隣國コロコンダの國へ軍
 仕掛、コロコンダの大將を當年生捕申候、
 一ビチャフウル國へも、モゴルより軍を仕掛、是も
 大將をモゴル方に生捕仕候、子細は數年御調物を
 納來候處に、近年中絶仕候ゆゑ軍仕候、此兩國近年
 軍故、耕作諸商不罷成、飢死仕者多く御座候、
 一エゲレス人と、モウル人と又コスト人、去年より
 只今迄船軍仕候、
 一エゲレス人、諸國浦々海賊船を出し置申候由
 申來候、
 一去年申上候通、フランス國の近所グレイ國と申
 國の者、名はハルコムと申候、此者シヤム國に參、數
 年住宅仕、方便を以屋形之氣に入、段々立身仕、家老
 迄にへあかり候處、フランスの守護と内通仕、シヤ
 ム國をうばひとり申謀相顯れ、右之ハルコム死罪
 に行ひ申候、然處に、殘フランス人共、ハンコと申
 所之小城に取籠居申候を、シヤム屋形より、彼フラ
 ンス人、并エゲレス人も、不殘國中を追拂ひ申候、
 其外兼而フランス國より參居申候、バレン共を捕
 へ、只今に至籠舍申付召置候由、シヤムより申來

候、
 一南蠻人共、近年は徘徊不仕、勿論新敷國を手に入
 申沙汰も無御座候由、本國よりジャガタラへ申來
 候、以上、
 巳七月廿六日

阿蘭陀古カビタン
 コルネレスハンラウトホウルン
 同新カビタン
 バルタアザルスヘイルス
 右之趣、二人之カビタン申聞候通、和け差上申候、
 以上、

阿蘭陀通詞共

右、巳八月十二日、自戸田山城守按ずるに、老中戸田忠昌來る、
 同三庚午年七月朔日、風説書
 一去年阿蘭陀國之守護フレンスと申者、エゲレス
 國の兵船七百艘餘、并雜兵共に四百人餘に罷越
 申候、
 一總而阿蘭陀宗旨と、エゲレス人は同宗にて御座
 候、エゲレス國之守護、先祖代々阿蘭陀宗旨に而、
 南蠻人と敵々に而御座候、エゲレス國中兼而申定
 候は、阿蘭陀同宗を替、他宗に罷成守護之儀は、全

く相續仕らせ間敷と堅申定候、然處に此守護伴天
 連を連々國中に入込、阿蘭陀宗旨を替、伴天連宗旨
 をすゝめ申候に付、先規より國中之申定を破り、國
 之仕置等も我儘に申掛候に付、エゲレス國三國の
 もの共も、亂國之體に罷成、剩エゲレス國の學者共
 を籠舍仕らせ候、其外之者共も糺明申付候、此旨は
 右之者ども、南蠻宗旨に罷成候へと申候へとも、承
 引不仕候ゆゑ如斯に御座候、此段エゲレス國の大
 名共方より、阿蘭陀國フランス方、エゲレス亂國
 を靜給候様にと申越候に付、右之人數にて阿蘭陀
 國より、エゲレス國へ罷越候、就夫右籠舍之者と
 も、エゲレス國之守護差免申候、然處に、エゲレス
 國の内十五郡之もの共申合、阿蘭陀方へ一身仕候
 ゆゑ、エゲレス國之守護不及一戰、本城エロンと申
 所より、サアリスと申所へ妻子共に落行、それより
 フランス國を頼罷越候、早速フランス國守護より
 船人加勢を請、エゲレス三國之内、イ、ル國と申所
 へ參候、此イ、ル國元來領分ゆゑ、彼所にて人數を
 催し、阿蘭陀人と軍可仕覺悟にて御座候、然れとも
 いまた軍は不仕候、

一エゲレス國の大名共申合、阿蘭陀國の守護エ
 グレス國の將軍に仕候、此儀隣國へ相知れ、爲祝儀
 國々より使者差越申候、
 一フランス國に、先年より阿蘭陀宗旨之者數萬往
 宅仕申候を、國中追拂申候、其上此度エゲレス國
 欠落之守護へ加勢を仕、阿蘭陀守護と軍を可仕工
 み仕候、阿蘭陀國エゲレス國の勢都合十八萬に而、
 フランス國の取掛申用意仕候、
 一イタリヤ國之内ロウマと申所に、伴天連の總頭
 ばうす相果申候に付、フランス國にも其弟子御座
 候を、フランス國の守護、此弟子を其跡次に仕度よ
 して、ロウマへ差越申候、子細は阿蘭陀宗旨のも
 の方々に罷在候ゆゑ、此坊主下知にて、妨を仕らせ
 申方便に而御座候、
 一去年五月に、ジャガタラより阿蘭陀船六艘、本國
 へ遣候處に、カアウと申國の近所にて、大風雷電
 仕、大將、船主、水主十三人、何國とも知れず成行申
 候、その後天氣も晴、右六艘ともに阿蘭陀國へ着船
 仕候、
 一當二月頃、フランス人之船二艘、カアウと申國の

近所にて、阿蘭陀方へ取申候、船人は阿蘭陀國へつれ參申候、フランス人は籠舎申付候、
 一 ジャガタラにて、去年十月頃アンボン人、ヨングルと申もの、二十年餘コンバニヤ扶持人にて御座候處、此もの企にて、マカザル人、アンボン人、唐人、又者ハアリ人、マライ人申合、ジャガタラ阿蘭陀の城を取申工仕候處に、其人數之内より兩人訴へ仕候に付、即刻數百人さし出、賊徒數人討捕、その外追拂申候、右企仕候ヨングルも討捕申候、就夫七ヶ年以來たづね下之唐人、段々ジャガタラへ參り住宅仕候唐人ども追拂申候、先年より住宅仕候唐人は、此人數に加り不申候に付召置申候、
 一 當年アンボンと申所に、高潮にて家人多く流申候、
 一 去年十月頃、ジャガタラより辰巳に當り、申の上刻に尾長き星相見え申候、
 一 去年同頃、ワスコスと申國にも、弓なりの星相見え申候、
 一 去年九十月にかゝり、東京に弓なりの星相見え申候、

一 當年長崎へ渡海之阿蘭陀船數、此ジャガタラ出し一艘、シヤム出し一艘、以上今年二艘迄に御座候、シヤム出し近日入津可仕と奉存候、
 午七月朔日
 ちんだ古カピタン
 ハルタアサルスヘイルス
 同新カピタン
 ヘンデレキハンプイトノム
 右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和解差上申候、以上、
 通詞 共
 朱書
 七月十九日、於營中戸田山城守渡之、
 同年八月廿二日、阿蘭陀二番船シヤム出風説
 一 去々年、フランス國より船大將船大小十一艘にて、シヤムに參候て、夫よりコストコロモンデイルに參、此所より又シヤムの内ウ、イムサアランと申所へ、去年八月頃罷越、その所の領分のものに申入候は、去々年シヤムより立退申時分召取參申候、右之シヤム人を今度連參申候間、差返し可申候、その元に居申候フランス人ども、此方へ御返し給候へと申掛候、その上ウ、イムサアランに致住所、商

賣仕度旨願申候に付、ウ、イムサアラン之領分方より、シヤム屋形へ申遣候處に、シヤム屋形申候は、加様なる儀取次仕候段不届の由にて、ウ、イムサアランの頭分を役儀取揚、新役人を差遣候に付、屋形より右の新役人に申渡候は、此方之人數とフランス人と指替申度よし、左候は、フランス國へ捕へ召置候シヤム人共、并去々年立退申時分乘取參候船二艘共に、急度差返し可申候、然上は、此方へ捕へ置候フランス人共も、其方へ相渡し可申候、勿論此方の者共へ少しにても惡敷あたり候は、此方に捕へ置候フランス人共にも、糺明可仕と申渡候様に、ウ、イムサアランの頭分に申付候、其上フランス人ども浦々へ揚り申候は、見合次第に捕へ殺し可申よし申付候、然處に右のフランス人ども申候は、阿蘭陀國とフランス國と兵亂之由承候間、罷歸候と申捨、早速彼地致出船候、
 一 此船、六月七日にシヤム出船仕候處に、琉球と女島の間にて、三十日以前に兩度大風に逢、帆を吹とられ、その上、船道具等悉く損し、漸今日長崎へ着船仕候、以上、

午八月廿二日 名宛 同前
 右之趣、二人之カピタン讀聞せ候通、和解差上申候、以上、
 通詞 共
 朱書
 右一通、九月十二日、土相摸守、接するに、老中土屋政直、於殿中渡之、
 同四辛未年七月廿一日
 阿蘭陀二番船、シヤム出し風説書
 一 シヤム住宅之南蠻人、連々困窮仕り、今程及難儀申體に相見え申候よし申越候、
 一 シヤム之故屋形召仕候家老分之者、親屋形相果候後、當屋形を背、下知を承不申、シヤム近所バタアニと申所に引籠居申を、當屋形より討殺申ため、大勢かの地へさし遣申之由承候と、シヤムに居申候阿蘭陀カピタン方より申越候、
 月七廿一日
 オランダ古カピタン
 ヘンデレキハンプイトノム
 同新カピタン
 コルネレスハンラウトホウルン
 右之通、二人之カピタン申聞せ候通り、和解差上申

候、以上、

通詞 共

同五壬申年七月七日、阿蘭陀三番船、シヤム出し風説書、

一シヤム近國バタアニと申所の守護、シヤム屋形の下知を相背申候に付、數百人をさし遣し候處に、バタアニ人少々軍を仕、横矢にて跡を取切、兵糧詰に仕候故、シヤム軍大將、その弟大勢バタアニ方被討捕申候、其後又々シヤムより、大勢彼地へ指遣し申候由申來候、

一去々年申上候通り、フランス人シヤムの屋形方へ召捕置申候得共、今程は差免し申候、併自由に徘徊者不爲仕候由申來候、

申七月七日

阿蘭陀古カビタン

コルネレスハンヲウトホルウン

同新カビタン

ヘンデレキハンブイトノム

右之趣、シヤムに罷在候カビタン方よりも申越候由、二人のカビタン申聞せ候通り、和解差上申候、且、當年シヤムより御當地へ二艘入津仕筈に而、五

月廿七日に一度にシヤム出船仕候處に、一艘は六月二日雨強く御座候て見失ひ、今日迄見懸不申候、併追付入津可仕と奉存候旨、三番船の阿蘭陀人とも申候、以上、

通詞 共

同年七月朔日、新カビタン風説書

一エグレス國、去年迄少々國人も歸服不仕候處、今程は一統に阿蘭陀國守護フランスを、エグレス國の守護に仕申候て、エグレス國を保申候、

一エグレス國の本守護、フランス國を頼罷越候て、エグレス國を取返し可申と、フランス之大將と申合候に付、阿蘭陀國の守護、フランス、エグレス國へ軍を被仕懸候ては、結句先を被取、此方支度も相違仕候間、エグレス國人と申合、此方よりフランス國へ軍を仕懸可申と相談を極、去夏之頃、海陸よりも大勢にて、フランス國へ向ひ申候處、フランス人陸船手共に、曾て出合不申、軍も不仕候よし、去八月頃、本國よりジャガタラに申來候、

一ホウゴドイチの内ランガレインと申國を、トロケイと申北韃に奪はれ申候所を、今度ホウゴドイ

チ方本のことく取返し、北韃之數萬の勢を追散し、今程はランガレインと申國靜謐に罷成申候由、本國よりジャガタラに申來候、

一南蠻國と阿蘭陀國と于今矢留仕居申候、南蠻國へ新敷手に入れ申候國も無御座候よし、本國よりジャガタラに申來候、

一フランス國とイスパニヤ國と最中軍仕候由、本國よりジャガタラに申來候、

一ジャガタラゼネラル、ヨワノスカンブイン儀、年々本國に役儀之訴訟申遣し候處、去年八月頃、本國より心儘に隱居仕候様に申來、ジャガタラ之内ウイタンと申島に住宅仕候、

一ウイロンハンヲウトホルンと申ものに、ジャガタラゼネラル役、本國よりの下知にて申付、只今ゼネラル役相勤申候、

申七月朔日

名宛 同前

右之趣、二人のカビタン申聞せ候通り、和解差上申候、以上、

通詞 共

同七甲戌年六月十九日、風説書

一當年來朝之阿蘭陀船ジャガタラより三艘、シヤムより一艘、都合四艘に而御座候、ジャガタラ船三艘之内、二艘は今日御當地に着岸仕候、此一船よりカビタン渡海仕候、

一去年申上候通、阿蘭陀人とフランス人と于今軍仕候處に、未勝負相知れ不申候、

一去年六月頃、フランス人軍勢八萬人程、阿蘭陀人方にも六萬人程相催し、數度相戦ひ申候處に、一圓勝負不相極、先相引仕候、フランス人二萬人程討死仕候、阿蘭陀人方にも一萬五六千人程討死仕候、其上阿蘭陀人方之大將フランスと申者、鐵砲疵を負申候得共、療治仕候得は快氣申候、其後互に軍勢を増、五萬七萬或は二萬三萬宛、雙方備へを立、所所に而軍仕候、其内にも阿蘭陀人方に得勝利申候由、本國より申來候、

一今程は、フランス人儀、阿蘭陀に恐れ申候哉、海面の船を出し不申候、

一ペンガラ國之近所、コストコロモンデイルと申國之内、フウテセリと申所に、フランス之城郭御座候を、去年七月頃、阿蘭陀人方に乗取り申候、フラ

シス人領地、ジャガタラ近國には、此城計に而御座候處、只今は一ヶ所も城地無御座候、

一去年七月頃、ベンガラ國に、フランス人船二艘、爲商賣參候而出船仕候處に、川口に而阿蘭陀船を見掛け、又元之湊に乘入申候、

一去年東京に、ジャガタラより阿蘭陀船一艘遣し申候處に、于今何たる便も無御座候、就夫東京表之儀如何様共承不申候故、無心元存、當閏五月上旬頃、阿蘭陀船一艘、ジャガタラより東京に差遣申候、

一南蠻國之儀、如何様共風聞承不申候、以上、

戊六月十九日

古カピタン

カピタン トヘイル

新カピタン

ヘンデレキデイキマン

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和け差上申候、以上、

同八乙亥年六月晦日

風説書阿蘭陀カピタン申口之書付

通詞共

一當年來朝之阿蘭陀船、ジャガタラより二艘、シヤムより二艘、都合四艘入津仕等御座候、ジャガタラ船二艘は、今日御當地に着岸仕候、此一番船にカピタン渡海仕候、

一北京に居申候唐國之總守護、常々奥南蠻人ケレヨウマルテと申出家、バレンを愛し申候、右之出家を守護申付、ロウマと申所、并イスペインヤ國、又フランス國、又南蠻ホルトガル國、此所を遣し、兵船兵具杯の才覺仕之由承及申候、何用之儀にて兵船を望申候哉、其子細は知れ不申候、又ロウマよりも、南蠻人イスペインヤ國と申武士を北京に差遣し申とて、ゴワと申所まで著仕候、此地にて病死仕候、其故彼死人之家來トインマアノエルタツツと申者、ゴワより北京に可參候哉、又本國ロウマに歸り可申候哉と、ロウマに伺に遣し候由、承及申候、

一廣東より、トンフレツホフレスコと申南蠻人才覺を以宗旨をひろめ申ために、日本に渡海仕候由承及申候、

一ジャガタラに爲商賣唐人共參候所に、鐵はがね

國の使者を以、互軍和睦仕度よし、度々申越候得共、オランダ人承引不仕候由、本國より申來候、

亥六月晦日

古カピタン

ヘンデレキデイキマン判

新カピタン

コルネレスハンラウトホウルン判

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和解差上申候、以上、

通詞共

同年七月三日、阿蘭陀三番船シヤム出風説書

一シヤムより日本渡海之阿蘭陀船、當五月廿八日二艘つれにて、彼地出船仕候處、今一艘之類船、去る六月二日に見失ひ申候、

一當年シヤム近國之商賣船二十艘ほど、シヤムに參商賣仕候、

一當年シヤム屋形之商賣船、日本に渡海不仕候由、其子細は日本に而荷物賣殘し、其上利潤無御座候由申候、併シヤム地之商人船は二艘、日本に渡海仕候之よし承之申候、

一奥南蠻人之手下、ノウハイスバンヤと申所より、

をしきりに望申候に付、何用に而調申候哉と尋申候所に、今程唐國に別て入用に有之候、外に買物望不申候ゆゑ、ジャガタラ之頭分之者承之、定而武具用に而可有之と存、法度仕、鐵之類を賣せ不申候、

一去年三月頃、フランス國之内、ハアフレヘカラスと申所、エイハと申所、右兩所をエゲレス國之兵船、阿蘭陀國之兵船と申合、火矢石火矢に而焼拂申候、

一去年三月頃、フランス國之内、ホイと申國、又テキスムイテと申國、此兩所を城をかまへ、フランスの守護方より人數を差置候所に、エゲレス國より數萬之軍勢を差遣し、右兩所共に討捕申候由、本國より申來候、

大船一艘に白銀一萬二千貫目程積之、呂宋と申處
の、貨物買渡海仕候とて被船仕候、就夫、呂宋に兼
兼住宅仕候奥南蠻人共、諸貨物右之銀に當買置申
候處、船被損に付行當迷惑仕候由、シヤムに而承之
申候、

一東埔寨國、占城國、廣南國、此三ヶ國互に軍仕候
由、天川と申處より、シヤムに申來候由承之申候、
一天川に住宅之南蠻人、東京に住居仕居望に而、頭
バテレン四人彼地へ差越候處、東京人、右之バテレ
ン四人共に捕へ籠舎申付、下々は東京より追出し
申候處、廣南國の近所に而破船仕、不殘相果申候
由、シヤムにて承之申候、

一東埔寨國之川口に、海賊共數百人罷在、往來之船
をなやまし、諸貨物等奪取申候由、シヤムにて承之
申候、

亥七月三日

名宛 同前

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和げさし上申
候、以上、

同九丙子年七月十一日、風説書

通 詞 共

一當年來朝之阿蘭陀船、シヤガタラより二艘、シヤ
ムより二艘、都合四艘入津仕等に而御座候、シヤガ
タラ船二艘は、今日御當地に着岸仕候、此一番船よ
りカピタン渡海仕候、

一去秋歸帆之阿蘭陀船飛船に申越候通、道筋を替
乗り申候處に、殊の外潮行惡敷御座候故、八十四日
振にシヤガタラに着船仕候、

一去冬唐船便、二艘に言傳申候、阿蘭陀書狀一通、當
正月末にシヤガタラに相届、書狀請取申候、

一去冬銀高千貫目之三分一、阿蘭陀方に代物替被
爲仰付之段、唐船便奉承知、難有奉存候旨、ゼネラル
申上候、

一去年飛船を以申上候、フランス船マロカ國に取
掛申等之處、シヤガタラ、オランダ方より加勢之人
數差越、城を相守申候に付、此段フランス人承り、
マロカには取懸不申、當二月上旬サラタと申國に
引取申候、其刻オランダ船に行逢、互に石火矢打戦
申候處、風強く勝負無御座相引仕候、フランス船一
艘、瀨に乗懸破船仕申候、其後オランダ方より兵
船七艘差出し、方々相尋申候得とも、何國に參り候

哉尋逢不申候、

一去年も申上候ベンガラ國に、商賣に參り申候
フランス船二艘、商賣仕廻出船之節、川口に而オラ
ンダ船を見懸、川内へ逃入申候、然處オランダ方
より兵船を附置申候故出申候、今において、ベン
ガラへ商賣に遣し申候オランダ船、荷役以後段々
指替々々四五艘宛、川口に懸置申候に付出不申候、
一エゲレス國の商賣船二艘、シヤガタラ表の商賣
に參、當五月上旬頃歸帆之節、フランス船一艘見掛
申候に付討捕申候、

一イスパニヤ國之手下之國、フランドロと申國を、
先年フランス人討捕、數年城を構居申候處、去年五
月頃、エゲレス國之守護フランス方より、六萬五千
之人數にオランダ國之勢を加へ、フランドロへ押
懸申候處に、フランス人方よりも十萬程之勢、後詰
に差遣し防ぎ申候得共、相叶不申落城仕申候、右
城中并後詰之勢之内より、八萬人程引取、此者共フ
ランドロ之内フルスルと申所へ押寄せ、數萬之家
を燒拂、フランス國に歸り申候、
一エゲレス國より、フランドロに押懸申候勢共、フ

ランドロ之内フルスルと申所を、フランス人に燒
拂はれ殘念に存、歸陣之節、フランス國之内カラ
アイスと申所を燒拂申候、此外異國筋相替沙汰不
奉承知候由、シヤガタラ、ゼネラル方より申越候、
以上、

子七月十一日

古カピタン

コルネレスハンラウトホウルン

新カピタン

ヘン デレキ デイキマン

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和げさし上申
候、以上、

通 詞 共

同年七月十二日、三番暹羅出阿蘭陀船風説書

一去年シヤム國大旱、其上熱病に而數萬人相果、尤
生類迄も死申候、

一五年已前申年申上候、シヤムに捕へ置申候フラ
ンス國之バテレン病死仕候、

一呂宋國に、ノウハイスパニヤと申奥南蠻國より
船を仕立、銀三千貫目ほど支度仕、廣東之内天川と
申所へ遣し、藥種其外端物等相調申ため、彼地に近

近右之船差遣し申之由、暹羅に而承申候、
 一南蠻國之手下ゴワジ申所之者、年々困窮仕候に
 付、商人共申合仲間商賣申定、方々國々へ船を差遣
 し申企仕之由、風聞御座候、此外相替沙汰無御座候
 旨、シヤムに居申候カピタン方より申越候、以上、
 子七月十二日
 右之趣、二人之カピタン申開候通、和げ差上申候、
 以上、

名宛 同前

通詞目付共 通詞 共

同十丁丑年七月五日、阿蘭陀四番船風説書
 一當年咬啣吧出阿蘭陀四艘之内、三艘は先日入津
 仕候、一艘は今日御當地に若岸仕候、當年日本に指
 越申候荷物、此四番船に不殘積合申候に付、此外心
 當之船無御座候、次日本へ趣申候暹羅出二艘之阿
 蘭陀船儀、洋中に而見掛申候間、近日入津可仕と奉
 存候、
 一ベンガラ國、コスト國、サラタ國、此三ヶ國之守
 護、名はモゴルと申候、此守護子共四人持居申候
 處、總領は親子の間を背き候て、先年バルシヤ國
 に罷越、則彼地守護の聲に罷成居申候、然處今度

實父之國に仕掛軍最中仕候、此兵亂之意趣は、定而
 實父モゴル相果、家督を諍ひ申候而之儀にて可有
 御座と風聞仕候、就夫右三ヶ國系、端物之職人困窮
 仕候由、此度咬啣吧より申來候、
 丑七月五日
 古カピタン
 へンデレキデイキマン
 新カピタン
 ビイトロデホス

右之趣、二人之カピタン申開候通、和げ差上申候、
 以上、

通詞目付共 通詞 共

同年同月十三日、暹羅風説書
 一當三月頃、フランス國の守護より、タツシヤルと
 申パレンを便に仕、書狀相添暹羅屋形方申越
 候は、年々申入候様に於暹羅致商賣度由申越候處、
 暹羅屋形方より之返答には、先年も度々被申越候
 得共承引不仕候間、今以會而不能成候由申遣候、
 一天川に居申候パレン、東京に住宅仕度よし、東
 京守護方數年願申候得共、承引不仕候處に、當春
 右之パレン陸地より東京に參、押而住宅之儀望
 申候得共、會而承引不仕、早速追拂申候處、唐船に乗

り天川に罷歸申候由、東京より暹羅へ申越候、
 丑七月十三日
 名宛 同前

通詞目付共 通詞 共

同十二己卯年七月七日、風説書
 一當年來朝之阿蘭陀船、咬啣吧より四艘、暹羅より
 一艘、都合五艘入津仕候にて御座候、ジャガタラ船
 一艘、今日御當地に若岸仕候、此船よりカピタン渡
 海仕候、跡船之儀者追々着船可仕と奉存候、
 一去年申上候通、フランス國と阿蘭陀國、數十年之
 間軍仕候處、去々年より矢留仕候に付、本國筋靜謐
 に罷成候由、追々本國より咬啣吧に參候便船に申
 越候、
 一去々丑之年申上候辨柄國、コスト國、サラタ國、
 此三ヶ國之守護、名はモゴルと申候、此守護子共四
 人持居申候處、總領親之氣に背き、先年バルシヤ國
 に逃越、則彼地守護之聲に罷成、實父之國に人數を
 差遣し軍仕掛申候得共、實父方には人數も多く御
 座候故、度々追拂申候、右之兵亂に付、近國より二

千人或三千人程つゝ、人數を差越、山賊海賊仕、又
 者在々所々燒拂及騒動、國中治り不申候、右三ヶ國
 之守護モゴル儀、百歲餘に罷成申候、及死後申候は
 は、彌大亂に罷成可申と咬啣吧に申越候、
 一去極月四日、ジャガタラとバンナムとの間四十
 里餘御座候、此間に御座候大山二つ三つ、地震にて
 打沈め、唯今潮に成申候、右之響に而四日之晩より
 五日之朝迄、ジャガタラ阿蘭陀居所も大地震仕、男
 女百人餘死申候、構之外咬啣吧地之者、他國より
 之住居之者大勢死申候、

一去年日本の渡海仕候三番船人數五十三人乗組、
 七艘連に而御當地出帆仕候處、臺灣之近所にて大
 風に遭申候得共、無恙東京之近所アラモスと申所
 迄は類船仕申候、此所に而又々大風に遭、其後見失
 ひ申候に付、咬啣吧近所ホルトモンと申所に、六艘
 之船集り十一日之間、右之三番船相待居申候得共、
 參着不仕候故、若ジャガタラに先に着仕候哉と、ジ
 ヤガタラに參見申候得共、彼地にも參不申候、就
 夫小船を拵隣國尋に遣申候得共、尋逢ひ不罷歸
 申候、今度咬啣吧出帆候迄は、何方より之便りも無

御座候、多分破船仕候と奉存候、
卯七月七日 名宛 同前
右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和解差上申候、以上、

通詞目付 通詞 共
同十三庚辰年六月晦日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬啣吧より四艘、暹羅より一艘、都合五艘入津仕等に御座候、右五艘之外、今一艘諸方之荷物集り申候は、跡より一艘差越可申由ゼネラル申候由、カピタン申上候、今日二艘入津仕候、内一番船より新カピタン渡海仕候、
一去年も申上候通、辨柄國于今兵亂に付、國中諸職人業を止、農人共も耕作不罷成、一國之者共困窮仕候に付、辨柄國之頭分之者、名はア、スムと申者、隨分防申候得共、諸方より大勢亂入、人家焼拂田畑を荒し、山賊海賊仕候に付、右之頭分之者手に及不申、國中過半亡所に罷成申候、
一八年以前、トルコと中國とアラビヤと中國と軍仕候處、トルコ之守護討負、バズラと申所被切取候、然處アラビヤ國とトルコ國とは、遠方に而御

座候に付、アラビヤ國より、右切取候所之仕置難成候に付、バルシヤ國之守護を譲遣申候處、去年夏頃、トルコ國之守護方より、近國之守護共を頼、バルシヤ國の使者を以申遣候は、右之バズラと申所、先年アラビヤより被取候、然處今程其元之領地に成候由承候、バズラ之儀は、代々トルコ國之内にて有之候間、此方被差返可被下候、左候は、重而如何様成用事も承可申由申入候處、バルシヤ之守護承引仕、右バズラと申所、トルコ國の差返し申候由、此度バルシヤ國より、ジャガタラに申越候、
一バルシヤ國之近所、ボンバサと申島に、數年南蠻人城を構、近國之商賣仕罷在候處、去年アラビヤ國之守護方より、兵船六七艘に凡人數四五千に乗せ、右南蠻人居申候島に軍を仕掛け申候、其砌海上にて南蠻之商船二艘行逢、早速アラビヤ方船人共に奪取申候、夫より右之島に仕懸け城を討取、其跡にアラビヤより人數を入替仕置仕候、被討殘候南蠻人共、方々に逃失せ申候、
一マロカ國之近所ヨウルと申所之守護、常々人を切殺し、其血を見申慰に仕、或懐胎女之腹を裁破

り、毎日町中を廻り男女を殺し申候に付、國中難儀仕候、就夫家老分之者共申合、右之守護を殺害仕

右家老之内先輩之者、自然と守護に罷成候處、相役之者共野心を發、唯今國中兵亂罷成候由、マロカ國よりジャガタラに申來候、

一先年エゲレス國兵亂之刻、方々に逃散申候殘黨共、フランス人と申合、諸方にて海賊仕、商賣船共餘多奪取申候、唐表にも海賊船參候由、マロカ國よりジャガタラに申來候、

一暹羅國のいづくともなく、大將一人數千人を引連參、我等事、當暹羅守護之兄にて有之候間、國中之者共我等手に附候様に申聞せ候得は、過半同意仕候而、シヤム之内コル島と申所を早速切取り、則其所の籠り居申候に付、シヤム屋形より軍勢差遣候處、却て彼者之手に付、大勢催しシヤム屋形と最中戦ひ申候由、當正月頃シヤムよりジャガタラへ申來候、

辰六月晦日

古カピタン
ビイトロデホス
新カピタン
ヘンデレキダイキマン

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和解差上申候、以上、

通詞目付 通詞 共

同年七月五日、暹羅風説書

一先頃咬啣吧より之風説に申上候通、暹羅兵亂之儀于今静り不申候、其子細者、先達而申上候通、いづくともなく大將一人大勢引連れ參、我等事、當暹羅守護之兄に而有之候間、國中のもの共我等手に附候様に申聞候得は、過半同意仕候而、暹羅守護と戦ひに及申候、此濫觴者、暹羅之守護手下之軍大將共數十人御座候、此者共一身仕、企謀計右之大將分之ものを仕立、暹羅守護之兄と申させ、國中を亂し申候、然處右謀計企候者之下々之内より、暹羅守護に注進仕候に付、右徒黨之もの共五十三人一々搦捕之、死罪に行死骸をさらし申候、就夫、大將分之者逐電仕候に付、暹羅守護方より追々討手をかけ申候由、今度暹羅に居申候阿蘭陀カピタン方より申來候、

七月

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和解差上申

名宛 同前

候、以上、

辰七月五日

通 詞 目 付 通 詞 共

同十四年辛巳年七月二日、風説書

一當年來朝之阿蘭陀船、咬啗吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘入津仕等御座候、咬啗吧出三艘之内、一艘者先達而入津仕候、二艘は今日入津仕候、此二番船より新カピタン、并へトル渡海仕候、暹羅出之船も近日入津可仕と奉存候由、新カピタン申上候事、

一先達而一番船風説に申上候通、南蠻國之守護カウレルと申者、歳廿六七罷成候、去年病死仕候處、子無御座候に付、跡之儀如何様罷成可申哉と無心元奉存候由、阿蘭陀本國より咬啗吧へ去冬申來候事、

一南蠻之内ロウマと申所に、邪宗門之師居申候所、去秋病死仕候由、阿蘭陀本國より咬啗吧へ申來候事、

一去年申上候バルシヤ國之近所、ボンバサと申島に、數年南蠻人居城仕候處、アラビヤ國より兵船を

候、以上、

巳七月二日

通 詞 目 付 通 詞 共

同年同月十二日、暹羅風説書

一去年申上候通、暹羅屋形手下之軍大將とも十人餘、野心を發し徒黨を組、國を亂し申候處、企謀計候者之下々之内より、暹羅屋形に注進仕候に付、右徒黨之者共五拾三人搦捕、死罪に行、死骸をさらし見せしめに仕候、討洩し候大將分之者四五人逐電仕候に付、暹羅屋形より方々討手を遣し、所々にて討捕之申候、右徒黨之者之妻子縁類、不限老若數百人搦捕、死罪に行申候、依之兵亂大形は静り申候へ共、未端々屋形背下知候者御座候に付、所々に人數を差分遣、殘黨を取静め申候、

名 宛 同 前

右之趣、今度暹羅に居申候阿蘭陀カピタン方より申越候由、二人之カピタン申聞せ候通、和げ差上申候、以上、

巳七月十二日

通 詞 目 付 通 詞 共

差越城を討捕、其跡にアラビヤ方より人數を入替、

仕置仕居申候、然處今度南蠻之内ホルトガルと申所より、大船一艘に人數五百人乗組、サラタ國の近所ゴワと申所に、右之大船遣し、跡より兵船十五艘に人數大勢乗組、追付差越申候間、其地にて軍之用意仕、アラビヤ國へ押寄、去々年之意趣をほらし申候様に、ゴワに居申候南蠻人方より申遣候由、今度阿蘭陀本國より咬啗吧へ申越候事、

一去秋モウル國之商賣船一艘、サラタ國之近所にて、南蠻の海賊船に行逢、船人共に奪捕れ申候に付、モウル國之守護より南蠻人に申掛候は、先達而其方へ奪取申候船、并荷物差返し不申候は、向後南蠻船見合次第討捕可申旨申掛候由、サラタ國に居申候阿蘭陀人方より、今度咬啗吧へ申來候事、

七月

古カピタン
ヘンデレキデイキマン
新カピタン
ア、フラムト、ガラス

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和解差上申

同十五年辛巳年七月十五日、風説書

一當年來朝之阿蘭陀船、咬啗吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘入津仕等に御座候、然處咬啗吧出三艘之内、一艘船底損荷物少々濡れ申候に付、荷物餘船に積移申候故、類船不仕及延引申候、追付入津可仕と奉存候、今日入津仕候二艘之内、一番船より新カピタン并へトル渡海仕候、暹羅出之船も近日入津可仕と奉存候由、新カピタン申上候事、

一當正月頃、モウル國之手下サラタ國に、エゲレス人共入込商賣事に付、種々怨をなし候に付、不殘サラタ國之守護より捕置候處、エゲレス國に開付、大船三艘サラタ國に遣、湊口へかけ置、モウル船之往來を差留候に付、サラタ國より迷惑仕、右捕置候人數不殘差免し申候事、

一セイロンと申國之内コロンボと申所、阿蘭陀人兼而城を構居仕候處、彼地之者共同士軍仕、國中亂申候に付、阿蘭陀人方より人數を差遣申段承付、雙方静り申候、右軍之譯如何様共相知不申候事、

一去冬咬啗吧より、セイロンに參候阿蘭陀船、セイロン之近所にて大風に遭、一艘破船仕候、乗組人五

十人之内、九人たすかり申候、其外方々より渡海之船共損申候事、

一阿蘭陀國より咬啗吧に參候船、カアフと申所にて破船仕候へ共、乗組之人數は別條無御座候事、一辨柄國殊外亂、軍最中にて御座候に付、諸色高直に罷成、商賣差支申候、軍之發り如何様之儀共、咬啗吧へ不申來候事、

一南蠻國とフランス國と軍發り申候に付、阿蘭陀國も近所之儀に御座候故、爲用心兵船二百艘拵、阿蘭陀領分之所々に遣置申候由、阿蘭陀本國より咬啗吧に申越候事、

一イタリヤ國とフランス國と國諍ひ仕及兵亂、只今軍最中に而御座候由、今度本國より咬啗吧に申越候事、

七月

古カピタン
ア、ブラムドカラス印
新カピタン
ハルデナントスゴロウト印

右之趣、二人之カピタン申聞せ候通、和げ差上申候、
午七月十五日

通詞目付 通詞 共

同年八月、暹羅風説

一去々辰年暹羅風説申上候、暹羅當守護之兄、徒者に而御座候に付、親存生之内義絶仕、何國共なく逐電仕候處、四五年以前暹羅に徒黨を組押掛け、我等事嫡子之儀有之候間、國中之者共我等に隨ひ候様に申候に付、過半同意仕及兵亂申候へ共、右同意仕候者之内より、うらかへり申候者御座候に付、暹羅屋形より方便を以、徒黨之内之頭分之者共搦捕、死罪に行ひ申候、就夫右之總領、何國ともなく逃失せ申候、其後在所知れ不申候處、今度暹羅屋形方に、右之總領事、暹羅之手下ランジャと申所之守護之聲に罷成居申候由申來候、就夫暹羅屋形方より、暹羅國中之職人共に申付、右ランジャと申所に大成家を作らせ、彼地之守護にござせ申候、此段は右之總領徒者にて有之候に付、重而悪心も發し不申候様にござだめ申謀にて御座候由、暹羅に居申候カピタン方より申越候、
一フランス國之バテレン辨柄國に參、夫より頼而暹羅國に參申等之由、此頃シャムにて風説仕候、何

頃辨柄國に參申候共、其段は相知れ不申候、

八月

名宛 同前

右之趣、今度暹羅に居申候阿蘭陀カピタン方より申越候由、二人之カピタン申聞せ候通、和げ差上申候、以上、
午八月廿三日

通詞目付 通詞 共

同十六癸未年七月十四日、風説書

一當年來朝之阿蘭陀船、咬啗吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘入津仕筈に御座候、然處咬啗吧出し三艘之内、一艘は先達而入津仕候、暹羅出し一艘今日入湊、此船より新カピタン渡海仕候、咬啗吧出一艘、是又今日一同着岸仕候、船數四艘之内、都合不殘入津仕候事、

一阿蘭陀國之守護フランス、十ヶ年以前よりエゲレス國に罷在仕置仕居申候處、去年二月七日狩場において落馬仕、右之腕を損し、其痛に依而同廿一日五十一歳にて死去仕候、右之守護一子も無御座候に付、跡目相續未相知不申候事、
一唯今エゲレス國に守護無御座候に付、去年死去

仕候阿蘭陀國之守護妻之妹、エゲレス國之仕置仕候事、

一フランス國と阿蘭陀國と、數十年國を論申候得共、七年以前より箭留仕居申候處、去々年よりフランス人と、南蠻國の者共と一身仕、色々方便を以阿蘭陀國に怨を成し申候に付、今度阿蘭陀國、エゲレス國、ドイツ國、此三ヶ國一身仕、取合始り申候、然處、フランス國之城八ヶ所責取申候、尤雙方大分之人數損し申候事、

一右之兵亂に付、フランス國より南蠻國方へ、爲軍用大船五艘に銀を積遣候由、阿蘭陀方に承候に付、右一身之國々と申合、兵船四十艘海上に差出、道筋差塞居申候處に、フランス方へ此儀承、其道筋に船參不申候に付、阿蘭陀方より南蠻國之湊口ロカアボケスコと申所へ、右之兵船乗掛申候處に、湊口に兼て爲用心鐵鎖を張、石火矢を仕掛け、稠敷打守申候に付、陸より密に人數を廻し、右要害を相守居申候軍勢共を追散し、湊に船を乗込、南蠻方之船九艘乗取、亦五艘燒沈、又二艘は逃延申候へ共、瀬に乗掛け破船仕候、フランス方之船も、七艘即時に打沈

申候、五艘銀を積候船は奪取、右之銀子をエゲレス國と阿蘭陀國と配分仕申候、阿蘭陀、エゲレス方へも、數百人及死申候得共、船は一艘も被取不申候、依之本國より咬啗吧へ申越候は、フランス船に行逢申候は、何國においても討捕申様に申來候事、

一去年十月頃、マロカ國之近所を、フランス船乗通り申候由、マロカに居申候阿蘭陀人より注進申候に付、咬啗吧より大船三艘差出、右之フランス船を方々尋申候得共、相見え不申候事、

一去年十二月廿日、暹羅屋形病死仕候處、兼て次男に跡相續之儀申置候處、屋形死去以後、右屋形之總領先年逐電仕居申候處、親死去之儀聞付暹羅に參、我と屋形に罷成申候、然處國中もの共は、次男に屋形を持せ申度内談仕候由、右之總領推量仕、弟并家老分之者共數人殺害仕候、然は暹羅に居申候フランス人、南蠻人共は、右之總領屋形に成候儀承、色々方便を仕したしみながら申候得とも、屋形一圓打合不申候事、

一此外、異國筋相替儀無御座候由、咬啗吧より新カ

ビタン方迄申越候事、
未七月十四日 古カビタン ハルデナントスデゴロウト
新カビタン キカリ ヨム タント
右之趣、二人之カビタン申聞せ候通、和げ差上申候、以上、
七月
通詞目付 通 詞 以上、華夷

通航一覽卷之二百四十七終

通航一覽卷之二百四十八

阿蘭陀國部十

○御奉公筋

寶永元甲申年七月廿七日、阿蘭陀人風説書を出す、自後毎年怠る事なし、享保以後のもの、いま備はらず、

寶永元甲申年七月廿七日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬啗吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘入津仕筈に御座候、然る處に咬啗吧出し二艘、暹羅出し一艘今日着岸仕候、此一番船より新カビタン、ヘトル乗渡り申候、相殘一艘も、追付入津可仕と奉存候事、

一去年申上候通り、阿蘭陀國の守護エゲレス國にて死去仕、今に其跡目相究不申候に付、家老共七人にて、國の仕置仕居申候事、

一フランス國と南蠻國と一身仕、三年以前より、阿蘭陀國へ軍仕掛申候、去年八月九月に、フランス國、南蠻國より、阿蘭陀國へ兵船三百艘程指越申候、阿蘭陀國にも、兼而油斷不仕候に付、エゲレス國、阿

蘭陀國、兩國の兵船三百艘差向け、船軍仕申候處に、フランス國、南蠻國より差越申候兵船大分討沉申候、尤阿蘭陀國の兵船も、少々討沈被申候、然共此戦には、阿蘭陀方得勝利申候、陸の軍今に止不申候付、未勝負相知不申候事、

一ベンガラ國に居申候大身成者、去年五月頃より、守護の仕置もいかひ不申我儘を仕、國中小身のもの共手に入、要害を構へ國を奪取申方便仕候付、守護方より討つふし申覺悟にて、人數遣申候處に、中々守護心の儘に罷成、只今に至り最中軍仕申候よし、ベンガラに居申候阿蘭陀人方より、咬啗吧へ申越候事、

一サラタ國に、阿蘭陀人數十年居城を構召置申候、尤商賣方の者も差越置申候、然る處に守護方より商賣の儀に付、非常の仕掛仕候よし、サラタ國に居申候頭分の阿蘭陀人方より、咬啗吧へ申越候に付、五月中旬、兵船十二艘指遣申候事、

一ジャワ國の守護、去年七月病死仕候、その子ジャワ國の守護に罷成仕置仕候、然る處此もの兼て行跡惡敷御座候、此守護の伯父御座候、此もの申候

は、唯今の守護行跡悪敷御座候付、國を譲り申儀不罷成よし申掛候處、守護承引不仕、伯父に軍仕掛、今に軍仕申候、咬啣吧の儀は、ジャワ國の内にて御座候、兼而何事と申時分は、阿蘭陀方へ頼申候へとも、未雙方より咬啣吧へ頼來不申候、然る處に咬啣吧には、その用意仕居り申候、元來守護世傳の儀御座候へども、行跡悪敷ものゆゑ、世傳方より頼參候分は、加勢不仕覺悟に御座候、伯父方より頼來候はば、加勢仕筈に御座候事、

一此外、異國筋相替儀承知不仕候由、申上候事、

古カピタン
新カピタン
申七月廿七日 キリ ヨム タント

右之趣、二人のカピタン申聞候通り、和解差上申候、以上、

申七月廿七日

通 詞 目 付 通 詞

同二乙丑年七月、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬啣吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘今日着岸仕候、此一番船より新カ

賣物大分押取仕候、然れども阿蘭陀人は小勢にて居申候付、手指可仕様無御座、荷物捕れ申候、右の段咬啣吧へ申遣候處、ベチラル方より兵船十二艘、去夏差遣し、サラタ船三艘奪取申候、その外マロカ國にても、サラタ國の船三艘奪取、船人ともに咬啣吧へ差越申候、此外にも方々にて、サラタ國の船都合十二艘、阿蘭陀方へ奪取、サラタ國に居城仕候阿蘭陀人、不殘兵船に乗、國主方へ申遣候は、先年の意趣有之候付、其方の船奪取召置申候、返答次第如何様共可致由申遣候處、右押取仕候儀、國主は曾て不存儀に御座候、阿蘭陀居城近邊の仕置仕候ものども、左様の非常の儀致し候ものと存候、其方被致納得候様に可致と、色々和談を申懸候へとも、未落着不仕候由、今度サラタより咬啣吧へ申越候事、一去年も申上候通り、フランス國、南蠻國と一身仕、エグレス國、阿蘭陀國、ドイチ國と、兵亂今に静り不申、勝負相知不申候よし、本國より申來候事、一ムスカウベヤ國、ズヘイデ國、ホウル國、ダイネマルカ國、此四ヶ國兵亂にて騒動仕候よし、本國より申來候、此外異國筋相替儀承知不仕候事、

ピタン、ヘトル乘渡申候事、

一咬啣吧ゼネラル、十三年以來相勤居候處、近年老衰仕候に付、阿蘭陀本國に暇の願申遣候處、本國より願の通り役儀赦免申來、其跡役ヤンハンホウルと申もの、ゼネラルに申付、咬啣吧仕置仕候事、一去年申上候ジャワ國の守護、不行跡者に御座候付、其者の伯父に國中の者心を合、守護に取立申候處、右の不行跡者同類を大勢催し、伯父に軍仕かけ申候に付、伯父方より咬啣吧阿蘭陀方へ加勢を乞申候付、大將一人に二千人の武役のもの、その外咬啣吧近所の阿蘭陀手下のもの三萬人指添、當五月下旬頃遣し申等に御座候事、

一サラタ國に、阿蘭陀人數十年居城を構へ罷在候處、四年以前、サラタ國の頭分の者方より、商賣船四十艘モワと申所へ遣申候間、阿蘭陀船二艘、道の警固に頼候付得其意、船を遣し候處、サラタ國の船四五艘、海賊に捕れ申候、その節右警固の阿蘭陀船、海上遠く走り居申候付、間に合不申候、其後サラタ國に歸申候へは、右警固の阿蘭陀船、賊を見通し仕候と申越、阿蘭陀居申所の藏々に人數を遣、商

七月

古カピタン
新カピタン
ハルデナントスデゴロウト
ハルマアノスメンセン

右之趣、二人のカピタン申聞せ候通り、和解差上申候、以上、

西七月八日

通 詞 目 付 通 詞 共

同三丙戌年七月三日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬啣吧より四艘、今日迄着岸仕候、今一艘は暹羅より、都合五艘入津仕筈に御座候事、一年々申上候通り、フランス國と南蠻國と一身仕、エグレス國、阿蘭陀國、ドイチ國、この三國海陸の軍今に静り不申候、しかれども阿蘭陀國には、ドイチ國の守護より人數大勢差出し、右の三國一所になり戦申候に付、フランス國、南蠻國の勢危く相見え申候よし、本國より咬啣吧へ申來候事、一去年も申上候ジャワ國の守護、兼而不行跡ものにて御座候付、其者の伯父に國中の者とも心を合、守護に取立申候所、右の不行跡者同類共を大勢催

し、伯父に軍を仕かけ申候付、伯父方より咬囉吧阿蘭陀方へ加勢を乞申候ゆゑ、大勢差遣し申候處、右の不行跡者とも敗北仕候付、右の伯父ジャツ國の守護に罷成申候、然とも右之餘黨方々に隠れ居申候て、國中静り不申候付、當春又々咬囉吧より兵船十二艘差遣し、國中を相守居申候事、

一去年申上候阿蘭陀人、サラタ國に數年城を構、商賣仕罷在候處、サラタ國より非道の仕形仕、阿蘭陀方商賣物大分押取仕候付、去々年サラタ國の船六艘、阿蘭陀方に奪取、サラタ國守護に使者を以て申入候は、先年の意趣にて、此度其方の船奪取申候、先年押取被致候荷物被差戻候は、此方に取置候荷物も戻し可申候、否の返答可承よし申遣候處、サラタ國の守護、百歳程に罷成候老人にて御座候付、病氣にかゝはり、今に返答及延引候付、右奪取候船荷物とも、咬囉吧に押へ置申候、サラタ人は不殘サラタへ差返申候、就夫サラタ國に只今住居の阿蘭陀人無御座候事、

一暹羅に阿蘭陀人數年居所を構、商賣仕候處、近年暹羅の仕置、唐人にまかせ申候て、商賣事前々に

違、作法惡敷罷成、賄賂を取申候付、商賣利潤無御座候ゆゑ、去年より暹羅に居申候カピタン、その外の阿蘭陀人、咬囉吧へ引取、跡に少々荷物御座候付、阿蘭陀人四人殘置申候、今度咬囉吧より船一艘暹羅へ遣し、右の残り荷物を積、日本へ渡海仕筈に御座候、且又咬囉吧より當夏中に、又々暹羅へカピタン遣し、商賣の様子承合申筈に御座候、此外異國筋相替儀承知不仕候事、

七月

古カピタン
ハルマアノスメンセン
新カピタン
ハルデナントスデゴロウト

右の趣、二人のカピタン申聞せ候通り、和解差上申候、以上、

戊七月三日

通詞目付

同四丁亥年七月廿四日、風説書

一今日入津仕候暹羅出し阿蘭陀船、去る四月四日、咬囉吧出船、五月九日暹羅へ着船仕候、此船咬囉吧出船の砌は、未當年來朝の船數、并新カピタンも極り不申候付、委細の儀、一船のもの共不奉存候よし申候、

一去年風説申上候通、咬囉吧より暹羅へ商賣事爲

相談、カピタン并へトル役のもの、船二艘乗組、暹羅へ罷越、暹羅屋形に遂對談候所、屋形方よりも商賣事、前々の通爲致可申由申候付、右のカピタン、咬囉吧へ當夏中に罷歸り、暹羅屋形返答の趣、ゼネラルへ申聞、その上にて暹羅へ又々參申筈に御座候、暹羅へはへトル役の者殘居申候由、今度暹羅より申越候、

一暹羅屋形家老職、唯今唐人に申付、仕置爲仕候處、右之唐人自分に商賣企、國中皮類買入、唐船四艘仕出し候内、二艘は暹羅屋形の船、二艘は右家老職の者自分の船、爲商賣當年日本渡海爲仕候由にて、此阿蘭陀船出船四十日程以前、暹羅出船仕候、就夫當年阿蘭陀方皮類、暹羅にて調不申候付、持渡り不申候由申越候、

一暹羅に居申候切支丹宗旨の出家、國中輕きもの共へ、宗門すゝめ申候由、風聞承候由申越候、

七月廿四日

古カピタン
ハルデナントスデゴロウト
右之趣、古カピタン申聞せ候通り、和解差上申候、以上、

七月 通詞目付

通詞 共

同年同月廿五日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬囉吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘入津仕筈に御座候事、
一去年申上候通、イスバンヤ國とフランス國と一身分、阿蘭陀、エグレス、ドイチ此三國と、數年及兵亂申候處、イスバンヤの内ブラアハンと申所、ブラアンドルと申所、此兩所阿蘭陀方へ討捕、右の所に居申候大將分のもの、他國へ落行申候、右戰の節イスバンヤ人、フランス人、數萬人討捕申候、阿蘭陀、エグレス方にも、二千五百人程討死仕候事、
一イスバンヤ國の海手の所々へ、阿蘭陀、エグレス兵船遣し、火矢を打掛燒拂候付、其所の役人とも方或は城内へ逃込申候事、
一イタリヤ國とフランス國境、サホウイと申所、先年フランス人討捕居申候處、去年エグレス、阿蘭陀、ドイチ國より人數を遣し、右の所へ返し、前守護近國に忍居申候を尋出し、右のサホウイと申所を、前守護へ遣し申候事、
一去年エグレス船咬囉吧へ參候、右之船に伴天連

五人、エグレス人の風俗に似せ紛れ乗、咬囉吧へ參忍居申候を、ゼネラル方より探出し搦取、詮議仕候處、ロウマ國邪宗門の總師なり、手印一枚致所持候、右の書付に、唐國へ就用事參候よし書付御座候、フランス國の守護よりも、往來切手一枚所持仕候、就夫去冬右五人の伴天連共不殘手錠入、阿蘭陀本國へ差遣申候、本國において國法に可仕と奉存候事、

一當春伴天連一人、唐人の風俗仕、咬囉吧へ參、漢文字唐詞を覺、紛れ居申候を、ゼネラル方に開付、詮議仕候へは、只今は唐人手下に付、風俗も唐人同前になり候よし申候に付、ゼネラルも唐國の手下に付候者ゆゑ、心儘に不罷成、唐船便に乗せ、重て咬囉吧へ參申間敷よし申渡、差返し申候事、

一去年申上候サラタ國に、數年阿蘭陀方より城を構、人數を差置、商賣仕居申候處、三年以前、サラタ國より非道の仕方仕、阿蘭陀方の商賣代物大分押取仕候付、サラタ國の船六艘船人共に、阿蘭陀方に奪取召置申候處、今度雙方和談仕、右の船人差返し、先年サラタ方に取申候代物も、阿蘭陀方へ請

人も居不申候よし承候、

一去年申上候暹羅商賣の儀に付、去年咬囉吧より暹羅へカビタン遣し申候處、前々の通り不相替商賣相途度様にと、暹羅屋形より申候付、以前の通無滯暹羅商賣仕候、

一モウル國の總國主モゴルと申もの、年百歳に罷成申候、去年病死仕候、彼もの男子四人御座候、此四人の子とも國を争ひ軍仕候處、右四人の内次男一人は討死仕、其上騎馬一萬五千騎、雜兵十二萬、象百疋餘打殺、軍相止申候、然る處今又相殘三人、面々大勢を催し、軍の用意仕候よし、サラタ國よりジャガタラへ申越候、

一去年申上候、ジャワ國の守護伯父錫軍仕候處、阿蘭陀方より右伯父方へ加勢を遣し申候處、唯今錫の方敗北仕、大かた國中靜り申候、右の外本國より相替風説も不申來候、

七月

古カビタン
ハルマアノスメンセン
新カビタン
ヤスフルハンヤンスタアル

右之趣、二人のカビタン申聞せ御通り、和解差上申

取、前々の通商賣仕候由申來候事、

七月廿五日

古カビタン
ハルデナントスデゴロウト判
新カビタン
ハルマアノスメンセン判

右之趣、二人のカビタン申聞せ候通、和解差上申候、以上、

亥七月廿五日

通詞目付 通詞 共

同五戊子年七月六日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬囉吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘入津仕等に御座候、咬囉吧出し三艘は、同日彼地出船仕候處、十六日以前、洋中にて一艘は見失ひ申候、近日入津可仕と奉存候、

一咬囉吧の近所バンエルと申國に、エグレス人數年住居仕、商賣仕候處、去秋右バンエルのものとも、エグレス人居所へ押入、家藏に火をかけ、エグレス人二百人程焼討仕、其上湊にかけ置候エグレス船も、大小三艘船人とも焼沈め申候、右の意趣は、兼而エグレス人とも修を極、所のもの共を輕しめ申候に付、右之通燒討仕、唯今は彼所にエグレス人一

候、以上、

子七月六日

通詞目付 通詞 共

同六己丑年七月、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬囉吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘の内、暹羅出し一艘は、一昨廿三日入津、咬囉吧出し三艘は、今日入津仕候、此四番船より新カビタン、ヘトル乗渡申候事、

一去年申上候、モウル國の總守護モゴルと申もの病死仕候以後、四人の子とも互に國を争ひ、合戦仕候處、二男三男は去年討死仕、當正月總領と末子と兩人互に戦ひ申候處、末子痛手を負ひ終に死申候付、總領國を取、國中靜謐罷成候由、サラタ國より、咬囉吧へ申越候事、

一阿蘭陀國の近所ブラアバンと申國の内、ヲウデナアルと申所、阿蘭陀國より支配仕候、然る處去年五月頃、フランス方より四萬六千の人數をさし向申候付、阿蘭陀方よりも多勢を出し、三日の間戦ひ、フランス人一萬人程討ころし、一萬六千人生捕、相殘る人數散々落失申候、フランス方の大將分

のもの討取申候哉、又は落失候哉、その譯具に相知不申候、此儀阿蘭陀國より、バルシヤ國に陸地參り候飛脚申開候よし、バルシヤ國より咬囉吧へ申越候、阿蘭陀本國よりは、いまた右軍の儀書狀に不申越候付、委細相知れ不申候事、

一去年六月頃、フランス國より大船四艘小船百艘に、軍用の武器兵糧衣類金銀等積込、イスバンヤ國に遣し候處、海上にて阿蘭陀船十艘連行、相互に石火矢を打合ひ候處に、フランス國の大船一艘、即時に打沈め、三艘は逃行申候、小船も過半打取、積込候品々奪取申候よし、右バルシヤ國の便に、咬囉吧へ申越し申候、右の外本國より相替儀は不申來候、

七月

古カピタン
ヤスフルハンヤンスタアル

新カピタン
ハルマアノスマンセン

右之趣、二人のカピタン申開せ候通り、和解差上申候、以上、

丑七月廿五日

通詞目付 通詞 共
同七庚寅年八月、風説書

阿蘭陀方に乗捕申候、右兩國の人数二萬人程討捕、阿蘭陀方にも一萬人程討死仕候、城へ籠候武器兵糧等大分取申候よし、本國より咬囉吧へ申越候、此外相替風説も不申來候、

八月

古カピタン
ハルマアノスマンセン

新カピタン
ニコラスヤンハンホウルマン

右之趣、二人のカピタン申開せ候通り、和解差上申候、以上、

寅八月二日

通詞目付 通詞 共以上、華夷變態
享保二丁酉年七月廿日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬囉吧より二艘出船仕、今日入津仕候、外に來朝の船無御座候、
一邪宗門スコットランドと申國、エゲレス隣國にて御座候、然處に去年右スコットランドの者ども大勢徒黨を組、隣國を切捕可申仕候儀を、エゲレス國より聞付、三萬人の人数差越、右徒黨の者を打つふし、其上スコットランド一國を切隨へ申候よし、今度本國より申越候、

一當年來朝の阿蘭陀船、咬囉吧より三艘、暹羅より一艘、都合四艘入津仕等に御座候、内咬囉吧出し二艘、暹羅出し一艘、右三艘は今日着岸仕候、残一艘は、荷物等積仕舞不申候付、五六日あこより咬囉吧出船仕等に御座候間、近日着岸可仕と奉存候、
一ホルトガル國より、伴天連一人暹羅に遣し申候、其故は、前廉より數年暹羅に住居仕候伴天連代りのために遣し候處に、前廉より居申候伴天連、數年暹羅に居馴染申候付、只今何の故もなく代り申儀、承引不仕候よしにて、如何様とも相極不申候よし、今度暹羅より申來候、

一咬囉吧に居申候阿蘭陀の總頭ゼネラル、役儀暇の願本國へ申遣し候處に、願の通り赦免申來、去年十月上旬、咬囉吧より船二艘にて、本國へ罷歸申候、唯今ア、フランスハンリイベイキと申もの、ゼネラルに罷成申候、

一去年四月頃、イスバンヤ人、フランス人、兩國のもの致一身、阿蘭陀人と軍仕候處に、阿蘭陀方に得勝利、フランス人數年切捕居申候レイセルと申所、バルグと申所に、タウルネキと申所の城三ヶ所、阿

一阿蘭陀近國ドイチ國、トルコ國、此兩國隣國にて御座候へ共、數年敵にて及兵亂候、然處去年又々及取合、ドイチ國方過半利運成候よし、今度バルシヤ國より、咬囉吧へ申越候、

一マルバアルと申國、數年阿蘭陀人城を構へ、毎年咬囉吧より商船數艘渡海仕、入魂の國にて御座候處、去年城普請仕、半成就の節、夜中に國中のもの共數千人城内に亂入、城内の阿蘭陀人共殘すくなく討捕、城内の武器其外諸道具奪取申候、其節城内無人數ゆゑ不及力、漸其城を遁れ出候もの共、咬囉吧へ飛船を以告知せ申候に付、兵船二十艘に一萬の人数を乗せ、ゼネラル差次の者大將分にて參り、四度軍に及び、四度ともに阿蘭陀方打勝、マルバアル人數千人打捕申候に付、敵方敗軍仕、彼國の守護サモレンと申もの、段々詔言を申候よし、咬囉吧へ今度飛船を以申來候、
一去年エゲレス船、奥船南蠻のホルトガル船、又フランス船、この三國の船都合二十五艘、廣東へ乘來候よし、於咬囉吧、唐人ども咄に承申候、此外相替風説不申來候、

七月廿日

古カピタン
ヨワ
ンヲウウル

新カピタン
キリスチャン
ブレイバルコ

右の趣、二人のカピタン申聞候通、和解差上申候、以上、

通詞目付 通詞 共

同三戊戌年八月八日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬囉吧より二艘出船仕、今日入津仕候、外に來朝の船無御座候、

一去年申上候、阿蘭陀の近國ドイツ國、トルコ國、數年敵國にて及兵亂候處、ドイツ國方に五萬人程討捕、國中所々切捕申候へとも、於今勝負相知れ不申候よし、本國より去年咬囉吧へ申越候、

一去年申上候マルバルと申國に、阿蘭陀人數年城を構へ、毎年咬囉吧より商賣船差越申候、然處去年阿蘭陀城普請仕候節、彼地の者とも夜中城内へ入、濫妨仕申候付、咬囉吧へ申越、兵船二十艘咬囉吧より差遣し、四度捕合に及び、阿蘭陀方打勝、マルバル人とも數千人討捕申候、彼國の守護段段詔言を申候付和談仕、前々の通商賣船渡海仕候

よし、今度申越候、

一當年エゲレス船、南蠻船、フランス船、都合二十三艘、廣東へ乘來候よし、咬囉吧住居の唐人とも咄に申候、

一當年ジャワ國のものとも致徒黨、ジャワの國主に敵對仕候付、國主より咬囉吧ゼネラル方へ加勢を乞申候ゆゑ、咬囉吧より兵船二十艘に人數をのせ、近々さし越申候、

一今度來朝の二番船、廣東近所にて雷落、水主七人雷にうたれ、内五人即時に死申候、二人は疵を請候へとも、致療治快氣仕候、此外相替風説無御座候、

八月八日
古カピタン
キリスチャン
ブレイバルコ

新カピタン
ヨワ
ンヲウウル

右の趣、二人のカピタン申聞せ候通り、和解差上申候、以上、

戊八月八日

通詞目付 通詞 共

同五庚子年七月廿二日、風説書

一當年來朝の阿蘭陀船、咬囉吧より二艘出船仕、今

日着岸仕候、外に來朝の船無御座候、

一去年申上候、阿蘭陀の近國ドイツ國、トルコ國、數年及兵亂候處、和陸仕候由申越候、

一去年申上候、ジャワ國兵亂に付、阿蘭陀かたより加勢を遣し、國中靜謐に罷成候よし申越候、

一去年來朝の阿蘭陀船三艘連、五月中旬、咬囉吧出船仕候處、臺灣近所にて遭難風、右の内一艘、六月廿九日破船、乗組人數の内八人、板木に取付存命仕、二日二夜海上に浮居申候處、漁船より見付、右のものとも助け乗せ、島に連越、夫より廈門へ送り遣し、廈門より福州へ送り越、福州より又廈門へ送り、彼地より廣東へ送り越、廣東より天川へ送り越、咬囉吧渡海の唐船に乗せ、當春咬囉吧へ送り越申候、右八人の内より申候は、殘二艘の船は、如何成行候も不存候、廈門廣東福州において、右二艘の船の行衛尋ね申候へ共、何國へ漂着仕候沙汰も不承候由申聞候に付、猶咬囉吧ゼネラル推量仕候は、

二艘の内一艘なりとも、日本へ着岸不仕事は有之間敷候、然共着岸延引にて、出帆の風の時節も違ひ、無是非日本へ滯船仕居可申と推量仕、依之當年二

艘差越申候、

一去年エゲレス并フランスの商船十四艘、廣東天川へ乘渡候よし、咬囉吧より申越候、

右の外、阿蘭陀本國筋相替風説無御座候、

子七月廿二日

古カピタン
ヨワ
ンヲウウル
新カピタン
ルフロフデヨダアテ

右の趣、二人のカピタン申聞せ候通り、和解差上申候、以上、

通詞目付 通詞 共

同年同月、覺

一當年阿蘭陀船二艘乘渡候儀、去々年歸帆の砌、銅積船一艘、願の通り御赦免被極候付、去年三艘連にて、五月中旬、咬囉吧出船仕候處、臺灣の近所にて遭難風、一艘は即時に及破船、乗組人數の内八人存命仕、當春唐船より咬囉吧へ送越申候、右八人のものとも申聞候は、相殘二艘の船は、如何成行申候儀も不存候よし申候に付、於咬囉吧、ゼネラル推量仕候は、二艘の内一艘なりとも、日本へ着岸不仕事は有之間敷候、然とも右の仕合にて、遅く日本に着仕

候故、歸帆も延引仕、風の時節も違ひ、無是非日本へ滞船仕居可申と推量仕候に付、當年二艘差越申候由、ゼネラル方より申越候、
右之通、カピタン申聞候通り、和解差上申候、以上、
子七月

通詞目付

通詞 共以上、崎港商説、

天明元辛丑年七月、阿蘭陀人申上候風説書譯文

當年來朝の阿蘭陀船一艘、丑閏五月、咬啗吧出帆仕、海上無別條、今日御當地着岸仕、外に類船無御座候、

一去子年、御當地より歸帆仕候船二艘共に、子十二月朔日、海上無滞、咬啗吧へ着船仕候、

一去子年申上候、フランス國とイスパニヤ國と一致仕、エゲレス國と及合戦、今以靜謐不仕候、近國の儀に御座候に付、阿蘭陀國専ら用心仕、軍用咬啗吧表へ申越候に付、兵糧等積乘、追々差越申候、依之同所へ通商の船無數、當年一艘來朝仕候、

一阿蘭陀人とマカザル人と爭論の儀御座候て、コスト國において取合有之、咬啗吧出帆の頃迄靜謐不仕候由、コスト國より申越候、

一蝦夷近國より漂流仕候もの、リュス國に按ずるに、魯リユス國と留置、日本の言葉稽古仕候風説、本國より申越候、

一咬啗吧之ゼネラル役キイニイルケレルキ病死仕候、依之右代役ウエヒルアノトアンテンキと申もの相立申候、
右之外、相替儀風説無御座候、
何千何百何十何年七月

古カピタン

アシントエルレシムヘイト

新カピタン

イサアアカラツシンキ

長崎御奉行所

同三癸卯年七月朔日、長崎奉行久世丹後守書上、

阿蘭陀船咬啗吧出一艘、人數百二十八人乗組、昨廿九日未上刻入津仕候、新カピタン乗渡申候、將又去年渡來不仕儀は、去々年申立候コスト國、於商館マカザル人と爭論中、同所隣國にてモゴルと申國より押寄、商館を奪ひとられ及潰候に付、彼地産物買入不罷成、咬啗吧出船難仕、去年來朝不仕候旨申候、則申口書付一通入御披見候事、

一阿蘭陀船、當年の船數一艘にて、跡船は無御座候旨、新カピタン申候事、

一阿蘭陀人持渡り候荷物帳は、船中相改、追て差上可申事、以上、

七月朔日

久世丹後守

阿蘭陀人申上候風説書譯文

當年來朝の阿蘭陀船一艘、六月七日、咬啗吧出帆仕、海上無別條、今日御當地へ着岸仕候、外に類船無御座候、

一去々年御當地より歸帆仕候船、直にモラカ國へ罷越、諸用相仕廻、去年八月朔日、海上無滞咬啗吧着船仕候、

一去々年も申上候フランス國、イスパニヤ國と一致仕、エゲレス國と及合戦候、近國の儀に御座候間、阿蘭陀國専ら用心仕候、軍用の儀、咬啗吧表へ申越候に付、兵糧等積乘、追々差越申候、然る處春末阿蘭陀國へも亂入仕候に付、専ら防戦の用意仕候ゆゑ、國中も不穩候旨申越候、

一去々年申上候、コスト國於商館、マカザル人と爭論中、同所隣國モゴルと申大國より押寄奪取之候、

同所の商館及潰申候に付、切買入不相成、咬啗吧表出帆難仕、去年來朝不仕候、當年迎も同様に御座候へ共、數年通商御免被爲仰付候儀に付、漸取凌ぎ、此節來津仕候、

一去々年申上候、蝦夷近邊より漂流仕候ものを、リュス國へ留置、日本語稽古仕候風説、本國より申越候へとも、其後一向及承不申候、

一去々年御當地より歸帆仕候カピタンアシントラエルンヘイト申もの、船中において病死仕候、依之右代り、去々年迄帳面掛り役相勤候ヘンデレキカスフルロンベルグ新カピタンに申付、此度渡海仕候、

一此節洋中臺灣於近邊、唐船三艘見掛申候へとも、日本渡海の船とは相見不申候、
右之外、相替風説無御座候、

月日

古カピタン

イサアアカテツシンキ

新カピタン

ヘンデレキカスフルロンベルグ

長崎御奉行所

右之趣、兩カピタン申上候通、和解仕差上申候、以

上、

卯七月廿九日

通詞目付

大小通詞

以上、合條錄、靈教類典

文化二乙丑年六月廿三日、風説書

當年來朝の阿蘭陀船一艘、五月廿日、咬嚼吧出帆、海上無別條、御當地着岸仕候、外に類船無御座候、

一去年御當地より歸帆仕候一番船閏十一月三日、

二番船同八日、海上無滯咬嚼吧表へ着船仕候、

一連々申上候通、フランス國、阿蘭陀國一致仕、エ

ダレス國及魯西亞國と戦争、今以平和不仕候、

一去年申上候通り、印度并咬嚼吧表靜謐に御座候、

一去年歸帆仕候カピタンアントウニニアブラハン

カツサア、此節乗渡申候、

一此節於臺灣之邊、唐船三艘見請申候へ共、日本渡

海とは相見え不申候、

右之外、相替風説無御座候、

古カピタン

ヘン

デレ

キド

ウフ

新カピタン

アントウニニア

ブラハン

カツサア

右之趣、兩カピタン申上候通り、和解仕差上申候、以上、

戌六月廿三日

石橋助治右衛門

本木莊太右衛門

右八月十六日、御用番土井大炊頭殿へ按ずるに、差出、組織秘策

文化四丁卯年六月、阿蘭陀人言上

一去年申上置候エダレス國、フランス國爭論の儀、去年申上候通、居合兼候由、本國より申越候、

尤ジャガタラ表諸商ひ向は靜謐に御座候、

一當年の儀は、二艘共自國の船にて到來可仕御座候處、東國其外諸商賣折々差越候、但其船ジャガタ

ラ出帆頃迄歸郷不仕候に付、二艘ともアメリカ船借受到來仕候、

一去年申上置候通、廣東表へ出來仕候ヲロシヤ船、

去秋同所出帆仕候由承及候、

一此節臺灣邊において、唐船造の船十八艘にて襲來候を相防、無恙乘込申候、右は賊船の様子に見受

申候、

國へ相渡し、フロイス國も及敗北、國主逃去り、スエーラ國并ロシヤ屬國所々討取、フランス、オランダ得勝利、ロシヤ王城にも押寄候哉の旨、咬嚼吧表において風聞仕候趣、カピタン物語仕候間、此段以書付奉申上候、以上、

卯六月

大通詞

小通

詞

文化丁卯

船來

記

御尋筋

慶長年中、時々在住の甲必丹ヤンヤウスを御城に召

て、異國の事を問せらる、證は、入津通商の條にあり、

貞享二乙丑年三月三日、甲必丹拜禮の後、また通詞を

もて、異國の風俗等を御尋あり、證は、衛營井上覽の條にあり、

享保年中、かれ數千里航海の間、飲水の事を問はせら

れ、其御請に就て、水澆石を御取寄あり、其頃また彼

國防火の事を御尋の上、都下瓦葺の御觸あり、

享保年中、オランダ人御尋ありしに、世界を渡海い

たし、數十年を経けるは、何をもて水を貯へ候や

と、和蘭人申上候は、一切水たくはへ申さず、其所

の洋中に就て潮をくみ、石にこし、眞水にいたし遣

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

文化丁卯船來記

一去年ノラルドキユスの邊にて、日本船難風に逢漂ひ居候を、アメリカ船見受、右乗組の人々を救ひ、廣東へ送り候由にて、大切に介抱仕置候處、右八人の内二人、ジャガタラ表において病死仕候よし、殘六人一番船へ一同乗組せ、船中において六人の内追々病死仕候、三人此節連渡候、尤くはしき儀は、言語不通に付、相分不申候、

カピタン ヘン デレ キド ウフ

右之趣、一番船頭ヘンデレキホルマンに申候、カ

ピタン承申上候通り、和解仕差上申候、以上、

右船五月十五日、ジャワ出帆、六月十一日入津、一

番船三十九人乗、内三十四人オランダ人、二人は黒

ぼう、三人は日本人、右ノラルドキユスといふは、

北アメリカの北の方の地名に御座候、

同年六月、阿蘭陀大小通詞言上書、

一夏去頃より、フロイス國、ホーレンドイツ國又ウー

デ國自注、ロシヤ一致仕、フランス國に押寄來候に

付、阿蘭陀國の儀は、フランス國の隣國にて、年來

通信仕候ゆゑ、フランス國に一致仕及合戦候處、ド

イツ國及敗軍降参仕、ドイツ國の内所々フランス

ひ候よし、即その石を長崎オランダ船より御取寄
上覽あり、れきすていんと號する石のよし、按ずる
諸家
に、諸家
すてんに作る、石屋へ御尋あり、此邦にもかやうの
石有之やと、石屋申上候は、伊豆より出候砂御影と
申候石似より候、諸石の中にて最下の品に候と申
上、則砂みかげにて、和蘭の水こし候石の形には
らせ、濁水あるひは潮水など入させ上覽あるに、石
のうちよりしたり出る水、最上の眞水に成て、鹽
氣一切なく、和蘭のれきすていんの功に少しもお
とることなし、但和蘭の石はかけ損する事なし、此
邦の石は數年用れば損しやすく、和蘭の石よりは
もろき所あるよし、漢名をも御尋遊され、海井と申
ものよし、成島先生注進あり、近年鎌倉水戸の尼
寺の後山よりも此石出る、其山悉く砂みかげなる
よし、功能又豆州の産にかわる事なし、右の水こ
し石を用ひたりしは、享保年中の事なり、またら
んびきにて清水を取たることもありしか、後々は
和蘭この石をも用ひす、やうく洋海の底は汐ま
じらす、眞水をくむ器を製し用ひたり、その器つ
るべのことくこしらへ、ふたをおほひ、くきりに

て洋中にくりおろす、この器洋底にあたる時は、お
ほひたるふたひらく様からくりをこしらへ、器
におもりをつけておろす、そのおもりの形、ふん
ごうのことく、鉛にて製し、しりをふらすこのこと
く少しくほめ、油をぬりておろすと也、おもりのし
りくほみあるゆゑ、ふれず眞直におろさるゝな
り、油をぬる事は、汐をきりてさはらすおろさるゝ
やうにせしなり、扱引上る時は、器の内に水みちて
あるゆゑ、潮水交ることなければ、自由に眞水をく
みてつかふ事に成たり、但此くさりの繩七十尋あ
るを三筋常に持あり、深き所は二筋をつぎあわ
せておろすなり、是にて思へば、世界の海の深き
百四十尋より深き所はなきものにやといへり、近
年は猶々奇工また甚しく熟し、此つるべをもやめ、
革にて筒を製し、いくらかもねちにてつき出し、おも
りをつけ、洋底へくりさげ、直に船の内より眞水を
汲ざるやうにからくりをこしらへたり、和蘭人長
崎の旅館にある時は用るなり、彼邦の人機關は不
思議なる事なり、近年その事江戸にても御用にて、
この革筒こしらゆる工人、能その妙を得て製する

也、佐渡國金山のしき水おし入て、くみほしかねた
るに付、種々人足等仰付られしかとも、全功なし、
この革筒にて水を汲とらせけるに、甚た宜しきよ
し、乍去冬中案内なく用たれば、金山のしき中、冬
は熱する事ゆゑ、水湯のことくにえたる中へ、此筒
を入れれば、もこよりちやんにてぬりかためたる
ものなれば、熱氣にてちやんとけて、用ひかたく成
たるこそ、この筒兩人して龍骨等をまはすやうに
あやざりつかふ物なるよし、又和蘭人小刀をどぐ
には、一人砥石をろくろにてまわし、一人小刀を砥
にあて、動さず、持たるろくろかたまわりにする
ゆゑ、小刀も片刃なれば、自然とむらなくとぎ上ら
るゝ也、譯海、

潮漉石、水漉石、蠻名スランガステンといふ、
阿蘭陀船中に用意す、夫潮は常の水より軽く、水は
潮より重し、海中といへども、潮のみあるにあら
ず、水と相交れり、海中四十尋より下は眞水なり、
潮を漉てつかふ時は、常の水なり、ゆゑに紅毛人こ
の石を船中に用意するなり、倘この石用意なき時
は、俵に米を置いて潮を漉て水を取へし、水漉石日本

にては、大和生駒山の麓生駒谷にあり、生駒山の名
産なり、此石やはらかなるは碎け安く、堅きは水を
漉かたし、程よきを佳なりとす、船中往來の人は必
持へき事也、諸家隨筆、
先々御代より按ずるに、文昭
院殿御時なり、度々火災に付、明君には
按ずるに、有
徳院殿なり、殊の外御世話被遊、異國の事抔迄御詮議
有之、瓦屋自注、阿蘭
陀御尋石、被仰付、御城近邊住居の面々へ
は、瓦拜借と有て、金銀御借し被遊候、明君御行録、

通航一覽卷之二百四十九

阿蘭陀國部十一

○答筋

慶長年中、阿蘭陀船、南蠻船と、呂宋の番島にして砲戦し、南蠻船を追て、肥後國佐志岐浦に萃北郡に來る、長崎奉行長谷川權六、松浦式部卿法印鎮信に議し、鎮信より諭して和解せしめ、權六より稠しく自後鬭争の事を戒む、寛永五戊辰年、先に臺灣寛明日記等には、雞頭國にして、わいっ府城かしこにある、記す、こは臺灣中の地名により、わくいへるなるへし、住居阿蘭陀人、其洋中にて長崎御代官末次平藏か、異國に渡せし商船を妨けしにより、平藏處士濱田彌兵衛、同新藏等を彼國に遣はし、計策をもて其頭人コンブラトウルを屈せしめ、其子寛明日記等に、コクラトウルとあるもの、即其名なるへし、及び數人を人質として長崎に連歸るより、長崎及び大村等の獄中に置れしか、同九壬申年、彼國より使節を來して其罪を謝し、頻りに愁訴せしかは、則御免ありて、かの子以下を歸し遣はさる、濱田、捕へ來りしを、寛永五年せしは、長崎覺書、長崎志の說なり、諸記みな御免ありしを同九年の事せしは、寛明日記等る、事七年にして歸さるに記し、其他或は其明年歸さるありて、其

記載一ならず、今姑く寛明日記、人見私記及び長崎覺書等を參互合考してこれを記す、慶長の比、阿蘭陀船と南蠻船と、呂宋之番島にて砲戦して、南蠻船は阿蘭陀船に追れて、肥後國佐志岐の浦に逃込しとぞ、阿蘭陀船瀬戸に詰寄せ、右の所を出ざりしによつて、長崎奉行長谷川權六より飛船を以て、おのれくか入津の所へ、急度入津いたし候様に申越され候へとも、阿蘭陀人申は、我々は長崎の下知には随はずとの事ゆゑ、平戸松浦法印に申談し、平戸より扱ひをえられ、阿蘭陀人は平戸へ入津致させしなり、此時に到りて阿蘭陀人と南蠻人兩方より和熟致させ、以後口論を致さず、尙又日本の地にて砲戦等致さぬ様に稠敷申渡されしなり、長崎記、

寛永九壬申年十月二日、末次平藏は於鷄頭國出入有之、コクラトウルといふ阿蘭陀人、數年被爲留置處に、今度阿蘭陀人御詔言申上候に付、彼國へ被遣旨、酒井雅樂頭按するに、大老忠世、記、人見私記、於宅申渡之、寛永九年十月二日、末次平藏の事あるに依て、コクラトウルといふ阿蘭陀人、數年日本に留置る、今度阿蘭陀人御詔言に依て、歸國すへきの旨教免せ

らる、東武實錄、

寛永五戊辰年、末次平藏家來濱田彌兵衛、同弟小左衛門、同子新藏、臺灣より阿蘭陀人を捕來る、其趣、一年平藏仕出の船、福州に差遣す處、阿蘭陀人大勢押掛け、荷物金銀等を奪取れり、其頃は阿蘭陀人臺灣の地を借り、頭人コンブラトウルを居置く、依之末次氏此仇を報せん、右三人の者を密に臺灣に差遣す、此船着岸の由を聞、阿蘭陀人共、定て前年の遺恨にて來るならんを推察し、即刻船中の武器船具等を取揚る、數日滯船し、三人者種々計略、言辭を以て、彼等格心無之様に取繕ひ、漸コングラトウルの前に出て言るは、我々今度爲商賣唐國に渡海し、何たる子細も不存、船具等を渡し給れかしと願訴ふ、然ともコングラトウル油斷なく大勢の阿蘭陀人に、三人の者を取巻き用心稠しく、中々可進寄様も無之處、種々に詞を盡し機を窺て、既に間近く進寄り、彌兵衛飛掛りコングラトウルを取て押へ、懷劍を胸に刺當たり、小左衛門は脇指を抜て強く脊打しけり、其時近習の阿蘭陀人數多、劍を抜き突掛んとする處、新藏進み出、一人大袈裟に切

放す、是を見て近付者更に無之、其時城中より高聲に呼ければ、大勢の阿蘭陀人馳來り、鐵炮數十挺を打掛んとす、彌兵衛コングラトウルに言るは、我々を害せば、即時に汝を刺殺へし、先つあたりの者を靜むへし、汝等に申聞事ありと言ければ、コングラトウル皆々退き、必卒忽致すまじき旨頻に制止したり、仍て三人の者大音を上て、前年此邊海上にて、末次平藏仕出の船渡海せし處、阿蘭陀人共押掛け、船中の荷物金銀等を奪取れり、此鬱憤を散せん爲、此度忍び渡りたり、早々武器船具等を渡すへし、汝は日本に連れ行くへし、異議に及ば、只今刺殺し、城中の者共一人も残らず切殺すへしと叫びたり、コングラトウルを始皆々恐れ怖き、少し甘け給らば、如何とも望に任すへしと、涙を流し詔言を成す、扱又本船に在し日本人共、城中にて三人の者取籠られたるよし聞と齊しく、數多の者共、兼て隠し置たる刀脇指一連に抜き持、城中に駆上る、三人の者是を見て、阿蘭陀人を切害するに及ばず、頭人を生捕て連歸るへしと、懷中より早繩を出し、コングラトウルを搦め、其外頭立たる者共を、日本に可

連歸と言へは、コンブラトウル某は臺灣城代に居置しに、日本に連越されなは、此地に押へ無之、彌本國の首尾悪かるへし、何とぞ一子を渡したき旨歎き訴る故、彌兵衛承引し、コンブラトウルの男十二歳に成るを請取、其外人質の者を取り、本船に連行、一々番人を附置、阿蘭陀船を一船引付け、長崎湊に着船せり、則於御奉行所御僉議の上、阿蘭陀人は入牢被仰付、翌年臺灣より使者を差越相願ふと言へとも御免無之、七年逗留の後、御免にて差返さる、右十二歳の阿蘭陀人は、獄中にて病死す、但右の新藏、其後細川家に五百石にて召抱らる、長崎志、寛永の頃、阿蘭陀人高砂の港を押領し、要害を構へ、代官としてコンブラトウルと名付たる阿蘭陀人を高砂へ差置候、然處末次平藏唐船造りの船福州に遣處に、高砂の前にて阿蘭陀人多勢を以て押寄、積蓄たる荷物金銀等を奪取、同五年濱田彌兵衛、同弟小左衛門、彌兵衛伴新藏といふ者、其餘數十人を引連、唐船造の船に乗り高砂に渡る、然處阿蘭陀人も日本國よりの打手と推量し、早速彌兵衛船の武器或は帆桅等を取揚させ、數日引留置、然

に濱田兄弟、同伴新藏、コンブラトウルか前に出て、爲商賣此地に罷渡る、何の様子も不存者共に候間、是非歸帆仕度旨を願といへとも、コンブラトウル無承引、剩へ濱田兄弟、新藏を取巻、嚴敷守之、コンブラトウルか前に不近付、然は濱田種々智略を以機嫌を取、漸々近付、彌兵衛好時節と思ひ、コンブラトウルに飛懸て取て押へ、懐劍を以て彼か胸に押當、小左衛門太刀脊にて、あたりの者をした、かに打すゆる、時に近習の阿蘭陀人劍を以突掛るを、新藏心得たりとて、太刀を以て一番に進む阿蘭陀人を大袈裟に開放し、一人もなく切まくる、城中より聲々に城外の阿蘭陀人共を呼聚め、鐵炮を以て濱田兄弟を打んとす、時に濱田彌兵衛コンブラトウルに向て云、我等を害せは忽ち己れを可差殺、彼等共か筒を止むへしといへは、コンブラトウル家來を叱し、聊爾を致間敷由を申に付、皆筒を止たり、その時彌兵衛曰、前年己等末次平藏の船の財物を奪取、此意趣を報せんため此地に忍來る、己れ日本に召連へし、及異議は唯今差殺し、其外悉切殺すへし、早々我等所持の武器船具を我船に積のすへ

しと大音にて呼る間、コンブラトウルを初め近習の者、おのつからおのゝき怖る、時にコンブラトウルか云、如此嚴敷取すくめられては下知も難成に付、少しゆるめ給るへし、望の通り可仕といへとも、彌兵衛猶稠敷取すくめ、弛むへき氣色なし、其時本船に残る所の日本人、濱田三人の者ともか取籠られしと聞より、早々兼て隠し置たる刀鎗を手に、追取、一列に拔連、城中に切登る時、濱田味方の者に下知して云、彼等を一々切殺に不及、コンブラトウルを生捕にすへしとて、懷中より早繩を出し稠敷弱捕、本船に乗せ、彼か家老の面々迄も船に乗せ、日本に歸朝せんとす、コンブラトウル申候は、某儀此地の城代預り居候處に、生捕と成日本へ渡り候ては、都督に申通すへき様なく候間、赦免を蒙り、願くは悴を生捕日本へ連越るへきよし相願に付、彼を赦し、十二歳なる嫡子及び大役の阿蘭陀共を生捕人質とし、唐船造の船に乗、稠しく令守之、濱田三人は阿蘭陀船の宜きを選ひ取、彼地より出帆長崎の湊に着岸す、此時奉行水野河内守詮議有之、阿蘭陀人を大村の牢に入、又島原の牢に入置

る、翌年爲訴訟高砂より使者を差越、人質の者御赦免蒙度旨、達て相願へとも取合なく、七年迄留置る、其後赦免有之、人質の阿蘭陀人右の使者に被下候、然共コンブラトウルか嫡子は、牢内にて致病死、濱田彌兵衛弟小左衛門長崎にて以壽終る、新藏は大功の者なりとて、知行五百石にて細川越中守へ被召抱、古集記、崎陽記録、寛永五年、末次平藏仕出の唐船、臺灣の沖にして、臺灣住居の阿蘭陀人此船を臺灣に引入、船主濱田彌兵衛、同弟小左衛門、子新藏を阿蘭陀屋形に連行、于時三人の者加比丹にむかひ、色々斷を云といへとも承引せず、時分を見合彌兵衛掛り、加比丹を取て伏、懐劍を抜胸に押當、指殺さんとしければ、相殘阿蘭陀人共降を乞ひける故、加比丹子十二歳に成しを爲人質相渡す、則此子を連日本へ歸る、此手柄諸國に聞え、濱田新藏は於肥後國五百石給、長崎書、寛永の頃、紅毛いまた平戸へ入津せさりし時、長崎代官末次氏異國渡海の船、海上にて紅毛船に逢けるに、紅毛海賊せんせしかとも、長崎仕出の船と

いひしに依て、少しは遠慮も有けるにや、亂暴をなさずして、船をおのれが船の艦に維き置きて、日本の酒食乞、さま／＼賜宛けて五七日か程苦しめたり、船をはさしはなして、おのれか船に乗得ぬやうにしたれば、乗て戦ふ事も不叶、石火矢の口にさしあておかれぬれば、すへきやうもなく、さま／＼酒など多くあたへ機嫌とりて、漸々にしてゆるされぬ、歸朝して此事末次氏并奉行職にくわしくかたりければ、扱は日本のおくれといひ、又此已後日本の船惱ます事なからしめんためとて、浪人濱田彌兵衛、同新藏兄弟^{子カ}に頼みて、紅毛の船主を捕へ来るへしとて、二人并通事其外供人数十人相從へ、臺灣へ渡りぬ、よりて紅毛人も始より怪しき船とや見たりけん、檢使を出し、船中の人數などあらため、船をは城の樓の前に維かせ、石火矢數十挺の先をならへてそ置ける、本より商人に拵へたれば、商物など色々城外にて見せければ、心とけて實の商人共とおもひ、城中へも呼て日本の咄ともをも聞へしとて呼ける、賣物道具共少々持行たるに、城主ゼネラルも出て對面せしに、中々觀々としたる

體にて、曲録にかゝり居たるに、兄弟入て拜禮をなし、右の賊船の事を言上して、其船人一人を得て歸らんといふに、ゼネラル大に怒り立んとするを、彌兵衛引おろし取てふせ、新藏脇指をぬきてゼネラルの胸にさしあて、日本に来るへしやいなやといふに、城中の紅毛人且又座右にありあふものとも、鐵炮を放さんとする時、通事もし放ちたらは、汝か主人ゼネラル忽ちにつき殺されんと大音聲にて言ける時、皆々火蓋をしてそ立居たりける、ゼネラルふるひ聲にていへるは、日本の船を惱ませし人も今爰にあらず、われも此城を捨て日本に行なは、此國亂るへし、願くは吾一子を質とし日本へ遣すへし、向後日本の船を惱ます事なき様に諸船に命すへし、右の賊船も又穿鑿して對すへしといひければ、則其一子を受とりて、ゼネラルをはゆるしける、扱其の質の子を長崎につれ來りて、一とせはかり留め置れしかとも、ゼネラル深く罪を謝し、平戸領へもさま／＼詫けるゆゑ、翌年平戸より歸帆の船にのせてかへされぬ、是より今に到て、紅毛人日本の下知を甚た相謹事唐人に勝れり、濱田兄弟か日本

への忠也、彌兵衛は早く死し、新藏は肥後へ五百石に抱られ、仕官して死ぬ、長崎夜話草、

寛永の頃、東寧の湊口に僅の地を阿蘭陀押領して居城を相構支配せり、其主宰をばコンブラトゥルと云、然るに寛永十四年、末次平藏商船を彼地に渡し、東寧にて小船を借り、福州に渡り糸を調へん、乗渡る所に、阿蘭陀人を見えて、高砂より八十里沖に小島あり、其名ヒヤシツと云、此島に待請、持渡る所の金銀を奪ひ取、口惜く思へとも、多勢不及力歸朝せり、因是平藏か疑を晴さんため、高砂人二人連れ來り、平藏以下鬱憤して、いか、はせんと思ふ所に、翌十五辰の春、長崎町人濱田彌兵衛、同弟小左衛門、子新藏といへるは、商家に生るゝといへとも、其性剛強にて、心さま人に勝るを以て心よしとす、此者日頃平藏恩顧深かりしかは、彼彌兵衛、平藏に語りけるは、我々兄弟を高砂に被遣は、兼ての意趣をこけ、鬱憤を散し、責ては是を以舊恩を謝すへしと頻に諫めけり、平藏此意に任せ、高砂渡海の事を議定す、彌兵衛思ひけるは、未だ年をもかさねすして渡海するにより、必定兼ての意趣を

晴さんため來るやと、無左右船よりおろすまじ、謀の爲とて長崎村の百姓百人餘、鐵鑿等の農工を爲持、農人の體にもてなし、其上前年召連の唐人を案内者として、既に碇を揚、爐網を解、船をはやめて推出す程に、高砂に着船せり、阿蘭陀共是を見て、此船は定て前年の意趣をこげん爲渡海せると覺たり、必船より揚へからず、異議に及は、討取るへしと大勢打出、こ、かしこに集り、石火矢仕懸て相待けり、彌兵衛船端に立あかり、陸の體を見渡す處に、阿蘭陀大勢乗組、小船二艘漕寄て日本船に乘移、今日日本船渡海せし事は、前年の意趣を報ん爲と覺たりとて、既に危く見えし所に、彌兵衛はかす云けるは、我日本より來るといへとも、前年の事を不知、年來此地の唐人等と示合る事有之渡海せり、此地の者共喰事を知て耕す事をしらす、かほこの大國空敷農の廢する事を惜み、今度渡海して耕し耘る事を教へ、我も其餘慶を取ん爲なり、聊怨讎の爲にあらず、此故に船中乘來る處悉く農具にして武具なしと陳謝す、此言葉にたばかられ、少しは疑晴たりといへとも、武具の類は取あくへしと

て、鐵鍊に至迄ひとつも残らず陸にあけ、大船數艘にて稠敷警固を備へたり、彌兵衛彼か怠る所をねらふへしと、心に深く謀けるか、案のこく次第に心安く思ひけん、乗卸も自由に成り、時節は來れりと彌兵衛は訴訟顔に立出、かびたんか前に兩手をつかね、崇敬を盡し、歸帆の望を逃けれども、中々耳にも聞えず、曲籛に腰を掛、しりかたけして居たりしは、運の極と覺たり、彌兵衛是を見て、飛懸つて引おろす、阿蘭陀も打返さんせし所に、小左衛門脇指を抜、むねを以てした、かに兩腕をなやしければ、働事叶かたく、彌兵衛さすがを抜、心元に押當、意趣をいはんとせし處に、阿蘭陀數十人劔を抜、我先にと駆來る、新藏是を見て飛懸り、眞先にす、む究竟の阿蘭陀一人、肩先より脇下へ水もたまらず打落す、残りし阿蘭陀共是を見て、跡をも見ずして逃歸り、或は扉を蹴はなし出るもあり、窓より出るものもあり、二階住居の事なれば、はうく逃て走りぬ、依之右くみ捕し阿蘭陀をは、高手小手にいましめて、意恨の始末をいひし所に、警固の船より石火矢を打懸る、因茲彌兵衛云けるは、石火矢を制

すへし、其上今見る所三十二艘の内十一艘の梶を揚させへし、然らずは忽ち殺害すへしと云ければ、兎も角もと領掌し、顔を窓より外へ出し、コンブラトウル阿蘭陀もに向ひ、我は無恙、必石火矢を打へからず、其上十一艘の梶を卸せと云ければ、阿蘭陀共何ともしらねども、皆々梶を卸しけり、彌兵衛コンブラトウル引立我船に歸り、日本へ連行へし、先々陸にあけし梶を打碎とて、手々に打寄り未塵になし、既に鱸網解んとする所に、阿蘭陀數多馳走り、金銀の事においては、山をも築へし、ひらに免し給へとさまく、歎くといへども、更にゆるさず、阿蘭陀も申けるは、然れば一人の男子あり、當年十二歳にして愛甚深けれども、取替可給と愁歎せしかば、終に望にまかせしなり、扱出船成ぬれば、十二艘の船頭、其外故有る家臣の阿蘭陀も、日本船に乗けるを、彌兵衛是を警固せり、此外水主の者は阿蘭陀船に乗組せ、小左衛門、新藏是を警固し、我朝に歸りける、かのコンブラトウルの子十二歳、其外家臣扈從の阿蘭陀人、大村に遣し籠舎、其外は高原の籠并長崎の籠に被入置、此時長崎の籠

櫻町今諏訪より入、町の北角に在、阿蘭陀船は梅ヶ崎につなき朽る、日本船は籠町の川なり、右の子は翌年死す、此事臺灣より斷の爲、其親入津せり、然ども申分け不相叶、逗留して七ヶ年に當り、籠舎の阿蘭陀も不殘被相渡歸帆也、新藏脇差無雙の切ものなり、異國の刀胴一つ輒く落ることなしと云り、長崎拾芥集、

正保丁亥年冬、例のこく甲必丹參府せしか、六月波爾杜瓦爾船波爾杜瓦爾國の部、入津并波來停止の條併せ見るへし長崎に渡來せしを、兼て告奉らざるにより、御氣色ありて拜禮をゆるされず、空しく長崎に歸る、明年新甲必丹渡來の時、宗門奉行井上筑後守政重彼地にいたり、新古兩甲必丹を糺明して、其證書を出さしめ、これを台覽に備へしかは、漸く御免あり、

正保四丁亥年六月、南蠻船二艘當津に入津す、其年如例冬中甲必丹ヘンデレキコエタ江戸表に參着の處、年來御制禁の南蠻船、當夏日本渡來の事聞及に於ては、即刻注進可有之處、其儀無之、不届の至なりとて、拜禮不相叶、献上物等御受用無之、長崎に被令歸之、慶安元戊子年、甲必丹テレキヌノク

渡來、此年上使井上筑後守當表に若駕有、新古兩甲必丹を召れ、去年南蠻船渡海せし事、目明忠を以按するに、こくも南蠻人なりしか、稠しく被逐御穿鑿之先に宗門の目明を命ぜられたり、稠しく被逐御穿鑿之處、阿蘭陀人曾て不承及、決て存懸も無之趣、横文字の書付一通、和解相添差上に付、筑後守江府へ持參有之、此節迄は御禮御免無之故、兩甲必丹共に長崎より直に歸國す、右之通兩年御禮不相對の處、筑後守甲必丹共御詔言の書付を以、於江府御披露有之、蠻船の事、阿蘭陀人方に決して不承及之段被爲開召分、仍而明年より、如例御禮可相對旨御免有之、

長崎實錄大成、

寛文元辛丑年、臺灣人二十人乗組の端船、薩摩國甌島甌島郡に漂着し、本船の荷物洋中にて、阿蘭陀人に奪掠せられ、端船こゝに漂着すと訴ふ、これによりて長崎に護送あり、奉行すなはち阿蘭陀人を鞫問せしに、かれ屈服して償銀を出せしかば、これをかの漂着人に與へたり、證は、唐國福建省臺灣府の部、漂着并扱方の條にあり

元祿二己巳年、かの船歸帆の時、長崎の大商三人海上にて密買す、遠見番人其一人を捕ふ、餘は自滅遁逃す、聞人御答の事、今所見なし、正徳二壬辰年、參府の甲必丹御暇の

時、去秋歸帆の船、海上において私販の事ありといへども、多年御國法を謹守せる故をもて、こたびは御免の旨甲必丹に仰渡さる、安永四乙未年三月十七日、近年また密賣の事聞えしにより、自後船中及び甲必丹はしめ乗組のもの、悉く改めらるべき旨嚴命あり、元祿二己巳年四月、去頃於長崎阿蘭陀人、御定の通商賣仕歸帆の處、長崎富饒の町人三人申合、海上にて阿蘭陀人と相對し、諸色買取候處を、長崎遠見の番所より見出、追掛る處に、一人は船中にて自害、一人は欠落、一人を召捕、御僉議有之、欠落の者は櫻町牛島清三郎と云者なり、以上甘藷叢、

正徳二壬辰年三月六日、阿蘭陀人御暇、カピタン并通詞へ如例被下物有之、カピタンへ別紙申渡、西南蕃諸國商船禁絶之後、阿蘭陀人の事は、御朱印を被成下、年々渡海之事はいふに及はず、長崎の滯留を御免の上に、御目見まで被仰付候、其故は古來より其國のかびたん共、御國法を相慎守候を以ての儀に候、然るに去年の秋歸國の船、御國法を犯し、長崎海上に於て私の商賣を仕候、依之其御沙汰可有之儀に候へ共、百餘年來御國法を相慎守り候

輩の事を被思召候に付、今度は不被及其儀候、若此後不法の者於有之は、重而御宥免の事は不可有之候間、其旨を存、當秋交代のかびたんへも能々申聞せ、歸國の後、コンバニヤゼネラル等へも委曲可相傳者也、

正徳二年三月 奉 行

カピタン コルネレスラルデン御日

正徳年中、阿蘭陀船の歸る時にも、私販の事あり、此國の人かゝる事ありしは、未曾有の事なり、白石私記、

安永四乙未年三月十七日、阿蘭陀人御暇、如例カピタン并通詞へ被下物有之、カピタンへ別段申渡、拔荷密賣筋之儀は、重き御法度候之處、何となく相弛み、近年別而超過いたし候趣相聞候に付、被遂御吟味候之處、多是阿蘭陀持渡の品にて、年來通商御免被成置候處、御國法を犯候段、不届の至候、依之以來船中并乗組の者共、かびたん始悉相改、若密賣の手段於相顯は、罰減銅并其輕重に依て、かびたんたりとも國禁諸事嚴重に可取計旨、委細は長崎奉行へ被仰渡候間、得其意差圖次第、急度改を請、御

國法を可相守、若於不承知は、以來通商可被差留者也、

右小野日向守接するに、宗門讀聞之、御日記、

延享三丙寅年三月、近年甲必丹はしめ御法令を輕んし、奉行の下知をも用ひざるを咎められ、向後の規定嚴勵の御書付を授けしめらる、去る寛保三年、近年諸山出網賣仰付らる、かれこれをうれへし、しばしば強訴せしめ、遂に此御答ありしなり、然れども猶年毎に強訴し、賣曆のはしめにいたりて落着

延享三丙寅年三月

一 近年渡來の阿蘭陀人かびたんを初末々に至迄、日本の法令を輕し、奉行の下知を不相用、我儘成儀共有之、不届候事、

一 不法の事有之、日本渡海停止申付候者を連渡、且又商賣方に付て、奉行所より差出候檢使を輕し、日本人に對し慮外を働き、其上江戸へ罷越候往來の道中に於て、奉行より差添候警固の差圖及違背候段、是亦不届至極之事、

一 近年長崎在留の儀、五七年も居續罷在候様相成候、向後は如前々一兩年にて相代可申事、

一 子丑兩年、商賣方願によつて、出帆の定日及延引

候、此已後は、定日無相違可致出帆事、

一 積戻り申付、湊出帆致し候ても、沖より商賣相願候へは、濟候事の様に心得罷在候由相聞え候、一旦積戻申付、湊出帆仕において、商賣申付間敷候事、

右之趣、自今以後、急度相守可申候、若相背においては、渡海を禁せらるべきもの也、靈教類典、

通航一覽卷之二百四十九終

通航一覽卷之二百五十

阿蘭陀國部十二

○術藝并上覽

寛永十六己卯年三月廿日、阿蘭陀人に命せられ、近郊麻生に寛慶秘記に、阿佐布に作るに假借なり、慶長寛文間記に、は、目黒原あり、此頃は其邊一連の廣野なりしにや、於て獻上の石火矢を打しめらる、時に老中及び御目付をして監視せしめ給ふ、寛永二十癸未年、陸奥國南部に漂着せし蘭人の内、火矢打醫師等を留置れて、諸人に其技を學はしめ給ひ、慶安三庚寅年、彼國より渡來の使節歸帆の時、ともに歸國せしめらる、深着并難破船返簡并使者拜禮、附不時獻上物の條併せ見るへし、同年七月二十日、來月牟禮野においてまたかれに石火矢を打すへきむね仰ありて、御側衆牧野佐渡守親成に檢便を命せらる、享保二丁酉年、始て蘭學を御免あり、これより漸く諸蠻の事明白になる、同十乙巳年、彼國産の馬御取寄の時、其取者をも召れたり、同十四年、またこれを召れて、暫く演習殿の内に置り、これ其取術同方等傳授の爲なるへし、其證下條にあり。

寛永十六己卯年三月廿日、今度オランダ人進上之

石火矢、於阿佐布則彼國之者に爲打、様子可申上旨付而、爲檢使堀田加賀守、阿部對馬守、牧野内匠頭、御目付兼松源五右衛門被差遣之、寛慶秘記、寛永十六年五月、阿蘭陀唐人參候て、目黒原にてはうろく火矢打申候、諸人見物仕候、ふしぎを仕候、慶長寛文間記、

慶安三庚寅年、去る寛永二十年南部より送來阿蘭陀人之内、カウクマン、ビルベル、火矢打エリヤン、外科カスフルヤンス、ノツケルテ五人、正保元年より江戸表に滯留せしめられしか、此度拜禮之甲必丹并使者、長崎に連歸る、右火矢打外科等、當方之者稽古之爲被令在留しなり、長崎實錄大成、

慶安三年七月、阿蘭陀人於牟禮野、來月初之頃、石火矢并籠之石火矢爲打可申旨被仰付、牧野佐渡守を檢使に被仰付、寛明日記、慶明錄、正慶承明記、

享保十乙巳年六月十三日、入津之阿蘭陀船より馬乗ケイヅル渡來、按ずるに、これより後數年の間、しばしば、人にあらず、また其名にあらずし、然れは、是悉く一りの國取者の稱呼なるへし、七月廿三日、按ずるに、長崎記には九月上旬より誤りなるへし、諏訪の馬場にて、ケイヅル賣馬いたし候、長崎覺書、

唐船阿蘭陀船より御用として馬持渡候事、近年年度なり、然るに享保十年には、阿蘭陀人の内にケイヅルと云馬乗渡りけるか、諏訪の馬場において、九月上旬より度々馬を賣る、紅毛馬四疋賣、其上神主の馬にも乘て賣る、其後江戸へ御召罷上る、御暇之節は御褒美等被下、翌年歸唐す、長崎集、享保十四己酉年八月十二日、御用に付、阿蘭陀馬乗ケイヅル附添通詞吉雄忠次郎、自注、代り加、福新右衛門、御檢使飯田良右衛門殿長崎出立、先達而長崎へ被相越候御馬目付富田又左衛門殿も先たちて出足、長崎覺書、享保中、蘭人ケイヅルの上る馬書に、馬にかけを追とき、初めて乗もの舌打をすればかけ出、留るとき口笛を吹けは留るとあり、其國武事はの如し、其取締なきは兒戯にひとし、西洋の商にて世渡をする國にはこれにても濟へけれども、武をもつて國を立る吾東方に於ては決して用ひられぬ事は、これにて悟るへし、海防問答、

先年は西學算法の題名、蠻徒の名禁書の題號を載たる類、僅に噂名目にもあづかれは、塗抹もし教化にわたれば焼却しけり、然るに司天監より西洋の

學は天文、地理に深ければ、推歩家有益の書は見る事を得ん事を願ひしかば、享保二年噂と名目とは免許あり、教化の禁のみ舊によれる、去程に禁書目中には天文略、交友論、幾何源本、泰西水法、職方外記、同職方文算指、圖容較義、渾蓋通憲圖說、測量法義、右等の書免許あり、其外増定廣輿記、名家詩觀等も世に行ふへくなりぬ、某氏筆記、德廟の御仁澤に出て、今は蘭學の草創ありし青木昆陽の餘教にて、今は關より東にてもその書を解する道も開けたれば、異域萬邦の地理の説をばしめ、或は天文醫算、或は彼地方の水陸軍法兵學、或は火術砲器の要術用法、或は軍艦戎器の製造、或は畫圖及測量の良便なる諸法等、それ／＼に翻譯なさしめ給は、坐らにして遠きを知り、到らずして異域の要術を得へし、但我用に施すの取捨は隨意になるへき事なり、是皆古來見開きたる和漢の書に出さずして、新に發し別に開くるの一要素なるへければなり、唯通事の外にしてこれを爲さは、よろしく人を選び、その才を選擧するにあるへし、其人々を得て各自に配當しこれを務しめは、漸々を

の功を成すへし、一説を成し得れば一事の用をなし、一書の譯を成就せば一方の裨益あるへし、本邦舊來事關ざる良便の方策あるか如きも、又それか上の一新術一良法を増し加へんこと必せり、これ彼國の書空しく設けて虚く説かれはなり、既に明末今の清朝の初めより天文曆術の書漸く新譯なりて、西洋新法曆書曆算全書を始として、律曆淵源の大成する曆象考成前後編の如き、古今無き所の實測の譯説となり、今時西洋法に御改曆ありしも、實詣の正法なるを以て、清朝にて成りし右譯説を取り給ふと聞けり、又此餘後來彼國にて、精々精力を加へし書冊、舶來して官本となりて、新譯を爲さんとするものありとも聞けり、若これを成就せば、猶漢土の譯説の上に出る精力の妙説、我邦に興るへし、此餘地理の世界に係れるの事は、漢土は僅に職方外記、利氏輿地圖説の約説あるのみなり、却て我邦にては、幸にこの學近時開くるを以て、それらの上に出る、輿地譯説の精細なるもの十餘卷を出せり、これと蘭の通路久しきを以てなり、萬國四大洲方の事に至りては、漢人のいまた究めざる所を明

らかにするものあり、此一事すら外邦異域を知るの一端を得たり、實に國家の一要書といふへし、その他武備要法種々の良術の類も新譯出て、今日の實用をなさることすくなくならざるへし、但これをなすくれくも其人物を考試して、これを任するにあるへし、如何となれば近來世の輕俊の徒、事の新奇なるを以て、徒らに人に誇り術を街ふの媒とし、妄りにこれを説き、其真味を求めずして實學の妨をなし、人或はこれを怪しむ、といふやうの事にいたらしむるもの、こゝかしこに聞ゆればなり、此類のものは除かせ給ひて、妄りにこれを唱ふる者を禁止し、篤好精思、かならず事を濟すべきの人才を選擧し、此一學を弘く興さしめ、件々論ずるか如きの要説を開かは、國家の大益たるへし、嘆詠餘語、
享保六辛丑年三月、吹上において阿蘭陀人に炮術及び馬術を命せらる、其筒は先に獻する所なり、上覽畢り、竹橋番所にて菓子を賜ふ、此日御小姓桑山内匠頭、御小納戸稻垣雲平、中島淺右衛門か馬術あるひは炮術を、かれに見せしめ給ふ、後賜物あり、同十一丙午年三月朔日、有徳院殿信院殿吹上に渡御、またかれ

か馬藝上覽ありて飲食を賜ふ、柳營日録には、此時紀術も命せらるるがあれども、他に所見なし、同月五日御暇賜物あり、かつ前年馬牽渡り、乘馬をも勤めしによりて、甲必丹及び取者に銀子を賜ふ、諸記甲必丹の賜物、銀子五十枚あり、ひざり長崎實錄大成にのみ七十枚とせしは誤りなるへし、時に西城よりも時服を賜はる、同十五庚戌年三月朔日、同二十乙卯年四月八日、また朝鮮馬場にて彼馬藝台覽あり、のち取者に白銀吳服、通詞に金子銀子を賜ふ、元文三戊午年また此事あり、

享保六辛丑年三月、阿蘭陀人三人之内役人

ヘンデレキレイキマン年三十三

右之者へ鐵炮被仰付上覽、則獻上鐵炮にて打申候、筒長さ二尺五寸、玉目四匁、筒引金燈石を仕かけ、火繩不用打申候、立様片手にて目當五六間にて四放打申候、一つも中り不申候、馬をも被仰付乘申候、右相濟竹橋御門番所にて御菓子被下、退出後御暇之節骨折候に付、御褒美銀十枚被下候、阿蘭陀カピタン其外拜領物仕候事、古來無之儀之由、殊之外難有かり申候、承覽錄、

享保六年三月七日、於吹上課阿蘭陀人令打鐵炮有上覽、此時命桑山内匠頭、自注、乘軍馬、稻垣雲平、自注、乘曲馬、

島淺右衛門自注、打令爲武藝、使阿蘭陀人見之、萬年記、
享保十一丙午年三月朔日

一兩上様吹上へ被爲成、阿蘭陀人乘馬上覽畢、而竹橋御門にて阿蘭陀人に御饗應被下、柳營日次記、
享保十一年三月朔日、將軍家、大納言殿渡御吹上、於竹橋内馬場阿蘭陀人乘馬有台覽、萬年記、如官日簿抄、
享保十一年三月朔日、阿蘭陀人馬術於吹上上覽、ハルシヤ馬、ジャガタラ馬、阿蘭陀鞍置、南部青御馬、

右之通乘之、

享保十一年三月五日

銀五十枚

カピタン

去年馬牽渡、其上馬乗候者誘引仕、御當地迄召連來り、此度乘馬をも相勤候に付、爲御褒美被下之旨於大廣間老中列座、水野和泉守忠之、申渡之、

銀三十枚

馬乗ケイヅル

右之通被下之旨、長崎奉行石河土佐守申渡之、巳、御徒方萬年記、承覽錄、

享保十一年、去年渡來之ケイヅル、就御用拜禮の甲必丹同道にて江府へ參上し、御用首尾能相勤、爲御

褒美甲必丹に御銀七十枚、ケイツルに同三十枚拜領被仰付、甲必丹歸府之節、ケイツル同道にて長崎に歸着す、長崎實錄大成、

享保十一年

一阿蘭陀人御禮之別日、按するに、御禮は二月廿八日なり、乘馬并劍術被仰付上覽、柳營日録、

享保十四己酉年十月四日

一阿蘭陀人クハンスヨルコンケイツルリンキ、濱御殿新造之小屋へ引移る、是は乘馬名人にて御呼寄、先日紅毛人旅宿長崎屋源右衛門方へ、着阿蘭陀馬二疋、同犬二疋、唐犬一疋、孔雀二羽持參、馬藝度度上覽、翌戌年紅毛カピタン御暇之節、同道御歸し被遊、同年三月九日江戸發足、享保年録、世説海談、享保十五庚戌年三月朔日

一吹上へ被爲成、於田安馬場阿蘭陀曲馬上覽有之、本多伊豫守按するに、若年寄忠統、罷越、柳營日次記、

享保十五年三月朔日已刻過、吹上へ被爲成、於朝鮮馬場阿蘭陀人乘馬上覽有之、

御前置 神保源五右衛門共組共

右常服に而明五ツ時竹橋御門内揃、二十五人勤

享保二十乙卯年四月八日、阿蘭陀人馬乘へ、於朝鮮馬場乘馬被仰付、大納言様上覽有之、御前置西丸方より金田新八郎組共出勤、已上、御徒方萬年記、

享保二十年七月八日

銀百枚、染物五反 阿蘭陀馬乘ケイツル

金十兩つ、

右は御暇に付被下之旨、長崎奉行細井因幡守へ中務大輔按するに、老中本多忠貞、申渡之、於因幡守宅頂戴之、柳營日次記、承寛

享保二十年、爲御用ケイツル御召に付、當正月江府拜禮之甲必丹同道に而參上す、ケイツルは江戸表に滞留被仰付、段々御用首尾能相勤、爲御褒美御銀百枚拜領被仰付、七月御暇被成下、八月十七日長崎に歸着す、同九月歸帆之阿蘭陀船より歸國せり、長崎實錄大成、

元文三戊午年三月六日

銀三十枚 阿蘭陀人馬乘 ヲルナルト

同五枚 阿蘭陀人馬乘 ヲルナルト

右通解 中山喜左衛門

同三枚

右は、去頃曲馬上覽被遊候に付、於窪田肥前守宅按するに、長崎奉行、被下之、柳營日次記、如官日簿抄、

天和二壬戌年二月廿八日、拜禮畢りて後、御白書院御次において音曲御聴聞、貞享元甲子年二月廿八日、同

二乙丑年三月三日、同席にめされ通詞をもて異國の風俗等御尋、また音曲舞曲上覽、同三丙寅年二月廿八日、醫師瀨尾昌琢をして、外科の療方藥名等を尋しめ給ひ、後音曲上覽、元祿元戊戌年二月十五日舞曲手跡等上覽、享保二丁酉年三月二日音曲舞曲御見聞、あるひは劍術また文字等を書き畢りて酒食を賜ふ、同三戊戌年三月二日は、惇信院殿にも御内覽、前年のことく國技をなす、同十乙巳年三月朔日、帝鑑の間に音曲御聴、惇信院殿にもまた御内覽あり、柳之間にて盃酒を賜ふ、同十一丙午年三月四日は西城において御聴聞あり、

天和二壬戌年三月廿八日、阿蘭陀カピタン大廣間にて御覽、献上物如例、若君へも有之、入御以後重て白書院へ出御、下段板戸際に御簾掛之、阿蘭陀カピタン被召寄上覽、且カピタン召連候もの、自注、年十三、於

御前音曲仕、暫時有て退散、人見私記載二田録、

天和二壬戌年二月廿八日、於大廣間落縁、阿蘭陀人御目見、終而於御白書院御次間、阿蘭陀人の音曲御聞被遊、柳營日次記、長崎實錄大成、

貞享元甲子年二月廿八日

一阿蘭陀人於大廣間御禮申上、於御白書院落縁四人共上覽被聞召、牧野備前守を以、按するに、柳營日次記には、佐渡守に作る、さしに備後守の誤りに、備後守は御側御用人なり、風俗等之事御尋有之、

一同二乙丑年、音曲、

一同三丙寅年、國之藝上覽、如官日簿抄、

貞享二年三月三日、蘭人御目見以後、御白書院へ三人共召て、以通事様子御尋、音曲被仰付之、小歌唱令踊躍、柳營日録、貞享三年二月廿八日、御白書院御滯座、下段御縁通屏風構て圍之、御簾垂之、御座疊阿蘭陀人五人御次間縁通平伏、通事隨之、依御旨醫師瀨尾昌琢以通事外科療方藥名等尋聞、蘭人答之、且又小歌唱て令踊躍、暫時入高覽、畢而入御、長崎奉行川口源左衛門導之、御日記、元祿元戊辰年二月十五日、將軍家御羽織袴に而大

廣間へ出御、阿蘭陀人落縁に而御禮申上之、右終而御白書院次之間に而、蠻人之音曲被仰付、甘露齋、元祿元年二月十五日、蘭人小歌踊躍手跡等上覽、享保二丁酉年二月二日

一午刻出御、御先立豊後守按するに、老中阿部正徳、御刀賛主計頭、御小姓に、御白書院御上段御着座、御簾無之、阿蘭陀人三人、通詞一人、長崎奉行大岡備前守召連、大目付横田備中守、御作事奉行駒木根肥後守伺公、此節阿蘭陀人音曲有之、入御、

一蘭人柳之間へ退座、重而於帝鑑之間御縁類、劍術或はおどり、酒宴之體をいたし、文字等書之相濟、吸物御酒御菓子被下之、給仕御同朋、奥向之面々罷出見物、

享保三戊戌年三月二日

一長福様蘭人御覽、被爲入御連歌の間、障子閉之、從透間上覽、蘭人御敷居之内に而小歌をうたひ、酒宴之體をいたし、御縁に而劍術或はおどりを躍り、相濟而吸物御酒肴御菓子被下之退座、給仕御同朋、已上、御日記、

享保三年三月二日巳之中刻、長福様御風呂屋より

被爲入、阿蘭陀人登城於御白書院音曲被仰付、上覽、御菓子御吸物御酒被下之、柳營日録、

享保十乙巳年三月朔日
一阿蘭陀人登城音曲被仰付之、

一若君様阿蘭陀人爲御見物、辰後刻被爲入、已後刻連歌之間迄出御、但御連歌之間障子閉て、從透間被遊上覽、帝鑑之間御杉戸之際安藤對馬守、南御障子之際若年寄中、東御襖之際松平能登守伺公、于時阿蘭陀人三人、通詞一人、長崎奉行日下部丹波守召連、御縁類へ罷出、宗門加役付而、大目付彦坂壹岐守、御作事奉行建部志摩守、東之方御襖之際列居、此節阿蘭陀人御敷居之内に而小歌をうたひ、おどりを躍り、相濟而吸物御酒肴御菓子被下て退座、給仕御同朋、御日記、

享保十乙巳年三月朔日、阿蘭陀カピタン、右於柳之間御酒御吸物被下、帝鑑之間に而音曲藝被仰付、公方様、若君様被遊上覽候、表向見物は不被仰付、御徒方萬年記、如官日録抄、享保十一丙午年三月四日
一西丸において阿蘭陀人音曲被仰付、柳營日次記、御徒方萬年記、

○雜事祭禮、見物、雜地、歳首之賀、

承應三甲午年より、阿蘭陀人毎年九月大波戸に出て、諏訪神事の踊を見物す、同年自後かれ死失の時は、稻佐村悟真寺境に埋葬と定めらる、また年毎に冬至より十一日目にあたる日を、彼國の正月とて、通詞を招き大に祝する事恆例なり、

承應三甲午年より阿蘭陀人大波戸へ、躍見物に出初しなり、長崎集、

承應三年より御神事踊爲見物、阿蘭陀人大波戸棧敷に出る、長崎集、

一毎年九月七日諏訪祭禮に付、在津之唐人、阿蘭陀人、爲見物波戸場へ掛置候棧敷へ罷出候旨、前日兩年番通詞罷出相願候得は、被差免候事、

但、當日唐人は船頭、財副客、其外一船より六七人宛罷出候故、警固として足輕四人、御役所付四人、阿蘭陀人は兩カピタン、ヘトル其外役人阿蘭陀人罷出候に付、是亦爲警固足輕二人、御役所付二人、出島門前に而見物之警固として差出申候、扱唐人警固之足輕、唐人屋敷へ差越候唐人共召連、波戸場棧敷へ參候得は、唐人棧敷前之通り、警固之面々固め罷在

候、阿蘭陀はカピタン罷在候に付、警固右之通に差出、出島へ罷越、阿蘭陀人召連波戸場の棧敷へ參、右之通固め罷在候、波戸場へ罷出候唐人、阿蘭陀人、出島門前之阿蘭陀人、共に辨當差出足輕御役所附へ振舞被仰付候事、

一同月九日之神事にも、七日之通唐人共爲見物棧敷へ罷出度旨相願罷出候、阿蘭陀人も七日九日共に罷出候得共、近年は七日計にて九日は不能出候、出島表門にても見物は不仕候、唐人出計之足輕御役所附四人宛差出候事、長崎奉行勅方留、

承應三年より、阿蘭陀死骸稻佐へ葬る、此事の始めなり、長崎集、

承應三年以後、阿蘭陀人死失の時、悟真寺地内埋葬之事始る、長崎志、

出島へ檢便候覺書之内
一阿蘭陀人相果候節は、與力一人、步行者一人、同心一人、町使一人、通詞遣し、別條無之候得は、伊奈佐へ爲理候事、長崎記、
一給人 兩人 供若黨草履取 一足輕 兩人
右、阿蘭陀人、唐人病死之節、爲見届差出、

一足輕 一人 一御役所附 一人

右、唐人、阿蘭陀人病死之節、葬之場へ差出、長崎奉行、勤方留

終南山悟真寺は、浄土宗筑後善導寺末寺、稻佐に在、慶長七壬寅年建立、長崎覺書

阿蘭陀人の墓、悟真寺に在り、彼國の法にて、臥たる儘にて葬るなり、碑に文字を彫て金色を入、上に時計を刻む、其心は漏刻盡たるといふ心なり、彼國にては譬を以て教とする事多し、落穂雜談一言集

十一月冬至の節の十一日目にあたる日を、阿蘭陀正月といひて、年々出島内へあまたの通詞いたり、紅毛人并黒坊共、笛を吹き木琴を鳴らし、國風をうたひて大に祝するなり、崎陽隨筆

通航一覽卷之二百五十一

阿蘭陀國部十三 止

○漂着并難船破船扱方

慶長十六辛亥年七月廿五日、阿蘭陀船本邦に渡來の時、何地に漂着すとも、相違あらざる旨の御朱印を賜ふ、元和三丁巳年八月十六日、台徳院殿よりまた、御朱印を賜はる、證は、入津通商の條にあり

寛永二十癸未年五月三日、南蠻船陸奥國金華山及び岩城浦に見ゆるよし注進により、其扱方先に定められしごとく心得へき旨、此は、寛永十七年の事にして、附録海防の部、異國船扱方南蠻船の條に詳なり、諸大名に令せらる、然るに此船同國南部浦に來り、十人上陸せしかは、領主南部山城守重直か家人捕へて鞠問せしに、南蠻人にあらずして阿蘭陀人なり、則江戶に送れるにより、八月廿六日、かの家人に御褒美あり、十月廿五日、肥前國長崎在津の甲必丹、また同國平戸より志筑孫兵衛を召れ糺問せしめらるゝに、全く漂流せしにて、他の故あらざるにより、厚く御手當あり、同廿七日、かの輩を甲必丹に引渡され、其内

通航一覽卷之二百五十終

火矢打、外科等五人は、本邦人に其技を學はしめられんか爲留置る、長崎夜話草に、これらはじめ金島に上りて黄金同年十二月二日、向後かの船何國に漂着すとも、上陸して其よしを訴へなは、其船に番人を附置速に注進して、召捕或は打擲等いたすまじき旨、沿海の面々に、老中より奉書をもて達す、此奉書は、附録海防の部、異國船扱方阿蘭陀船の條に出す、志築孫兵衛には、通辯分明なりしを賞せられ、麩米月俸を賜はり江戶に召置れしか、のち願により長崎に歸りて通詞となる、

寛永二十癸未年五月三日、松平越前、松平越後、松平筑前、自注、松平陸奥、松平薩摩、細川肥後、松平新太郎、松平長門、毛利甲斐、松平相摸、上杉彈正少、松平安藝、松平阿波、松平土佐、佐竹修理、鍋島信濃、松平出羽、森内記、京極丹後、有馬中務、伊達遠江、立花立齋、松平隱岐、保科肥後、松平式部少、自注、本多内記、戸田左門、水野美作、石川主殿、牧野右馬允被召之、右之諸大名御白書院列座、掃部頭、自注、大炊頭、自注、讚岐守、自注、加賀守、自注、伊豆守、自注、豊後守、自注、對馬守、自注、彼席へ出座有而、讚岐守伊豆守、傳仰之趣、按するに、こは加藤式部少輔明成の領地没收せ、右之面

面大廊下へ退座之時、今度かれうた船、奥州金華山并岩城浦へ相見え候由注進有之間、先年如被仰出、無油斷可申付之旨、伊豆守、豊後守、對馬守傳之、六月廿三日、今度奥州筋所々漂海上異國船、南部山城守領分之沖依在之、行を以陸地へ可招上之旨山城守申付、獵船等出之、彼船近付候處、異國人十人之内頭分之内二人下人八人乗移、獵船上陸地則捕之、山城守へ依告來、右之旨越爲注進差越、使者今朝、按す、此下缺文、八月廿六日、南部山城守家來七戸隼人へ、銀子百枚帷子單羽織、漆戸勘兵衛へ銀百枚被下、是今度於南部阿蘭陀人召捕御褒美云々、於小十人組御番所上之間、老中列座有之而傳上意之趣、安藤右京進、松平出雲守右被下物渡之、十月廿五日今度於南部捕之オランダ人之儀に付而、おらんだ、エンサ、キ召殿中御尋仰曰、オランダ船今度風に放たれ、上總浦、南部浦へ乗寄畢、オランダ事は、御三代御懇有而日本へ商船被仰付之、然は於日本地は無氣遣様仕處、石火矢等放て、不屈成仕様に付、於南部浦捕候十人之者、重疊不屈被思召也、遂拷問籠舎にも雖可被仰付、御三代御奉公だてをも仕候間、十人

共に心安被差置、今度カピタンを長崎より被召寄御せんさく被仰付候由、上意之趣井上筑後守傳之、今度乗來候二艘之船に、自然伴天連其外きりしたん宗門之者乗來候由、以來被聞召候は、曲事可被仰付旨、エンサ、キへ筑後守申斷之處、左様之儀於有之は曲事可被仰付旨、儘に請負申云々、同月廿七日、今度於南部浦捕之十人之オランダ、不屈之仕合に付而急度曲事雖可被仰付、カピタン、エンサ、キ御尋之處、ジャガタラより申付出船無紛、吉利支丹宗門等不乘之由堅御請負申上候、被聞召分畢、オランダ儀は御代々被加御哀憐、其上異國人數不調法之爲被成御赦免、十人之者共、オランダ國へ被下之旨、上意之趣井上筑後守、馬場三郎左衛門、エンサ、キ并十人之者へ以通事傳之、井伊掃部頭、土井大炊頭、堀田加賀守、阿部豊後守其外物頭之面々、大廣間松之間列座、エンサ、キは落縁、其外十人は庭上に置之、獻朝日記、

寛永二十年、自注、值彼一千六百四十二年、和蘭商船由咬啞吧放洋、遇惡風飄寓室韋東北東察加、因歷野作東海諸島、七日碇于曷架什海、會松前藩吏小山五兵衛監土貢在此、

とするに、船會て動く事なく、さま／＼力を盡して出なんとすれど、船はうかみなから少も動かす、日も既に暮なんどすれば、是はいかさま此島の神の惜み給ふならんと恐れ思へは、取たる砂石を海に捨たるに、船浮み出て本船にかへりぬ、扱是より平戸へ到りて、河内浦といふ所に、荷物なごおろしけるに、其船底に右金砂のこぼれたるかありしを、水主共ひろひとりて、酒に替て飲けるとかや、其黄金を所の者共脇差の具に用ひたるよし、其折から見たるもの、物語に聞し、世界の圖に日本の東海に金島銀島ありとは、此島ならん、此後また幾とせなりけん、紅毛人今一度此島を尋ね行はよとて、二三年の糧を積持て日本の東海に到り、四方八方乘廻り尋ねしかど、金島消失である事なしとかや、おもふに此海洋には霧霞常に深く、或は屋樓の類なる變氣、海上に立事多き所なれば、金島かくれて見えざりしならん、消失たるにはあらざるへし、都て此海は世界第一の灘海にて、奇怪の事共多き所なれば、蠻船も恐るゝとかや、扱其紅毛船水に飢て南部の地へ漂着し、枝船をおろし、五六人水取によせける

仍與船師彌兵衛偕行檢彼船形狀、長三十尋濶五尋、左右安大銃十六座、五兵衛具狀以報、松前商船南向而去、時經松前東洋抵南部山田浦町、於洋上下一小初、十三四人駕之上岸取水、其地頭目七戸勘之丞、穴澤采女、小本新兵衛、舟越新右儀門馳啓盛岡、於是南部侯火速遣七戸隼人、漆戸勘右衛門按するに、獻朝日記によれば勘兵衛の誤、悉捕、朝廷命御徒目付藤井善右衛門、御坊主道勾、帶所捕和蘭之十名來、時隼人、勘右衛門護送之朝廷賞隼人、勘右衛門、賜隼人御羽織御單衣銀一百錠、勘右衛門御單衣銀一百錠、

今年、甲必丹蒙諭、與譯官志築孫兵衛查問拿來和蘭人、渠乃答云、我船隻由咬啞吧放洋、爲惡風所逆駈、不計到泊于貴境、以事的實深加恩賞、搭付甲必丹船、而回國、長崎志、及野作東北達且志、載此事、今抄出于此、北海島船記、

寛永の頃には、紅毛人平戸へ入津の折から、按するに、寛永十八年より入津の港を長崎に定められたれば、平戸さあるは不審なり、本國より日本へ來らんとして大風に放たれ、南部の東海にて一つの島を見付て、水取に枝船より上りけるに、其島の砂石みな黄金なりければ、多く船に取つみ船を出さん

を、南部の浦人怪みて、三人を捕へぬれば、餘は逃けて本船も出たぬ、捕へたる三人の紅毛人は、南部より江戸へ送り遣はさる、此三人の中に平戸へ度度行たるか有て、日本詞にて平戸の者に、志築某といふものこそ、我能く知るものなりといひしに、則平戸へ仰事ありて、急き志築を召ければ、早打して参りぬ、紅毛人は是に逢て悦へる事限りなし、則意趣委しくかたりつれば、志築通達分明にて、公けの御疑ひ解ぬれば、長崎へ遣はさる、此時は紅毛船は長崎へ入津せし折節にて、其年歸帆の紅毛船より三人は歸りぬ、銀島の事は知たるものなし、日本の東奥の海中に金華山といふあり、此島の砂石に黄金ありといへとも、島の神惜み給ふ故、これを取事能はず、若取て船に乗ぬれば、其船忽ち災難ありといひ傳ふ、前の紅毛金島の事にひとし、長崎夜話草、寛永二十年、阿蘭陀船一艘南部に令漂着、水にかてる故小船に十三人乗組、陸へ水取に揚る、其所の者とも捕て早速江戸へ注進申上る、おらんだ江戸へ召候得とも、彼者共の詞不通により、松浦壹岐守へ被仰付、平戸より通詞志築孫兵衛と申者を差越、孫

兵衛此者共に對談するに、おらんだ人に無紛、十三人之者共に孫兵衛御附南部に被遣、本船に乗せ歸帆被仰付、孫兵衛口分明通事たる故、爲御褒美則三百俵に十人扶持拜領被仰付、於江戸數年相務候得とも、孫兵衛長崎にておらんだ通詞一所に被召仕候様に奉願候により、御扶持方等御放し、長崎の通詞並被仰付、長崎へ引越候、長崎御用書物、

寛永二十年、阿蘭陀船一艘奥州南部浦に漂流し、小船に十三人乗り陸地に水取に揚りたるを、其地の役人搦捕て江府へ被差送處、御扶持方等被相與御馳走を加へられ差置る、則其年拜禮之甲必丹を被召呼、通詞志筑孫兵衛通辯に而被遂御詮議處、彼阿蘭陀船咬嚼吧より乗出し、洋中に而逆風に逢、無是非南部浦に漂流せし由、其譯分明なる故、甲必丹に相渡さる、但此節諸大名家に御奉書被成下之、按ずるに、奉書は文は海岸の、此節甲必丹申上るは、年來貴國を頼み奉り渡海仕る之處、彼者共迄御憐愍を蒙難有仕合之趣、歸國之上赫業刺兒（按ずるに、咬嚼申聞、彼方より以使者御禮可申上旨、右十三人之内、カウクマン、ビルベル、火矢打ユリヤン、外科カスプ

ルヤンス、ノツケルテ五人之者は、當方之者に稽古可被爲致由に而、江戸表に滯留被仰付、残り八人之者長崎に連歸る、志筑孫兵衛は通辯分明なりし御褒美として、三百俵十人扶持被下置之處、依頼於長崎通詞役被仰付、御扶持方は相離る、長崎實録大成、慶安二己丑年、かの國より使節を渡し、明年參府して、三月七日甲必丹とともに登城し、時に大猷院殿御不豫により、嚴有院に拜謁して、舊年漂着人懇遇蒙りし事を謝し奉り、國王より大鏡等七品を進らせ、甲必丹よりも十二種の獻物あり、同八日御暇下され、國王に銀五百枚、使節に同二百枚、時服十、甲必丹に時服三十、嚴有院殿よりも使節に時服三十、甲必丹に同三十を賜はれり、時にかの火矢打、外科等五人を附還せしめらる、（按ずるに、奉書は文は海岸の、此節甲必丹申上るは、年來貴國を頼み奉り渡海仕る之處、彼者共迄御憐愍を蒙難有仕合之趣、歸國之上赫業刺兒、按ずるに、咬嚼申聞、彼方より以使者御禮可申上旨、右十三人之内、カウクマン、ビルベル、火矢打ユリヤン、外科カスプ

めらる、明年義成仰により、また使者をかの國に遣はし、殘留してかしこにあるものを請ふ、かれ使者に附與してこれを還す、後命ありて長崎より遂に其本國に還さる、（按ずるに、奉書は文は海岸の、此節甲必丹申上るは、年來貴國を頼み奉り渡海仕る之處、彼者共迄御憐愍を蒙難有仕合之趣、歸國之上赫業刺兒、按ずるに、咬嚼申聞、彼方より以使者御禮可申上旨、右十三人之内、カウクマン、ビルベル、火矢打ユリヤン、外科カスプ

寶永三丙戌年八月二日、薩摩より琉球に漂着の阿蘭陀人、諸厄利亞人六人を送り來る、同年九月歸帆の蘭人に渡され、歸國せしむへき旨命せらる、（按ずるに、咬嚼申聞、彼方より以使者御禮可申上旨、右十三人之内、カウクマン、ビルベル、火矢打ユリヤン、外科カスプ

寛文元年辛丑年六月九日、阿蘭陀船二艘に男女數百人乗組、（按ずるに、咬嚼申聞、彼方より以使者御禮可申上旨、右十三人之内、カウクマン、ビルベル、火矢打ユリヤン、外科カスプ

七日歸帆の船、高鋒島の邊にて破損、海水さし入て海なりかた、長崎に乘戻りしか、終に水船となれり、よて奉行より、其船浮し方の術あるものは申出へき旨、觸たりしに、周防國申ヶ濱の船頭喜右衛門なるもの其募りに應じ、遂にこれを浮したり、奉行感賞し、上裁を經て銀子を與へ、阿蘭陀人よりも謝物を贈れり、

寛文元年辛丑年六月廿四日、長崎表より申來は、阿蘭陀船二艘に、男五十人、女三十人計乗組漂着、是は彼土亂世之由逃退參候由、慶延略記、

寛文元年六月四日、黒船二艘オランダ三百餘人男女共に長崎へ着岸、是は平戸一官子國姓爺、タイワンを攻取、彼地に居住して、オランダ人六萬人計死す、殘候者共日本へ逃退、着船すごあり、承寛雜錄、

寛文元年、阿蘭陀船十一艘入津、其内二番船三番船は臺灣より追出されし由、當表に着船、其内女阿蘭陀三十二人有之、長崎實録大成、

寛文元年六月廿五日、長崎より一昨日到着之注進シヤガタラ、カリヤウタ兩所に在之、平戸の一官子コクセンヤと申もの人數催し、阿蘭陀より持分之タカサクンと申所之城せめやぶり申候由、死殘候

阿蘭陀人、黒船二艘に男女三百人、内女は三十人はと、長崎表へ當月九日着岸、則長崎御番所前に掛置候由、松平右衛門佐殿より按ずるに、黒田當月十一日之日付に而注進有之候、タカサクン城にてうたれ申候阿蘭陀人は、六萬ほども有之候由、慶安元祿間記、寛文元年、頃日江戸より來る書付の寫、

一去る五月九日に長崎へ黒船二艘着岸す、船中に男三百人程、女廿三人のり、武具等澤山に相見えたるか、船の往來をは大なる鐵砲をしかけ、その鐵砲はなれて跡へつく勢ひにて、何方へも船をやるやうに拵たる由、長崎御番衆より如何成船と尋られければ、唐人共申様、是は阿蘭陀國の者なり、此頃ジャガタラ、カリヤウタ兩所に有之、平戸一官子のコクセンヤといふもの、右兩所の人數を催し、オランダより懸持の高砂と云所の城郭を責破るに付き、此城にてオランダ人六萬ほど討死する、其死殘の者ともなり、身の置所なく、日本を志し押渡り候、何方に成とも置被下候得と申由、五月廿一日の日付にて、松平右衛門佐殿より江戸へ注進、同十二日の日付にて妻木彦右衛門殿より注進申來候由、右の

船共海上に置て、陸へは上げ不被成候由、此コクセンヤは此以前、家光公様御代に平戸一官と云ものの方より、大明兵亂のよし申て、御加勢の儀を申上たる、其一官か子にてやあらんと人々いへり、此一官は日本の者のよし、

一ある人物語に、コクセンヤは牢人なり、ジャガタラ、カリヤウタをも責取て後、高砂國をせむるはかりごとに、日本より攻ると披露して、人數を悉く日本人の立にさせけるに、討死したるものどもを見れば、さかやきをして髭を作りて有、夫ゆる誠の日本人とおもひ敗北せし由、

一右兵亂の由に付人々いへるは、此春より申虎尾星は此前表ならんと、正事記、

萬治三庚子年九月、按ずるに、年月とも、東寧住居之阿蘭陀國姓爺に被追出、長崎へ逃來、人數に、長崎實録○按ずるさいふ、こ、缺

阿蘭陀人髮髭をそるには藥を付てそる、髮しやぼんと言ものあり、髮に塗りそるときは髮やはらかに成て、肌迄さつぱりとそらる、なり、但此藥たびたび付れば、髭の色いつとなく赤く成りぢられる

事なり、夫ゆる此邦の人は用ひかたし、和蘭にて髭髮赤くちやれたるものを貴族とす、黒きものは、ジャガタラの種類とて賤しみおとす、夫故髭の赤くなる藥も製し、そる時に兼て用る事とぞ、前年國姓爺タカサゴを責取て阿蘭陀人を追出したる時、和蘭人多く長崎へにげ來りて居たる事あり、其後悉く本國へ御歸しありけるに、女子を一人取殘し置けり、長崎の人哀と養育し、伽羅の油なとつけ、髮を結ふて遣りけるに、一年ほどの内に黒髮に成たり、

それか父のおらんだ來り、娘の髮黒髮に成たりしを見て甚た悲しみ、その國にては赤髮を尊む事を物語したると也、扱すきあぶらをもたれ、打捨置ければ、やうくもとの赤髮に成たるをみて、始て喜ひ本國へつれ歸りしとぞ、譚海、

寛文五乙巳年五月廿四日、阿蘭陀一番船箇之内より出火及燒失、尤稻佐辨財天之前迄帆駈走り、船之上廻り悉く燒落、町中騒動す、此節柄濡絲五萬五千斤餘、總町に頼遣す、依之一町に四分宛之賃銀を出す、且又乙名中へ者着樽代銀五貫目出之、長崎實録、

寛文五年五月廿四日、一番船荷役之節船箇内より出火、町中火消之者出るといへも仕方無之、船中過半燒失せり、其後船中に濡糸五萬五千斤有之、町中に頼み、染汚を洗ひ、一斤に付四分宛賃銀を出し、亦總町中に爲謝禮銀五貫目を阿蘭陀人差出す、長崎實録大成、

寛文五年五月廿二日、阿蘭陀船一艘入津す、同廿四日船中より出火にて燒失す、玉つめたる石火矢二挺有て放れ、岸を破る、阿蘭陀人一人燒失す、荷物辨柄糸七萬斤、銀高三千貫目の貨物一時に灰塵となる、長崎の奉行島田氏、華夷通商考、

享保二丁酉年九月廿八日、阿蘭陀船大風に逢、二艘共に神崎迄乗り戻り碇を下し、翌日出帆、七十年以前右之通薩摩迄乗り戻りし由、長崎實録、

享保二十乙卯四月、今年來朝之阿蘭陀船一艘於洋中破船すと云、阿蘭陀人百十九人、其内十九人黒坊なり、承寬實録、

安永元壬辰年、入津之船一艘五島沖にて破船致し、乗組人數類船に乘移り、右船は乗捨置し故、長崎より役人井水夫等を被遣當湊へ挽送り、九月十五日

入津致すに付、稻佐飽之浦淺之沼之上に挽寄せ、追
追荷揚有之、空船は翌年入札拂に被仰付之、但此船
濡物、翌巳年之商賣に加るなり、長崎志續編、
寛政十戊午年十月十七日、阿蘭陀船長崎より歸帆
の時、たかほこ島の近所、かちかけといふ所にて、艀
に掛け船底四五ヶ所破損し、夫より潮さし入て
渡海なりかたたく、また長崎へ歸る、自注、長崎より一里
餘沖、木鉢浦といふ
所、荷物など取揚候内、追々潮差込水船と成、終に又
五間程沈て、船底は泥沼へすはり致方無之に付、長
崎御奉行へ申出候故、御役所より早速に御觸出し
もあり、又高札など被相建、紅毛船浮方の工夫、心付
候もの有之は可申出との事に付、長崎の町人四五
人相謀、御役所へ申達し候上、十一月廿日より浮船
に取懸り、數多の船を集め、はね木を仕かけ、またい
ろくゝと手段いたし試み候得共、大船之事故少し
も浮上らず、日數四十日はかりかゝりて其しるし
なく、依て御役所へ御斷申出候、其後防州申ヶ濱の
船頭喜右衛門といふ者、年來長崎かしゆきと申所
へ觸め之仕入に下り、或は干綱を買取て諸國へ運送
す、自注、喜右衛門手綱十帖仕入、綱十帖所持す、綱一折節右沈
帖に船六艘、人数五十八人つゝ、相懸るべし。

船の様子を聞傳へ、費用をいとはず、何卒浮船いた
し度心付、長崎御役所へ伺候に付、同十二月廿七日
喜右衛門召出され、何様速に功をなすへしと被仰
渡、こゝに於て未正月初旬より取懸り、日數廿日計
にして、同廿九日に至無故浮船となし、新出島と申
所迄引寄せ、夫より紅毛人へ渡し、來る四月下旬迄
に出帆すといふ、
右船浮し方は、紅毛船に有合候續うきと綱一、自注、長
間、大さ二樓欄綱二、自注、長さはせを綱一、自注、すへて
尺廻り、樓欄綱二、自注、一筋に五十人つゝ、紅毛船の
四筋の内二筋を以て、自注、一筋に五十人つゝ、紅毛船の
真中を二重に巻、其綱へ南蠻車を仕かけ、材木にて
間幅二間餘、筏二つを組、自注、船の左、筏の上より長四
丈餘の柱二十二本を建、自注、柱の根へ丸太六本、竹の輪
も三四尺程つゝ、下へ出し、筏の間に、堅く結び、柱より何れ
入、生木のこまなく不動様に仕組、上の方に横貫にて堅
め、南蠻車を結び付、四百石積の船を長とし、五六十
石の船凡百艘程にて紅毛船を取廻し、數百人して
其船より纜索索巻上げるなり、
阿蘭陀船自注、長二十二間、幅中ほど、船は丸き形にして、
船の上狭く中ふとにて、冬瓜の形に似たり、上荷取
除ての底千石積の荷あしに相見え、中荷船ともに

總重さ二萬石計も有之なり、歸帆故に格別の荷物
もなし、銅樟腦外に石火箭二十四挺あり、船の中に
上段、自注、帆棚のこま、船のはしる中段、自注、水主の下段
時、水主のはたらき所なり、、兼所なり、、都合三
自注、大ぶ板にて、二間四方の穴一つ、四尺計の穴二つ、、都合三
つ、荷積の穴、また人の出入の穴なり、此外邊はりつめなり、
りて、寢所は唐かづらをあみて座とし、四面に緒を
付ふとんを敷、自注、下に敷て、上、鶏のとぐらのこま
にして、座より三四尺引上げ、其中に休む、船の外面
をチャンにてぬり、銅にて包み、至て大丈夫に造
り立しものなり、自注、すへて二百年はかりは乗らる、船を
造り立るに凡十年計もかゝるといふ、加昆丹、自注、是
は船首
な、アンジン、、又荷物を支配をなす、、ボウトリ、、自注、頭な
り、年二十
八歳なりといへども、四十計の人相、日本へは度クロス九十人
度來り、北方にてはチロシヤへも行しといふ、
餘、自注、身の丈五尺より五尺
餘、二三寸、色はなべて黒し、

沈船三尺はかりも浮し時、御奉行所より御使者船
自注、紫の帯、酒肴被遣候而、喜右衛門勞を謝し給ふ、其
後船浮上りて紅毛人へ渡ししかば、喜右衛門を御
奉行所へ召出され、御直に讀渡し給ふ書付、
防州郡渡郡申ヶ濱船頭
村井喜右衛門へ

其方儀、紅毛沈船浮方之儀、紅毛人より相願候處、差
はかり致出精殊に自分入用を以、早速浮船に相成、
修理にも取かゝり候段、拔群之手柄、紅毛人は不及
申、當所一統安心満足之事に候、仍爲褒美銀三十枚
被下之候、以上、
未二月
紅毛人より砂糖二十俵、自注、一俵四
百斤つゝ、喜右衛門へ爲謝
禮遣し度段、御奉行へ願出候處、御許容あり、當時
有合不申、當年來着之船より相渡し候由、アンジン
よりふらすこの德利十、ボウトリより同四つ、船中
有合に任すとして、喜右衛門假屋へ携へ來りて此勞
を謝す、喜右衛門は長州萩領分の者故、浮船いなや
出精手柄之段、御役所よりも飛脚被差立、江戸へも
御注進ありしとなり、事濟て喜右衛門、年三十歳、長
六尺餘、面丸く色白くして、頬髯黒く、紅毛木綿の
大形なるをぶつさき羽織とし、太刀作りの長脇差
をさし、大波戸にて船より上りし時、丈夫なる水主
者十人計召連、御役所へ御禮として上る、居合候唐
人を見、たゞ人にあらずとて、喜右衛門か姿を繪
にうつしもちかへりしとなり、阿蘭陀船浮方一件、

寛政十年、阿蘭陀人自注、船長三十三間、石例の我國の銅をおもふまゝに滿船に積載せ、順風に帆を張り歸國せんと、十月十七日暮前に、長崎の蘭館より神崎脇へ乗り出せば、跡に留る蘭人も送餞の祝杯終り、別て後釣碇し、自注、のほし置たる碇網しはし程ふる間に、俄に風悪く浪怒り、大船を揺り上げゆりおろし、高鉾脇唐人か瀬へ自注、一名入瀬瀬、むかし此所乗り上げ、船底を大石にて磨り破り、其穴より水濺り入るに、折しも悪風暴雨大海眞黒になり、さしもの蘭船もすてに覆らんとす、平生大洋に習れし蘭人、十四五丈の大帆柱を大斧にて三本打きり、ボンズ二挺にて、自注、垢をく船中水夫總かゝりにて、死力を竭し働けども、涌起る潮水に精力疲れ、防きかねて見えし所、此船の崑崙奴自注、名はウ、ノス、カピタン者なりに任せ、おのれ命を棄て長崎へ注進し、救を乞はんといふに、カピタンよくも申たり、バツテイラ自注、傳馬をおろさせ、それ急げといふや否や、ウ、ノスの如く長崎番船へ漕付れば、役人自注、成田繁二、杉山勘四郎ウ、ノス共飛船にて、大波戸自注、長崎上り場より上陸し、蘭館の表門を叩く、此夜の宿番自注、乙名横瀬九右衛門、通詞

本木庄左大に驚き、此よし蘭人ラスへしらせ、夫より總通詞へ觸れ渡せば、通詞に自注、岩瀬彌十郎、磯谷庄三郎、早川作太夫蘭人レッテキ、ボゲット、ウ、ノスども鯨船にて、悪浪中を命かきりに難船の處へ馳せよせ、レッテキは難船に留り、ボゲットは又上陸し、荷漕船數艘乞ひ來れど、カピタンか指揮により、三原市十郎など、ボゲットどもに漕ぎ返せは、また鯨船の船頭にいひ付て、木鉢浦小瀬戸邊の漁船を漕よせ助けさせ、役人ども粉骨を盡し、火水になつて大に働く、自注、竹田彌十郎、松本忠次、卯野熊之丞、磯谷、早川なまなり其間に荷漕船も追々馳付け、荷物を分け移し、數百の引船にて木鉢をさして引寄すれども、風雨は烈しく、浪は高し、船底より濺る垢は湧くか如く、今はかうよと見えたるに、鎮臺の檢使も追々參られ、翌日十八日朝六ツ時より、數百の引船にて引よせ引よせ、八ツ時に土生田の濱へ引よせ、九十餘人の蘭人も小船にて上陸す、此頃他國より長崎に湊かゝりし居て、蘭人乗せ荷物を分け積み漕廻る船には、大坂の小新造自注、九加州の幸吉丸、五十石、四百此等の船數十艘なり、蘭船は十九日朝、遂に土生田の深泥の底へ沈みにけり、

此所は海底より一丈三尺餘の泥海なり、抑この蘭船は、堅固丈夫に銅鐵を以巻き包みしものなれば、いかなる暗礁へ乗り上げて、岩は碎ることも側底の裂け損する事なしといへども、今度は船底を岩角にて磨削られ、少しの穴より垢濺り入り、船中満水となれるなり、自注、此船新造より凡百二十餘年歴るさいふ、十月十九日より、木鉢濱邊に假家を建て、沖懸りの通詞自注、石橋助左衛門、加福安次二十人餘り、役所を定め嚴重に備へ、沈船の上荷は残らず取上げつれど、彼數十萬斤の銅は一斤も上らず、これカピタン第一の歎きにより、鎮臺より紅毛船及難船木鉢浦濱手に引寄有之、垢多差込、過半沈み船と成り、殊に下積の銅有て、右差水繰り上げ、銅取あげ方便利之手段存寄之者は申出へしと相觸、十月廿一日、自注、出島乙名、紅毛通詞尙も濱手水練の者に命せられ、大勢取懸れとも上らず、其上寒氣烈しき時になり、勇んで水底へ潛り入るものは、大方溺死するのみにて、百計施すに所なく、いかなる者も精力竭て、空く月日を送るのみなり、こゝに防州郡濃郡櫛ヶ濱の喜右衛門とて、年來乾鯛を商ひ、肥前香焼島に漁場を構へ、常に往來して近浦遠

島の網子共を數多引隨へ、豪勢の者あり、未正月通詞方へ、沖紅毛の沈船の儀私存寄有之候間、揚げ方仕度旨申立候處、此度各様より御上へ御願被下候而、諸雜費入用等之儀如何相心得候哉之段、御尋被下承知仕候、右諸雜費入用銀高等、追而申立候所存毛頭無御座候、一切私之物入を以浮方に相成候は、當秋紅毛人入津之上、紅毛人より爲謝儀白砂糖被指送候は、隨分受用可仕候、勿論私手内に而浮方に不相成候節は、謝儀たりとも決而請申間敷候、此段御尋旁以書付申上候以上、村井喜右衛門とて書たりける、これにより浮方被仰付、正月十七日より手配し、廿九日午刻にさばかりむつかしき銅積の沈船を、銅ともに喜右衛門か方寸を以引上げ、暫時に土生田より木鉢の假屋の濱邊へ引付しは、古今未曾有の手段妙策、最初より喜右衛門か工風、一として的中せすといふ事なし、萬國にすくれて工深く、天地も掌の上に測り、百萬里の大洋海も隣り往來の様にしなせる和蘭陀人も、天災是非なしとおもひあきらめ、手を束ね居たりしに、實に死人の蘇生せし如く、歡呼の聲おひたし、此よし江府へ

圖面書付を以て注進あり、亦鎮臺より喜右衛門へ當座の褒美として、防州櫛ヶ濱船頭喜右衛門、其方儀沖紅毛船浮方の儀、紅毛人より相願候處、指はまり致出精、自身入用を以早速浮船に相成、修理にも取掛り候段、誠に披群の手柄、紅毛人は不申及、當所一統安心満足事候、仍之爲褒美銀三十枚被下之、未二月、此事四國、九州、中州迄鼓動して、感賞せずといふ事なし、やかて江戸よりも喜右衛門へ、其方儀、先達而紅毛人沈之船取計の始末、時の執政某殿の被爲及御聞、披群手柄之段御褒美候、依而御汰沙之旨申聞け置、未二月、松平大膳大夫殿より按ずるに、毛利齊房、永代帶刀免許、上下拜領、兵戸美濃守殿に、毛利氏の老臣なり、領分百姓總觸頭筆頭被申付候、喜右衛門由緒書、松平大膳大夫殿内兵戸美濃守殿領地防州都濃郡櫛ヶ濱村井喜右衛門、自注、當未、四十八歳、右の者、廿年前より肥前領香燒島に旅宿を構へ、西漁丸に人數七八人づ、乗組、毎年八月頃罷越、翌年五月頃迄在留し、商ひは乾鯛の網元入をし、網子の者共へ仕入銀毎年前借仕置、乾鯛にて取入るなり、網船の船頭支配人、肥前の内に廿一人あり、一人前に網船七艘

づ、所持す、其網船大さ六十石より四十石餘迄なり、今度も喜右衛門、弟龜二郎か西吉丸、西漁丸兩船と、網船七十五艘を引上げ方に用ひしといふ、浮方用具は車大小九百餘本、柱二本海中へ建る、本柱廿二本、同添柱百三十二本、カヌ五千斤、藁いちひ檜網の類五千斤、諸雜費凡五百兩計とむ、扱紅毛船浮上りし後、委細にみれば彼の垢の溜り入りし穴は數點の星の如きものなれど、千丈の堤も蟻の一穴にて、遂に沈船とはなりしなり、やかて修理にかゝり、松杉長さ十三間に廻り一丈計りより、長さ七八間に廻り六七尺迄の帆柱、帆桁の材を十四五本下され、五月廿三日に、蘭人は再度ジャガタラさして乗り歸りしと云なり、一宵話、寛政十年當秋出帆之船、十月十七日夜、俄に西北風烈く、高鋒島瀬方へ吹付られ、帆柱を伐、船底破損致すに因て、早速地役之者を被遣御救手當有之、翌十八日木鉢浦へ挽付し處沈船に及ぶ、依之同所濱邊へ假屋を造作し、乗船紅毛人共被差置、荷物銅等は水練を入、日々揚方被仰付之、其後右沈船浮方存寄ある者は可申立旨御詢有之に付、市中より浮方

顯出る者ありて其術を難施、竟に浮方に不成也、但此浮方入用銀六貫目、地下役人受用銀并總町箇所割銀を以て割合差出之、同十一己未年、去冬沈没之紅毛船いまた浮方に不成處、防州都濃郡申ヶ濱船頭喜右衛門と云者、存寄有之由紅毛人傳聞、右之者へ浮方被仰付度依願免許あり、正月十六日より浮方取掛り、同廿九日浮船に成、二月三日木鉢假屋前濱邊へ挽揚し、此後追々修覆を加へ、帆柱を造立し、五月廿五日沖出帆致す處、又々於洋中逆風に逢、難船に及乘戻し、六月十六日當湊へ挽入、再び修理を加へ、九月廿日に至て、當年入津之船一同出帆歸國す、長崎志續編吉雄耕牛云く、阿蘭陀の船は、皆全木を疊み重て作り、ちやんにて塗り固め、何様の岩角に載せ掛ることも、少も動く事なし、其中に積入たる荷物を悉く外に出せば、其船自倒る、故に荷物を出せば亦外の荷物を入易へにすと云、凡水の深さ三丈許の處へは、引舟にて引入れは何までも入易し、如此なれども唐船より破船する事あり、毎度日本渡海の船底を破りたるを聞く、先年も日本の地に入て大風に逢

ひ、水の入ること八分に過るを見て、一の同船に大綱を引て綱を渡りて辛き命をのかれ、一人も恙なく長崎に來るなり、其船は五島の邊に漂流して着きけるに、帆柱は折れ、諸道具も散々損失す、牛家も死す、唯犬のみ残ると云、此船日本の帆を掛て長崎に引入れ、官府より拂ふ、町家の面々買ひ、是を解き、破て見れば、其船底には悉く錫にてのべ附てあり、是にて大利を大に得る事言語に盡しかたしと云へり、中陵漫錄○放流并漂流民護送 寛永十六己卯年、阿蘭陀人、諸厄利亞人の遺子を咬嚼吧に放たれ、同十七庚辰年、また阿蘭陀人の遺種四十餘人を同國に流さる、證は、瓜哇國昔巨咬嚼吧附パンチ、ヤアの部、流海并放流の條にあり、明和八年卯年六月十六日、長崎に入津の船、舊年浮泥國に漂流せし筑前國唐泊浦の志摩郡に水主孫太郎を送り來りしにより、上裁を経て、八月奉行より、これを彼國主松平黒田、筑後守治之に引渡し、咬嚼吧赫業喇兒に米五十俵、甲必丹に同三十俵、船頭に同二十俵を賜はれり、證は、浮泥國の部、漂流の條にあり、文化四丁卯年六月十一日、入津の一番船、また去歲北

亞墨利加洲の内ノールドキヌス邊に漂流の本邦人、三人を連渡る、漂流歸國、商人賜物等の事、例のこまくなるへし、流の條に證は、亞墨利加ノールドキヌス國の部、漂着并漂流の條にあり。

天明七丁未年、入津の船より、漂流の安南人四人を載せ渡る、御下知にて衣食を與へ、同年九月廿日、歸帆の船に附還せしむ、證は、安南國の部、漂着の條にあり。

通航一覽卷之二百五十一終

里、あるひは七千六十里、あるひは四千七百五十里とするものあり、海路シャロ國より、申の方四千五百里ヲヤ國を過り、二千六百里ヲ實に、國界は、南海水を隔て佛蘭西に對し、北は思可齊亞に續き、東又爾馬泥海に臨み、西意而蘭土海に隣る、幅員は直徑長百六十里、幅百二十里、あるひは東西百三十四里、南北百七十里といふ、分て五十二州、中に六十二侯あり、王都を噶頓と唱へ、都て府城二十五、市場百四十一といふ、五市場の繁昌、西洋諸州此地、我寛文五年、かの都府火災の後、新に別郭を構へ、二城を築き、一を噶頓、一を勿斯多蒙斯的兒と稱し、噶頓より釜模斯河に大橋を通し、長百八十丈、幅橋上に人家を建列ね、其製作巧妙なりと、夜は橋上に燈を點して往來を便にし、その河畔に砲臺數所を設け、寇ある時はこれを發す、其矢丸直に水面を注射すとなり、風土は寒地なれども肥沃にして、諸穀よく産し、鳥獸佳魚多く、金銀銅鐵鉛錫、及び百菓藥物蠶絲羽革等に至るまで、産物豐饒なりと、人物は蘭人に似て、船また蘭製に異ならず、性勇猛にして、文學諸技に長

通航一覽卷之二百五十二

諸厄利亞國部一

按するに、此國歐羅巴西北海にあり、もど諸厄利亞、思可齊亞の二國にして、總稱を大蒲利丹尼亞といふ、諸厄利亞の女王蓋那、かの千七百七年、我寛文四年、思可齊亞を併せ一統して、大蒲利丹尼亞王と稱す、思可齊亞は、南諸厄利亞に接し、其地北海に臨み、土地肥沃ならず、産物僅に土人の糧に供するに足るのみ、都城を厄那勃爾孤といふ、幅員長き我里法にて百三十四里、幅百里餘、南北分て二部となし、北を阿普兒思可齊亞といひ、十四州あり、南を涅達兒思可齊亞と呼び、二十州あり、其され共普通諸厄利亞他是に屬する島々甚多しとなり、

と呼ぶ、魯西亞同盟の國にて、昔時より子孫傳統の王國なりと、但し國名稱呼諸記同しからず、よて今文字は普通を用ひ、稱呼は御合條による、諸厄利亞漢文對訳につくり、またエンゲルタイラ、アンギリア、イングラナ、インガラテイラ、イグレホツタン、ラトブリタンヤなど記す者あり、かく稱呼さまざまなるは、自他の唱へ、混し誤りしもあるへし、道程もまた異同あり、海路一萬千七百里、本邦里法な、あるひは一萬二千六百

し、都府に學校ありて、生徒常に數萬に達せず、其殊に武技を精練し、航海操船の術、及び刀劍大銃に熟し、軍卒は十八歳より四十五歳を限り、騎兵百九十九隊、歩兵二百五十二隊、其諸島に畜ふる軍艦百二十四艘、軍卒これに準すとなり、其他百工に精しく、尤貿易を業とし、常に大洋に横行して、其船二萬八千八十餘、船上に役使するもの十八萬四千名といふ、世界至らざる所なく、宇内を混同するの意ありといふ、あるひは、常て海賊を業とす、また我寛政九年、阿蘭陀に打入、其主魯西亞に走り、阿蘭陀本國は諸厄利亞の郡縣となり、只ツヤカタラの出張所のみ残れる、故に近來入津の阿蘭陀船に、硝子、きりこ及び遠鏡、上品の羅紗等、本國の産物絶てなしといふ、追々兵威強大にして、南洋の諸島を併吞し、水軍を置、他邦を攻奪ふ事少からず、または、佛蘭西を打破り、其他の隣國も兵害を被る事多し、實に是戒慎すべきの國にして、後天下の患をなさんものは、必この諸厄利亞ならんといふ、以上采覽異言、増譯采覽異言、國朝舊章錄、萬國航海圖說、萬國傳信紀事、增補華夷通商考、近世東西略史、西洋列國史略、四夷八蠻船行記、伊祇利須記略提要、伊祇利須疑問及近代翻譯の西書等に載する所にして、悉信しかたしといへども、今概して記す、此國我慶長五年より元和七年に至りて、渡海をゆるされしか、延寶元年より嚴しくこれを禁せられ、永く御制禁の國となる、

○渡來御朱印附呈書御返簡

慶長五庚子年、諸厄利亞人、阿蘭陀人と同船して、和泉國堺の浦大島郡にに渡來し、通商を願ふよし、奉行注進に及ぶ、清右衛門、堺の奉行なりよて東照宮彼等を江戸にめされ、僉議を遂らるゝに、願の趣意不審の事もなきによりて、江戸滞留をゆるされ、月俵及び宅地を賜ひ、時々めされて、異國の事等御尋あり、船破損により、留九年に及ぶ慶長六辛丑年、去春船堺浦へよる、是はイギリス云島の船なり、黒船の敵なりと云々、然間船中に具足大鐵砲數多有之、具足は腰より上ばかりなり、内府公見物し給ふ、創業記考異慶長五庚子年、漢又刺亞國人と和蘭國人、各一大船に按ずるに、諸厄利亞人、阿蘭陀人、同船のよ乗て、初て泉州堺浦に着岸す、按ずるに、關人の事は、其國の部に於て、下同し漢又刺亞は能船を操り、水戦に習熟し、能劍を遣ふ、其勇悍諸國皆畏る、伊幾利須海賊といふ是なり、外國入津記、慶長五年、泉州堺の浦に不見馴大船一艘着岸す、遂吟味之處、爲商賣始て咬嚼吧よりオランダ人、エゲレス人相渡申候に付、早速江戸へ致注進、江戸へ可致廻船由被仰付、依之出帆す、海中過半乗出し遭

難風、相州浦川に打寄就破船、乗組人陸より江戸へ被召、御詮議之上、彼者共申上候者、日本渡海之儀蒙御赦免度、爲訴訟始て來朝候、於御赦免者、年々致渡海、商賣仕度由奉願、乗船無之故、八九年も逗留す、其内御扶持方等拜領被仰付、阿蘭陀之頭人ヤンヤウス、エゲレス之頭人アンジと申者逗留之内、折節御城へ御召、異國之儀共御尋に付、段々申上、就夫ヤンヤウス儀者、首尾能相務、右兩人之者共へ屋敷等拜領被仰付、致作事令住居、於江戸ヤンヤウス居候所をヤヨスガシ、アンジ居候所をアンジ町と申候、長崎大記、長崎雜語、古集記○按ずるに、長崎來し、慶長五年より通商を許す、是は、誤りなるべし慶長五年、泉州堺之浦に大船一艘來着せり、仍て其意旨を尋るに、阿蘭陀人并諸厄利亞人爲商賣願、貴國に渡海せし由訴之、即刻言上有之處、其船江戸に可令乘廻との御事なり、しかるに彼船南海を乘廻り、遠州灘にて難風に逢、相州浦川にて破船す、此旨言上有之處、船中之人數陸路より可差越旨被仰下、則陸路より江戸表に參上す、依之委細被遂御詮議處、彼者共日本渡海商賣仕度旨御願申上る、則達上

聞處、願之通御免被仰出、按ずるに、渡海御朱印を賜然共、可令歸國乘船無之、江戸に滞留せり、其間御扶持等被下置、頭人共折々御城にも被爲召、外國筋之事等御尋有之、兩人之者へ御屋鋪拜領被仰付、ヤンヨウス自注、阿蘭陀人、居たる所をヤヨスガシといふ、アンジ注、諸厄利亞人、按ずるに、居たる所をアンジ町といへり、長崎實錄大成、長崎御用書物慶長五年、エゲレス人、阿蘭陀人同船に乗組合渡海、阿蘭陀一所に商賣之願を訴るに付、竟に蒙御免、其時エゲレス頭人アンヂンと云者、これも阿蘭陀ヤンヤウス同前に江戸に逗留し、折節には御禮を勤む、彼後には名氏を三浦アンヂンと云、江戸にて屋鋪を拜領し住居す、其跡アンヂン町と云是なり、アンヂンも日本渡海御赦免之御朱印致頂戴由云傳ふ、長崎拾芥集唐人安針の按ずるに、安針とあるは、諸厄利亞人なり、今唐人記すは誤り、墓坂か拾の倉郡の山中なり、山道に在り、此邊より海上をなかもれは、江戸前悉く見ゆるなり、この唐人は昔江戸日本橋に住居し、鳥を商ひ渡世

してありしか、其後この村へ按ずるに、同郡來て相果けるとなり、唐人病の床につき、吾果なは江戸眺望の地へ葬吳れよとて相果ける故、此山中に墓あるよし申傳ふ、昔し安針か住し所とて、今に日本橋にて安針町と申由、近頃此唐人の墓、安針町より再興供養あり、一一向宗淨土寺京都西本願寺の末寺、此寺に唐人安針の守本尊唐佛正觀音の像あり、三浦古尋録○按ずるに、中留恩記略の記載信し、たしさいへも、世に唱ふる一説なれば、姑く存す諸記、阿蘭陀人ヤンヨウスは江戸に止り、諸厄利亞人安針は本國に歸るこあるを是とす、三浦安針屋鋪跡は邊見村の中程にて、淨土眞宗淨土寺の南にあり、今は畠地となれり、傳へいふ、安針は朝鮮の人にて、本朝に歸化し、三州に住す、砲術に妙を得、其術を諸士に相傳す、よりに東照大神君様に拜謁し奉り、關東御打入の後、當村にて二百二十石の知行を賜はれり、故に三浦を氏とす、また江戸にて邸宅を賜はれり、今の安針町是なり、後當村に住居せり、村内鹿島明神、寛永十三年の棟札に、大檀那三浦安針と記せり、一子ありしか早世して家絶たりとぞ、浦賀道の傍なる山上に、安針夫

婦の墓あり、安針平生いへらく、我死なば、江戸を一望すへき高き地に葬るへし、さあらは永く江戸を守護し奉り、將軍家の御厚恩を黄泉の下に報ひ奉らんとの遺言に任せ、此山上に葬りしとなり、山上の眺望海面を越て金澤、神奈川、羽根田、品川の邊を一望して佳景なり、相中留恩記略、

同十三戊申年、蘭船肥前國平戸に松浦郡に入津し、さきに渡來せし蘭人及諸厄利亞人を尋ね來る由訴ふる旨、領主松浦壹岐守隆信より注進あり、東照宮彼を江戸にめされ御吟味ありて、同十四己酉年、諸厄利亞人を返し渡され、また願によりて渡海の御朱印を賜ふ、阿蘭陀人は猶在留を願ひ、數年江戸に居す。

慶長十三戊申年、阿蘭陀船一艘平戸に着船す、船中の者申立るは、九年前阿蘭陀船爲商賣願、日本に赴し處、其船行方不知、諸方を尋るに、日本に在留し居る由承り傳し故、今度貴國に渡海仕る由訴之、依是松浦壹岐守方より言上ありし處、江府に其船の長たる者を可差越旨被仰下、則平戸より阿蘭陀人に警固相添差上らる、江府到着の上、年來在留の阿蘭陀人に被引合處、則尋來る者なり、然る處ヤンヨウス

事、江戸表に馴居し故、滯留仕たき旨相願ふ付、其儘差置る、商賣御免の事は、先達て被差免故、今度御朱印を被下、平戸より來し阿蘭陀人頂戴之、右同前に、諸厄利亞人も御朱印頂戴し、按ずるに、御朱印長十四年なれば、諸厄利亞人も同時なる事論を、蘭人に賜りしは慶長十四年なれば、御朱印の案今所見なし。 十箇年餘平戸に着船し、商賣を遂く、長崎志、

慶長十三年、阿蘭陀船肥前の内平戸へ着す、時に彼等申候は、先年始て阿蘭陀より日本へ渡海仕候船、今に歸國不仕故、行末を相尋候はんため、此地へ入津仕候といへり、依之平戸領主松浦壹岐守方より江戸へ注進有之處、其津の阿蘭陀頭人を、此地へ可差越由にて、檢使を附け參府仕る、御吟味有し上、先年破船の阿蘭陀エゲレス人を、此船より御歸し被遊、然處ヤンヨウス者在留仕度由願申に付召罷候、彼等爲商賣日本へ渡海之儀御赦免、御朱印頂戴仕候也、長崎大紀、

阿蘭陀人、諸厄利亞人乗船無之に付、江府に滯留せし所、九箇年目にあたりて、慶長十三年、阿蘭陀船一艘肥前國平戸へ渡り、申出候は、阿蘭陀船初て日本へ渡り、於今歸國不仕候故、無心元存し、行衛を

尋候爲に、此地へ罷越候よし、依之領主松浦壹岐守より江戸へ注進有之候處、早速阿蘭陀人江戸へ可差越由にて、檢使を添差出す、御詮議之上相違なきを以、逗留之阿蘭陀人、諸厄利亞人御返し被成候、以來日本へ相渡商賣之儀も、此時に御赦免、即御朱印頂戴被仰付候、長崎雜記、

慶長十三年、阿蘭陀船一艘肥前平戸に着岸して云、先年我本國之船出帆して今に歸らす、傳へ聞、貴國に在留すと、其安否を問んかため、且通商を請ふとなり、此よし松浦壹岐守より駿府に言上せしかば、則通商を免され、御朱印を賜ふ、自注、按ずるに、此時東の事はみな公裁に出つ、諸藩の事はみな公裁に出つ、

是よ、阿蘭陀、諸厄利亞の二國、肥前平戸に來船して通商せり、山本氏筆記、

諸厄利亞人、日本に渡海する事上に如謂、慶長五年に紅毛と同船にて來る事これ初なり、故同十四年彼頭アンジ、紅毛頭ヤンヨウス、同前に日本に渡海、蒙御朱印、長崎集、

同十七壬子年、商船はしめて平戸に渡來す、時に甲必丹以下通商の事によりて、七箇條の書を捧く、此書中年月を記さ

されども、文中に商船はしめて渡來の事見ゆれば、この時と決す、

慶長十七壬子年より、諸厄利亞平戸へ來り交易す、引續き年々渡來す、長崎記、嘆詠餘話、

慶長十七年より、イギリス船平戸へ渡海する事十四年也、長崎集○按ずるに、十年の誤りなり、

伊祇利須呈書、山府所藏、

覺

一日本へ今度初而渡海仕候、萬商賣之儀、御じゆんろに被仰付可被下候事、

一兩御所様御用之御物之儀者、御目錄を以被仰付可被下候事、

一於日本イギリス船之荷物、おしかひ、らうせき不致様に被成可被下事、

一イギリスふね大風にあひ、日本の内何れのみなごへ着申候共、無相違様に被仰付可被下候、何方にても望之みなごに家をたて、賣買可仕候間、御屋鋪可被下候事、

一日本にてかひ申度荷物御座候は、其商人相對次第、かひ取候様に被仰付可被下候事、

一日本人とイギリスの者、けんくは仕出候は、理

非を御せんさく被成、理非次第有體に被仰付可被下候事、

一イギリスへ歸國仕度候は、何時にても歸國仕候様に被成可被下候、爲仰歸國仕候時者、立申候家をたまはり候て、歸候様に被成可被下候事、

かびたん しやかん
さのなす せいらゆ

此本書、長崎立山庫中に現存す、バツビール紙の事、筆に代るものを以て書するもの、其紙縦六寸五分許、横九寸許、尋常和蘭の封書の如くに折てあり、外蕃通書、

同十八癸酉年八月三日、異國日記には四日す、いま駿 諸厄利亞國主よりはしめて書簡方物を捧げ、通商熟和に及はん事を願ふ、時に使節駿府において東照宮に拜謁す、同年九月、御返簡及び貼金屏風五雙を贈らせらる、此他通商の事により、七箇條の御朱印を賜ふ、同十九甲寅年八月十三日、かの甲必丹駿城に登り拜謁を遂く、是より後、年々拜禮ありしや詳ならず、

慶長十八癸丑年八月三日、イゲルス今日候殿中、獻猩々皮一間、弩一挺、象服入鐵炮二挺、長一間程之

駿鑓六里見之、云々、駿府記、駿府政事

慶長十八年八月四日、インガラテイラ國王の按する舊章録によるに、イギ 使者於駿城御禮申上る、王より音信色々進上也、此國よりは始て使者なり、捧書蠟紙幅二尺一尺五寸、三方に縁に繪あり、三つに折、二つに折返して、紙にて針さちの様にして蠟印あり、文言は南蠻字にて不被讀故、アンジに假名にか、せ候、左にあり、

セメン帝王書狀之趣者、天道の御影により、ヲフブリタンヤ國、按するに、大滿利丹尼亞と唱ふ、フランス國、エランヤ國、是二箇國之帝王に、此十一年以來成申候、按するに、三箇國の帝王とあるは不審なり、諸記録を閱するに、ヲフブリタンヤは諸厄利亞國の總稱にして、我寶永四年思可齊亞を併吞すあり、エランヤは阿蘭陀なるへし、佛蘭西、阿蘭陀は各其國王ありしむれ諸記録に見ゆ、また我寶永九年、かれ阿蘭陀を破り、みなあのか郡縣とせしむれ見ゆれども、然者日本之將軍様御威光廣大之通、我國へ慥に相聞え候、爲其カビタン、ゼネラル、ジュエワン、サイリス此等を爲名代、日本將軍様へ御禮爲可申渡海させ申候、如此申通に罷成候得者、互之國之様子廣大に流通仕、我國之満足之處不淺候、於向後者、毎年商

船あまた渡海させ、雙方商人被爲入魂、互之惣物商賣可被仰付候、其上日本將軍様御意之旨於御懇情者、商人を當國に残置、彌兩方懇和可被成候、然上者我國へも日本之商人を自由に呼入、日本之重寶之物を調得させ、賣買可申付候、於此上者、いく久申通、日本へも無心疎用に可申入候條、被成其御意得可被下候、以上、

大ブリタンヤ國の王居城者チシメシタセメシ帝王

按するに、諸記王都を噴頓といひし旨みゆれば、居城今チシメシタセメシあるは不審なり、もしくは噴頓の古名にや、

日本將軍様

今此衆被參候國はイカラタイラ、又イゲレホッタなども申、何れも國は一つ、名は二つ御座候、如此アンジ書付上申候、伊伽羅羅羅へ御返書可被遣、被爲仰出候、イカラ色々々に名を申候間、書付越候へど、後庄三迄按するに、後藤庄三郎の略書なり、申遣候處に、アンジ方よりかきつけ來國者、イカラタイラ又イゲレホッタなども申候、いづれも國者一つ、名者二つ御座候と聞きつけ上る間、當字に如上書遣す、伊伽羅羅へ御書下書、八月廿八日御前へ御目に掛、文體御氣に入、九

月朔日に清書する、日本國源家康、復章伊伽羅羅國王麾下、遠勞船使、初得札音、貴城之治政、所上紙墨目擊道存、特領數般之方物、采納多幸、與吾邦所修鄰好、而在通商船之示諭、宜隨所求矣、雖隔萬里之雲濤、須齊咫尺之封疆者乎、菲薄之土宜、具別幅投贈之、聊表寸忱者也、順序自書、

慶長十八歲舍癸丑季秋上旬 御印

右之書、間に合の下繪の紙、裏に切薄有之、書之、一行に十五字、以上十行、年號は一行のけ書之、加籠鳥子如常、上に、

日本國源家康復章伊伽羅羅國王麾下 謹封

如此認也、

別幅

一押金屏風 五雙

右 慶長十八歲舍癸丑季秋上旬

如此上々の鳥子に書之、加籠之内へ加へ入、九月朔日に御印被爲押、アンジへ被渡なり、内田織部、上州より按するに、木多上野介正純なり、使來、右之外に御右筆衆より之

書にて、御朱印被遣なり、案は左にあり、
 一イギリスより日本へ、今度初而渡海之船、萬商賣方
 之儀、無相違可仕候、渡海仕付而者、諸役可令免許事、
 一船中之荷物之儀、御用次第目録に而可召寄事、
 一日本之内何之湊へ成共、着岸不可有相違、若難風
 逢帆楫絶、何之浦々へ寄候共、異議有之間敷事、
 一於江戸望之所に屋敷可遣之間、家を立致居住、商
 賣可仕候、歸國之儀何時にてもイギリス人可任心
 中、附立置候家者イギリス人爲儘事、
 一日本之内にて、イギリス人病死など仕候は、其
 者之荷物無相違可遣事、
 一荷物おしかひ狼藉仕間敷事、
 一イギリス人之内、徒者於有之者、依罪輕重、イギ
 リス之大將次第可申付事、右如件、
 慶長十八年八月廿八日
 御朱印
 インガラタイラ

慶長十九甲寅年八月十三日、黒船之加毘丹自注、リスなり於駿城賀禮、以上、異國日記、
 元和二丙辰年八月八日、諸厄利亞は邪教の國たるに
 より、何れの浦に着船すとも商賣を許さず、長崎平戸
 に送るへき旨、老中より海岸の大名に達す、證は、附録
異國船扱方諸厄利亞船之條にあり同月廿日、かの國通商の事によりて分
 條を賜ふ、同四戊午年八月、彼國人通商に事よせ、邪
 宗弘めざるやう、老中より松浦肥前守及び長崎奉行
 長谷川左兵衛に達す、
 元和二丙辰年八月廿日
 條々
 一自伊祇利須至日本國渡海之商船、於平戸可賣買、
自注、他所一被國人若有令病死之輩者、其荷物不可有相違事、
 一船中商客於有罪科者、任其國法可隨船主心事、
 一船中之資財、隨所且以目録可召寄事、
 一不可有押買狼藉事、
 一被國人若有令病死之輩者、其荷物不可有相違事、
 一船中商客於有罪科者、任其國法可隨船主心事、
 右可相守此旨者也、
 元和二年八月二十日 諸法度、御細書、合條記、御制法、東
武實錄○按するに、御細書にのみ八

月三十日に作るは
誤寫なるへし、

元和四戊午年八月
 急度令啓候、仍黒船イギリス船之儀、於長崎平戸令
 商賣之旨、至于諸國諸湊被仰出有之候、寄事於商
 賣、密々にも不可弘其法様、按するに、其法は
は邪宗なます可申付旨
 上意に候、恐々、
 元和四年八月

- 土井 大炊頭 安藤 對馬守
- 板倉 伊賀守 本多 上野介
- 松浦 肥前守 殿
- 長谷川 左兵衛 殿

追而、唐船之儀者、何方へ着候共、船主次第、於其
 所可賣買旨、被仰出候、合條記、
 元和四年十二月六日、イギリス船於長崎平戸可令
 商賣之旨、至諸湊被仰出、其外密々、商賣不可然
 由、去八月松浦肥前守、長谷川左兵衛方へ、五奉行入
 中按するに、老
中なすより、被申遣候、元和年録、
 同七辛酉年、諸厄利亞人商賣次第に利潤薄きよしを
 訴へ、渡海を辭す、
 慶長十七壬子年より、諸厄利亞船平戸へ渡海する

事十四年なり、按するに、十年の誤寫
なる事は前に注す然るに、かれ商賣次
 第に利潤無之故、以來渡海仕間敷由訴之、元和七年
 より渡海せず、長崎集、長崎雜記、
嘆詠餘話
 慶長年中、諸厄利亞人渡海御免、御朱印頂戴之後、十
 箇年餘平戸に着船し、商賣を遂げ、其後數年斷絶
 す、長崎志、
長崎記
 慶長十七年、エゲレス爲商賣平戸に着し商賣せし
 か、利潤なきにより、日本渡海可止訴訟として、エ
 グレス、カピタン江戸へ登りし折節、爲御名代土井
 大炊頭上落之處に、カピタン草津にて行向、右之意
 趣を達せしかは、己か望に任すへしとて、此年より
按するに、元和
七年なす日本渡海を止む、長崎拾芥集、

通航一覽卷之二百五十三

諸厄利亞國部三

○異船燔沈

正保元甲申年六月八日、肥前國高島、松浦郡に筑前國姫島との志摩郡に海上に異船渡來す、國名詳ならず、たゞし唐亞の船なるへしと記したれども、信し、たし、されども、諸厄利亞明證を得されは、しばらくこの部に收め、後考を俟つ、同九日、寺澤兵庫頭、肥前國唐津城主、松平黒田、右衛門佐、筑前國主、及び松浦壹岐守、肥前國平津城主、等、軍船數艘を出し、同十一日悉焼沈め、大筒を分取す、此事唐津城被燬古事に詳なれども、他に所見なきに不審なり、姑く疑ひを存す、

正保元甲申年六月八日
早天唐津之按ずるに、肥前國松浦郡に屬す、城主寺澤兵庫頭領分高島と、筑前國福岡領志摩郡姫島との間に、長さ五十間計の黒船來り掛ける由、所々の遠見所より追々注進ありければ、城主兵庫頭殿大に驚給ひ、早速本城へ行、天守臺より遠目鏡を以御覽有ければ、小山の如くなる船一艘、凡乗込の人四五百人計可有之、軍船と見えて、旗、指物、馬印、鉾、長刀、劍其他色々

成兵具を連れ、數十挺の石火矢筒を揃へし有様は、蒙古の古へを思ひ出され、彌船や來らんかど一家中の者共騒ぎ大方ならず、寺澤殿二の丸へ入給ひ、早速御陣觸有之、船奉行池田新助、門崎伊右衛門へ、浦々船水主の用意可致旨相觸候様被仰付、猶又軍船の用意等も御沙汰有ける内に、大船頭小船頭并船目付等の者打寄、その用意あり、

兼而御定之御人數割左之通

一先陣之士大將岡島七郎右衛門、與力に而並河九郎右衛門組士共、古河傳右衛門組士共、稻田平右衛門組士共、林又兵衛組士共、何も大筒、弓、鎗、長刀に而乗出す、
一同足輕大將に而並河太右衛門組士共、關善左衛門組士共、小笠原齊組士共、古橋庄助組士共、大竹嘉兵衛門組士共、呼子平右衛門組士共、中島與右衛門組士共、上目八助組士共、何も大筒、小筒を備而乗出す、

右八箇所之郷組共

一後陣之大將には原田主計、與力笹小左衛門組士共、今井九兵衛組士共、並河太兵衛組士共、川島茂

右衛門組士共、足輕大將には片岡庄右衛門組士共、石原太郎左衛門組士共、陰山源左衛門組共、酒井孫左衛門組共、柳本五郎左衛門組共、柴田彌五郎組共、渡邊與右衛門組共、島田十郎右衛門組共、何も大筒小筒を備へ乗出す、

右八箇所郷組足輕共

一高島には與力頭並河團右衛門組士共、足輕大將には島田直記組士共、細井源之丞組士共、何も大筒小筒、弓共堅之、
一大島には、按ずるに、松浦郡に屬す、但し下地名數所に及へざれば、逐々按、みな同郡及び筑前國志摩郡怡土郡早須郡を出注を加へず、淺井小十郎組士共、川崎東馬組士共、岡原彦兵衛組士共、大筒小筒に而堅之、
一神島には岡島次郎兵衛組士共、谷崎八右衛門組士共、笹山小藤太組士共、右同斷、
一濱崎浦には小林甚十郎組士共、渡邊半左衛門組士共、小野兵九郎組士共、
一鷲の首鹿賀には齋藤空右衛門組士共、右同斷、
一深江の濱には松下半之丞組士共、澤田玄蕃組士共、右同斷、
一馬依島には酒井藤右衛門組士共、中村源八郎組

士共、古川直馬組士共、右同斷、
一加唐島には加藤清左衛門組士共、磯田十太夫組士共、右同斷、
一破ヶ崎には三宅藤十郎組士共、本郷三十郎組士共、右同斷、
一假屋崎には馬廻五騎、足輕二十人、右同斷、
一呼子浦には馬廻三騎、足輕十五人、右同斷、
一入野浦には馬廻三騎、足輕十五人、右同斷、
一黒川浦には馬廻二騎、足輕十人、右同斷、
一向島には佐々木四郎左衛門組共、馬廻三騎、右同斷、
一湊浦には馬廻二騎、足輕十人、右同斷、
一寺澤兵庫頭殿御先勢三宅藤右衛門、御後勢澤木七郎兵衛、軍目付國枝清左衛門、御側組足輕四組二騎、本組四組、都合五百八十八人、滯島濱邊へ出張有、
一御本丸御留守居には岡島次郎左衛門、百十四人にて堅之、
一二の丸には並河佐右衛門、百二十四人にて堅之、
一水の門には陰山源三郎、百人にて堅之、

一北の門には細井金十郎、百人にて堅之、
 一大手門には熊澤三郎兵衛、百五十餘人にて堅之、
 一船人門には小寺兵十郎、五十人にて堅之、
 一西の門には關右京、二百人にて堅之、
 一名古屋口拵辻兩御町奉行二組にて堅之、
 一埋門には柳本徳太郎、五十人にて堅之、
 一西の濱には小笠原登之助、百人にて堅之、
 一佐志濱には加藤主殿、四十人にて堅之、
 一腰曲輪には渡邊東馬、百人にて堅之、
 一寺澤殿之御船には美々敷備へ、船奉行池田新助、
 川崎伊左衛門を初、大船頭小宮官右衛門、吉田儀右
 衛門、船目付磯貝藤右衛門、水主六十人にて、鳥島
 と洲口之間に掛り、先陣の相圖を相待けり、都合五
 千五百人之着到にて出張あり、
 一筑前國福岡松平右衛門佐殿在江戸なれども、姫
 島毛屋崎より注進櫓の齒を挽か如く、御留守居美
 作より、秋月筑前國夜須郡に屬す、黒田甲斐寺の城地なり。の方へ飛脚を以申
 遣ける、早速甲斐殿先陣黒田外記、郡主馬、山内源八
 郎、川田齊、西村藤、大坪仲を始として、都合五百八
 十八人、九日暮方秋月を出馬にて毛屋崎へ出張有、

又黒田市正殿には吉田六郎太夫、明石權太郎、牧甚
 之助、二神七太郎、黒田宗右衛門等を始めとして、
 都合六十人にて、農方九日夕方今津浦へ出張有、
 一福岡之先陣には郡正太夫、村澤源之丞、甲良道
 可、吉田久太夫組々都合七百五十人、後陣は杉山文
 之丞、浦野半兵衛、新見藤、原吉之助組々都合七百
 五十人、
 一姫島には黒田源左衛門、吉田壹岐、竹田十左衛
 門、小川勘左衛門、小川縫殿組々都合五百八十人、
 一姫濱には小林小十郎、金子内膳組々都合四百五
 十八人、
 一衣崎には黒田監物、山本紋右衛門組々都合三百人、
 一黒崎には井上三郎太夫組々都合百人、
 一相の島には郡兵内、明石友兵衛都合三百二十人、
 一地島には戸田孫九郎、吉田八彌組々都合二百人、
 一志賀島には黒田内匠、井上美濃都合百五十人、
 一櫻井には自注、神主大宮司上、手勢百人、自注、所々都合
神主與力、
 一鐘ヶ崎には黒田造酒二百人、
 一野登には近藤齊、野村十郎兵衛都合百八十五人、

一蓋屋浦には菅野六之助百人、
 一多々羅浦には竹本内記百人、
 一野子島には山本太郎左衛門、深澤源五郎百八十人、
 右、何も大筒小筒、鎗長刀にて出張す、
 一福岡御留守居に、黒田美作、在國之諸士を割合、
 一御本丸には黒田外記、
 一二の丸には三枝勘兵衛、
 一三の丸には小川傳八等を始め、外曲輪迄夫々に
 手配して、堅固に備へ、燒草船迄も用意して、先陣
 の相圖を相待けり、
 一六月九日の暮方より、唐津の先陣後陣の軍船數
 百艘、黒船を遠巻して備たり、
 一同十日晝時より、筑前の先陣二十五艘軍船、姫島
 より南之方四里計にして碇を卸し備けり、此所筑
 前と唐津の境の海と見えたる故、黒田寺澤の兩勢
 出張せり、翌十一日朝、筑前後陣の勢數百艘船を浮
 へて、黒船の北を堅たり、扱又平戸の城主松浦壹岐
 守殿勢千二百餘人にて壹州へ出張、毛利勢は伊崎
 に陣を張、小笠原の勢は黒崎の沖へ軍船を浮へ、何
 も左右を今やくと相待ける、追々兩家の軍船數

千艘押寄、十重廿重に追取巻、柴船、茅船數百艘、黒
 船の南北に控へたり、
 一兩家の總勢時の聲を揚げる時は、東は毛屋崎、西
 は小川島、南は虹の濱、北は姫島沖、四方十里を響
 出しけり、黒船より是を見て大きに驚き、唐津勢の
 方をさし招き、何やら呼といへども、一切開分け不
 得、只時の聲のみしてけり、團扇を以て招きけれ
 ども、未だ日本にて見もせぬ石火矢筒三四十挺、筒口
 揃へ待ければ、寄する船は一艘もなし、黒船も今は
 すへきやうなく、逃れとすれども流石廣き千海灘
 を、陸地の如く船筏を組固めける故、透間なくして
 控へたり、暫くしてドラ、チャンメラを吹出し時に、
 年の頃二十歳計の若大将、金の冠に赤地の錦の装
 束して、朱の日傘に金銀の短冊數十枚付、縁には
 紺地錦緋縮緬の様なる美々敷ものを付けるを差か
 け、供廻り五六百人引連れ、船矢倉へ登りて、寺澤
 兵庫頭の三つ臺の紋付たる旗、石無地紋付たる吹
 流しを口口何やら言て頭を下け拜みける處を、十
 一日午刻、唐津先陣の大將岡島七郎左衛門船より、
 並河九兵衛組士佐々木兵助三十貫目にて、彼大將

を打落したり、後に控へし者其大きに驚き、何やら口に言て怒りければ、筑前勢の中より二三十貫目筒にて打掛ければ、あやまたす三人打落したり、残者共矢倉より船の内へ入にけり、其時兩家より大筒、小筒詰替込替打掛ければ、黒船にてはごら、ちやんめら吹出すや否や、二十四挺の石火矢一度に打出す、然れども小山のとき大船故、玉は帆柱旗吹流しの竿のすへを打通し、人には一切怪我はなし、其玉唐津の高島の北裏の鼻に當り、岩石おひた、しく打碎き、數十丈崩れ、毛屋崎の鼻を打崩す、此時黒田、寺澤の侍大將牒し合せ、兼て用意の燒草船を招寄、風上より流し懸たり、黒船間近く成ければ、柴船の船頭火を付て天満船へ乗移り、味方の方へ漕戻りける、扱又燒草船黒船へ流れ付頃、火矢を諸方より打懸ければ、異國人龍吐水鯨吹波杯いふ火消道具にて是を消といへども、數百艘の燒草船、一面に流れ付燃上りければ、二三艘は消といへども、最早黒船に火移り、北側半は燒落る、石火矢打候節の船箱に火入けるや、海中一面に火となり、船ひらき燒落にけり、右之趣、兩家三太守へ黒船燒沈候

旨注進あり、大きに悦ひ給ひ、彼國崩しの大筒を取揚へき哉の旨、兩家より海士を入られ、芋綱を以卷、ろくろにて巻上げれば、唐津へ八挺、筑前へ六挺どりけり、此外いまた十挺程も海中にあれども、綱切れて取事不叶、然處筑前より髪毛綱二房持來り、五度引揚けれども、此綱切れて不上、何者か言出しけん、黒船の唐人燒死の亡魂、右石火矢を揚られん事を悲しみあからずとも、又龍神のおしみ給ふ共言觸らしければ、筑前勢は髪毛綱切れし後は、此事を恐れしにや、早々人数をまとめ歸陣いたしける、斯て岡島七郎右衛門つくく思ひけるは、扱も黒田は音に聞えし大家なる故、髪毛綱切し後は、其儘拾置引ける、當家にては天草一揆の以來、四萬石被召上、八萬三千石の小家なれば、髪毛綱も無之、且又金銀にて手に入品にもあらず、筒様の器物を拾置けるは、流石大家の家老職は格別也、我又工夫を考へ、右の毛綱を取上候事案の内に入り、髪毛に似たれば芋をねりませ、沙間に彼切れし毛綱へつなき合せ、二度迄巻、此方の實にせんと獨り笑を合み、同役へも沙汰なしに其用意有て、太守へ申

上、彼所へ船を出、巻上げたれども、又と切れて不揚、一寺澤兵庫頭殿黒船征伐相濟、總勢一人も怪我もなく御勝利の事故、則當所鎮守五社大明神へ御參詣あり、

一右の黒船何の國といふ事不知候得共、取揚し大筒の文字を見れば、横文字にて書たる様子は阿蘭陀に似たり、其頃イギリス國は敗世の頃、彼國の軍船にてはなきかといへり、敗軍に及び日本へ吹流し、其上兵糧水薪等を求めたために來りしと見えたりとも、其旨も不糺燒討せしは、行届る仕方と、世上にて風聞に及びしなり、尤公儀より御褒美もなく、又御咎もなし、

一此度の燒討急成も尤なり、先年南蠻國の黒船渡海をなし、天草島原の郷民どもを切支丹宗門に引入一揆を企、剩松倉家斷絶、寺澤家は天草にて四萬石被召上げるも、元は黒船より起りし事故、公儀の御差圖無之とも、黒田家へ申合せて、有無も不糺燒討在之候、尤の事也、蒙古以來、黒船燒討之儀は希有の事の由にて候、

一先達而海中へ沈し鐵炮巻上候は、筑前へ六挺、三の曲輪に有之候、唐津へ八挺、腰曲輪に有之候、外に二挺は朝鮮征伐の節、加藤虎之助持歸り、唐津之城に有之と云傳へたり、尤二挺は小筒なり、文字相違なり、都合石火矢十挺有之候由なり、

慶安二戊年正月十日寫之 左 藤 源 八

自注、この書記は、五箇年以前正保元年之夏、黒船燒討之次第、寺澤兵庫頭様御家中並河太左衛門屋敷を私請取候處、座敷押入之内に此書記有之故、本書は上へ差上者也、○唐津城鐵炮古事、

○渡來制禁

延寶元癸丑年五月廿五日、諸厄利亞船長崎に渡來して、再通商を願ふ、よて奉行岡野孫九郎及び松平鍋島丹後守光茂肥前國主、江戸に注進す、然るにかれ數年中絶し、我制禁の波爾杜瓦爾國と婚家たる事聞ゆるをもて、其願許されすして、七月廿六日歸帆せしめらる、

長崎實錄大成等に、根米之、頭によりて貨物賣拂ひを許されし見ゆるは不審なり、され永く御制禁の國たるを思ふに、薪水根米は賜るも、荷物賣拂ひは許されざりしなるへし、また六月十二日老中連署に、五月十六日廿一日、廿四日、廿五日度々の書狀披見云々の文あり、さては十六日の頃より、追此時近國の大名及び家人等追濱に近づき來りしなるへし、此時近國の大名及び家人等長崎に出張す、

延寶元癸丑年六月六日、去月廿五日、エゲレス船一艘長崎着岸、商賣望候由、松平丹後守より注進、

柳營日記、如官日簿抄、

延寶元年五月廿五日、野母深ほり之遠見番より、オランダ船一艘見え候由、奉行岡野孫九郎方へ注進す、依之オランダ人に檢使通詞差添旗合に遣候處に、オランダに而無之、エゲレス船なり、渡海相留り候處に、何として乗渡候哉と詮議有之候へ共、先年爲商賣平戸へ數年相渡り、其後四十年之間中絶仕候以來、日本渡海之儀御赦免蒙度爲訴訟、エゲレス國を類船三艘にて、去る亥年出船仕候而、バシタンと申所へ相渡、一艘は東京に遣し、二艘船にて去年六月高砂へ參候、順風無御座留仕、今一艘の荷物も此船につゞき、類船はバシタンに遣候、是も跡より入津可仕と存候由申上る、宗旨之儀は被遂吟味候處、南蠻人流の者に而無御座候、然れども近年南蠻國ホルトガル之頭之娘を、エゲレス頭方へ嫁候故、國中之者南蠻之交りも仕候、併吉利支丹とは格別にて、オランダ同前にて御座候と申出る、右之趣早速江戸へ注進有之、近國にも段々相知れ、

御用心有之、然處にエゲレス訴訟不相叶、同七月廿六日に被追歸、エゲレス此度御朱印可持渡事候得共、數十年中絶故か、日本渡海御赦免狀之由に而差出候もの、令披見處に、御朱印にては無之、平戸より持歸り候日本之文字之物に而候、此時に至て御朱印之様子分明ならず、古集記○按するに、御朱印の事、不分明とあれども、諸記録を閱するに、慶長十四年、阿蘭陀に御朱印賜はりし事明なり。延寶元年五月廿五日、諸厄利亞船一艘入津せり、則通詞を以如何様の譯にて渡り來るやと御尋有之、彼者共昔年阿蘭陀人同前に、商賣御免の御朱印頂戴し、數度平戸に相渡りし處、其後國用繁く、四十餘年中絶に及、仍之其節の御書なる由、書物一通持渡れり、則御披見有しに、御朱印にては無之、平戸にて取合せし日本文字の書物なり、先宗門之儀御尋有りしに、我々は御法度の吉利支丹宗門は曾て用ひ不申旨答之、然るに諸厄利亞人と阿蘭陀人兼て不和なる由なりしか、此度阿蘭陀人訴訟出るは、近年諸厄利亞國主の方に、布留都葛兒國主の娘を令嫁候、國中之者共、常に南蠻人の交り親しく有之由訴之、

船中頭人名セイモンデルホウ、總人數八十六人

船の長さ十九間 横三間四尺七寸 深さ三間

艫にて高さ四間 鐵炮八十三挺 劔三百三十九腰

鎗二十六筋 鹽硝三十五桶 石火矢玉六百八

十四、小玉五桶、

右之分滞留中此方へ取上置、其外石火矢數十挺船

中に有之、

右之趣、委細江府言上有之、近國大名諸家よりも人數を差越れ警固あり、日を経て江府より御下知有之、向後渡海永々御停止の旨被仰渡、七月廿六日令歸帆らる、但此船糧米無之由、依願荷物を賣拂せ、代銀高金子にて二百六十兩三分銀九匁有し、此内より百七十二兩三分、糧米并諸色代相拂、殘金八十八兩持歸らしむ、長崎實錄大成、延寶元年エゲレス船一艘、爲商賣着岸す、此時御朱印は不持來、御朱印をさて差出を見れば、先年訴訟之時、平戸に而書あけし下書と見えて、日本文字之物を差出す、誠に年來久敷ければ、御朱印は失たるか、按するに、長崎夜話草に、御朱印は國主の庫中にあり、よて其寫しを持渡れり記す、但此節船數三艘にて渡海せしか、其内二艘は東寧に残り、今度は

一艘來朝す、然は殘る船に有しか、不審にぞ思はる、但しは又頂戴不致か、され共アンデンに仕へし日本人井上甚兵衛といふ者、長崎に有しか、存命之内云しは、エゲレス方にも御朱印頂戴致たると云傳し、實否不審、長崎拾芥集、長崎夜話草、延寶元年五月廿五日、野母深堀より注進申上候は、五六里程先に阿蘭陀船相見申由注進、依之旗合之爲、檢使如例同心中通事共被遣候處、エゲレス船にて、一圓詞通し不申候由罷歸候、就夫爲御尋島山新八郎、太田半左衛門、按するに、此二人并同心通事共不殘被遣候、エゲレス申上候は、日本へ渡海仕、商賣望奉存、國元出船仕候由申上候に付、左も候は、先武道具差上可申旨被仰付候處、早速武道具差上申候、則稻佐へ御取揚、其後若南蠻人など類船も可在之哉と、阿蘭陀人一人出島より被差出、勿論通事罷越、遂吟味候様被仰付候處、左様成者一人も無之由申上候條、則踏繪被仰付、右之注進左に記す、一筆啓上仕候、然は今廿五日、エゲレス船一艘着津仕候、商賣船に而、相替儀無御座候、委細は注進狀別紙差上之候、猶追々注進可申上候、恐惶謹言、

五月廿五日

稻 美濃守様 久 大和守様
土 但馬守様 板 内膳正守

參人々御中

按するに、老中稻葉正則、久世廣之、土屋敷直、板倉重矩なり、以別紙申上候

一 今廿五日午刻、異國船一艘入津仕候に付、如例旗合之檢使差遣候處、阿蘭陀船にては無御座、エゲレス船之由申候間、當湊へ碇入申候、依之重而様子相尋候得は、人數八十六人乗組、去々年十月本國致出船、爲商賣日本へ渡海仕候由申候付、於然は日本御控候之間、武道具之分差上之上、訴仕候様にと申渡候處、早速武道具差出申候、則彼一船之者共申候趣、委細別紙書付差上之候、

一 商賣船之儀に御座候得共、數年中絶に而、今度渡海仕事御座候故、番船二三艘も付置可然奉存、大村因幡守雖在江戸、領分長崎近所、殊小船二三艘之儀御座候故、因幡守方へ申遣候、大村より警固之者不相越内は、松平右衛門佐當所へ申渡、警固船三艘、手前之番船差加て附置申候、勿論商賣船之儀候故、

取揚之候、往古は日本渡海、商賣仕由に候得共、其後致中絶候付而、番船之儀大村因幡守留守居方へ申遣候、其内松平右衛門佐當御番所より、警固船爲出之、手前番船差添申候、猶追々可申上候、以上、
五月廿五日

酒 雅樂頭様 按するに、大老酒井忠勝、

參人々御中

土井能登守様 堀田備中守様 按するに、若年寄土井利房、堀田正俊、

板倉筑後守様 松平民部少輔様

松平因幡守様 石川美作守様

參人々御中

按するに、以上四人御側なり、但しこの七名一紙にあらす、一役一通にして三通なるべし、
猶以、以來之心得にも罷成候間、不調法之處被仰聞被下候様に仕度奉存候、取込早々申上候、以上、

一 筆啓上仕候、然は今度エゲレス船一艘着岸仕、則當湊碇入申候、就夫様子相尋候趣注進申上候、去年風説仕候通、從東寧致渡海候、珍敷船致着岸、私初心御座候得は注進候趣、次爰元諸事計如何有御座

船中之者共氣遣不仕候様に爲相守之候、
一 耶蘇宗門之儀付渡海仕候哉と、再返相尋候處、左様之てだてにて渡候様には少も不相聞候、雖然若南蠻人乘來候儀も可有御座哉と奉存、在留之かびたんに申渡、阿蘭陀人一人、エゲレス船へ遣し、船中之者共一人宛口つくはせ、不殘相改候處、南蠻人一人も無御座候由申候、其上踏繪をも申付候得共、無覺束處無御座候、

一 右之外、類船一艘も頓而着津可仕様に申候、何も商船に紛無御座候は、荷物等出島へ揚させ、商賣可被仰付候哉、奉窺御下知候、
一 エゲレス船入津之段、於隣國色々雜説騒動可仕哉と奉存、商賣船に相究別條無之旨、近國領主へ申送候、以上、
五月廿五日

稻 美濃守様 久 大和守様
土 但馬守様 板 内膳正様

猶以、委細は注進狀申上候、以上、

一 筆啓上仕候、然は今廿五日、エゲレス船一艘入津仕、當湊碇入申候、商船にて別條無御座、武道具則

と氣遣奉存候、番船堅置候間、御下知次第可申付候、以上、
五月廿五日

久 大和守様

參人々御中

エゲレスのカピタンに相尋候口書

一 四十年以來中絶仕候處、今度之渡海御尋御尤御座候、先年渡海之時分、りじゆんうすく御座候、其後はエゲレス國なまにて、廿年餘相戦、其以後又阿蘭陀人と兩度戦有之付、渡海不能成候處、近年三箇國共和睦仕候 按するに、三ヶ國さすは南蠻、阿蘭陀、諸厄利亞なり、こゝには南蠻を脱す、 付而、今度之渡海も、エゲレスあるじに申斷罷渡候、一きりしたん道具之儀、少も所持不仕候、就夫南蠻人、エゲレス人之儀、共にきりしたん國候處、宗門道具所持不在仕候段、御不審御尤奉存候、併南蠻人、エゲレスは、以前てきくにて御座候、近年縁組仕候へ共、宗門之儀は格別に御座候、南蠻人尊候佛并書物等、少も所持不仕候、私共儀阿蘭陀人同前御座候事、一南蠻人と參會之事、十三年以前に、ホルトガル國之娘をエゲレス方へ縁邊を組、誓しうとの間に候

之故、折々は南蠻人と參會仕候、但右之娘に未た子は出來不申候事、

一南蠻人、エゲレス人、阿蘭陀人、唯今は和睦仕、國本出船之砌迄戰儀無御座、右之通御座候故、阿蘭陀人とエゲレス人、自然に參會仕事も御座候事、
一商賣於御赦免は、日本諸事御法度之趣相守候様に、於國本申付候事、

五月廿五日

一阿蘭陀人と和睦參會之儀、則阿蘭陀カピタンに承候處、和睦以後、阿蘭陀本國に在之者共は、折々出會申候、日本渡海之阿蘭陀人は、出會候儀無御座由申候、

エゲレス人口書

一此エゲレス船、去々年十月頃、三艘連にてエゲレス國出船仕、去年四月頃、咬嚙吧の近所バンタンと申所に着仕、バンタンへ四十日程逗留仕、夫より六月之時分、東寧之近所へシカトウルと申所に着船、夫より日本へ伺公仕度奉存候處、順風無御座候故、唯今迄罷在、當月十日に彼地出船、今日到着仕候、
一三艘連の内一艘は、去年四月之頃、東京へ參申

第、かひ取申様に被仰付可被下候事、

一日本人とイギリスの者けんくわ仕出候者、理非を御せんさく被成、理非次第、有體に被仰付可被下候事、

一イギリスへ歸國仕度候者、何時にても歸國仕候様に被成可被下候、但歸國仕候時は、立申候家を、其通に而歸申候様被成可被下候事、

かびたん しゅてん

さいりす せにうらんゆ

按するに、此書は慶長のはしめ、通商御免ありて、同十七年商船初て入津の刻、これより捧げし書付と同文なり、

此書付板行に仕持渡申候、紙幅恰合等、此寫之通に御座候、彼領主より日本へ持渡り候様に相含め渡候由、御朱印之様に覺候と相見申候、是は先年エゲレス船日本渡海之節、阿蘭陀カピタン方より遣候書付、於日本和解候を、則本國へ持渡候之ものと奉存候、文字不分明所御座候得共、本之通寫差上申候、勿論エゲレス人も阿蘭陀人同前に、以横文字通用仕候、

一筆合申候、公方様益御機嫌能被成御座候間、可心安候、將又先月十六日、廿一日、廿四日、按するに、十六日、廿一日、廿六日

候、二艘は此船同前に、ヘシカトウルと申所へ參逗留仕候、今一艘之船も、荷物此船に積移し、去年霜月之時分、バンタンへ遣申候、此船又跡より可參と奉存候、

一此船日本へ參上仕候儀は、御訴訟申上、日本にて商賣事望に奉存、國本出船仕候、人數八十六人にて到着仕候、以上、

丑五月廿五日

覺

一日本へ今度初而渡海仕候、萬商賣方之儀、御じゆんろに被仰付可被下候事、

一兩御所様へ御用之御物之儀は、御目錄を以被差上可被下候事、

一於日本イギリス船の荷物を押かひ、ろうせき不致様に被成可被下候事、

一イギリス船大風にあい、日本の内何れの湊へ着申候共、無相違様に被仰付可被下候、何方にても望の湊に家をたて、賣買可仕候間、御屋敷可被下候事、
一日本にてかひ申度物御座候は、其商人相對次

四日の注進狀、廿五日度々書狀遂披見候、其元隣國迄今所見立し、

相替儀無之由、得其意候、紙面之通及言上候、次去月廿五日、エゲレス船一艘入津候、商賣船に而別條無之旨承届候、此儀は注別紙差越之候、可被存其趣候、恐々謹言、

六月十二日

土 但馬守
久 大和守
稻 美濃守

覺

一先月廿五日、異國船一艘入津付而、被相改候處、阿蘭陀船に而無之、エゲレス船に而候、入湊碇をろし候故、様子被尋候得は、人數八十六人乗渡候、去去年十月、本國令出船、爲商賣日本へ渡海仕候由申候、於然は日本如御掟、武道具之分不殘差上之、其上及訴訟候得と被申渡候處、早速武道具差出候、依之船中之者共申趣、書付被差越候由、令承知候事、
一商買船之儀に候得共、數年令中絶、今度渡海仕、番船二三艘も附置可然と存、大村因幡守警固之者不來内は、松平右衛門佐當番所へ被申渡、警固船三艘に、手前之番船差加被附置候、勿論商賣船之儀候故、船中之輩之氣遣不仕様にいたし候へと被申

付由、令承知候事、

一 耶蘇宗門之儀に付渡海仕候哉と、再三被相尋候處、左様のてだてにては不來候様に相聞候、雖然若南蠻人乗渡り候儀も可在之歟と被存、在留之アラシダカビタンに申渡、阿蘭陀人一人、エゲレス船へ遣し、船中之者共一人宛不殘被相改候へとも、南蠻人一人も無之由申候、其上踏繪をも被仰付候得共、おぼつかなき儀無之由、得貴意候事、

一 右之外、類船一艘跡より頼而着津可仕と申候、何も商賣船に紛無之候は、荷物等出島へ揚させ、商賣可被申付かと承候、此段は以奉書相達事、按ずるに、此書中奉書を長崎記に見たり、エゲレス船入津之儀、於隣國色色雜説など可仕と被存、商賣船にて別條無之旨、近國之領主へ被相觸候由、一段尤候事、以上、

六月十二日以上、長崎開書、

口書之趣達上聞、エゲレス人へ被仰渡候覺

一 從彼國商船通路四十年令斷絶、其上近年はホルトガルの國主と結婚娶之縁親、出入有之候、先年爲御訴訟、ホルトガル國主よりかれうたふね長崎へ雖着岸候、依爲切支丹宗門信仰之國、向後堅渡海仕

間敷候、縦風に放され、日本之地に流來候共、船人共悉御燒捨可被成旨被仰付候國と縁組仕候段、不届に被爲思召候、按ずるに、波爾杜瓦爾船渡來せしは、正保四年六月の事にて、南蠻臥亞國之部、入津拜禮并呈書御返給の條にあり、波爾杜瓦爾は臥亞の本國なり、依之今度商賣之儀不被遊御赦免候之間、貨物不殘積戻候之様に依御下知、岡野孫九郎用人河原武兵衛、與力和田彌一左衛門、彼船中へ遣し、通事加福吉左衛門、富永市郎兵衛を以、右之趣爲申聞之、同年七月廿六日、長崎湊令出帆候、

一 右之船長十九間、横三間四尺餘、阿蘭陀船同前、一 右之船長崎湊滯留中、從大村因幡守殿番船三艘出之、奉行人より三番船一艘相加、堅固相守之、

一 エゲレス船來朝、近國へ相達、段々見廻之事、五月廿六日大村因幡守殿家老大村内匠、翌廿七日未之刻松平主殿頭殿、同日夜亥之刻松浦織部殿、同廿八日未之刻立花左近將監殿家司十時攝津、同足輕頭佐伯藤左衛門、同日申之刻松平丹後守殿家司鍋島志摩、翌廿九日巳之刻右同家司鍋島山城、同日酉之刻松平右衛門佐殿家司黒田源左衛門、同日夜丑之

刻大久保出羽守殿、右之通早速被相見廻、此外は近國之大名衆より、あるいは家老あるいは使者飛脚、追々爲見廻被差越之候、當御番故松平右衛門佐殿も御番所御見廻候、延寶長崎記、

延寶元年五月廿四日、按ずるに、この日次誤りす、エゲレス船一艘人數八十六人乗組、爲商賣來、無御救免、雜用飯米調させ、七月廿六日歸帆被仰付候、長崎開書、

延寶元年五月廿四日、エゲレス船一艘入來致し候へとも、御免無之、船中之遣銀程荷物御賣せ被成、七月廿六日歸帆致したり、御奉行岡野氏御支配之時也、長崎記、增補華夷通商考、

延寶元年五月廿五日、エゲレス船長崎入津、持參之品々、

一 白糸千七百斤 一 辨柄糸四萬五千斤 一 小黃糸二萬六千斤 一 ちやら島四百二十端 一 たいは千五百二十端 一 烏たすき九百端 一 しゆす八百五十端 一 大紋綸子五百四十端 一 色かいき千二百端 一 大木綿二千五百端 一 小金巾一萬千端 一 小金巾六千端 一 花大紋さらき二千五百端 一 かわさ二萬端 一 とびさや一萬六千端 一 ひさ

や九百端 一 狸々緋十七端 一 黒羅紗二百端 一 小羅紗三百端 一 らせいた百八十端 一 さあや五百二十端 一 赤すためん千七百端 一 黒ふくめん四百十端 一 赤へるとめん百四十九端 一 丁子七百五十斤 一 くすり物七千斤 一 すはう八萬斤 一 白砂糖二十五萬斤 一 同氷三萬斤 一 りうのう三百五十斤 一 じやかう少 一 鹿皮二千枚 一 水牛角五十本 一 ぞうげ二千八百本 一 したん六千斤 一 しやくせんだん八百斤 一 ことんかう六千斤 一 ことん二萬五千斤 一 あき六百斤 一 さんごじゆ百七十七れん 一 同枝四櫃 一 こはく七箱 一 ちとめ石五十斤 一 たんぐすり百斤 一 びり、二百斤 一 いんでん皮三百枚 一 鳥類畜類色々 一 道具色々

右之銀高、大圖つもり候而、七千貫目計に候、以上、山角氏覺書、

寛政四壬子年、かの船紀伊國熊野浦に宇都郡に渡來す、嘆談餘話の外所見なく、其首尾詳ならず、同八丙辰年、蝦夷地エトモに來り、海底を測る、よて松前若狭守道廣家人を出張せしむるに、かれ去てまた松前の沖に見ゆ、道廣甲士を率ゐて

海岸に備ふ、やかて歸帆し、西南の洋中にかくる、

寛政八年丙辰七百九十六年、秋、英機黎船一隻、人口都

一百十名、過撒空刺浦、泊斯訥佐吉海、一宵又在阿

不他海、停舶準備薪水、到野杜莫之白鳥洞下碇、所

經水路垂下線繩、測其淺深、松前左膳回自易結什、

途過野杜莫、目賭情形以報、若狹守命工藤某往確

查、工藤某馳赴野杜莫、至則已去、九月自注、英機黎

船見松前海、若狹守率甲卒陣于馬形町岸上、英機黎

船未及浜而去、數日隱見西南海上、北海島船記、

寛政四壬子年、紀州熊野浦へ來りし賢徳刀と名乗

り來りし船は、船印等を以て考れば、諸厄利亞國と

見ゆ、又同八年松前地へ來津して、婦人も一人乗組

しは、全く諸厄利亞船と申出づ、又近頃長崎來津の

アメリカ船と稱するもの、またベンガラ、ボストン

船など、稱し來りしも、皆イギリス船かと思はる

る證あり、これ等は漂着と稱して、其實は皆欲する

旨ありて、通船來津して、こゝを伺ふものなる歟と

もしらる、此類常々は異邦外域諸國の事情を知り、

國々の船の模様船印の形等は、わけて能く熟識せ

は、直に問はずとも、速にこれを辨すへし、又糺問

するとも、預め彼を知りて吟味ありなは、忽明白を

得へし、按ずるに、以下の考證、すて、總て外國をばカラ

と覺え、唐人と覺え、異國船をば唐船とのみ心得、

評判する輩計にて、吟味ある事なれば、容易に分明

を得かたき事なり、あまりに海外諸國の地理には

暗き事なりと思はるゝ也、是等によりておもふに、

阿蘭陀は前文の次第にて、交易渡海の事、其むかし

彼よりも願、これよりも免許し給ふ上は、永く御手

につけられ、彼にも利を得させ、これにも外國の

様子等専ら聞給ふ用を辨せしめ給ふ事、一大要の

事なるへし、四方に海をうけし我國ながら、阿蘭陀

にても來らずは、外國の様子はさらし召給

ふべき様なし、恐れながら神祖の御深慮遠大に御

座しまし、彼を呼せ給ふは、異國の目あかしとやら

んの思召と聞ゆるなり、已に年々諸外國戰爭、各土

の興敗盛衰の沙汰等も聞し召、且彼國印板世に公

けにする所の天地學の諸書、第一世界地理精細の

圖説も夥敷持渡り、これを讀んで和解するの道も

ひらけたれば、微細に知り得るゝなり、直對説話

何の妨かあらん、しかるを其國土を攻へるらひて

論せず、たゞに蠻夷といやしむるは、いはれなき事

なるへしと思はる、扱又御國法にて、外國の事深く

下々にしらせ給ふ事は、御停止の事と聞ゆ、故に異

船來着の事ありても、兎角入口を閉ち給ふ御掟と

見ゆ、これは何にの辨へなき愚俗等、わけなく申觸

らし、評判騒々敷を御止めある御趣意にて、故ある

事なるへし、然れども我邦は殊に四面海國なれば、

國々の有司大夫には、常に四方外邦の方位、土俗の

事一通りは知らしめ置るゝこそ、常典たるへきか、

唯國々にても宗旨御改め嚴敷より、心得違申紛か

す事あるは、以の外の事にて、邪宗堅く御制禁御吟

味嚴密なる御掟とは、甚だ齟齬せる事なり、近頃の

魯西亞の一事なども、兼て其國情を知り給は、

これを扱ひ給ふ事に於て行違有まし、たゞに是を

避ん避んごのみして、蠻夷以て視るまでにては、禍

を招くの端を生せんか、清朝には理藩院といふ公

衙を建て、諸外國の事を取捌かしむる所ありと聞

けり、此局にて各種の蠻字を講習せしめ、彼是より

奉る表文書簡等を、それ／＼讀わけ譯文をなして、

の上計にて、如何と思ふ事も、書籍の上にては虚飾
はならぬ事なり、よりて彼書籍によりて、諸異邦の
事は、委しく其實情を究め置れ度事なり、我國古來
自國にて萬事用足り、外國の通路はなく、但これ迄
漢土の説を傳へうけて、其他海外の諸國の事は辨説
する事を求めず、唯中國の外は、四夷八蠻と賤しめ
るものによりて、猶是を辨ふるに及はず、尤萬國四
面數多の國々の内、蠶虺とも犬戎とも獠とも輕蔑
すへき、人倫の道さへ辨へざる夷賊も多しと聞ゆ
れども、悉皆右種屬の蠻夷のみとは見え、五倫五
常の道自備り、能々其國天下を治め、繼統萬古易ら
ず、殊に遠西歐羅巴間の如き、國家刑政の禮樂、文
物の盛なる、天文地理、曆算の類、諸技の微に至
る測量諸器畫圖器用の類迄も、其機智精巧、東方
諸國の企及へからざるものあり、已にむかしより
我邦に傳來して、其最要なる者は、築城の制度、火
術銃炮を初めとして、千里鏡自鳴鐘の諸器の便法
にても、其土俗思を致せる精絶なるは推量るへし、
道はをのつから其國々の道あり、何も彼に假て此
にとらんや、其良術便器の類は、擇て我にとるは、

其志を上達するよし、諸蠻の國字を寫して、その傍に譯文を添し一帙の書を見たる事ありき、これ其異字を假初に寫せるものにあらず、書體等皆習熟せるやうするに見ゆ、右様の局を我邦にも建給ひ、異國の事を預め吟味せしめ、それくの取扱、この役所にて主らしむやうになし給ひ、常に外國の事を知るを國家の政要事となし給はんこともしからんか、しかれども其不慮を待つため計にて、清土の如く、他國の往復はなきなれば、不用に屬すへけれども、毎に不慮の往來あるに、當惑の事ありと聞ゆればなり、扱阿蘭陀は我邦に通商する事已に二百有餘年、其國の俗を察するに、地は僅に七州、至て狭小なりといへども、古來四方萬國に往來し、其人智はやく開け、才藝學術も、他の諸大邦に勝つとも劣りはせざる事と見ゆ、其證は國人述する所の諸藝の群籍、悉皆窮理精詳の圖説なるを見て知らるゝ也、しかれば幸にこの國に據りて、他の異邦の事ともを聞き召さるゝは、尤上策なるへし、既に當今外國異域の事とも、御吟味御評議の端となるは、皆和蘭將來の書籍の譯説、地中海全圖等に依

りて、明め決定し給ふ事多きにあらずや、嘆詠餘語

通航一覽卷之二百五十三終

通航一覽卷之二百五十四

諸厄利亞國部三

○渡來禁制

寛政九丁巳年七月九日より、諸厄利亞船本邦東北北海を過り、同十九日蝦夷地エトモに來る、松前若狹守章廣、家人をして糾問せしめ、甲士を進めて撃んとす、かれ頓て港口を去る、閏七月八日、また南部箱館松前の洋中に見ゆ、章廣防禦の備をなすに、や、在て退帆す、水戸殿及び諸家の屬書には、異船とのみ記す、こも今北海島船記によりて、こに收む

寛政九丁巳年、自注、值彼一千イキリス英機黎過遠江州洋、時駿河州城腰漁戸相值其船、渠等就求魚、漁戸與之、乃大喜、與以一箱、中有酒壘一自注、内沙罐四、七月英機黎船在安房州洋、銚子漁戸遭之、渠引漁戸上船、酒針饗之、漁戸留、頃刻棹舟相訣、忽復聞後有聲、回顧則蠻人列立舷上、各舉手如招狀、乃回棹、渠掛玻璃瓶及一箱子竿末、從舷上予之、漁戸領受、但疑箱中何物、即發見有如糖菓物、將取喫、渠見之、各奮空拳、爲放鳥銃荷斫刀之狀、漁戸恐怖、推柁而逃、英機

黎船已發銚子洋、歷陸奥州洋、到野作野杜莫口、上岸汲水採柴、或冶工造釘、或婦人濯衣、且問土夷、云、加藤肩吾無恙乎、若狹守以加藤肩吾工藤某、往伺伎倆、肩吾等抵野杜莫、時船上有倭羅斯人、見肩吾來大喜、遇如相識、肩吾以解倭羅斯話、頗說話、渠出船圖三張以開示、因云、英機黎國巡視亞細亞東洋之地形、已十一度矣、三圖船隻、皆充其用、肩吾視之、其精工堅牢、宜彼名水城也、於是肩吾具狀馳報、若狹守下令國武新谷六左衛門、青山園右衛門、督甲士三百名、擊英機黎、是月廿九日、三將方在撒空刺岸按するに、蝦夷早航海、直欲進野杜莫口、是日、蠻人在夷の地名、明早航海、直欲進野杜莫口、是日、蠻人在陸者、亦成上船、急出港口、逆風船不進、乍前乍却、稍出口去、一蠻人探薪者後從山至、見船已放、如兒啼、肩吾使夷舟送致、翌日三將進口、肩吾見甲士至、大怪云、昨蠻人急張帆去、似前知甲士來、然撒空刺野杜莫海面六七里、風濤非容易、何以知之、三將乃班師、八月自注、十英機黎船見松前海、若狹守結陣于馬形町岸、蠻船揚帆西上、初蠻船在野杜莫海、時商戶珍次郎烹魚饋蠻人以爲佳味、因珍次郎日々饋焉、一日渠引珍次郎于船上、觀千里鏡、鏡有九種、其

制各殊、其用亦異、一種尤朗如望遠視掌、撒空刺地方海面、相去六七里、有民戶曝濯之衣、衣章鮮明、如隔咫尺視之、蓋前知松前甲士至、亦以此鏡必望見矣、今採撫巡邊手録所載、而姑附記、
 寛政十戊午年六月廿五日、サワラ着、彌右衛門宅止宿、異國人渡來の物語を聞、去巳年の船は小船にて、凡三百石積程に見候へども、内に入り見るに、荷物等一切見不申、織物の機ありて、婦人織居、地圖をかくものは、何やら委く書記す、三十二人乗組罷在候間、千石程も積可申哉と取沙汰いたす、扱又松前手勢三百人程、サワラ着、不殘打殺候積りに付、武具等用意申々々しく候處、異國人共如何いたし候哉、陸へ上りた、ら仕懸、鍛冶細工いたし居候處、急に出帆の様子にて、遽て、船に乗り移る、一人乗後れ取殘され、甚泣さけひ候に付、此ものを蝦夷船に乗せて送り遣し候、松前人申けるは、易を占ふて松前より寄來るを知りたるならん云、其日は東風にて、風に向ひまきりて走せ出る、不思議の事なりと、人々申之候よし、彌右衛門委しく物語なり、

右彌右衛門倅并サワラ住居の昆布稼仕候者ども、兼てオロシヤ船箱立滞留の節見馴候もの共、去年中シカベ塲所に昆布取揚罷在候處、異國人着仕候に付、右船へ乗移り見候處、砂糖、饅頭等さし出し響應致し、その上松前并江指エトモ等の地名方位等委しく存罷在、皆驚き入たるよし、具に彌右衛門物語なり、
 廿六日洋サワラ出立、エトモ着、當所勤番之由にて、松前彌藏、加藤肩吾、菊地要吉以上三人詰合候處、肩吾儀は、去年當湊へエゲレス船入津の節、掛合いたし候ものにて、様子承り候處、左之通、
 一右エゲレス人十一度諸國見分の由にて、地圖十枚、別而日本東海の浦々港の圖は甚委しく、仙臺領松前等も見分いたし候と相見え、御輿をかつき大勢通る繪圖有之、まつしま、つりと申てみせる、一日本人は煙草を呑み居る、何ぞ如此事をいたすやとなり、
 一日本の小船一艘拾ひとり、右船へ包板を相付相用度よしにて上陸いたし、鍛冶を致し釘を打候、一船中オロシヤ人一人罷在候に付、幸大夫罷越候節、

按するに、寛政五年、魯西亞少々オロシヤ言語覺居候間、通より歸國せし譯民なり、
 辯相分り候よし申之、北海島船記、
 寛政九年七月十三日、松平右京亮按するに、上野國高崎の城主にして、下總の地あり、領注進狀、

私領分下總國海上郡銚子、飯具根浦五兵衛船沖船頭小四郎、去る九日晝四時半頃、三里餘も沖出致候處、黒生浦に當り候て、怪敷船相見候に付、見届候處、帆九つ引候様子、全く異國船と見請候に付、兼て御觸も有之儀、彼地にも家來差置候故、漁業相止乘戻候て、家來共迄相届候、飯具根浦平五郎の船水主孫次、異國船に近々乗附、船之様子見候處、商船にても可有之と見請乘戻し候由、飯沼新生多村役人共追々相届候に付、早速彼地に差置候家來共、用船に乗出候之處、沖漁船追々戻り候内、新生多村船乗彌七と申もの申間候は、四五里沖にて見候處、三里程先に異國船相見、陸より七里程の處、是迄四里程乘戻候間、異國船は餘程里數可走行旨申候由、晝八ッ時前頃は、北之方へ乗走り、帆影も相見不申候、遠見之船四里程沖へ乗出させ、且田神臺と申候處、其外所々及暮候迄遠見致し候得共、右船は勿

論、類船も相見不申に付、無油斷遠見致し候様申付引取申候、猶又翌十日未明より、遠見船四里程沖迄差出候へども、一向右様の船相見不申候、依之遠見の儀は、追々申付置候、尤船は黒塗にて、長さ二十間、胴之間六七間、橋二本建、三段に木綿帆九つ引、人之體は總髪、後之方へ下け巻付、髭は剃候様子、笠何か不分物を冠り、眼中は赤く、沓をはき、衣類こはせ懸にて袖無之、地合不相分候由、凡三十人程乗り、船内荷物等下積にても候哉、相見不申候得共、船足深く入有之候由、彼地に差置候家來之者共申越候、委曲の儀は尙又可申上候へ共、先此段御届申上候、
 七月十三日
 松平右京亮
 右之通御座候、以上、
 右松平伊豆守殿へ按するに、老中信明、持參、表用人三輪十郎兵衛を以差出候由届書、
 同年七月廿日、水戸殿より御達書、
 水戸殿領分常州多賀郡河原子村漁師共、當月九日、漁業稼に遠沖へ罷出、翌十日申刻過歸船の節、異國船にて可有御座哉、不見馴怪敷船一艘、南の方より

北へ走り相見候に付、右漁師共篤と見届可申と走寄申候へ共、大圖海上十四五里も沖にて、船間も遙に相隔候上、風烈にて波荒く、船寄候儀不相成候に付、右船の様體相分り兼候得共、帆柱は二本、帆數六つ懸け申候様相見え候處、上風にて次第に遠退、行衛相知不申候由申候旨、國元家來共迄申出候に付、同十一日より追々致遠見候へとも、帆影も一向相見え不申候旨、役人共より申越し候、此段申達置候様被申付候、

同年七月廿四日、松前若狭守より追々御届出る、私領分東蝦夷地エトモ申所へ、當月十九日夜、異國船一艘致漂着候由、蝦夷人共より同所運上屋番人共へ申立候付、最前アフタと申所に罷越候家來へ、飛脚を以申達、右家來共より、昨廿二日夜、飛札を以申越候、尤異國船國名人數は勿論、何國にて何方へ罷越候船に御座候哉、右等の趣一切相知不申候由、異國船は凡三百石積位と相見申候由に御座候、依之早速見届、通辯の者差遣申候、其外固めの人數申付置候、前書見届の者より、右往返の様子申越次第、尙又巨細御届申上、其上隣國へも案内可申

遣候、先此段御届申上候、以上、

七月廿四日

松前若狭守

先達て御届申上候、私領分東蝦夷地エトモへ漂着の異國船爲見届、通辯差遣候家來共より、昨廿九日申越候は、右異國船へ罷越致懸合候處、アングリヤ國船にて、支那カントンへ商に参り候由、然處水木切れ、昨年も参り、此所様子を存候間、水木辨用致度参り候趣相答、尤乗組人數三十四人、頭分名前ブラッソ井下人共迄、去年参候者多御座候由、異國船長十三尋、幅一丈六尺有之候、右船已二月五日、アングリヤへ参り、ハラシリヤ出船、それよりイワヤゴウランテヤへ参り、夫より此所に参り候よし、船中積物米、茶、多葉粉、砂糖の類積入候よし、勿論異國人は順風次第歸帆可仕旨申達候、最海岸固め人數の儀は、去月廿五日より追々在所出立候の體、去年當年相續致來着候段、旁以不相濟儀に付、向後當國へ趣、水木の用辨等にて罷越候儀は、堅不相成旨、異國人共へ可申渡旨、家來共へ申付遣候、若於彼地、異國人滯留中致上陸、不法等の儀有之節は、早速討捨可申旨申合候、尤南部大膳大夫、津輕越

中守家來共へ、私家來共より案内申越候、委細の儀追々可申上候へ共、彼地家來共より注進の趣御届申上候、以上、

閏七月朔日

松前若狭守

先達而兩度御届申上置候異國船、去月廿九日夕七時過、エトモより一里半程沖へ漕出し、順風相待候様子御座候處、當月二日晝四ツ時、同所致出帆候、異國船印并海岸繪圖面、同所へ差遣候家來共より申越候旨、御届申上候、以上、

閏七月四日

松前若狭守

私領分東蝦夷地エトモへ、去月十九日夜致漂着候異國船、去る二日同所致出帆候に付、御届申上候、然處同右異國船南部領佐井と、私領分箱館村之沖合に相見候旨、同所龜田奉行共より注進有之、同八日夕七ツ時頃、在舟子内村の沖に相見、朝五ツ時相達候旨、早速在所海邊固め人數、別紙書面の通、按するに、別紙今所見なし、若狭守嫡子に支配出張申付、依之出馬仕、私并大炊助儀、按するに、若狭守嫡子に同様夫々海岸下知申傳居候處、同晝四ツ時頃、津輕領たつひ崎と、私領分白神崎との間の沙に、右異國船相見、居所地方に進み

船向飄參候處、右海邊固め人數を見懸、怪敷見請候故歟、急に船を沖へ差向、夫より未申の方へ飄去り、夕七ツ時頃迄も帆影幽に相見申候、其後は相見不申候旨、遠見の者共より申達候へは、固めの人數も爲引取不申、夜中海邊通り篝火高張燈灯等差出、出張申付候、然處今朝も帆影相見不申候に付、此段御届申上候、以上、

閏七月十日

松前若狭守以上、藩

文化十四丁丑年九月廿七日、かの船浦賀同心由緒書には、國名を載せず、今片山兵筆記に安房國白濱村朝夷郡に瀧の口村安房郡に海上に見え、同年十月、伊豆國大島の沖に來る、よて奉行組のものをして出船せしむるに、頓て出帆す、この事考して、首尾詳ならず、文化十四丁丑年九月、房州白濱村瀧の口村沖合へ異國船相見候に付、當番非番不殘御番所へ相詰、晝夜御固押送形御船にて追々見届被仰付、同年十月、異國船大島内手の方へ向け候に付、押送形御船にて、組頭一人、目付役一人、平同心二人、浦桐子乗組、伊豆地見届、追々二艘被仰付、一艘豆州下田迄、一艘は同州川奈港迄、按するに、那賀郡に罷越、不相見

候に付、同十一日罷歸御届申上、御番所御固引取被仰付候、此節見届船一艘へ御手當金五兩宛御渡、御用濟の上勘定仕立差上候、浦賀同心由緒書、文化十四年九月廿七日、諸厄利亞船豆州州の誤なり、相浦賀沖へ漂流、片山氏筆記、

文政元戊寅年五月十四日、片山氏筆記には、十三日とす、かの船一艘、相摸國浦賀に渡來す、よて同十六日奉行内藤外記、御代官大貫治右衛門江戸より同所に赴き、この頃は、奉行一人にて在府なり、よて武器を取あげ、糾問ありて歸帆を命し、同廿一日退帆せしむ、時に奉行及び松平肥後守容衆、松平久松越中守定永より、此兩家、文房總御固、番船數艘を出して警固あり、片山氏筆記、雜事記等を來る、番船數艘を出して警固あり、に、漂着と記せども、船等具いさ、破損の事聞えされば、漂着にあらず、かれ意ありて近つきしなるへし、此他諸記漂着とするもの、全く漂着にあらずもの多し、また視聽草に載青島氏書狀に、今度船主一己の意にて、交易を請ひし旨見えたり、但し、浦賀港番船漂着の圖別紙に、

文政元戊寅年五月十四日、西洋諸厄利亞船浦賀へ渡來に付、不殘御番所へ相詰、晝夜御固、沖合警固、代るく相勤申候、沖合警固松平肥後守殿御家來數艘にて警固、同十八日御奉行内藤外記殿御着、并御代官大貫治右衛門殿、天文方足立左内、馬場

佐十郎同日着、通辯等追々相濟候上、出帆被仰付、按するに、この二人、文化年間、魯西亞船船夷地到來の刻も、かの地に赴き、通辯の事にあつたりしなり、同廿一日出帆、此節も去丑年十四年なり、文化豆州沖異國船見届の振合にて、押送形御船二艘出帆、見届被仰付、房州布良崎房州に屬す、沖見離見届、罷歸り申上、御固追引取被仰付候、浦賀同心由緒書、文政元年五月十五日

浦賀奉行 内藤 外記

相州沖合へ異國船渡來候付、役所へ御暇、早々發足、御備向等の儀、萬事入念可被申付候、右於芙蓉之間、老中列座備中守阿部正精、申渡、文政年記には、十六日とす、文政元年五月十三日、西洋諸厄利亞船豆州州の誤、浦賀沖へ漂着す、同十五日内藤外記正弘自注、浦賀異國船漂着に依て、役所へ御暇命せらる、翌日江戸發足、彼地へ到着す、異國船程なく歸帆す、片山氏筆記、文政元年五月十四日、異國船丈數二十間程、横四五間、總黒鐵、横に白き筋より下、總銅にて包、堅帆柱二本、横帆柱一本、都合三本見え申候、帆柱中程より上へ段々つき有之、并帆白く黄はみの木綿にて、木

工目有之柱也、帆網數多あり、數不知、其間に差渡し一尺五寸程の車數多有之、又船の小縁の下に十七ヶ所つ、兩脇に、鐵の鈎あり、その鈎より綱にて帆柱へ梯子を掛あり、又船中に白塗の小船三艘、三ツ組にしてあり、又内に獸あり、ぶた百五十疋程、羊三十疋、野牛五十疋程、鶏三十羽程有之と云、皆唐人笠をかぶり、又は赤黄白の筋有之手拭のやうなるものをかぶり、又衣類赤き色白き色黒き色の半天を着、并千草色白き色の股引をはき申候、一體身の丈六尺餘に相見え候、船頭の髪のみみな赤色にて切髪なり、一體船の形口せまくそこ廣く、至て中深き様子に相見え候、楫南蠻の延鐵と云、外に劔八本、青龍刀一本、種々島十挺、大筒一挺、楫二本、燭硝その外色々、浦賀御番所へ御取上有之、又船の板の一切相見せ不申候と云、又船のともにも戸棚のやうなるものあり、其内の品物一切見せ不申と云、并松平肥後守殿、松平越中守殿、その外濱邊の役船二百艘相かため候、また奇怪の事ありと云、船中にてたこをあげ、水中へ落、火煙と成もへあかり候といふ、

文政元年五月十四日の夜、浦賀御番所前へ着船、同五月十五日、奉行内藤外記、御代官大貫治右衛門、通詞馬場佐十郎出立、按するに、年録及び浦賀同心由緒書に、立左内も同く、浦賀に趣く、文政元年或留書按するに、この書典に文政元戊寅八月寫之、當寅五月十四日朝、浦賀御番所前下り船三十艘程有之、御改相濟、船頭共會所へ揚候而、右之内三州平坂榮三郎と申もの申出候は、前夜九ツ時、久里濱沖、按するに、相摸國三浦郡に屬す、下海鹿、參候處、海鹿島近く怪き船見懸け申候、其節風にて御座候得共、船懸り致し候哉にも奉存候、縱令出帆いたしても、いまた近邊に可有之旨申候に付、御番所へ御訴申上候へは、早速御見届船御乗出、問屋も追々見届に罷出候處、久里濱沖懸り居候異國船へ乗附、何國の船に候哉相尋候へとも、言語曾て相分不申、大こまり、仕形にて米水にても無之哉相尋候へ共、夫にても無之、様子相知不申こまり入候儀、然る處船頭と存候もの、地球圖を取出し指さしいたし、イギリスと申言語相分り候故、先船は相知候得共、何を申も右

船水より上に出候處は、薄鐵にて張、水中は銅にて張候船、其外飛道具刀劍類數所持の儀故、甚安心難成體、右の段早速江戸御奉行御役所へ注進、問屋坂野彦右衛門押送船にて乗出、陸も御飛脚立、會津白川の陣屋へも御達有之、御番所へは港口を向大筒三挺居、御船は武具を積み相備へ、會津觀音崎の陣屋より平根山臺場へ詰候衆は、拔身の鎧を引口一騎駈、鴨居浦へは幡さしものを立、船々平根山下館浦へ漕來、誠に珍事に御座候、御番所より與力同心衆問屋被召連御のり出し、右船取逃不申様の御思召の處に、異國人等決して荒立不申、思の外平和に付、浦賀漁船にて湊口まで引參り、手眞似仕形にて様子御尋被成候へとも、兎角分りかね、言語不通、エド江戶、マツマへ、ナンブ、クナシリ傍、蝦夷ラロシヤ、ララツカ傍、タネガシマ州種、島、ベンガラ、フランダ、これ等の地名は相わかり候得とも、其外相わかり不申、江戸々々申儀猶以不安心に付、湊くちへ碇入させ、船頭は十艘にて取巻き、その外を會津の兵船にてとりかこみ、船中に大筒鐵砲玉藥刀劍の類、按ずるに、この讀き脱誤あるへし、

なる國法のよし仕形にて申聞、省略右之通、御固與力衆、同心衆、問屋代り合御勤、會津衆は船陸の備詰切、會津拜領の人足凡千人、按ずるに、人足詳ならず、大小船百五十艘餘りなり、同十八日浦賀御奉行御着、并御代官大貫治右衛門様御供廻り一萬石程の格、爲通辯天文方船中へ御越、異國人へ談話被成候處、諸厄利亞商人船にて、毎年魯西亞國ラツカへ交易に參り候船、此度も天竺ベンガラより仕出し、ラロシヤ、ララツカへ通候道ゆる立寄候趣の由に御座候、同十九日交易の儀、新法には決而不相成趣、早々歸船可致旨被仰遣、御諭し被成候處、異國人承知いたし、明廿一日出船可仕答候に付、先達て御取揚の武具、并帆柁御返被成、同廿一日出帆、尤日本の内、何れの浦へも着船の儀不相成旨被仰渡、入海の間は、房州洲之崎按ずるに、安房邊、邊迄沖合見張、押送形御船にて、御同心小頭御目付、其外御出役會津衆も押送三艘跡より附參、銘々洲之崎より御歸、異國船は其夕方房州と大島の按ずるに、浦郡の海面に同名あれとも、安房國の出、渡合沖迄走出候、翌廿二日、房州の沖を奥州の沖へ走參候由、同廿三

日、御固總引拂被仰出、會津衆も船陸御引取被成候、會津衆御固場所は城ヶ島臺場、松輪崎臺場、仙崎臺場、平根山臺場、觀音崎臺場、勝ヶ崎臺場、船手は三崎、觀音崎、長井崎臺場口口共に十ヶ所程、按ずるに、俱に三浦郡に屬す、但し文化八年、城ヶ島、平根山、觀音崎の三所、及び安房國洲之崎、上總國竹ヶ岡、富津等の三所には、砲臺を置れし、自餘松輪崎等の四所、臺場の事を聞かず、下安房國布長崎また同し、もしくは臨時御同の場所を混記せしなるへし、多分の御入用金、一箱にては止り申間敷申唱へ候、白川衆も洲之崎臺場、布良崎臺場、按ずるに、俱に安房國安房郡に屬す、竹ヶ岡臺場、按ずるに、上總國竹ヶ岡、富津等の三所に、同船手は波左間、竹ヶ岡等多分の御入用と承り候、御兩家領内海邊村々押送船不殘水主役、地方は兵糧方人足太造之事に御座候、誠に此度之御入用長く相掛り候は、浦賀は不及申、三浦、按ずるに、相模國の郡名なり、房州村難行立處、御奉行様の御取計を以、御窺の御下知も無之内、總引拂被仰付、郡中一同難有奉存候、御奉行様、御代官様、天文方御役人共、當月朔日浦賀御發駕、御歸府被遊候、
諸厄利亞異船の圖并人物諸道具、荒増別紙に相認按ずるに、この圖懸御目、御覽可被下候、右異國船に番に參り候節、道具等見および候處、道具其外の品々

に至迄、辨利を相考拵候道具と被存候、書物も數卷相見え候得共、阿蘭陀文字にて讀不申候、繪圖面も數數相見え候、皆銅判にて、文字は蚯蚓のぬたくり候様にて不相分候、其内豆州大島の繪圖、奥州南部領の繪圖等能相分り、誠に奇々妙々に御座候、其外に繪圖日本も支那も有之様子に候へとも、何を申も文字不通ゆる相分不申、只々其細密に感心候而已、音律の類は見及不申候、外科道具膏藥箱等は、銘々持居候様子、植痘瘡の道具見申候、種々貯有之候、右種は牛の痘瘡の種に候よし、此方の痘瘡の蓋より少々大ふりに御座候、火打石のこごきもの有之、是にて顔へ疵を付、右種を植候と申事なり、積荷は米五百俵、鏡砥石也、米は至て惡米、日本にて如此米は賣買には不成なり、死米多青玉交り、ベンガラの米のよし申候、此船去年十月、大島に七日沙懸り致候と申候、其節も國地を心懸候へとも、北風烈敷候ゆる立寄不申、ベンガラへ參り、當寅三月廿七日、彼地を出帆候て、八十二日目此地へ錨を入候よし申候、ベンガラ今はイギリス屬國のよし、自注、西洋曆寅三月廿七日は、此度交易相願候は、イギリス日本二月廿二日に當る、

スの國王よりの命にもあらず、一己の了簡にて、通り掛りに立寄り候と申候、交易御免に候は、毛織類細工物等所持候様申候、

右異國船一件に付ては、御役所へ罷出候所、御次にて風と承り申候事共有之、天文方より直に御奉行様へ申上候儀も有之、此度の御用は、兩御組にても按するに、浦賀與力同心をさす、御存無之事も有之と存候と申ては不宜儀も御座候へは、其御地にて此儀御談の節も御心配可被下候、此書下田邊縁者有之人へ、彼地より内々にて送り候よし、内々借寫候、此節風聞には、異船御改の節、箱一つ有之候處、殊の外大切に致し、蓋などをとらせざるよし、いかなるものか不知よし、また蠻學家桂川、桂川甫周なり、また外に御一人出役對談の由に候へとも、此書の中には御名前無之候、扱近來異國人度々渡來の事は、若狭侯松前御取替以來多く参り候よし、是は松前侯家老ヲロシヤ國へ参り居候由、度々此地を騒かせ候よし、按す、この説書の卷に、右に付此地公邊御物入夥敷候よし、依て松前侯は本地へ復歸可被成旨申候、去年中、大島邊へ異國船見え候よし御觸等有之候は、此

異國船に候哉、其節は數艘見え候様に風聞有之候、扱この船大島邊沖より、大坂船浦賀入津を追駈参候よし、帆柱上より遠目鏡にて見候て、追駈候由、浦賀港入口に山有之、此山を廻り湊入致し候由、其山崎にて、大坂船うきを投出し候處、かの船碇をおろし候と心得、帆をおろし候由、其間に大坂船は湊へ逃込候よし、うきを投出し碇をおろすことくに偽り候事、船中にて儘有之事のよし、

同年五月廿八日、橋本武右衛門より大秀寺某に贈る書狀、按するに、武右衛門は浦賀奉行家、人か、または組のものなるへし、五月十四日早朝異國船常湊へ賀部をさす、入津仕候、定而其地にては評判御聞被成候半と奉存候、尙又異國船一件、夜咄にもと繪圖面差添、按するに、この圖下に載す、荒増申上候、

一イギリス船、水主九人乗申候、十四日朝、海鹿島沖に汐懸りいたし候を見付注進有之、早速見届の同心替々罷越歸り、夫より東西の漁舟にて、港口へ引込参り候、會津御臺場にて、懸り居候船を見付、浦賀役所より御使にて、觀音崎、平根臺場騷動大方ならず、追々軍船走参り、幟吹流しを立、大

筒を仕懸、各陣羽織にて、大小の舟二十艘にて、鹽船にいたし、晝夜の警固堂々として、夜は高張數百本、東明神山にて篝火をたき、御番所岸通り高張出し、古今の珍事又有之事とも不奉存候、然る處十七日、御奉行并大貫次右衛門様、天文方、自注、高橋作左内様、○按するに、浦賀同心由緒書によれば、足立左内、馬場佐十郎とあり、今高橋某とあるは誤りなり、七ツ時過御着被成、翌十八日天文方兩人、與力同心一人つゝ、四人、船中へ御越被成候處、言語も相通し、其日は御歸り被成、その後又々兩三度も御懸合有之候處、様子も相分候哉、廿一日に出帆被仰付候、尤送り舟等も無御座候、但船中より十四日に御取上げ被成候品々、大筒二挺、種ヶ島一挺、刀七振、楫帆の類、その外悉く其儘にて御返被遣候、出帆の節爲見送、押送船二艘、同心乗組、洲崎迄見送罷歸申候、同夜四時過に警固も半分引取、廿四日雙方引拂、平日之通に被仰渡候、又此間の白川様御舟は、一艘も不参候、是は洲崎富津の洲御固被成候由承候、尤使者船は度々参り候、先右の一件荒増如此御座候、御咄の種にもと早々申上候、

書添申上候、船は小舟にて長さ十二三間、幅二間餘

程有之候、船中乗込見廻候處、決而飾り等も無之、先見苦敷方に候、人物は至て柔和にて、服も龜服候、尤羅紗猩々緋の類も所持致し候、書物なども有之候へとも、紺屋の小紋形の様に御座候、紙は至てよろしく、皆左より書始め申候、以上、觀聽草、

同年七月廿五日、内藤外記、大貫次右衛門、今度浦賀に赴き骨折たるにより、黄金を賜ふ、この他通辯もの、及び同所同心等にも賜物あり、

文政元戊寅年七月廿五日

金五枚 浦賀奉行 内藤外記

右者、浦賀表へ異國船渡來に付、役所へ罷越、骨折候に付被下旨、於芙蓉之間、老中列座、備中守申渡之、

金二枚 御代官 大貫次右衛門

右同斷之節、浦賀表へ罷越、骨折候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、列座同前、同人申渡之、

銀十枚

同斷

右同斷之節、浦賀表へ罷越、通辯の儀骨折候に付被

天文方高橋作左衛門手傳
手傳二丸火之番
足立左内
天文方高橋作左衛門手傳
小普請組朝比奈河内守郎
馬場佐十郎

下旨、於燒火之間、堀田攝津守按するに、若申渡、文政年
徒方萬年記

文政元年、異國船渡來の節、骨折候に付、御褒美被
下旨、阿部備中守殿被仰渡候段被仰渡、左之通頂戴
仕候、

一金三百疋充 組頭 三人
浦賀居合
同心 四十人 浦賀同心
由緒書

通航一覽卷之二百五十五

諸厄利亞國部四

○渡來禁制

文政五年四月廿九日、諸厄利亞船また浦賀に渡
來により、奉行小笠原彈正平根山に三浦郡に屬す、出張
浦賀の近傍、支配向及び大久保加賀守忠貞、松平越中守定永、
松平大和守齊典等か人數を指揮し、海陸を警固せし
め、異人出す處の書付を添て、江戸に言上す、渡來の事
に、薪水、野菜に事よせ、本邦
に近つきしも知るべからず、

文政五年四月廿九日、西洋諸厄利亞船浦賀へ
渡來に付、御組一統御番所へ相詰申候、御番所并に
平根山詰より、早速御役所へ御注進申上候處、御奉
行小笠原彈正殿平根山御備場へ御出馬被成、去る
寅年按するに、
文政元年、渡來の通、晝夜御固、沖合警固、代々相
勤申候、大久保加賀守殿、松平越中守殿、松平大和
守殿御家來數艘にて警固、兩流御鐵炮方一人へ組
の者二人宛、押送形四艘へ乗組、御鐵炮持參、觀音
崎按するに、相模國
三浦郡に屬す、沖へ夜中出張居候様被仰付候、與

通航一覽卷之二百五十四終

力合原雄左衛門、組頭田中惣次郎、平根山御出馬先
にて、異國人共より差出候書面、御奉行様よりの
御直書持參、江戸表御掛御勘定奉行遠山左衛門尉
殿へ罷出候様被仰付候、五月一日、御代官大貫治右
衛門殿手附福田所左衛門、小島七太夫罷越候、浦賀
同心由緒書、

文政五年四月廿九日晝九ツ時比、異船一艘房州の
沖合に見ゆる由、浦賀表へ注進あり、夫より追々注
進ありて、八ツ時比に海獺島按するに、相模國三浦
郡平根山の沖にあり、邊迄
船寄、八ツ半時比平根山下の沖合に着船せし由注
進あり、因て其事に關れる者、一番手二番手各船に
乗組、彼船に船寄、兼て設け置く處の繩梯子を傳ひ、
異船に乗り移り、手眞似仕形を以て、何れの國より
來れるやと問ければ、エウローハ、インギリスと
云、自注、エウローハ、インギリス言語音早言にして、開分難し
云、按するに、蠻人は都て唇舌の二音のみにて喉、齒、舌の三音
なく、五音備はらざるゆゑ、開分難きも宜なり、唐山は勿論、又江
本邦は小國といへども、五音備はれり、上國たる所以なり、又江
都の方を指して、エドと言て、大指を舉げ、江戸の方
に針路をとり、颯通らんと欲す、因て此方よりも大
指を舉げ浦賀の方を指さし、浦賀に奉行職の人詰
合居る手眞似をなし、異船を此地に留めん事をは

かり、二本橋の帆を卷かせ、碇を投入、其旨奉行出
張場へ注進す、自注、此事に付、種々の雜説あれ共、其事、委
しく記さんには、繁冗に渉る故、此に贅せず、
此邊は沖合にて、久しく船掛るべき場所に非ざる
故、先年彼國の船渡來の時、船掛りせし浦賀港の入
口、燈明堂と鴨居按するに、此二ヶ所相
模國三浦郡に屬す、觀音崎との間、凡
三十町餘の場所へ引船を以て引入れ、此處に碇を
下さしむ、此等の事奉行より早速江府へ注進あり、
又上總竹が岡へも申遣し、白川侯の人數早速浦賀
へ出勢警固す、小田原、川越の兩侯へも出勢を申遣
し、五月三日晝時頃迄に、兩家の人數追々着到し、白
川と三手の人數番船にて、異船を取圍み、法螺を吹
き、輪番警固す、異船の廻り程近き場所は、浦賀の組
の者番船にて輪番警固し、或は異船に乗り移り見
廻り等、晝夜怠慢なく勤番す、三手の人數番船數十
艘、各家々の船印兵器を飾り、堂々整々たり、平根山、
下田山、按するに、伊豆國
賀茂郡に屬す、臺の山、竹が岡四ヶ所にて、晝
夜烽火を焚き、嚴整なる事共なり、自注、此事に付、議論
す、異船奇聞、
れ、に贅せ
文政五年、浦賀に異國船來りしとき、通辭のため馬
場佐十郎按するに、天文方手傳にて、文化以來、其事に赴く、
異國通辭の事にあつかる、其事に赴く、

其時吾か中より按するに、此書は肥前平戸の城主松浦の筆記にして、吾中よりあるは、その藩中をいふなり、弟子につけをきたる者従ひ往たり、歸て後其語を録す、四月廿九日八ツ半頃、諸厄利亞船浦賀に來れり、此時船浦賀を過て、富津の按するに、上總國、周維郡に屬す、方へ一里許も乗入たるを、浦賀の與力同心乗つけ、蠻人を曉し船を浦賀へ引戻せしと云ふと雖も、實はさにあらず、江戸の方に乗込むとき、與力同心追來しか、蠻船に乗る事を恐れて遅々せし中、水夫に一人あつて蠻船に飛乗り、言語通せされは、手にて江戸はその方には非すとすかし、楫を轉し帆を翻し、異事なく浦賀へ乗返したりと、此事は彼番所の番所をさす、にては殊に秘す由なれども、水夫の口より漏れ聞えしと云、又浦賀の與力同心常に武術修業の體、彼地に於ては見及はすとなり、夫より着船のうへ書付を出す、横かきにて、諸厄利亞文字なり、甲子夜話、

一彼蠻船に日々詰たる人員、浦賀與力二人、同心二人、問屋五人、自注、是は小使の用に居たるなり、
 一蠻船の警固として出浮みたる船也、十二三反程の船一艘、自注、是は浦賀奉行は、小船三十艘、自注、是は船番、船番等なたる、

は、陣羽織杯用て美々しくありしと、この地の人の語りしと云、
 一此邊先年會津持の時は、事々手厚に見え、港の近邊へ士の居處とて百軒餘も有り、
 一諸厄利亞の船、浦賀の港に來りし時、彼地固のため、白川、小田原、川越の領主より人数を出す、因て川越領よりは、江戸を経て浦賀に抵る時、用意として江戸に於て蠟燭二萬挺をもとめ往んとして、用達町人某にもうし付て買索しに、七千餘挺は得たれ共、其餘は數に盈すこと、さすれば江戸のものも不足ありけると、時に風説せり、自注、以上、某氏の話、公鑑曰、此事いかん、都下にて此程の蠟燭手に支る事は決して有へからず、按するに、下に引用せるは、浦賀町人筆記のよしなり、
 文政五年四月廿九日、浦賀港着イギリス船、長さ十八九間なり、幅六間程、凡二千石積餘にて、水主十三人乗、船の底は至て深し、凡三丈程、中段部屋部屋澤山有、巖に一間々々鎖を卸有之、食物は米牛豕羊野牛雞の類なり、砂糖并何やら油を用ひ、鹽は更になし、食物にも油を入、諸道具調度の類、皆油にて塗り堅めたれば、船中至て悪る臭し、衣服は羅

の船にて、蠻船 船三十四五艘、これは白川、小田原、川越の三侯の船にて、大體一ヶ所より十二三艘つゝ出る、何れも浦方より借船と見えたり、その中番頭の船と覺しきは、幕を張、鎗を建て有り、この船もやはり借船と見えし、其形品川通ひの押送の拵方、石垣等甚手入りたる體に見及ひしと、右船を蠻船を三重に圍警固す、然れども事馴る體にて、常常長崎などの船備と見比ふれば、稍劣れりと見ゆこと、

一陸地の備 平根山、自注、初會津の塞場、○按するに、會津の御固御免ありて、浦賀奉行、津松平肥後守容衆、去々文政三年當持となる、下觀音崎また同し、觀音崎、自注、此所に浦賀奉行の用人中小姓一人宛、與力十五人、同心三十人程勤番す、但奉行日々見廻り一度、走水、自注、浦賀より二里程江戸の方なり、白川の人數三百人勤番、地名不知、川越の人數千五十人同、同前、小田原の人數五百人同、

一總て陸地の陣所、向きくく離れたるゆるゑ、委敷き事は見えされども、白川の陣場は、幕を張り其中に假屋の屋根と覺しく、澁紙を覆たる體にて、糺標少々見る計り、格別嚴重とも見えす、尤到着の時紗の長袖も有之候得共、半帶着は皆木綿麻のやうの筒袖なり、頭巾は如此のアンペラの如きもあり、亦黒塗もあり、亦如此の羅紗兜、羅紗にて白赤黒青鼠等の色々有之、人物は髮二寸位のさんざりにて、皆悉くちやれ毛にて茶色也、髭は作りたるもあり、亦剃たるもあり、船頭の髭は朝比奈の如く、もみあげより鼻の脇へとつゝき、面白く作りたり、眼は犬の如く誠に赤し、丈は何れも高し、船中に大筒鐵炮種ヶ島、其外劔の類夥しく武器を所持す、又物はうすくへなくいたし、丸くすれば輪になる、はなせは元の如くなるなり、是軟弱刀といふ物ならんか、時計は如此、渡り三寸位にて、上に微塵砂を入、下へちらく落るを計りて時を知る、陶器は上品にて、南京出より美しく相見ゆる、亦船中に種々珍しき物有るなり、中に狸々インコ二羽、インコたゞし五色なり、一羽も有之、誠にうつくしき事なり、端午の日は身繩へ五色の吹流しを凡三四十種も出す、亦船中にギヤマンの燈籠板有之、此船主の所は、イギリス國ロンドンと云所のよし、

四月廿九日午の下刻、房州洲の崎按するに、安房郡に屬す、異國船相廻り候由、入津の廻船より御注進申上候に付、即刻江戸并に竹ヶ岡、按するに、上總國天羽郡に屬す、小田原浦の按するに、相模國足柄下郡に屬す、郷へ御注進有之所、未の下刻、異國船港口へ參り、東西浦賀漁船并に御支配所浦々漁船にて御固、白川様よりも即刻御固有之、翌五月朔日、川越様御人數凡四百人餘、走水へ按するに、同國御出張、三浦郡に屬す、御出張、同三日小田原様より四百人餘、東浦賀へ御出張被成候、御鐵炮方井上左大夫様三日に御着、是迄船中に有之所の武器御預り申へき旨、度々被仰付候得共不聞人、以上、甲子夜話、

同年五月四日、足立左内、馬場佐十郎、此二人天文方浦賀に至り通辯せるに、漁船にして薪水を願はんためのよし、よてこれを與へて歸帆を命せられ、同八日退帆す、よて其旨江戸に言上あり、奉行をばしめ、注進ありし事推して知るへし、文政五年五月四日、天文方足立左内、馬場佐十郎到着、通辯等追々相濟候上、出帆被仰付、同八日出帆、此節も去寅年見届の振合に、遠江邊迄、押送形御船にて出帆見届被仰付、且房州布良崎按するに、安房郡に屬す、を離見届罷歸御申上、御固等追々引取被仰付候、

浦賀同心由緒書、

文政五年四月廿九日、浦賀着船の上、書付を出す、横書にて諸厄利亞文字なり、曰何月何日、水夫何人、船主名、積物石高、船の名、是等に因て、官より足立左内、馬場佐十郎に仰て彼地に往かしむ、この者は天文局にて常に蠻書の譯文する人なり、五月四日に到着す、蠻人薪水を乞ふ旨を云ふ、此船諸厄利亞を出帆して、海上にある事凡三年、南亞墨利加の地に鯨を取に往たる者と云、故に薪水に乏しく、因て來着せりと、察るに夏になりては、夜國の方に鯨獵に往ん爲め、順路を以ての故に來るか、是より翌月按するに、五月、四日に、かの船の鐵炮火藥劔など番所に取揚になる、又通辯は諸厄利亞ことばにて通したくと蠻人言たれども、水夫の中紅毛語を心得たる者有りて、始終この者に依りて通辯す、一足立馬場兩人は、四度かの船に行り、此とき彼地の與方同心も一人つゝ、添て乘る、

一五日には、船に旗を建て飾る、美觀ゆゑ、そのわけを問へば、日曜の日なれば祝て如斯と云へり、自注、この日は一月の中何曜々や段々にめぐり有る中にて、西洋人は別して日曜の當日を賀する事の由なり、

一船の長さは十七間、帆柱三本立てり、其の船の造阿蘭陀ふねに異ならず、

一船先に人形あり、これは歐羅巴洲の勇者サラセンと云ふ人の像にて、同この船をもサラセンと稱す、自注、この人形男子立たる體、其臂より胸の所の上は、りなり、海面を下臨せし容、いかに勇威の顔色に見ゆ、

一かの船に小船五つ率たり、小きは九尺ばかり、大なるは二間半ばかり、これも阿蘭陀のてんまに同じし、この船の造りは、板の厚さ一步餘にして、幅二寸程のものを、段々に寄せ合せ、内に横骨を入れ、其上に又板を重ね合せたり、因て板の間は空虚なり、そのこくちには又板を以て塞きたれば、板一枚の如く、厚さ二寸ほどに見ゆ、自注、これ蠻人小船の破損を修復せし時、或人能く見たるの

一船中に磁しやく、時計等を設置く事、すへて阿蘭陀船の如し、

一船の中ほどに竈あり、自注、阿蘭陀も同し、其處より九尺ほども去て、高く六尺許の銅箱あり、又側に高き同き石竈あり、この二所は、鯨を取りて船中にて直にその油を煎る設なり、銅箱はランビキの仕かけと覺ゆと云、又其外に側に銅箱あり、是も同事に用ふる物

かど、

一豚三四疋、一紅音呼二羽、一青音呼二羽、一雞一羽、右載居たり、雞は食用の残れるかど、
一又新阿蘭陀の山中に居る龜とて畜ふ、その大さ五寸ばかり、形此邦の龜と申しけれど、甲ら太く隆く、足の鱗も浮あかりたる如くにして、人掌の上に載するに、輕き事其物あるを覺えず、

一唐銅石火矢二挺、凡四百目位、臺しかけ車つき、以上上段櫓の分なり、

一爐の方中ほどに、縦二間横三尺許の道あり、その左の方に六尺に四尺許の箱三つ在り、豚牛などの鹽漬を入れたる由、又右の方に棚あり、其上に鐵鎖を置、長さ百尋と云、碇綱に用ふ、圖左に在り、

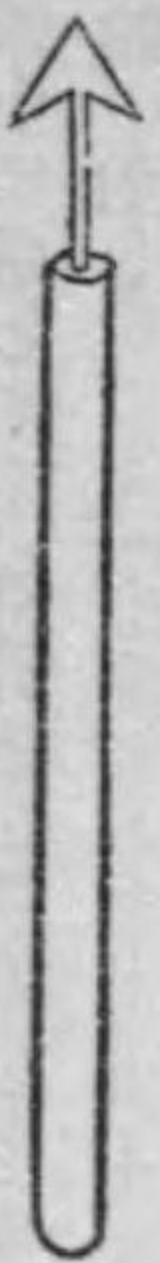
此たけ六寸



此三寸

一船主部屋、通りを入れて左傍にあり、八帖鋪ほどの處なり、こゝには鐵砲十二挺、自注、十文目位、二挺は種々島なり、玉藥二桶、鞭一木、自注、藤などの類と見え、劔六柄、自注、製阿蘭陀と申し、鈍三本、自注、長一間許、食器種々、みな硝子器、名酒等

あり、是も阿蘭陀に同じ、
一通り右傍に寐處有り、其内は見ざりしと、
一 帆柱の下に部屋あり、十五六帖鋪ほどなり、此所に鐵鉢十本ほどを貯ふ、
柄木なり三間許



頭かれなり、四尺ほど、首に革かわの帯あり、鞘さやならん

この器は鯨を突く道具のよし、この外鯨をこる具一つもなし、鯨來れば、これを以て小船に乗り、追かけて突取ると云ふ、浦賀泊船のときも、鯨を見かけたりと、小船を出して追はんとせしを、役人とも見つけ船主に言てこれを止め、其事無りしとぞ、
一 又其側に押入の如くしつらへ、戸サラセン人名の像を畫く、
一 又此所に女の人形の高さ六尺許有るものあり、是は新阿蘭陀に行しとき、類船破船せしか、其船の舳先の作物海上に漂ありしを取置たるよし、此細工も至て巧にして、眞の人を視るか如し、俄に見るときは、驚き恐るほどなり、この人形は破船の船主

の肖像なりとぞ、

以上次段の分なり、是より底は見ざると云、
一人數三十人、病者三人、總して三十三人、病者とは敗血と名つくる病にて、久く洋中に船居して、土氣を離れ、又鹽漬の肉などを食し、蒸發氣閉塞して、その病となり、膝下に赤色所々に出腐る、因てその薬とて山土を請得ん事を言ふ、乃是を奉行所より與へたれば、病人を腰かけさせ、土を桶に入れ、その土中に病足をさし入れさせたるに、漸々快くなれりと、又かの病人三人は、最甚しきよしにて、船中の人何れも此病に罹らざるはなしとなり、此ときその土を雞見つけて飛來り、土の中に居て悦たる風情にて、立去らざりしと云、
一 下され物品々 一 水 一 薪千五百本材なり、一 肴魚一荷自注、一 雞自注、一 白米自注、一 精麥自注、一 大根自注、一 五把自注、
一 五月六日、出帆すへきの仰渡され有り、
一同八日出帆す、
按するに下の考證、五月三日云々より、同月八日午知出帆云々の文まで、浦賀町人筆記のよしなり、
一 五月三日、是迄船中に有之武器預り申へき旨、度

度被仰付候へとも不開入、然る處四日巳刻、天文方馬場佐十郎殿、足立左内殿御出役の上、漸武器を差上候に付、夫より水薪自注、生魚自注、鶏卵自注、菜、大根、菓自注、山土の類遣され、嚴しく御固に相成候、此イギリス船、天文方御乗船の上御尋有之候、鯨突業に南海へ廻り候か、水薪され候に付、右願に参りたるよし、亦五年以前に参りたる者一兩人も相見え候由、風聞有之候へとも、五年以前の船一向不存候由、此度の水主は、多分アメリカ人の由申上候、亦六日白米一俵自注、搗麥一俵自注、五升右二品を遣され、浦賀御番所へ御預り被成候武器も御歸し被成候、夫より日和次第出帆可致旨被仰渡、同八日巳の下列、合圖のまねきを上候に付、引船數艘出し引出候處、辰巳大風大雨相成候に付、燈明臺中に相掛り、無程北風小雨相成候に付、午下刻出帆いたし候、
一 此夏諸厄利亞の船浦賀に來りし時、上州の絹商嘉四郎と云ふもの、船を見に往し連語れりと聞は、彼國より出帆しては、海中にて年月を経る故、舟中病死の者あり、其ときは頭を切箱に納めて、時々

手入れをして永く保置き、本國に歸て其家族等に示すといふ、彼商船に近きし時も、これを出して持あるきしとなり、予この事を某に語りければ、某曰、なるほどこれは兼て開たり、人の頭を貯るに、日に乾計にては腐りて保たす、因て汞自注、水銀に涵て置けは、いつまでも替らすとなり、故に彼頭も汞に入れてありしと云たり、また同時に見物とて、彼船邊に往しもの煙を喫して居たるを、船人見ても寄來り奪合ふ體にて、取得たるもの、即これを口に入れ食し、其餘は帶の間に容れて貯持てる體なりしといふ、以上、甲子夜話、

文政五年或書狀の内

四月廿九日渡來の諸厄利亞船、長さ二十七間二尺、按するに、十七間二尺、横六間程、檣三本、帆は九つ掛る、舳尺の誤寫なるへし、三間程も有之七つ、艦先に木偶胸より上の形はかり、艦の左右婦人の木偶付き申居る、真中に男顔はかり付き申候、是又木偶人物、赤毛禿頭冠もの着し、衣類はつ、ぼう毛織の類、鼻筋高く、くば眼、丈け高く太肥、色は黒身多く、眼神は眞黒に無之、

眼中光り申候、日本の諺に頑愚なるものを唐人と申候へども、中々以左には無之、奸悪なる顔貌、萬國通商の俠客風の者と被存候、言語は不通、小田原侯、川越侯、白川侯御固め番船數艘、さてさて珍敷ものを見申候、私は六日歸着仕、異船も八日歸帆のよし、アンゲリヤへは、五ヶ月も掛り歸り候よし、日本里數一萬三千里と通辯申開候よし傳承候、帆に蠻文字體のもの見え候へども、風に翻り候故、字形字數共難分候、通辯の人に承り度候事、或書に、九千九百里程と有之、併何れも海上迂曲通船の事故、其大概を記候事と奉存候、

同年五月十一日、大久保加賀守御届、異國船去る八日晝時頃、浦賀港致出帆候に付、小笠原彈正より兼而申渡有之候通、松平越中守、松平大和守家來三手爲見届、家來をば洲之崎迄致出船、影も不相見候迄、見届候に付、直に引取可申候處、東風強、同所致止宿、一昨九日夕八時過、浦賀迄致歸帆候、見送船も罷歸、帆影も不相見候旨申達候間、警固人數引取候様、彈正より申渡有之候に付、固場所引拂候段、彼地へ差遣候家來之者より申越候、此段御届申上候、以上、

イギリス船三階作り、自注長十九間三尺、深さ四丈、自注、深さ二尺、口の通り二間、按一鶏三十疋、一梅實三升、一あんす一升、一大根三十束、一ふき二十束、一かつを三十疋、一批把三升、

五月十一日 大久保加賀守以上、視聽草 文政五年五月四日晝時頃、江都より足立左内、馬場佐十郎通辯のため浦賀へ着す、夫より追々通辯ありて、異人船來の情實相分り、異人願通りの諸品下し賜るによつて、本月六日より歸船の支度をなし、順風を待ち居る處、同八日順風故、晝九時過に浦賀港を出帆す、見届として房州洲之崎邊迄、浦賀組の者出船せし處、黄昏の此、洲の崎より未の方に針路をとり、夫より同國布良崎沖一里程隔、東の方へ航行き、帆影も不見由、浦賀へ注進ありしと言

ふ、

諸厄利亞人通辯の趣傳聞せし件々、左に記す、注、其人々の直話を聞さるゆゑ、傳聞の誤多かるべし、

一 五月四日、足立馬場兩人異人と面話し、通辯を以て相尋る處、情實粗相分り、全薪水菜等盡き、且病人もあるにより、此處へ船到せし由、異人と問答の箇條左の通り、
一 船長さ十七間三尺、幅三丈三尺、深さ一丈八尺、一乗組人數三十三人、船主の名ダーヒットケル、歳四十、
一 船中積物は鯨油の外一切無之由、
一 二年半以前、本國イギリスを鯨獵のため出帆、夫より新オランダの内デイメンランドへ着船、十二月滯船し、夫より新ゼイランドへ着船、六ヶ月滯船、又新コイネヤへ着船、夫より直に日本の南海へ來り、此節より薪水盡き野菜不足より、船中病人多く相成、依之何卒左之品々相調へ求め度ため、此地へ入津せし由、
一 水四五十樽、一薪二三艘、但、丸一生菜、一山土二桶、自注、是は敗血病にて足くさる者、一大根二十把、一野菜あるに付、其病人治療のため也、

物見合、一雞又鶯四五羽、一生菜、
一 船中乗組の者、何れも微疾あり、就中六七人は病狀重し、畢竟數日野菜を絶ち、鹽肉のみ食せし故なりと、
一 此地を出帆すれば、二ヶ月程は日本の南海にて鯨漁し、夫より凡五ヶ月を経て本國に歸帆すと云、自注、異人の話、亞細亞、亞弗利加、歐羅巴三大陸の内、日本の南海は海上穩なるはなし、數日沖掛りしても、颶風波の患なしと云、
一 四月八日頃、此邊外海にて漁船の者を船に乗せしは、此船にて所爲歟と尋るに、不知と云、按するに、本邦の漁人を異船に招きし事ありと聞ゆ、されども此他所見なし、
一 五年以前イギリス船當地へ舶來せし事、存知居るやと尋るに、按するに、文政元年、一向不知と云ふ、元來其節此地に來りしもの、此船中に一人も乗組居らすと云し由、
一 國法にて、此地に滯船中は、武器不殘可相渡旨を申聞せし處、承諾し奉り、鐵砲劍火藥桶の類差出し、滯船中浦賀御番所に差置る、予も一見せり、注、此一事或人の話にて、イギリス船此地へ入津、未だ通辯人も來らざる時、其事に關するもの、手眞似仕形を以て武器の類、滯船中渡すへき旨を申論しけるに、一向不知の樣子なれば、如何の譯にて武器を渡さざるやと不審もありし由、然るに通辯人此地に來り、本文の

通り通辯を以て申論せしに、殊の外慚愧の様子にて、漸武器の類を
出し渡せしと云ふ、是は鐵炮火藥の類時も至て少く、其上鐵炮類
の類錆朽、或は銃機損し、用に立ざるもあるゆゑ、此方の人慢り
笑はん事を憚てのこゝなりと云説あれども、其實否は知らず、

一横文字三通差出す處、薪、水、野菜等を乞ひ願ふ
ため、同じ事を認たる書なる由、

一異人請ひ願ふ所の品々下し賜るに於ては、早々
出帆すへき由、且下し賜はる品々代料銀錢にて納
め度との事なれども、必其儀に不及と申し論せし
由、

一本月五日、イギリス人願の通、薪、水、野菜其外諸
品、左之通り下し賜はりし由、

一薪五百束、自注、松真木、大材、小材交、一水二十二樽、
自注、異船の樽なり、一樽に此方
の荷桶に水二十荷程入るなり、一山土二樽、自注、異船の
樽なり、
一大根十把、一生魚二十尾、自注、中體四本、大體三
本、中體六枚、飛魚七、
一歎冬十五把、一梅二升、一杏一升、一雞十羽、
一白米二俵、自注、四斗、一春麥一俵、自注、四斗、外異船
渡來の日より、日々薪三十把、水三十荷宛下し賜
はりし由、

一異人願の品々下し賜はる上は、早々出帆すへき
由を、本月六日通辯人より申渡し、論書を渡せし由

しゆゑ、早速引船數艘を以て、五六町も引出す所、
驟雨にて風波烈く、引船難堪、無是非異船其處に止
り居、九ツ時過雨歇み風波も靜まりければ、此度は
引船もなく、異船數帆を巻き揚げ出帆す、同九日夕
刻、異船出帆見届の者歸り、帆影も不見由注進あり
しゆゑ、諸手警固船も各引取りし由、

通辯人見聞の雜事、傳聞せる件々左に記す、

一船の作りは歐羅巴洲の風にて替る事なし、船の
表の方より出しの所に人形の頭あり、船尾の方に
も同じ頭あり、船尾の右左の端に婦人全身の像あ
り、楫の上の處に、サラセン自注、船名、ロンドン自注、地名と云
文字ありと云、船の圖下に出す、

一通辯人乗船の時、船主出迎すへきと思ひしに、一
向に構はぬ様子なり、是は其事に關れる者見廻り
として、晝夜乗込居るゆゑ、其徒と同じく心得たる
と見えたり、夫より船主の下僕にや、若き男見掛し

ゆゑ、船主へ用事ある趣を申し傳へし所、櫓の下に
入り間もなく出來り、下へ參るやうに申聞、船主の
居所へ通り、其側に小部屋あり、是は船主の部屋と
見え、其處より船主出來れり、何れも人物野鄙粗猛

なれ共、予其事に關らざれば、詳細なることは知ら
ず、其論書の大意は、其方共久しく航海して、薪水
に盡き、且野菜等食せざるゆゑ、船中病人多く、止
事を得ず右の品々調求めんため、此地へ舶來せし
由申立るによつて、此節は望の品々遣之、因て早々
出帆致すへし、以來日本地方別して此近海には堅
く船を寄すへからず、其旨を心得歸國の上、船乗の
ものごもへも相傳ふへしと云々、異國人共承諾奉
りし由御請を申上、且此度望の品々下し賜はり、難
有旨を申すにより、取上げ武器不殘差戻されけれ
は、風順次第早々出帆すへき由、異人共申立し由、
自注、一説に、本文の通論書通辯を以て申論せし後、異船に乘組し
人數の内、蘭語に通せしものありて、異人より出す所の横文字を
蘭文に譯せしを見れば、彼等元來江戸へ參るへき趣に關しゆゑ、
尙又申論せし事ありと聞及へり、予其事に關らざれば、其詳細は知
らず、凡其大意は、其方ごもより差出す所の書面相分らざるによ
り、蘭文にて大意を譯せしにより、其大概は相分れり、元來其方ご
もの事は、江戸港へ入津せし品々願の存寄と見えたり、是は以の
賜はらざるのみならず、一統の身危く、不幸の筋なるへき所に
ありしなり、此儀を篤と心得、其方ごもに限らず、以來右體の思ひ
立決してなきやうに致し、外船乗の者ごもへも相
傳ふへしと云、通辯を以て申し聞せし由聞及へり、

一本月六日より異船順風を待ち、同八日朝風順に
よつて、兼て約束の通、異船より色旗を以て合圖せ

なり、一通り挨拶に及び、誰そ蘭語に通せし者あら
は可差出と、諸厄利亞語にて申聞し處、無程年二十
許の男出來る、汝は蘭語を解すやと尋しに、某は蘭
語は知らず、佛郎察語は覺え居ると云、夫より今一
人を呼出す處、年四十五六の男にて、此者は蘭語
に通せしゆゑ、此者を通詞とし、始終の用辨せしと
云、

一船中を一見致度と申ければ、船主先に立ち案内
し、船主の居間を出、幅三尺程の路あり、其長さ三
間程歩み行けば、八疊敷計その一ト間あり、向の方
に大なる桶三つあり、是を尋ぬるに、牛豕の鹽肉の
よし、即其蓋をとり見せし由、此桶の後ろに鐵の鎖
あり、其輪の鐵太さ一寸程もあり、長さは百間餘も
あるへし、是は碇綱に用ふると云、又左の方に銛十
本程もあり、半分は鐵、半分は木の柄にて、其形



如此、尖の處には皮の袋をはめ置く、又船の横には
幅四五寸程の貫を四五寸間に打付てあり、船主棒
を以て其貫の間に差込み、寸をとり見せける、是は
此貫と船の横板の間に、何も隠し置しものなきと

云を見せるためならんと云、
 一右の方に小室あり、此中に大工道具あり、其傍に木にて造れる凡六尺程の婦人の像あり、如何なる品にやと尋ぬるに、新阿蘭陀迄類船あり、彼地にて破船せしゆゑ、其船の表にありし印しのみ取置く、此婦人の像は、其船の印なりと云、
 一右小室の入口右の方に、人頭を畫きあり、其形船の表にある人形の頭と同じ事にて、頭には此方の麥藁細工の笠の如き物を冠り、黒く厚き髪あり、歐羅巴の人物とは見えざるゆゑ尋ねしに、是はトルコ國二勇士の像にて、名をサラセンと云、此人形を船印に用ふるゆゑ、此船の名もサラセンと呼ぶ由、
 一尋常の異國になきものは、船の表帆柱の本に、凡九尺四方高さ七尺程に、石にて造る竈あり、其中に鍋を塗り込み、脇より火を焚く仕懸に造り、又竈の一方には銅にて造れる方四尺許のものあり、是は鯨肉を鍋にて煮て、油解けるに隨ひ、自然と右の銅壺に流れ込む仕掛にて、此銅の器の下の方に香口あり、油内に滿れば其口を抜き、外の器へ移す仕掛なりと、自注、此竈油を煮油をさる竈、予其略圖を得たり、水文なること、の趣をさし、参考のため下に圖を出す、○按ずる

に、此圖下に略す、
 一異人茶碗に鯨油を入れ持出しみせしに、胡麻油の如にて、臭氣なく、此方の魚油とは大に違ふゆゑ尋しに、製法を加ふる時は、如此清潔になると、尤三分一は減する由、
 一唐和蘭陀船、何月頃此地に舶到するやと船主尋しゆゑ、此所は都て異國の舶來する處に非ず、唐和蘭陀ともに長崎に來ると、通辯人答へければ、長崎と云は、何れの地にやと云て、地圖を出せしゆゑ、指示し見せければ、初て唐和蘭陀船の來る處を知ると云、元來漁人なれば、何事も辨へざる事と見ゆる由、
 一長崎にて唐和蘭陀の舶來する時も、如此小舟を以て取圍む事なるやと船主尋ねしゆゑ、是は定式の船なれば、如此固むる事なし、其餘の船は長崎にても嚴重に固め、素より港の内には入ざる事なりと答へしと云、
 一元來押強き人物にて、雞、野菜、大材の薪を今少し申請度と申せしゆゑ、我等江戸より通辯のため此地に來り、汝等困窮を申立るにより、氣の毒に思

ひ、此地の人に請ひて、望の品々與へたり、然るを尙又右等の事、我等當地の事に對して申出難しと云て、其儘にせしと云、
 一通辯の事濟、暇乞して引取らんとするとき、船主通辯人の手をとり、是非部屋へ參りて酒を喫せよと言に付、申断ければ、少し嘲弄する様子にて、船主通辯人の肩をたゞき、イギリスへ參れ杯と言へり、彼等か心底は是位の漁船なるに、數艘の固め船もあり、晝夜警固嚴重にて、殊に武器の類取上げ置く事、可笑思ひたるやうに見え、對談中にも何事やらん船主私語せしを、通詞につかひし異人は、氣の毒に思ひしにや、其詳細なる事は此方へ申聞せず、元來姦猾なる人物に見ゆると云、
 按ずるに、下に載するは諸厄利亞人滯船中見聞雜記のよしにて、異人の事情及び船中の武器、其外器物の事等を記し、またそのつかられを知るべき一助なれば、存す、但し圖面は大凡略す、
 一浦賀にて其事に關れるもの、話を聞しに、船の大き其外、前に記す所と少々相違せり、左に記して參考に備ふ、
 一船長さ十九間一尺、自注、此長さは間尺にて、百二十五フ
 一尺弱にあたり、一尺弱にあたり、
 一同幅五尋三尺、一船表幅三尋程、

一みよし丈二尋、一深さ四尋程、一船幅一尺、厚さ三寸、一檣三本、外に出し帆一本、帆數十七、
 一總船板厚さ九寸四歩、但、船板は厚さ凡五六寸、幅一尺程を貫き、ちやんに塗る、總厚さ凡二尺餘もありと云、
 一端船五艘、つ、船中一艘、
 一乗組人數三十三人、
 一或人マダゴスの按ずるに、説を聞しに、異船乗組人數の内、和蘭人一人、榜葛刺人一人、右の外は皆本國の人なり、其中に五ヶ年以前浦賀に舶到せし時、此地に來りしもの一人乗組來りしと云、自注、此一事は、五ヶ年以前、彼國の船此地に來る事一向知らず、通辯の趣にて一人も船中に乗組居らずと申立し由なれば、彼船夫下僕の說話信し難きに似たり、○按ずるに、淺智の下僕、却て眞實を語りしも知へからず、
 一通辯人浦賀に着以前、其事に關りしもの、異船見廻に罷越せしとき、異人望の品を請求め度ため、色色手眞似すれども、此方にて解し得ざるゆゑ甚悶へ、或は陸を指し、十能の如きものにて掘る手眞似をなせしゆゑ、濱の砂を贈りしに、是にもなき様子ゆゑ、又鹽を贈りし處、是にてもなく、只管山の方を指し掘る手眞似をなするゆゑ、芝の付たる山土を贈りければ、初めて納得せしと云、

一 本月五日の朝、異人等端船五艘に各紅旗を建、銛を積み鯨漁に行んとせしゆゑ、其事に關れるもの、通辯の兩人へ談し、滯船中鯨漁に出さるやうに申諭せしゆゑ、其事止みぬ、自注、此一事は、元異人浦賀へ入見掛しゆゑ、動もすれば鯨漁に出る用意をなせしと云。

一同日朝より、異船三本橋に色旗を數十流飾る、晝時頃迄に飾り了る、浦賀の老若婦女皆觀す、予も親しく一見せり、自注、此事初は何等の譯なる事知らず、彼等巻説なりしに、通辯人其事を尋ねれば、當日は彼國に於て日曜日當るゆゑ、右の旗を飾るに答へし由。

一 或人船夫の話を聞けるに、此地の近海にて鯨を見掛し時、早速端船をおろし、銛を積み込み追駈けるに、其時鯨の鬣にて船のみよしを刳られ損したるに、其破損の所を繕ひ居るを見たりと云、

一 其事に關れるもの、異船見廻の時、鯨漁の圖及横文字にて記せるものを出し、彼國にて鯨漁の仕方は如此と云様子なれども、其書は解せず、唯其圖を見るに、小船數艘に紅旗を建、銛を以て鯨を突く圖あり、又鯨突留たる處にもあらんか、鯨背に紅旗を建、數人取圍み居る圖も見請たりと云、
一 船夫等大便に行き、打糞の如きものを以て肛門

を拭ひ、其拭ひたる物を捨てず、股引のボタンをはづし入置、再び用て後は、洗ひて日に乾し、再三用ふと云、等は何を以て打糞に用ふるにや、
一 龜一箇畜置、甚愛する様子なり、常の龜より甲甚高く異形なり、大さ五寸程もあり、此方の人掌中に載せ見るに、格好よく至て輕し、是を手真似にて尋ぬるに、山の方を指し、山より捕得たると言ふ、後に通辯の人尋ければ、新和蘭陀の山龜なりと答し由、
一 櫓の上に五色音呼一羽、猩々音呼一羽畜置けり、籠は籐を以て丸く作り、此方の山鳥籠に似たり、
一 船中に豕、野牛、雞を畜置、食用に備ふ、豕は黑白の斑毛あり、豕、雞の類餌には、異人食し餘れる肉の類を飼、水は大切にす、鯨與へず、船夫下僕は右の豕、雞の類と雜居し、頻りに唾を吐き散すを、豕、雞嘗め居るを見しと、
一 船中に珍敷魚尾あり、長さ四尺程、鮫の形に似て細長く、色黒くして小さき鮫の粒あり、鱈の尾なるへしと云、
一 本月四日、異人望の山土を下し賜はる所、四斗樽

程の桶に、右の山土を入れ、病人を腰迄土に埋め置しを見しと云、船夫共の説話に、數月野菜を食せず、鹽肉の類を食し、其上水切れにて、海水をらん引にてとり用ひ、久しく海氣に蒸され、土を履む事なく、地氣を受ざるゆゑ、敗血病を發し、腰脚腫れ、紫黒色の斑を生し、或は脚、股、所々瘡口破れ、水出るもあり、是を療するに、彼山土を以て腰脚を漬置ときは全快すと云、追々代々に右の桶に入れ、土に漬置く、翌日見廻りの者尋ぬれば、昨日より甚快くなりしと云、自注、此事通辯人の説を傳聞せしに、彼兩人通辯のためり、薪水山土等を請ひ言説據のため、追々病人を呼び寄せ、各足を出し衣服をまくり見せしに、何れも紫黒色の斑ありて、腫れ居しと云、
一 船中に畜置ける鶏も、殊の外土を珍らしく思ふと見え、右の土中に入り、何程追散しても、又來りて土中に飛入りしと云、
一 異人常に淡芭菰を嗜み食ひ、或は烟を吸ふ、烟管は至て短く、木にて造りたるものなり、自注、下此方の人彼船に到れば、船夫とも先煙草を乞ふ、因て此方より煙草を贈れば、即座に先つ煙草を食ひ、而後に煙管を用て煙を吸ふといふ、
一 食物は箸を用ひず、別に食器あり、自注、下に常食圖を出す

は豕、野牛、雞肉、或は鹽藏せる牛、豕肉、鯨肉等を烹調して食す、此方より下し賜はる松魚、鱈の類を割烹するに、ハ一刀を以て頭を刳ね、大きく切り油を以て揚げ、再び小さく切り、ポットロ様のものを和してこれを飽食し、其間に和蘭人食用するパンの如きものを食ひ、或は酒を飲むと云、
一 飲食する處には、方三尺許の几を設け、腰掛を置き、几上には肉を盛たる器皿を排列し、パンの如きものを器に盛り置き食す、酒も瓶に盛り、酒器を以て傾け飲む、本邦の人の如く、日に三度と云定りなく、度々飲食す、酒は至て猛烈にて色濃く、此方の人一口飲む時は、目鼻にしむる程に覺ゆ、尤外に色薄き酒を玻璃瓶に貯へ置けるを、過半和して飲む時は、此方の人にも口に適す、されども平日本邦の酒を二合も飲む程の分量の人、右の酒を二三盃も飲む時は、此方の酒三四合も飲みたる心持して、大に酩酊すと云、
一 此方より賜はる大根至て珍重する様子にて、船夫ども生にて葉莖を食ひ、既に白根を食ふに至ては、一口食ひ欠きては蘿蔔汁を面手足にぬる、度々